

平成三十年十一月二十八日開会
平成三十年十二月十四日閉会

平成三十年第四回定例会会議録

西之表市議会

平成三十年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月二十八日(水)

一、開 会	．．．．．	五
一、開 議	．．．．．	五
一、会議録署名議員の指名	．．．．．	五
一、会期の決定	．．．．．	五
一、提出議案の一括上程	．．．．．	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	．．．．．	六
八板市長	．．．．．	六
一、議案審議	．．．．．	一〇
議案第六〇号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	一〇
大瀬総務課長説明	．．．．．	一〇
長野広美さん質疑	．．．．．	一一
大瀬総務課長	．．．．．	一一
中野 周君質疑	．．．．．	一二
生田直弘君質疑	．．．．．	一三
議案第六一号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	一三
奥村財産監理課長説明	．．．．．	一三
議案第六二号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	一四
長野健康保険課長説明	．．．．．	一四
議案第六三号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	一五

森高齢者支援課長説明	一五
議案第六四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	一六
長野健康保険課長説明	一六
議案第六五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	一六
上妻水道課長説明	一六
一、日程報告	一七
一、散会	一七
第二号 十一月二十九日(木)	
一、開議	二三
一、議案審議	二四
議案第六〇号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二四
鮫島総務文教委員長報告	二四
和田香穂里さん質疑	二四
鮫島総務文教委員長	二五
和田香穂里さん反対討論	二五
河本幸男君賛成討論	二六
中野 周君反対討論	二七
生田直弘君反対討論	二九
田添辰郎君賛成討論	三〇
議案第六一号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	三二
小倉予算特別委員長報告	三二

長野広美さん賛成討論	三三三
和田香穂里さん反対討論	三四
下川和博君賛成討論	三四
議案第六二号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	三五
議案第六三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	三五
議案第六四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	三五
議案第六五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	三五
小倉予算特別委員長報告	三五
一、休憩	三八
一、再開	三八
一、議案審議	三八
議案第六六号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	三八
八板市長説明	三八
一、休憩	三八
一、再開	三八
一、議案審議	三八
議案第六七号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	四〇
日笠山農委事務局長説明	四〇
議案第六八号 西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	四一
長野健康保険課長説明	四一
議案第六九号 公の施設の指定管理者の指定について	四二
戸川建設課長説明	四二
橋口美幸さん質疑	四二

戸川建設課長	．．．．．	四二
一、休憩	．．．．．	四三
一、再開	．．．．．	四三
一、議案審議	．．．．．	四三
生田直弘君質疑	．．．．．	四三
議案第七〇号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	．．．．．	四三
奥村財産監理課長説明	．．．．．	四四
議案第七一号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	四六
長野健康保険課長説明	．．．．．	四六
議案第七二号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	四七
園田農林水産課長説明	．．．．．	四七
議案第七三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	四七
森高齢者支援課長説明	．．．．．	四八
議案第七四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	四八
長野健康保険課長説明	．．．．．	四九
議案第七五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	．．．．．	四九
上妻水道課長説明	．．．．．	四九
一、請願・陳情の委員会付託	．．．．．	五〇
一、日程報告	．．．．．	五一
一、散会	．．．．．	五一
第三号 十一月三十日(金)	．．．．．	五七
一、開議	．．．．．	五七

一、	一般質問	．．．．．	五七
	下川和博君	．．．．．	五七
	八板市長	．．．．．	五八
	園田農林水産課長	．．．．．	五八
	戸川建設課長	．．．．．	六二
	松下社会教育課長	．．．．．	六六
一、	休憩	．．．．．	六九
一、	再開	．．．．．	六九
一、	一般質問	．．．．．	六九
	生田直弘君	．．．．．	六九
	小山田教委総務課長	．．．．．	七〇
	内学校教育課長	．．．．．	七二
	大平教育長	．．．．．	七三
	神村企画課長	．．．．．	七四
	八板市長	．．．．．	七九
	奥村財産監理課長	．．．．．	八〇
一、	休憩	．．．．．	八五
一、	再開	．．．．．	八五
一、	一般質問	．．．．．	八五
	鮫島市憲君	．．．．．	八五
	園田農林水産課長	．．．．．	八六
一、	休憩	．．．．．	八九
一、	再開	．．．．．	八九

一、一般質問	八九
和田香穂里さん	九〇
八板市長	九〇
大瀬総務課長	九一
神村企画課長	一〇四
森高齢者支援課長	一〇七
一、日程報告	一〇八
一、散 会	一〇八

第四号 十二月三日(月)

一、開 議	一一三
一、一般質問	一一三
河本幸男君	一一三
大瀬総務課長	一一四
八板市長	一一八
一、休 憩	一二二
一、再 開	一二三
一、一般質問	一二三
渡辺道大君	一二三
下川福祉事務所長	一二三
八板市長	一二七
園田農林水産課長	一三一
神村企画課長	一三二

戸川建設課長	．．．．．	一三八
一、休憩	．．．．．	一三九
一、再開	．．．．．	一三九
一、一般質問	．．．．．	一三九
橋口美幸さん	．．．．．	一三九
小山田教委総務課長	．．．．．	一四〇
神村企画課長	．．．．．	一四一
八板市長	．．．．．	一四三
下川福祉事務所長	．．．．．	一四四
松下社会教育課長	．．．．．	一四五
岩下経済観光課長	．．．．．	一四七
大瀬総務課長	．．．．．	一五五
一、休憩	．．．．．	一五八
一、再開	．．．．．	一五八
一、一般質問	．．．．．	一五八
竹下秀樹君	．．．．．	一五八
岩下経済観光課長	．．．．．	一五九
八板市長	．．．．．	一六四
大瀬総務課長	．．．．．	一六七
内学校教育課長	．．．．．	一六九
一、日程報告	．．．．．	一七〇
一、散会	．．．．．	一七〇

第五号 十二月四日(火)

一、開 議	．．．．．	一七五
一、一般質問	．．．．．	一七五
長野広美さん	．．．．．	一七五
八板市長	．．．．．	一七六
大瀬総務課長	．．．．．	一七八
内学校教育課長	．．．．．	一八四
岩下経済観光課長	．．．．．	一八六
一、休 憩	．．．．．	一九〇
一、再 開	．．．．．	一九〇
一、一般質問	．．．．．	一九〇
一、休 憩	．．．．．	一九四
一、再 開	．．．．．	一九四
一、一般質問	．．．．．	一九四
田添辰郎君	．．．．．	一九四
森高齢者支援課長	．．．．．	一九五
八板市長	．．．．．	一九六
岩下経済観光課長	．．．．．	一九六
奥村財産監理課長	．．．．．	二〇三
一、日程報告	．．．．．	二一〇
一、散 会	．．．．．	二一〇

第六号 十二月十四日(金)

一、開 議	．．．．．	二一五
一、議案審議	．．．．．	二一五
議案第七〇号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	撤回の件
八板市長説明	．．．．．	二一六
一、日程の追加	．．．．．	二一六
議案第七六号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	．．．．．
奥村財産監理課長説明	．．．．．	二一七
一、休 憩	．．．．．	二一九
一、再 開	．．．．．	二一九
一、日程の追加・議案審議	．．．．．	二一九
議案第六七号	西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二二〇
議案第六八号	西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二二一
議案第六九号	公の施設の指定管理者の指定について	．．．．．
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二二二
渡辺道大君反対討論	．．．．．	二二二
川村孝則君賛成討論	．．．．．	二二三
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	二二四
議案第七六号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	．．．．．
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	二二六
和田香穂里さん賛成討論	．．．．．	二二七
議案第七一号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．
		二二七

小倉予算特別委員長報告	．．．．．	二二八
議案第七二号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	二二八
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	二二九
議案第七三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	二二九
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	二二九
議案第七四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	二三〇
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	二三〇
議案第七五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	．．．．．	二三一
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	二三一
請願第一二号 議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求める請願書	．．．．．	二三二
下川議会運営委員長報告	．．．．．	二三二
和田香穂里さん質疑	．．．．．	二三四
下川議会運営委員長	．．．．．	二三四
和田香穂里さん賛成討論	．．．．．	二三四
中野 周君反対討論	．．．．．	二三六
一、議案追加上程・議案審議	．．．．．	二三八
議案第七七号 西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二三九
下川議会運営委員長説明	．．．．．	二三九
和田香穂里さん質疑	．．．．．	二三九
下川議会運営委員長	．．．．．	二三九
一、休 憩	．．．．．	二四〇
一、再 開	．．．．．	二四〇
一、議案審議	．．．．．	二四〇

一、休憩	．．．．．	二四〇
一、再開	．．．．．	二四〇
一、議案審議	．．．．．	二四〇
橋口美幸さん質疑	．．．．．	二四一
一、休憩	．．．．．	二四一
一、再開	．．．．．	二四一
一、議案審議	．．．．．	二四一
和田香穂里さん反対討論	．．．．．	二四二
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	二四五
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	二四六
一、総務文教委員会所管事務調査報告	．．．．．	二四七
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	二四七
一、航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告	．．．．．	二四九
田添航路改善港湾整備特別委員長報告	．．．．．	二五〇
一、議員派遣の件	．．．．．	二五一
一、閉会中の継続審査	．．．．．	二五一
一、市長挨拶	．．．．．	二五二
八板市長	．．．．．	二五二
一、議長閉会挨拶	．．．．．	二五二
永田議長	．．．．．	二五二
一、閉会	．．．．．	二五三

平成三十年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
十一・二十八		水	委員会 本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託） 付託案件審査 総務文教委員会・予算特別委員会
二十九		木	本会議	議案審議（総務文教委員会及び予算特別委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託
三十		金	本会議	一般質問
十二・一		土	休会	
二		日	休会	
三	月		本会議	一般質問
四	火		本会議	一般質問

十四			十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
金			木	水	火	月	日	土	金	木	水
本 会 議	委 員 会	本 会 議	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	休 会	委 員 会
議案審議（各常任委員会及び予算特別委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、請願・陳情等 審議（議会運営委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案一件追加上程（質疑・委員会付 託省略・討論・表決）、総務文教委員会及び航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告、 議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会			議案撤回の件、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）	各特別委員会・議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 予算特別委員会			付託案件審査 予算特別委員会		付託案件審査 産業厚生委員会

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 六〇号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十一月二十九日原案可決
議案第 六一号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	委員会付託	十一月二十九日原案可決
議案第 六二号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十一月二十九日原案可決
議案第 六三号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十一月二十九日原案可決
議案第 六四号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十一月二十九日原案可決
議案第 六五号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	委員会付託	十一月二十九日原案可決
議案第 六六号	西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	即決	十一月二十九日同意
議案第 六七号	西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 六八号	西之表市高齢者はり・きゆう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 六九号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 七〇号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	委員会付託	十二月十四日撤回
議案第 七一号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 七二号	平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 七三号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 七四号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十四日原案可決
議案第 七五号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十四日原案可決

一、付議事件（追加分）

番 号	事 件 名	審 議 方 法	結 果
議案第 七六号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）	委員会付託	十二月 十四 日原案可決
議案第 七七号	西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月 十四 日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

番 号 事 件 名

提出者

結 果

請願第 一 二 号 議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を
求める請願書 西之表市西之表二七四五―三
馬場 信一 他十九名 十二月 十四 日 不 採 択

本会議第一号（十一月二十八日）

本会議第一号(十一月二十八日)(水)

◎出席議員(十五名)

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員(一名)

一三番 橋口好文君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
副 市 長	中野哲男君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企 画 課 長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

◎議会議務局職員出席者

農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年十一月二十八日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成三十年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第六〇号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第六一号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第四号）

日程第七 議案第六二号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第八 議案第六三号 平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第九 議案第六四号 平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一〇 議案第六五号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、九番議員鮫島市憲君、一〇番議員中野周君を指名をいたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十六日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十四日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十四日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第六〇号から議案第七五号までの議案十六件を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、平成三十年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

立冬も過ぎ、歳末を感じる時節となりました。

臨時国会では政策論戦がなされ、来年度の予算編成作業や税制改正が最終盤を迎えようとしております。

市民の皆様が平穩に今年を終え、また、希望を持って新年が迎えられるように、国への要望、予算の獲得、各種制度の充実など、年末に向けて、できる限りの努力をしていきたいと考えております。

また、今年は市制施行六十周年でもあります。これまでの歴史を振り返り、我がふるさとの宝を見直しながら、未来へ続く道を市民の皆様とともに歩いていきたいと考えます。引き続き、市政への市民の皆様への御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案説明に先立ちまして、産業や地域の状況、行事経過や課題などについて触れたいと思います。

まず、農業においては、本格的な収穫の時期を迎える基幹作物のさとうきびは、工場の原料受入れを、来月十七日から開始、年末年始休暇や増産推進日等を挟んで、来春の四月八日に受入れ終了、製糖終了予定は四月十一日となっております。

今年九月末の台風二十四号の被害によりまして、見込み反収五千四百キログラムと、昨年に続き、農家の皆様にとっては大変厳しい年となりそうです。

市いたしましたしても、関係機関、生産者とともに早急な立て直しを図るため、昨年につき、さとうきび増産基金事業を活用いたしまして、新植のための種苗代助成などを行い、次年度を見据えた面積、

生産量確保に努めたいと考えております。

また、でんぷん原料用さつまいもにつきましては、十月十三日に操業を開始し、今月三十日終了予定でありますけれども、予想反収がおよそ六十俵と、昨年より増の見込みであります。

安納いも等の青果用さつまいもについても、出荷途中ではあります。予想反収二千キログラムと昨年より増の見込みであります。

畜産につきましては、昨年度同時期と比較し、依然として好調な取引となっております。

有害鳥獣のシカ対策については、捕獲と防護の両面からの体制を進めており、捕獲頭数は十月末現在で千八百三十一頭となっております。

林業につきましては、市有林における間伐を実施しており、本年度およそ七・七ヘクタールの施業となる見込みであります。

次に、一連の行事等について経過を御説明申し上げます。

第七十二回県民体育大会が九月十六日に開催され、相撲競技一般の部で熊毛、これは西之表市のチームであります。初優勝をなし遂げております。快挙を喜びたいと思います。

九月二十七日から三日間、よきの海水浴場で日本プロサーフィン連盟が主催するプロサーフィンツアー及びプロトライアルが開催されました。百三十六名のエントリーがあり、本市からは、東京オリピックの強化選手である日高涼太さん、プロサーファーである山口輝行さんの二名が出場し、地元の方々からたくさん声援を受け

て健闘をされました。

十月七日には、第五十六回市民体育祭が市制施行六十周年記念事業として開かれました。関東種子島会から寄贈された聖火トーチを使用して、市内の小中学生が聖火リレーを行いました。また、六十歳代男性による六十メートル走も行われ、各地区選手の懸命の走りが会場を沸かせたところであります。

さらに、安城出身、現鹿児島南高校三年生の小川智裕選手を招いてのエキシビジョンを実施し、圧巻の走りで会場を魅了したところであります。

十月から十一月にかけては、広島や兵庫から、総勢八百五十一名の修学旅行の高校生が種子島を訪れ、民泊体験や島内観光を行いました。今後のますますの交流を期待したいと思います。

十月二十七日から十一月四日にかけては、商店街を中心に「くろしおの芸術祭二〇一八」が開催されました。八月目となる今年は、新たに、バッグづくりワークショップのほか、各店舗に設置するアート看板、種子島をイメージしたアートベンチ、市民を描いた壁ギヤラリーなど、韓国や国内の芸術家と多くの地元参加者による制作、交流が行われました。

十月三十一日には、株式会社地方創生テクノロジーラボとの企業立地協定が締結されております。首都圏での新電力販売事業への進出に伴い、既に市内で新たにバックオフィスとなる事業所を開設し、東京の本社との間で、顧客のウェブ対策や管理業務が行われていま

す。今後、現地採用を含む四人の新規採用をし、三年目には二十人の雇用を見込んでいるということで、若者を初めとする働く場の創出が大いに期待されます。

十一月十八日には、第四十七回市内一周駅伝競走大会を各校区、地域の方々の御協力により、事故もなく無事に開催することができました。

文化関係では、十一月三日、四日の両日、市民会館を中心に第四十七回市民文化祭が開催され、数多くの団体に日ごろの活動成果を発表していただきました。今回はヴィラ・ド・ヴィスポ、ポルトガルのヴィラ・ド・ヴィスポ市との、市の姉妹都市盟約二十五周年を記念して、「マリオネット」の二人による公演が行われました。ポルトガルギターやマンドリンなどの情緒あふれる音色に来場者を魅了したところでもあります。

十一月二十一日から昨日二十七日まで、東京都庁におきまして、種子島観光物産展を開催いたしました。昨年に続き、二回目となる今年も、特産品である安納いもの販売のほか、新たに芋焼酎の販売等を行い、多くの来場者によりにぎわいました。

十一月二十四日と二十五日には、県連合華道会十七流派と島内華道団体による「いけばな展」を市民体育館で開催いたしました。生け花の奥義に感銘を受け、子供たちや市民の作品に心が和んだところでもあります。

また、二十五日には市制施行六十周年記念事業として、「ふるさと

フェスタ」が開催され、台風の直撃で実施できなかった市民表彰をとり行いました。当日は、各地域の郷土芸能保存団体による郷土芸能が披露されたほか、商工フェスタなどと共同で多くの出店が展開されるなど、たくさんの方々の市民でにぎわったところでもあります。

この間の保健福祉分野の動きも紹介したいと思います。

十月三十日から十一月一日までの三日間、馬毛島での戦没者遺骨収集調査を実施いたしました。

戦時において、兵隊の御遺体を埋葬したとの書物の記載や口伝えがあり、厚生労働省の主導で、元島民の方々の証言をもとに、四カ所の発掘作業を行いました。そのうち、池田小屋近くの砂浜から一名分のほぼ完全な形の人骨、また、その周辺からも複数の細かな人骨片が見つかりました。

現在、厚生労働省において、持ち帰った人骨の年代測定等の結果により、戦没者の御遺骨か、より古い年代のものか、判断することとなります。

介護予防事業では、鹿児島大学大学院と連携し、各地域の高齢者の集いの場において、口腔機能や身体機能、栄養等の総合的機能評価を行うことにより、高齢者の健康寿命延伸を目指す取り組みを始めております。

昨日は、榕城小学校で土俵改修完成による土俵開きがありました。郷土出身力士の中園関と石原関のお二人が来校され、その大きなおなかにちびっ子力士の頭がめり込むほどに突進を繰り返して、拍手

が鳴りやまなかったところであります。最後に、全校児童とともに私も母校の校歌を歌いながら、この子供たちが誇りに思うふるさとのまちづくりに、市民の皆様とともに力を合わせて奮闘してまいりたい、その思いを強くしたところであります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明をいたします。

本定例会に提案いたしました議案は、国の人事院勧告による職員の給与関連条例の改正議案一件、それに関連します補正予算議案五件、人事議案で固定資産評価審査委員会委員の選任議案一件、報酬等の条例改正議案が二件、公の施設の指定管理者の指定議案が一件、西之表市一般会計補正予算など予算関係議案六件の合計十六件であります。

主な議案について御説明をいたします。

議案第六〇号から六五号は、平成三十年人事院勧告等を踏まえ、市職員の給与に関する条例等を改正し、関連補正予算を提案するものであります。なお、一般会計補正予算においては、九月議会の議会審議等を踏まえ、商工費に商品券関連の予算を計上いたしております。商工会等の年末商戦に合うように、給与関連予算とあわせて先決審議をお願いするものであります。

議案第六六号は、地方税法の定めにより、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

議案第六七号は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の

支給限度額について明確に定めるため、条例の一部を改正しようとするもの、議案第六八号は、はり・きゅう施術料の助成対象者を七十歳以上の者から後期高齢者医療の被保険者に変更するため条例の一部を改正しようとするものです。

議案第六九号は、公の施設の指定管理者の指定議案で、あつぼらの管理及び運営に関して、指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第七〇号から第七五号は、平成三十年度西之表市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算です。

議案第七〇号は、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）であります。歳入歳出予算の総額に三千七百六十三万一千円を追加し、予算総額を百五億七千三十二万六千円とするものです。

本予算の主なものについて御説明いたします。

まず、さとうきび経営に関して、自然災害による不作が続いていることや生産コストの上昇などにより、非常に厳しい状況が想定されることから、その他関連経費を含め農業振興費に三千三百四十三万六千円を追加しております。

次に、教育関連でこれまで課題となっております学校教室の暑さ対策として、中学校の教室にエアコンを整備するための空調整備費を含め、学校管理費に千五百六万一千円を追加しています。

年度間精算等以外で事業費の大きなものにつきましては以上であります。

以上、本会議の議案について、議員各位の御審議をお願い申し上げます。御審議理由の説明といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第六〇号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第六〇号は、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成三十年人事院勧告をもとに、職員の給料表並びに任期付職員の期末手当並びに職員及び再任用職員の勤勉手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

内容の説明の前に、本年度の人事院勧告について御説明を申し上げます。

本年の人事院勧告については、八月十日、人事院より内閣へ勧告がなされ、同じく本年十一月に、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定いたしました。閣議決定を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提案され、国会を通過の見通しであります。

内容としては、月例給の改定で、平均改定率〇・二％、特別給、いわゆるボーナスということでございますけれども、〇・〇五月の引き上げ、宿日直手当の改正が主なものであります。また、人事院勧告の中で、地方公務員の給与改定についても地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するよう要請がなされ、平成三十年十一月六日付総務副大臣文書で、その趣旨に沿った要請が地方公共団体に出されたものであります。そういった情勢を受けまして、他市町村の状況も見ながら本議会で条例の改正を行おうとするものであります。その主な内容について御説明いたします。

議案書一ページをごらんください。

第一条による改正中、西之表市職員の給与に関する条例第十三条

第一項及び第二項は宿日直手当の支給額変更に伴うものであります。第十六条第二項第一号は再任用職員以外の職員の勤勉手当、いわゆるボーナスでございますけれども、それにつきまして、六月期支給率はそのままで、十二月支給率に〇・〇五月分を含め、また、再任用職員についても同様に、二号により〇・〇五月分を上乗せして支給しようとするものであります。

別表第一につきまして、一ページから五ページまで新たな給料表となります。

五ページをごらんください。

第二条は任期付職員の期末手当について、支給率が〇・〇五月引き上げられるものであります。あわせて、別表第一から別表第三までが新たな給料表となっております。期末手当については、特定任期付職員に対するものであります。本市では該当する職員は存在してございません。

七ページをお開きください。

附則第一項は、施行期日が公布の日から施行するものとなっておりますが、第一項及び第二項の規定は平成三十年四月一日にさかのぼって適用するものとなっております。

附則第二項は、四月以降既に支払われた職員等給与については、本改定により支給されることとなる内払いとみなすことを規定しております。

今回の改定によりまして、給料は全体で百四十二万四千元、〇・

二%の増、職員手当等は三百五十八万八千元、〇・六%の増、共済費が六十九万四千元、〇・三%の増、宿日直手当については、現在、職員による宿日直は行われておりませんので影響額はございません。人件費全体で五百七十万六千元、〇・四%の増となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） ちよつと語句がよくわからないので御説明お願いしたいんですが、私たち議員のほうに新旧対照表等も資料としていただいております。で、その中で、六月に支給する場合と十二月に支給する場合という文言がこれまでになく加えられていて、かつ、「次条第二項の規定で定める職員にあつては百分の百十五」と、この部分の記載が加えられているんですが、この文自体、何を示しているのかちよつと御説明いただけますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 説明申し上げます。

確かにわかりにくい面があるんですけども、給与表につきましては、いわゆるボーナスにつきましては六月期の支給分と十二月の支給分がございます。で、前半の分の六月期の支給分の率と十二月分の支給率が違いますので、そのことを分けまして、今回は六月支給分の率はそのままにしておいて、十二月分の支給率の改定をしようとするものでございます。

で、字句のほうがちよつとわかりにくいんですけども、「規則で定

める職員にあって」という、この規則に定める職員というのは、いわゆる課長職、管理職のことでございます。管理職の部分の期末勤手当の場合の勤手当というのは、普通の職員の手当の率と違っておりました、勤手当の率が高うございますので、その部分の改正をしているものでございます。

その分で職員分と課長職での勤手当の改定の率が違います。職員では〇・九分分のもが〇・九五月になります。課長職では一・一分分のもが一・一五月になります。両方とも〇・〇五月でございますので、全部〇・〇五月の改定ということでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一〇番 中野 周君」

○一〇番（中野 周君） えっと、今、課長の説明です、平成三十年八月十日のこの人事院勧告のポイントの中で、民間給与との格差〇・二％の格差を埋めるために俸給表を改正するように勧告なされたというような説明でしたが、この人事院の、このポイントを調べますと、言うんですね、この資料では、民間給与との格差〇・一六％を埋めるために俸給表の水準を引き上げて、そしてまた、片一方では、ボーナスの民間との格差〇・〇五カ月分を加算するといような内容なんです、この〇・一六％と〇・二％のこの違いをちよつと説明いただけますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 説明申し上げます。

えっと、八月での人事院勧告分の改定率は〇・一六％のいわゆる

勧告でございますけれども、それを受けまして、現国会で一般職の給与法の改正案が出されてございますけれども、勧告の中で〇・一六％の間差を埋めるために、勧告の中でも〇・二％の改定率になつて給料表への改正の勧告がなされてございます。それを受けまして国のほうでも法律の改正してございますので、それに準じまして改正をするというものでございます。

○一〇番（中野 周君） もう一点お尋ねいたします。

この別表第一に示されているですね、給料表のように改定をされた場合、改定後の平均給与の、給与についてですが、改定前と比較して月額で幾らの差になり、年間所得で幾らの差が生じているのかですね、平均と。それから、もしよかったら最高と最低も教えていただいたら参考にしたいんですが。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

給与改定率、今回の補正予算分につきましては、全体で平均いたしますと二万六千八百二円、年額でございますけれども、それだけの額になります。月額でということでございますけれども、月額では二千二百三十四円ということになります。

給与表の間差につきましてですが、給与表は各級ごとに全部違つてございまして、個々の給料表分について、今こちらのほうには持つてきてございませぬけれども、例えば一級の場合、一級の場合で市役所で打ち込んだ場合には、十四万七千円の分が十四万八千六百円、今一番若い職員がいますけれども、もし高卒だとした場合に

は、間差が千五百円、通常はもうちょっと安いんですけども、若い年齢分については間差が大きくなっていますんで、その分で千五百円で一・〇二%ということになります。

もう一つ事例で紹介申し上げますと、六級職、いわゆる課長職ということになりますけども、課長職の中盤あたりの号数で、例えば真ん中あたりの三十五万七千五百円のもが三十五万八千円ほどになりますけども、この場合の間差は五百円になります。その場合は、一・四%になりますので、実際上の給料の間差につきましては、各号給ごとに関差が違いますので、それぞれで変化がしてくるといふことになります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 今ほどの課長の御答弁と質疑の内容を受けてなんですけど、民間の格差を埋めるということなんですけど、この民間というのは、当市の民間というのを勘案してその格差を埋めるといふことをこちらの市、庁内の中では検討されたのかということとが一点と、二点目は、その財源はどこに依存しているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 今回の民間給与との比較でございますけれども、人事院勧告分につきましては、五十名以上の企業から、全体から抽出をいたしまして、それと比較をしまして人事院勧告がなされます。で、県の場合では同じような要領で県の人事委員会

なされますけども、各市町村につきましては、一般的にそれぞれのところの民間の分を直接調査するということはいたしませんけども、実際は、五十名以上の従業員区分の会社の分を比較して出しますので、大体、地方公共団体はどれも一定規模の人数がございますので、通常は人事院勧告の部分を参考に人件費の改定がなされます。

情勢適応の原則というのが公務員法の中にございまして、それを適用されまして、各市町村の状況を見ながら、人事院勧告に基づきまして給与改定が全国一斉で行われるというのが現在でございます。財源につきましては一般財源でございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六一号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第六一号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） それでは、御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第四号）でございます。

別紙の予算書をごらんください。一枚めくっていただきまして条文でございます。

第一条は、歳入歳出予算の総額につきまして、歳入歳出それぞれ三万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ百五億三千二百六十九万五千円とするものであります。

今回の補正については、人事院勧告に基づく人件費並びに商工業の振興に資するため、種子島通貨発行事業の補助に関する経費が主なものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

七ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金を九百一十一万八千円減額しています。このたびの補正に必要な経費のうち、財源として必要な額を財政調整基金に積み立てを予定していた予算の中から財源として充てるため、相当額を減額しようとするものでございます。

次に、一一ページをお開きください。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費に三百五十万円追加してございます。先ほども市長の説明にございましたが、前回の定例会で請願書も採択されました種子島通貨発行事業の補助について、これを歳末セールに合わせて発行するために補助金として計上する

ものでございます。

次に、一款から十款まで、それぞれ人事院勧告に基づく人件費に係る補正を計上しております。

一つ一つの説明は省略をさせていただきますが、今回の補正予算は市給与条例等の改正案に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の分のみの反映をするものでございます。

説明は以上で終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六二号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六二号、平成三十

年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第

三号)です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十二万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億四千六百六十八万一千円とするものです。

補正について、歳出から御説明します。予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費三十二万円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明します。五ページをお開きください。六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金三十二万円の追加は歳出の人件費の補正に伴うものです。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算(第三号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第八、議案第六三号、平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたし

ます。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長(森 真樹君) 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千五百万七千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。予算書六ページをお開きください。

一款総務費二十六万一千円の追加及び三款地域支援事業費六万二千円の追加は、人事院勧告に伴う給与等の改定によるものです。

四款基金積立金一万七千円の減額は、財源調整のため、積立金の予算を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

三款国庫支出金、五款県支出金、七款繰入金の地域支援事業に係る交付金及び繰入金の補正につきましては、歳出の人件費の補正に伴いまして再算定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六四号 平成三十三年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六四号、平成三十

年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百三十六万八千円とするものです。

補正について、歳出から御説明します。六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六万五千円の追加

は、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明します。予算書五ページをお開きください。

四款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金六万五千円の追加は、歳出の人件費の補正に伴うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六五号 平成三十三年度西之表市水道事業会計補正予算

（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六五号、平成三十三年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 平成三十三年度西之表市水道事業会計補

正予算（第三号）について御説明いたします。

一ページ、予算書条文をお開きください。

第二条は収益的支出の補正で、第一款事業費を五十二万四千円増

額して四億四千三百四十三万五千円とするものです。内容は、人事院勧告に基づく給与改定に係る職員九名の人件費の増額です。

第三条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を二十六万四千円増額して七千五百四十六千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす二十九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午前十時四十分散会

本会議第二号（十一月二十九日）

本会議第二号(十一月二十九日)(月)

◎出席議員(十五名)

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員(一名)

一三番 橋口好文君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

◎議会事務局職員出席者

農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年十一月二十九日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

正予算（第三号）

日程第七 議案第六六号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第八 議案第六七号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第九 議案第六八号 西之表市高齢者はり・きゆう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一〇 議案第六九号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一一 議案第七〇号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第五号）

日程一二 議案第七一号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程一三 議案第七二号 平成三十年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程一四 議案第七三号 平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）

日程一五 議案第七四号 平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）

日程一六 議案第七五号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第四号）

日程第六 議案第六五号 平成三十年西之表市水道事業会計補

日程一七 請願・陳情の委員会付託

議事日程（第二号）

日程第一 議案第六〇号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二 議案第六一号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第四号）

日程第三 議案第六二号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第四 議案第六三号 平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第五 議案第六四号 平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第六 議案第六五号 平成三十年西之表市水道事業会計補

△議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△議案第六〇号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、平成三十年人事院勧告をもとに、職員の給料表及び任期付職員の期末手当、並びに職員及び再任用職員の勤勉手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

第一条は、一般職員について、六ヶ月支給率はそのまま、十二ヶ月支給率に〇・〇五カ月分を、再任用職員についても同様に〇・〇五カ月分を上乘せして支給するものです。また、給料表についても

新たなものとなります。

第二条は、任期付職員の期末手当について、支給率が〇・〇五カ月分引き上げられています。

なお、附則第一項は施行期日で、公布の日から施行するものとしていますが、第一項及び第二項の規定は平成三十年四月一日にさかのぼって適用するものです。

附則第二項は、四月以降、既に支払われた職員等給与については、本改定により支給されることになる内払いとみなすことを規定しています。

審査の過程において、地方公務員の給与決定における地方自治法上の地元の状況把握が行われていないことや、財政状況が厳しい中で今回の条例案は見送るべきとの意見がありました。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） 委員長の報告に対して質疑を行います。

三点あります。

今の報告の中に、地元の状況が勘案されていないというような報告があったんですが、やはり地方公務員法十四条に定められている社会一般の情勢に適応するよう考慮されなければならないということから、西之表市の情勢をどのように考慮したのかについて、ど

のような説明があったのか。そして、それは妥当と判断されたのか。妥当と判断した根拠はどのようなものであったのか。これについてお伺いいたします。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 報告の中でも説明がありましたように、やはり当局としては、地元の状況把握は確かにしていません。五十人以上の企業等についてもですね。そういったことも勘案しながら、しかし一方、財政状況の厳しいことに鑑みて、やはり、この人事院勧告については、現在の時点を、やっぱり堅持すべきだというふうには私は理解して、受けとめております。それが妥当であるかどうか、あわせて妥当と判断した理由、そういったものについては以上のことです。

○七番（和田香穂里さん） 状況把握はしていないというところの御説明がありました。状況把握はしていない状況での妥当と判断されたその基準、根拠がいま一つわからないので、もう一度お願いできますでしょうか。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 実はこれ、委員会の審査の中でですね、やはり、職員給与について調査はしていないものの、職員給与というのはある一定の市民所得のベースになっていきますよね。そういったこと等も含めて、これを認めていったということでございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論いたします。

今回の条例の改正は人事院勧告に伴う給与の引き上げですが、人事院の給与勧告とは国家公務員の労働基本権制約の代償措置、つまり、労働者として組合等での労使交渉による賃金その他の労働条件の改善を要求することができず、労働者としての権利が制限されている国家公務員について、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する、つまり国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行われるものです。

そこで、今度は地方公務員の給与についてですが、こちらも地方公務員法第十四条に、地方公共団体はこの法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないと定められています。

この場合の「社会一般」とは、本来、その地方公共団体そのものを中心とした社会であるべきで、西之表市の場合は、西之表市の情

勢を鑑みて、随時、適当な措置が講じられなくてはならないと考えます。

また、同法二十四条三項には、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない、ともあります。ここに「その他の事情を考慮して」という文言があるのが大事だと思います。考慮するための指標として人事院勧告を参考にする必要があるのでしよう。しかし、その他の事情として、当該地方公共団体の置かれている状況を何よりもまず考慮すべきではないでしょうか。

今、西之表市は、ここにおられる全ての方が憂慮されているとおり、厳しい状況に置かれています。台風二十四号の被害は言うまでもなく、高齢化、少子化、過疎化等々さまざまな課題の中には、市民の所得がなかなか上がらないということも大きく横たわっています。

その中で、それらの情勢をどこまで考慮し、どういう点で情勢に適応するとして人事院勧告のとおりを引き上げを決定したのか委員長報告では全く明らかになっていないと感じます。恐らく市民の理解を得ることも難しいでしょう。

また、国家公務員とは異なり、自治体には組合もあります。労働者の権利のための活動が許されていることから、労働基本権制約の代償措置という面での人事院勧告がその機能を失うということにもなります。そもそも、労働時間や休暇所得等を含めた働き方の改善

や、同じ市政にかかわる仕事をしていながら給与の引き上げ対象にならない職員の処遇改善等の視点も示された上で、給与についての市としての考え方が示されるべきではないでしょうか。

上げるなどということではありません。どこを見て、何を基準に考えるのか、どのような時期に実施するのかということをしつかりと示していただきたいということです。

今次の人事院勧告に伴う形での給与の引き上げは一旦見送り、いま一度、我が市の情勢の調査研究も十分に行った上で、改めて検討されることを要請し、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

この条例案は、先ほどからありますように人事院勧告に伴って給料表の改正並びに期末手当及び勤勉手当を改正しようとするものがあります。

この人事院勧告については、過去に、非常に厳しい財政状況の中で、職員給与のカットを実施した数年間についても人事院勧告に沿った改正を行ってきたところがあります。確かに、財政状況、厳しい状況であります、その当時と比較して、現在では、市長等の給

与も減額支給をしております。また、職員の給与も現在カットしております。また、基金も毎年積み立てられ、その当時と比較しますと財政状況は改善の方向にあると私は感じております。

また、市中の事業者の中には、市職員の給与改定を見て、自社の職員の給与を改定する事業者もあると聞いております。この状況を見ますと、市の職員の給与が上がるのが市全体の所得アップにもつながってきているのではないのでしょうか。

市職員と市中の事業者の職員給与に較差があるとは私も感じております。その状況をですね、ぜひ把握をした上で、市当局、職員にはですね、市民所得を向上させる施策、あるいは市民生活を向上させる施策をですね、展開をお願いして、委員長報告に賛成の立場の討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） おはようございます。

議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

本案は、平成三十年度人事院勧告に伴い、本市職員の給料月額を増額と、あわせて期末勤勉手当の支給月数を〇・〇五カ月分引き上げ、四・四五カ月分支給しようとする改正案です。

人事院では国家公務員と民間企業の四月分の給与、月例給を調査

した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本的に勧告を行っております。

また、特別給についても、民間の特別給でありますボーナスの過去一年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給、期末勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っております。

すなわち、官と民の給与水準に較差が生じないように、年に一回精査し、あくまでも、民間の給与水準を基本にして、国家公務員の給与水準を見直し、民間の給与水準に近づけ、合わせていこうとする制度が人事院の勧告制度だと考えます。

公務員には、国家公務員約五十八万三千人と地方公務員約二百七十四万九千人がいるようですが、このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、一般職の職員の給与に関する法律、給与法の適用を受ける一般職の国家公務員約二十七万五千人であり、公務員全体数の一割にも満たない八・二五％の国家公務員だけだそうです。

人事院の給与勧告の対象とならない一般職の国家公務員以外の国家公務員及び地方公務員は、この勧告内容に準じて、それぞれの財政状況に応じて対応するのが慣例になっていることは十分理解しております。

ここで申し上げたいことは、準じてとか準拠するという言葉の解釈、優勝と優勝に準ずる成績の準優勝との比較でわかるように、勧告内容とあくまでもイコールにするということではないということ

です。

加えて、国が民間企業との比較をする場合の対象企業は、企業規模千人以上が六二・七％、九百九十九人から百人規模が三二・二％、九十九人から五十人規模が四・二％などとなっております。規模も国内を代表するような大企業で、企業実績も優秀な企業を対象に比較、算定しているのではないのでしょうか。これを、九州管内とか鹿児島県とか種子島西之表市に置きかえて精査した場合、必ずや人事院の勧告率はマイナス査定になるだろうと考えます。特に、本市の民間所得は残念ながら非常に低い地域でもありますので、この点も特に考慮すべきと考えます。

結果的に、本市にとつて、この人事院勧告制度が本末転倒とならないように願う一人です。

それに、職員の給与を引き上げる場合、一番大切なことは、当然のこととして、本市の財政力、財政状況が基本中の基本だと考えます。本市の財政状況は極度に逼迫していることをぜひ認識していただきたいと思います。

ちなみに、平成二十九年年度決算結果の財政指標から、一般会計を基準にして、その財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数は、この数値が一に近いほど財政力は強いとされていますが、本市二十九年度の財政力指数は〇・二七となっております。過去三年の平均も同じく〇・二七であります。

また、財政構造の弾力性を測定する方法として用いられている経

常収支比率は、おおむね七〇〜八〇％の間に分布するのが望ましいとされていますが、二十九年年度は九一・一％で、前年度と比較すると三・六ポイント悪化しています。

なお、普通会計における歳入決算額は百二億二千六百十四万円で、地方財政状況調査による自主財源と依存財源の比率は、市税などの自主財源が二十五億四千七百二十四千円で、構成比率は二四・九％、地方交付税などの依存財源が七十六億七千九百一万六千円で、構成比率は七五・一％となっております。この驚くような自主財源比率の低さは、何も平成二十九年年度のみの特異な数値ではありません。平成二十七年年度から二十九年年度までの三カ年度の平均比率を見ても、自主財源が二三・八％、依存財源が七六・二％で推移をしています。

これらの数値結果が如実に示すように、いかに本市は自主財源に乏しく、依存財源に頼らなければ持続できない自治体なのか明確におわかりいただけると思います。

これに加え、過去に社会資本整備のために発行してきた市債償還などの公債費負担の増加や、高齢化の進展、社会保障費の増加など、財政状況はますます厳しさを増す状況下にあるのは明確です。

平成二十六年年度から二十九年年度まで四年続けて人事院勧告に準拠して職員給与の値上げの条例改正を繰り返しております。一方では、この四年間、連続して職員給与が上がったにもかかわらず、地域の行政職を担う重要な役職である区長さんとか集落長さんたちの報酬は見直されておりません。

この事象は余りにも利己主義的であり、公平性を保とうとする政治的姿勢に著しく欠けていると指摘せざるを得ません。なぜ、人事院勧告制度が誕生したのか、いま一度、初心へ返っていただきたいと要望いたします。

これ以上、人事院勧告のたびに職員給与のみを上げていくと、当然のこととして、本市職員給与と民間労働者の給与較差は広がるばかりです。

今回、職員給与の値上げを要求する前に、当然のこととして、区長さんを初め集落長さん、民生委員や臨時的職員の給与の引き上げ見直し及び福利厚生の拡充を図るべきだと強く提言いたします。速やかにこれら行政に携わる方たちの報酬を見直さない限り、次の世代を担う役員の引き受け手もいなくなり、今後ますます大字の集落はさびれ、各種団体への活力が失われはしないだろうかと危惧する一人です。

本格的な人口減少、超高齢化社会、小規模集落の存続の危惧が進む我が西之表市のこの危機的状況と逼迫した財政状況は、職員はもちろんのこと全市民、身にしみて実感していることと存じます。このままだと、ますます生活力のある移動可能な住民は、税金や使用料が安く、福祉の行き届いた住みよい町へ転居し、支えてくれる市民の数も減少し、支え切れなくなるかもわかりません。

それにまた本年度は、台風二十四号の襲来もあり、各方面に甚大な被害も発生しております。これから収穫期を迎える基幹作物の一

つさとうきびもその一つです。見込み反収が、五・四トン見込まれ、質量ともに昨年に引き続き大変厳しい年になりそうです。これらにより、来年度の市税など自主財源の確保もますます厳しさを増すものと予測されます。

これら刻々と変化する社会情勢を鑑みても、今回の職員給与の引き上げの条例改正は見送るべきと主張し、反対討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） 議案第六〇号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

地方公務員法第二十四条第二項は、地方公務員の給与について、先ほど同僚議員からもありましたとおり、生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されてあります。

しかしながら、今般の議案第六〇号の条例改正による給与の引き上げに係る当局の説明においては、当該地方公務員法第二十四条第二項の部分につきまして、特に西之表市内の民間事業者の従事者の給与その他の事情を考慮した結果であるとは、委員会の中では確認

できておりません。

また今年は、これも同僚議員のほうからありましたが、西之表市全域にわたって台風による被害が出ており、市民の多くが金銭的に大変苦しい状況にあります。特に基幹産業の農業におかれましては、台風の被害で既に見込みではありませんが、一億円以上の損害が出ているという報告が出ております。

そのような状況において、市職員の給与をこのタイミングで引き上げることに、市民の置かれている状況を勘案しますと、本件についてはこのタイミングでの引き上げは見送るべきものと考えます。

以上のことから委員長報告に対して反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第六〇号につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

新聞テレビ報道にもありますように日産自動車のゴーン氏の問題がちまたをにぎわしております。財政再建を行うならどうすればいいのか、企業であれば、立て直すならどうすればいいのか、やはり、ゴーン氏が示されたように、別名コストカッターとも言われておりますが、労働者、この方たちの首を切るか、もしくは、給与の削減を行っていくかが一番手っ取り早い方法であります。今現在、このようなコストカットのやり方、人間が働くということをコストとみ

なすという考え方が、世界の中で一般的になってまいりました。本当にそれでいいのかということを考えていただきたいと思えます。

西之表市の財政状況、本当に厳しいものがございます。その中で人件費を維持する、または削減するほうがいいのではないか、私自身も以前には削減するほうがいいのではないかと思っております。

今回、上げるということですから、争点が少しずれますが、市民感情から言えば、私が議員になりました二十年以上前から、市役所職員の給与は高過ぎる、一般の方たちの二倍、三倍の給与をもらっている、共働きもある、そういう声があふれておりました。

今、災害等で市民が大変なときに、このような人事院勧告に沿った動きをすべきじゃないという考え方も十分わかるわけでありますが、そのように市民感情を、これも当然大事にはしなければなりません、それだけを重視していいのか、また財政問題だけを重視していいのか。

議員の皆様御存じのとおり職員採用試験がございます。今、西之表市にとって技術職の職員の方、本当に喉から手が出るほど欲しいわけですが、現状でも応募がなかなか集まらない状況でもあります。世間の景気がいいからということもあるかもしれませんが、我々の西之表市、厳しい財政状況だ、毎年二百名の市民が減っている現状を見据えて西之表市に未来がない、そのように思われた十八歳、二十二歳の新卒の子供たちが、この西之表市役所を希望して入ってくるんでしょうか。

また、親御さんたちが、十年後には二千人が減っている、四十数年後には単純計算で八千人も減ってしまう、市の統計では違いますが、そのようなことを考えれば、西之表市役所に子供たちを入れようと思うんでしょうか。役所に入って一生懸命働いてもらい、いい出会いを見つけて、結婚をし、すばらしい家庭をつくってほしい、そういうふうに関御さんが思えるんでしょうか。

そのようなことを考えましても、やはり市民所得との乖離はあるかと思えます。昨日の委員会審査のほうでも言わしていただきました。五十名以上の規模、そして市役所職員と同種の職場はなかなか見つかりません。市役所自体が市民所得、同規模のものの所得を把握しようと努力していないわけではなく、努力しようにも努力のしようがないというのが現実でもあります。このようなこともありまして、五十名以上の規模になったというの、数年前ですが、何百人規模から下に下げられたわけであります。しかしながら、我々のような小規模自治体においては、五十人規模の事業所といえども、その比較対照する事業所が、考えてみましても一つあるか二つあるか、その程度でもあります。

このような状況の中で、私はやはり、市政を守る、市民の生活を守るためにも、西之表市役所もきっちりと仕事をやっていかなければなりません。職員自身が希望を持って、この市役所に入っていたべき、そして市民のために働いて、生きがいを得て、生きていかなければなりません。そのようなことを考えますと、較差の問題だけ

を言つて、西之表市の未来があるかと思うわけであります。

県民所得、その比較でいけば、我々の西之表市職員の給与は、パーセントの定義でいけば、三割、四割削減するのが当たり前というような見方もできるわけであります。それで西之表市が運営できるのか、そのことも考えていただければと思います。

そしてもう一点。私たちは本当に二十年のデフレになれてまいりました。物価も下がり、給与も下がるのが当たり前。今入っている若手の職員の皆さんは給与が上がっていく、そのようなことを期待しておりません。また、退職金も上がっていく、昔に比べれば退職金の額も二十年以上前は三千五百万円もらっていた人もいたわけでありますが、それも、三割、四割減という実態がございます。

国のほうは、安倍総理のもと、同一労働同一賃金ということで、そのようなことを言われております。私から見ても、議員の皆さんから見ましても、同一労働同一賃金、これが現状辛うじて維持されているのは公務員の世界だけだと思える、これも現実であります。

しかしながら、今の状況下、経済が縮小する中で、少しでも給与を増やしていく、給与を増やしていく、市役所職員の皆さんが市民のために働くんだ、市民のために、西之表市のために頑張るんだということ、ヒト・モノ・カネ、物の循環もそうですが、自らいだけいた給与、それも地域の発展のために、地域循環の中に落とし、そのようなことも発想しなければいけないかと思えます。国全体が給与を上げなければならぬ時期であります。

また、それにのっとり、鹿児島県西之表市も給与を上げていく。

その先頭に立って西之表市役所も給与を少しながら改善していく。そのことも、日本経済、そして西之表市の経済を上向きにするためにも、そのことがゆくゆくは市民福祉の向上につながると私は信じておりますので、今どのような民間からの批判があるうとも、やはり、本当に西之表市のためにはどうあるべきなのか、そのことを考えれば、今回、人事院勧告に沿って、その方向に動くということに反対するような理由は一つもない、私はそういうふうに思うわけがあります。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六一号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第

四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第六一号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六十一号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第四号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億三千二百六十九万五千円とするものです。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与等の改定に伴う人件費及び種子島通貨発行事業に伴うものです。

種子島通貨発行事業については、第三回定例会で採択された請願書も踏まえ、市制施行六十周年を記念し、また、台風被害等を受けた市民への支援や、消費喚起による地域経済の活性化策として、商店街の歳末セールに合わせ一〇%のプレミアム付商品券を発行するものです。

財産管理費の積立金の減額は、財源調整によるものです。

本委員会は、審査の結果、給与等の改定に伴う人件費の増額については、市民の生活状況や地域の実態等、市民の理解を得られるのかとの反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべ

きものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第六十一号、一般会計予算（第四号）について委員長報告に賛成の討論をいたします。

本議案の主なものは職員給与の見直しであります。

提案理由にあります国の人事院勧告に基づく点につきましては、前議案の反対討論者の御指摘にもありますように、一方的に国の物差しだけで判断するという点については一定程度問題があると理解しております。

しかし、国からの権限移譲等、職員を取り巻く業務量や内容等、急激に増加傾向にあります。加えて、本年度六十周年記念事業は通常業務にそのまま負荷されるものであり、職員給与の見直しは妥当だと判断しております。

市民生活は変わらず苦しいのではないかとの御意見もありますが、農林水産産業振興等、今回の改正とは別の施策としてさらなる充実を図るべきものであり、平成二十九年度の農業所得は増加したとの統計もございます。

一方で、私たちの生活コストは、昨今、相次いで値上げ等厳しさが増しており、その点も十分に自覚された上で担当職員らも今後努められていくものと考えます。

また、本市の行政運営は正規職員だけでは成り立たないため、今回、市長に直接答弁を求めるまでもなく、今回の改正は全ての職員への配慮、また、引き続き労働環境の改善に努められるべきものと考えております。

最後に、本市の財政体質と職員給与のあり方について私見を述べたいと思います。

そもそも、本市の乏しい自主財源の現状につきましては、本市が独自に抱えている体質や、例えば過去の負債というものであるという点よりは、むしろ、国や地方自治体との関係において、特に税制度のあり方や、また一方で、国のさまざまな施策によるものが非常に大きいと考えます。全国の小規模自治体が等しく抱えている現状がございます。

したがって、このような状況であるからこそ、今や地域間競争に負けない企画力、統制力と、地方自治体の職員が先頭に立って、大きく力量が重要な時代になると考えております。

一人一人の職員の働く環境の改善が本市全体の利益につながるという点については、首長が一番強く自覚されていらっしゃるだろうと考え、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 議案第六十一号、平成三十年度西之表

市一般会計補正予算に委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三万七千円を追加しということで、三万七千円、非常に小さい額に思われるんですけども、これは財政調整基金九百一十一万八千円をマイナスとし、そこに給与引き上げ分約五百万円、種子島通貨発行分三百五十万円、その他の差額で三万七千円です。

これは、非常に卑近な例えで申し上げますと、うちのお父さんのお小遣い、近所も上げるようだから上げないとね、でも子供にも何かやっぱりプレゼントしないとじゃない、じゃあ今年は貯金の額を大きく減らしちゃおうか、といったような内容ではないかというふうに考えます。

非常に厳しい財政状況であるということは、先ほどからの同僚議員の言葉の中にも大変あらわれておりますし、その中で、貯金をするのをやめて、こつちに回しましょうと、これは今の西之表市の財政状況から見て、やはりあり得るべき姿ではないと考えます。

また、人事院勧告の問題点について、条例の問題点について、私、先ほど反対の討論をいたしました。その内容から考えても、今回の六十一号、一般会計補正予算には賛成をしかねるということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔一番 下川和博君登壇〕

○一番（下川和博君） 議案第六十一号、平成三十年度西之表市一

般会計補正予算（第四号）について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

職員の給与等については、先ほどから条例の中でいろいろ賛成意見、反対意見出ておりますので、私のほうは余り入りませんけれども、ただ、地元業者をいろいろ比較検討をしていくということについては、私もぜひ、行政の皆さん方には、やっぱり調査をしていただきたいなと思います。ただ単純に五十人以上を調査ということではなくて、やはり職種について、類似団体とか、そういうところもあるかと思えますんで、しっかり調査をしていただいて、根拠を示していただければいいのかなと、私は個人的には思うところです。

私が賛成討論に立ったのは、当然、この人勧については人勧に沿っていくべきだという立場でありますけれども、もう一つ、プレミアムの商品券というのが今回出ておりますけれども、これについては、商工会のほうから請願も上がってまいりまして、議長、委員長、副委員長、わざわざ市長のほうにもお願いにいった経緯もございまして、ですから、今回ぜひ、このプレミアム商品券については通していただいて、市民生活の向上のためにも早急に活用できるようにお願いをしたいと思います。

最後に、要望になるかもしれませんが、やはり、この商品券等も十一月の末という急に提案をされるのではなくて、やはり、

次年度からは、四月には始められるように、そしてまた、市民から要望の多い住宅改修等の費用についても、当初予算でしっかりと組んでいただいて、市民の生活がよりよくなるようにお願いをしたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六二号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第三号）

△議案第六三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第三号）

△議案第六四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第三号）

△議案第六五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算

（第三号）

○議長（永田 章君） 次に、日程第三、議案第六二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、日程第四、議案第六三号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）、日程第五、議案第六四号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）、日程第六、議案第六五号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）の議案四件は、関連がありますので、一括して議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十二万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億四千六百六十八万一千円とするものです。

歳出は一般管理費の追加で、給与等の改定に伴うものです。

歳入は一般会計からの職員給与費等繰入金で、人件費の補正に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものととして決しました。

続いて、本委員会が付託を受けました議案第六三号、平成三十年

度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千五百万七千円とするものです。

歳出は一般管理費と地域包括支援センター運営事業費の追加で、給与等の改定に伴うものです。

また、積立金の減額は財源調整によるものです。

歳入は、人件費の補正に伴い、地域支援事業に係る交付金及び繰入金を再算定しています。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続いて、本委員会が付託を受けました議案第六十四号、平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百三十六万八千円とするものです。

歳出は一般管理費の追加で、給与等の改定に伴うものです。

歳入は一般会計の事務費繰入金で、人件費の補正に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続いて、本委員会が付託を受けました議案第六五号、平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について御報告します。

第二条は、収益的支出の補正で、営業費用の五十二万四千円の増額は人件費に係るもので、給与等の改定に伴い増額となっています。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

これより議案第六二号から議案第六五号の四件は議案ごとに採決をいたします。

初めに、日程第三、議案第六二号、平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六三号、平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第六四号、平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第六五号、平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十四分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△議案第六六号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六六号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書八ページをお開きください。

議案第六六号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

地方税法第四百二十三条第三項の規定により、固定資産評価審査委員会委員を選任したところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市桜が丘七七七九番地の五九。氏名、中久保正晃。

昭和三十二年十一月七日生まれ。履歴に關しましては九ページ以降をござらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩とります。そのままお待ちください。

午前十一時十二分休憩

午前十一時十二分開議

○議長（永田 章君） 議案審議を続行いたします。
質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十四名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

一番 下川 和博 議員

二番 小倉 初男 議員

三番 竹下 秀樹 議員

四番 木原 幸四 議員

五番 川村 孝則 議員

六番 和田 香穂里 議員

七番 河本 幸男 議員

八番 鮫島 市憲 議員

九番 中野 周 議員

一〇番 田添 辰郎 議員

一一番 生田 直弘 議員

一二番 長野 広美 議員

一三番 渡辺 道大 議員

一四番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

す。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十四票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十四票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第六六号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第六七号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六七号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農委事務局長 日笠山昭代さん〕

○農委事務局長（日笠山昭代さん） 御説明いたします。

議案書一一ページをお開きください。

議案第六七号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給限度額について明確に定める必要があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

新旧対照表の一二ページをお開きください。

別表の区分欄中、農業委員会会長の項から、農地利用最適化推進の項の報酬額の基本給を月額に改め、能率給を加算額に、予算の範囲内で市長が定める額を五十五万八千円の範囲内で市長が別に定める額に改めるものであります。

一三ページの備考欄中、能率給を加算額に改めるものです。

附則において、この条例の施行日を平成三十一年四月一日とすることを定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六八号 西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六八号、西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書一三ページをお開きください。

議案第六八号、西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、七十歳以上七十五歳未満の方のはり・きゅう施術料の助成申請がほとんどないことや、本市と同じく国民健康保険でも、はり・きゅう助成事業を行っている県内他市のほとんどが後期高齢者医療保険の被保険者を対象としていることから、現行七十歳以上の者となっている助成対象者について、後期高齢者医療保険の被

保険者に変更するため条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、条例の改正内容についてお配りしている新旧対照表のほうで説明いたします。

新旧対照表一四ページをお開きください。

順序が前後しますが、第二条の対象者の規定の改正から説明します。

第二条第一項の改正では、助成の対象者を七十歳以上の者から後期高齢者医療の被保険者に変更しています。

なお、改正前の条例では本市に一年以上居住していることが条件となっておりましたが、この規定は国民健康保険のはり・きゅう助成の規則に合わせ削除しています。

また、ただし書きについては、国民健康保険と後期高齢者医療保険に同時に加入することはないことから削除しております。

第二条第二項の規定は、月途中に七十歳になった場合についての規定でしたが、対象者を後期高齢者医療の被保険者とするに伴い削除しております。

戻りまして、題名及び第一条の改正では、対象者が後期高齢者医療保険の被保険者となることに伴い、高齢者という記述を後期高齢者に改正しています。

次、第三条のただし書きは、医療給付としての施術については対象外とする規定ですが、対象者が後期高齢者医療保険の被保険者になることに伴い、医療給付の根拠規定も高齢者の医療の確保に関する

る法律に改正しております。

最後に、附則について御説明いたします。

議案書の一三ページにお戻りください。

附則第一項は、施行期日について平成三十一年四月一日とする規定です。

附則第二項は経過措置で、条例施行日に改正前の条例の対象者であった者は平成三十六年三月三十一日までは引き続き対象者とする経過措置規定です。

一四ページをお開きください。

附則第三項も経過措置で、平成三十一年四月一日以前の施術については従前の例によることを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六九号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六九号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書一五ページをお開きください。

本案は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。あっぱくらんどの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、あっぱくらんどで、指定管理者として指定する団体は有限会社種子島環境整備です。指定する期間は、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間です。

また、次ページに参考資料として、指定管理者と指定しようとする有限会社種子島環境整備に関する資料を添付いたしておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） この種子島環境整備が受けるという提案なんです。過去の環境整備の評価の中で、A判定、B判定、C判定というものがあつて、その中でB判定という項目があつたと思うんですけども、そこをクリアしての委託なのかどうか、ここはどう調査されたのかをお聞かせください。

○建設課長（戸川信正君） このあっぱくらんどの指定管理者の選

定に関しましては、八月十七日に第一回の選定委員会を行いまして、募集要綱、選定の方法の決定をしております、十月二十三日に審査委員会を開催しております。

採点ですけれども、評価が一番目に平等利用の確保とか、二番目、施設の効用の最大化、サービス水準の向上、安定的管理能力、危機管理の法令遵守とか、そういう部分がありまして、その中でおおむね七三％をクリアしております、この部分で選定委員会におきまして選定をされたところでございます。

○議長（永田 章君） いいですか。

○一六番（橋口美幸さん） B判定が過去あったと思うんですけれども、そのB判定の項目が何だったのか、それをクリアしたのかどうかをお聞かせください。

○建設課長（戸川信正君） B判定というのは何の部分ですか。

○一六番（橋口美幸さん） 今手元にないんですけど過去にありましたよね。

○建設課長（戸川信正君） 選定委員会では一応点数で評価をするようになっています。選定委員会につきましては、財産監理課のほうで選定をしております。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩をとります。

午前十一時二十九分休憩

午前十一時三十四分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

議案審議を続行いたします。

先ほどの橋口美由紀議員の質疑に対して戸川建設課長の答弁を求めます。

○建設課長（戸川信正君） 先ほどの質問は、指定管理者のモニタリングの結果に対しての質問でございます。

これにつきましてはB判定がありましたけれども、これにつきましては改善が見込めるということで判断いたしました、指定をしております。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） こちらの募集につきまして、何社この募集に応じたのか教えていただけますか。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。募集については一社でございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七〇号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第

五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第七〇号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）であります。

別冊予算書条文をごらんください。また、参考でお配りしておりますが、財政係が作成しました詳細説明書もごらんいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額について歳入歳出それぞれ三千七百六十三万一千円を追加し、歳入歳出それぞれ百五億七千三十二万六千円とするものであります。

四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為補正は追加三件であります。

上から、さとうきび反収向上対策事業、期間は二〇一九年度から二〇二二年度までの五年間、限度額は三十二万円とするものであります。

次に、園芸産地再生産支援事業、期間は二〇一九年度から二〇二二年度までの五年間、限度額は三十六万五千円であります。

次に、西京苑管理事業、期間は二〇一九年度から二〇二二年度までの五年間、限度額は一億二千六百五十万円であります。

五ページをお開きください。

第三表、地方債補正は変更二件であります。

まず、学校施設の熱中症対策といたしまして、種子島中学校の空調整備事業に対応するため、過疎対策事業の限度額を一千四百五十万円増額してあります。

次に、避難道路として整備中であります上洲之崎線の改良舗装において、工法の見直しが必要となり、これに対応するため緊急防災・減災事業の限度額を五百十万円増額しております。

続いて、今回の補正予算につきまして事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳出について七ページをお開きください。

款ごとの内訳でございます。

二款総務費は一億三千四百三十五万二千円減額しております。各事業の財源調整などが主なものでございます。

三款民生費は一億一千二百三十六万八千円増額。中身については、後ほど御説明いたしますが、介護給付費の増に伴う繰出金や子ども医療費助成金の追加及び前年度精算による国・県への返還金によるものでございます。

六款農林水産業費二千六百九十五万三千円の増額は、たび重なる台風により影響がありました反収低下が予想されるさとうきび生産者の支援が主なものでございます。

十款教育費二千六百三十三万六千円の追加は、学校施設における

熱中症対策に対応するため、空調設備を設置しようとするものが主なものでございます。

それでは、詳細につきまして、目の金額の大きいものや特徴的なものについて御説明いたします。

一三ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業には一千九百九十万円を追加しています。

二十八節繰出金、説明欄に記載のとおり介護給付費が増えたことによる一千七十九万八千円の追加が主な要因でございます。

一五ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、三目児童措置費に五千四百六十二万一千円を追加しています。

主なものは二十三節償還金利子及び割引料、説明欄にあります教育・保育給付の前年度精算金として国庫支出金返還金三千六百四十一万四千元、県支出金返還金一千八百二十万七千円それぞれ計上しております。

三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費に二千八十四万三千元を追加しています。

二十三節償還金利子及び割引料、説明欄にありますとおり、生活保護費の前年度精算といたしまして国庫支出金返還金として計上しております。

一七ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に三千三百四十三万六千円を追加しています。

主なものは十九節負担金補助及び交付金で、さきのたび重なる台風の襲来によるさとうきび生産者の経営安定を支援するため、補助金として三千二百二十万円計上しております。

二一ページをお開きください。一番下になります。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費に一千五百六十六万一千円を追加しております。

二二ページをごらんください。

十五節工事請負費、説明欄に記載の学校施設における熱中症対策のため、これに対応することとして空調設備の整備が主な要因であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

まず一〇ページをお開きください。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入に一千七百八十二万一千円を追加しております。

三節衛生雑入一千二百二十九万七千円、種子島地区広域事務組合精算返納金が主なものとなります。

次に、その下であります。

二十款市債、一項市債、四目過疎債に一千四百五十万円を追加しております。

主なものは、一節過疎債、説明欄にございますように学校施設に

おける熱中症対策として中学校に空調設備を整備しようとする工事請負費のうち市負担分相当額を計上しております。

最後に、歳出の一二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金一億三千四百五十九万六千円の減額は、今回の補正予算に必要な経費のうち国・県の支出金並びに市債以外の財源として必要な額を、財政調整基金に積み立てを予定していた予算の中から財源として充てるため、相当額を減額しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七一号 平成三十九年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二 議案第七一号 平成三十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千九十一万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億七千七百五十九万二千円とするものです。

補正の主なものについて歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費、二目退職被保険者等療養給付費三百八十三万三千円の追加及び同款二項高額療養諸費、二目退職被保険者等療養給付費百十七万四千円の追加は、八月診療分までの実績に基づき医療費推計を行ったことによる決算見込額の変更に伴うものです。

七ページをごらんください。

六款一項基金積立金三千五百七十九万一千円の追加は、前年度決算余剰金の二分の一を基金に積み立てようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金五百万七千円の追加は、歳出の保険給付費の増額補正に伴い普通交付金を増額補正するものでございます。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金六百五十七

万七千円の追加は、決算見込み額の確定によるものでございます。

同款、二項基金繰入金一千九百二十二万四千円の追加は、資金不足になった際に備え基金繰入金についてあらかじめ予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七二号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計

補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第七二号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 議案第七二号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ六万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三

万五千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。

事項別説明書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、平成二十九年度決算に係る繰越金の確定に伴いまして、二十五節積立金の地方卸売市場基金と二十八節繰出金の一般会計繰出金へのそれぞれ三万二千円増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金六万四千円の増額は前年度の繰越金の確定に伴う補正であります。

この結果、市場基金の平成三十年度末現在の見込み額は三百三十五万六千円となる見込みでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第七三号、平成三

七年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 森 真樹君〕

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千六百十五万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億五千六百十五万八千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書七ページから八ページにかけては、二款保険給付費、一項介護サービス等諸費八千九百九十五万四千円の追加、及び九ページの四項高額介護サービス等費四百四十二万五千円の追加につきましては、上半期の給付実績から年間給付費の増加が見込まれることによる補正でございます。

九ページから一〇ページにかけては、三款地域支援事業、三項包括的支援事業任意事業費七十五万五千円の追加は、主に新元号に対応するためのシステムの改修費用でございます。

四款、一項基金積立金二千九百万円の減額は財源調整のための補正でございます。

七款諸支支出金、三項、一目繰出金二百八十七万三千円の追加は平成二十九年種子島地区広域事務組合負担金の精算返納額確定に伴う一般会計繰出金の補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金、四款支払基金交付金、五款県支出金及び七款繰入金、一項一般会計繰入金につきましては、主に歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に伴いまして再算定したものでございます。

六ページをお開きください。

七款繰入金、二項基金繰入金三百四十万八千円の追加は、本補正予算の財源調整のためのものでございます。

九款諸収入、二款雑入二百八十七万二千円の追加は、種子島地区広域組合事務組合負担金精算返納金で、前年度精算返納金確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第七四号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百三十八万一千円とするものであります。

補正につきまして歳出から御説明します。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費一万三千円の追加は四節共済費の補正で、標準報酬月額改定によるものでございます。

次に、歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

四款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金一万三千円の追加は、歳出の共済費の補正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算

（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第七五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 議案第七五号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は収益的支出の補正です。

支出の事業費を百十万九千円増額して四億四千四百五十四万四千円に改めるものです。

第三条は資本的収入及び支出の補正です。

資本的収入を二千七百五十五万九千円増額して一億六千六百二十万八千円とし、二ページをお開きください、資本的支出を二十四万九千円増額して三億三千六百二十八万一千円とするもので、不足額

につきましては、一ページにお戻りください、本文三行目の括弧書き、不足する額一億七千七万三千円は、過年度分損益勘定留保資金一億六千二百二十九万四千円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額七百七十七万九千円で補填するものとするに改めま

す。

二ページをお開きください。

第四条は企業債についてです。
起債の目的、簡易水道統合整備の限度額四千七百三十万円を六千

十万円とするものです。
第五条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を百万円増額して、七千五百五十四万六千円とするものです。

内容につきましては、十三ページをお開きください。

収益的支出の執行計画書、支出の一款事業費、一項営業費用、二目配水及び給水費百万円の増は時間外勤務手当を、二項営業外費用、一目支払利息十万九千円の増は企業債利息を計上しております。
一四ページをお開きください。

資本的収入及び支出の執行計画書、収入の一款資本的収入、二項負担金、一目工事負担金百九万九千円の増は県営事業に伴う配水管布設替工事三件の負担金確定によるものです。

三項企業債、一目企業債一千二百八十万円の増は生活基盤敷設耐震化等整備の武部、深川地区の事業費変更に伴うものです。

四項補助金、一目国補助金一千二百八十五万円の増は同じく武部、深川地区の事業費変更に伴うものです。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費二十四万九千円の増は能野地区の接合槽用地取得に係る費用を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

「質疑、水道」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 本案は、予算特別委員会、これは予算特別委員会です、了解いただけますか。

本案は、予算特別委員会に付託をいたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新に受理した請願・陳情書はお手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす三十日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午前十一時五十六分散会

本會議第三号（十一月三十日）

本会議第三号（十一月三十日）（金）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一三番 橋口好文君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

平成三十年十一月三十日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

一番 下川 和博 議員

一二番 生田 直弘 議員

九番 鮫島 市憲 議員

七番 和田香穂里 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） おはようございます。

一般質問をする前に、一言御挨拶を申し上げます。

今回、市長の所信表明の中にいろいろスポーツのこともあったんですけども、種子島相撲について余り触れておりませんが、ほとんど触れておりませんでしたので、後で来てはおりましたけれども、ちよつと私のほうで、種子島相撲の状況について説明をさせていただきたいと思えます。

私は、二十五日でしたけれども、商工フェスタの開会式等が終わった後に、種子島相撲のほうに参りました。団体戦については、小学生は西之表は優勝でした。中学生と一般は惜しくも二位でありました。個人戦については、小学生は、四年生、五年生、六年生、優勝です。中学生は、一年生、二年生ともに優勝いたしました。三年生は惜しくも三位でありました。本市の子供たちが大健闘しておったようでございます。

また、一般につきましては、結果は本市の三枝君が見事十回か十一回連続の個人優秀となったわけですが、決勝戦では、中種子町の養護学校の先生の大庭さんという方がおられまして、日大の相撲部の出身だということですが、二十四歳か二十五歳ですが、決勝で三枝君としまして、私どもがひいき目で見れば勇

み足で勝ったように見えたんですけども、軍配は中種子町のほうに上がりました。ところが、物言いがつきまして取り直しとなりまして、取り直しでは三枝君が見事優勝いたしました。本当の大相撲みたいな感じで、本当に盛り上がった印象がありました。選手の皆さん、役員の皆さん、本当に御苦労さまでした。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

まず、さとうきびの現状と今後の対策についてでありますけれども、今年の現在の生育状況等について御説明をお願いいたします。以下の質問については質問者席にて行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、私も種子島相撲のことで、議員おっしゃいましたけれども、取り直しの一番は私も見ておりました。私も行司差し違えだと思っていたところ、取り直しで、見事取り直しの一番を勝って十連覇を果たしたと。私も西之表の人間として誇らしく思ったところであります。

さて、さとうきびの今年の生育状況についてのお尋ねでございます。

生産概況は、収穫面積は昨年実績比三十二ヘクタール減の五百七十二ヘクタール、栽培戸数は前年実績比七十六戸減の五百四十六戸。生産見込みといたしましては、茎数不足や相次ぐ台風、十九号、二十四号もございましたけれども、襲来による茎部裂傷、倒伏、塩害

の被害があったことなどから、十一月一日現在の生産数量の見込み調査によりますと、十アール当たり収量は前年比一一二％、平年比で一〇一％の五千四百一キログラム、生産量は前年比一〇五・八％、平年費七六・六％の三万八百九十トンでありまして、平成以降、昨年は相当の凶作でございましたけれども、それに次ぐワーストツアの最低水準にあります。

今後の登熟状況、雨と日照が重ねますれば好転すると思います。ブリックスが昨年の上昇度を上回っていることもございますので、台風被害から回復しつつあると推測されております。今後の天候に期待したいと思っております。

そのほか詳細につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） まず、生産概況につきまして御説明をいたします。

平成三十、三十一年産さとうきびの生産概況につきましては、一月上旬から二月下旬にかけてまして気温が平年より低目で推移したことから、株出し萌芽がやや不良でありました。新植萌芽は春先の気温が高目であったことから良好で、以後、初期生育についても良好、仮茎長、茎の長さでございますが、平年よりよかったものの、先ほどの市長の答弁でございますが、台風二十四号の影響で緩慢となっております。

莖数につきましては、七月二十日現在で平年比七二・四%、八月三十日現在で平年比七七・二%と莖数不足でありまして、品種特性、ハーベスターによる引き抜き、肥培管理の遅れによる培土不足と、また降雨による土壌流亡など、さまざまな要因が考えられております。

また、生育旺盛期につきましては、気温も平年より高く、生育も遅れを取り戻しつつありましたが、相次ぐ台風の影響によりまして、特に過去最大の塩害を受け、生育は緩慢となつてゐる状況でございます。

登熟も、台風の影響によりまして、十一月中旬のブリックス一四・三%、平年比の九一%、平年期よりは一・五%低いと遅れてゐる状況にあります。今後の登熟状況は、先ほどの市長の答弁もございましたけれども、十一月のブリックスの上昇度が一・五%と平年時の上昇度をかなり上回つてゐることから、回復しつつあると推測されております。今後に期待したいところでございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） どうもありがとうございます。

台風が来た後は本当に悲惨といえますか、ものすごい塩害がありました、特に塩害もでしたけれども、台風の直後は本当に横になつてゐる状態でした。見てみると、確かに折れてゐるようなところはほとんどなかったわけですが、さとうきびちゅうのは大したもので、一カ月したら、もう普通みたいになり直つてゐるような状態

で、植物は大したもんだなとつくづく思うところでした。また、からいもなんか、一月ぐらいたら、また緑が返つてきてゐるような状態を見て、大したもんだなと思つたところでした。

今言われたようにですね、台風が来なければ平年ぐらいいつたんだろうなと思つてすけれども、実際台風の影響で、一〇%の塩害の被害があつたということを聞いております。また、ちょうど九月ごろでしたかね、私が聞いたところでは、糖度が昨年よりも二%ぐら下がつてゐるといふふうな、二度ぐらいいつた、下がつてゐるような話でしたんで、塩害で一〇%、一トン二万円として二万円ぐらいい、それから、糖度で二度減りますと大体二万円ぐらいいつた下がってきますんで、例年からすれば、また二割ぐらいい減つてくるのかなというふうな、農家の手取りになりますけれども、そういう状態かなと思つたところですが、今聞いて、糖度は何とか回復してきてゐるようですから、この天気がまたよく続いて、ただ、収穫まで、十二月の十七日から始まるという予定だそうですが、あと二週間程度になります、回復をしていただければいいなと思つております。

次に入りますけれども、次は台風被害の対策として、今回の補正予算にも出てゐるようでしたんで、余り詳しくなると、また事前審査みたいなになりますんで、そこはならないような方法でお願いしたいんですけども、今、塩害や糖度が下がつてゐるような状態ですけども、通告はしましたけれども、いろいろあれば答弁は控えても

よろしいと思いますけども、当たりさわりのないような答弁でお願いをします。事前審査みたいにならないようなことであればお願いをしたいんですが。

○市長（八板俊輔君） 台風被害対策についてのお尋ねでございます。

今回の相次ぐ台風によりまして生産量低下が見込まれましたところから、次年産の生産回復を図るために、さとうきび増産基金が発動されまして、本市分としては六千二百十八万円余りの配分を受けるところであります。本市においては、種苗の確保や土づくりなどの生産対策を講じることとしております。

また、あわせて、これまで不作によりさとうきび経営が非常に逼迫している状況でありますことから、他産地との生産コストの格差、これを是正するために、本定例会におきまして、補正予算にさとうきび生産者経営安定化支援緊急対策事業として計上をしております。今後とも関係機関・団体と一体となって、農作業受託組織の活用や営農応用機械の導入による作業の効率化、それから堆肥投入等による土づくり、優良種苗への転換などを推進して生産回復に努めてまいります。

詳細が必要でしたら、また担当課のほうからお答えをいたします。
○一番（下川和博君） 余り詳しくなると、またいろいろあったらあれですから、もう今の程度でよろしいです。

それでは、次ですね、今、優良種苗のというふうな市長のほう

も話がありましたけれども、新品種が今試験圃場で栽培をされておりますけれども、私どもも何回か視察に行った経験もありますし、また議会でも全議員で状況を見た経緯もあります。このやっぱり登録について今の現状を見たときに、とにかく早く登録を完了していただきたいというのが、やっぱり農家のお願い、そしてまた、その品種の言える範囲で、メリットとかデメリットとかあればお願いをしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 新系統KY10・130の現状と今後について御説明いたします。

御承知のとおり、KY10・1380は、農研機構九州沖縄農業研究センターが平成二十六年から開発に着手しまして、品種登録に向けて試験を行って育成系統であります。

熊毛地域の環境に適した特性を持っておりまして、その特性につきましては、萌芽性がよく株出し適正がある、また、先ほど茎数が不足するという答弁もございましたが、さとうきびの茎数が多く高単収であるというところ、また、根がよく発達するため機械化の収穫に適しているという品種でございます。

そういうところでございますので、特性を持っておりまして、生産者からは品種登録、県の奨励品種採用が望まれてるところでございます。従来の品種登録等にかかる期間につきましては、相当数、十数年ぐらいかかると聞いておりますが、国県においては、可能な限り早く生産者に届けられるよう、関係研究機関によって一

体となり、最大限の取組みを行っているところと聞いております。

以上でございます。

○一番（下川和博君） ぜひ行政のほうもよろしく、本当に一日でも早く登録をされるようお願いをして、そしてまた、その品種が農家に一日でも早く届くように、よろしくお願いいたします。

最後に、要望になりますけれども、私どもも議会として国のほうに意見書を提出をさせていただきました。その中身は、トン当たりの価格ですね、それとか糖度帯の変更とか、お願いもあったところですし、そのほかにもいろいろありましたけれども、やはり今、ゆべも受託の会があったり、さとうきびの会があったりするときに、農家の皆さんが言うのは、やはりトン当たりの価格を上げてくれととにかく今、大体一万六千円、原料を入れて二万円ぐらいというふうな感じで計算しますけれども、やっぱりこれが二万五千円、三万円と、そういうふうな形にならないと、なかなか農家も思うように意欲が出てこないんじゃないかということを言っています。

ただ、現実には国のいろんな問題もありまして、北海道の問題もあつたり、天災の問題もあつたりいろいろありますんで、この価格を変えるのは非常に厳しいということを言われます。ですけど、一市二町、本当大島も沖繩も含めて、とにかくこのトン当たりの価格を上げるように、みんなで一緒に、やっぱり毎年毎年ですね、要請をしていくべきではないかなというふうに思います。

それとあわせてですね、このトン当たりは非常に厳しいのが現実だと思えますけれども、やはり糖度帯の問題が私はあるかと思えます。この糖度帯については、今基準が十三・一か十三・二度だと思えますけれども、そこで一万六千幾らの補助金が入ってくるわけですが、これが〇・一度下がると百円ずつ減ってきます。ですから、今年は大体、最初は十一度かちよつとぐらい、今の説明でも十二度ぐらいになるのかなということなんですけど、そうすると、単純に千円は頭から農家の所得は減ってくることになりますんで。

で、さとうきびは種子島は北限です。で、大島とか沖繩は当然気温が高いわけですから、度も上がるんだらうと思うし、さとうきびの種類も違うんだらうと思います。ですから、そここの種子島、熊毛が糖度帯が同じというのも私は非常に思うところで、糖度帯についても、今後は関係機関一緒になって、国のほうにも要請を毎年続けていってほしいというふうに、これは私の希望ですんで答弁は。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一番（下川和博君） ないですから。

○議長（永田 章君） いいですか。

○一番（下川和博君） 通告しておりませんので、これについてはどうかよろしくお願いをしたいと思います。はい。

次に移ります。

次は体育施設の充実についてなんですけども、まず、松原公園の現状と今後についてということなんですけど、長期振興計画の中では

二〇二〇年に五百万円計上されておるんですけど、あくまでも長期振興計画ですけども、で、括弧書きで松原公園計画変更に係る業務委託とありました。この松原公園、市民の皆さん、まだ残ってるのかというふうなのは実際あるかと思えますけれども、以前からこれについて私も質問しておりますけども、この松原公園の現状とこれからについて、これが残ってるから次の計画に進めないのではないかというふうなことも個人的に思うわけですけども、現状と今後について説明をいただければと思います。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

松原運動公園につきましては、平成十五年三月に策定した西之表市都市計画マスタープランの中で、各種運動施設の整備状況を調整しながら、観光・レクリエーション需要、少子高齢化社会への対応を踏まえ、優しい風の拠点となるべき総合公園として整備を促進するととなっております。

また、緑地や公園の適正な保全など、緑化推進の取組みを総合的かつ計画的に実行することを目的に、平成二十年三月に策定した緑の基本計画においては、松原公園は運動公園としての機能よりも、かつての黒松林の再生により防風林機能を回復するとともに、現況の良好な自然環境や隣接する海辺を生かした市民や観光客の触れ合い・交流の場となる総合公園としての整備が望ましいとしております。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中、事業の実施が先送りされているのが現状です。今後、都市計画マスタープランの更新に向けた都市計画基礎調査事業を平成三十一年度に、平成三十二年度に松原運動公園の変更業務委託を計画しており、運動施設の整備状況、観光・レクリエーションの需要や少子高齢化社会への対応、市民の意向調査など、その調査結果を踏まえて作成する都市計画マスタープランや長期振興計画と並行しながら、松原運動公園整備事業の変更計画を策定したいと考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） ありがとうございます。

この変更計画ですけども、その変更をして、その後どうするか。はつきり言えば、松原公園自体、スポーツ施設はもうなくなっていくんだと。だから、次の計画に入っていくつもりで、今後はですね、そういうふうな考えでいるのかどうか、そこら辺をもし答えられればお願いしたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） 現在、説明しましたけれども、今の緑の基本計画におきましてはですね、運動公園の機能よりも自然を生かした総合公園という方向で来ております。その中には、今テニスコート、運動施設としてはテニスコート、もしくは武道館が入ってくるのかなということで、当初の計画よりは縮小した計画、運動公園というよりも総合公園という取組みでありますけれども、そういう今後実施をする基礎調査、それから市民アンケートなどを踏まえ

て、そういう方向性をまた決定していきたいと考えております。
以上です。

○一番（下川和博君） 次の質問とも重なるところも出てくるかもしれませんが、テニスコートや武道館を将来的には想定しているということですが、正直なかなか難しいことになっていくんだろうなど。風の当たるところがいいのかなということも非常に思うところなんですけれども、次のわかさ公園の運動公園化というのもしつかかってくると思いますが、私は個人的に、わかさ公園を運動公園化にして、わかさ公園が十一町歩ほど面積があるみたいですから、武道館なんかは向こうに集めていただいて、どうにかできないのかなというのをつくづく思うところです。

また、松は松で、また残すところは防風林のこともありますんで残していただいでいきながら、この武道館とかテニスコートとか、風に影響するようなスポーツ関係は持ってきてみたいなのかなというのを思ったところで、このわかさ公園の運動公園化というのを提案したところなんですけども、実際、今長期振興計画の中でもですね、公園の整備事業としては、老朽化した都市公園の施設整備ということで、これはわかさ公園に限りませんが、一、二、三、四、四年間で八千四百万円ほどの予算はついてはおりますけれども、この平成三十三年からは四千万円、四千万円というふうについているんですが、こちらで何か予定があるのかなというふうなこともありますし、先ほどの松原公園のこともいろいろ関連をしてくるんだ

ろうなと思うんですが、わかさ公園の、何ちゆうですかね、有効な活用というふうなのを考えたときに、これだけ市街地に近い、隣には陸上競技場もある、プールもある、で、もう本当に市街地に近い、みんな市民の憩いの本当の場になるようなところだと思うんですけども、これを有効活用しない手はないんじゃないかなというふうに、もうつくづく思ったもんですから、今回質問をさせていたただいたところですけども、市長に見解をお願いをしたいと思います。いかがでしょうか、私の発案は。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。
やはりスポーツ施設の充実というのは非常に重要だと考えております。

わかさ公園は市街地の南部に位置しております、商業・住宅地である鴨女町と閑静な住宅地である下西地域に隣接しております。古くから自然公園として親しまれているところであります。

先ほども課長の答弁の中にもありましたけれども、平成二十年に三月に策定された西之表市緑の基本計画では、隣接する市民体育館や自然海岸を活用した城ノ浜海岸公園、甲女川などのスポーツ・レクリエーションの施設を一体として、中心市街地にふさわしい豊かな風を感じる緑の拠点と位置付けて、緑の保全とより一層の緑化推進機能の拡充を図るとともに、相互の連携や市内各地からのアクセスを図りながら、市民の皆さんが気軽に利用できるようなスポーツ・レクリエーションゾーンとして形成を図るようになっております。

そういう中で、先ほどありましたけども、武道館ですとか、そういうスポーツ施設の充実の場所として考えていくことは重要だと考えております。

○一番（下川和博君） ちよつとあんまりよくわからなかったですけど、そもそもですけども、私の質問の中で、わかさ公園の運動公園化ちゆうのはできるもんですか。

○建設課長（戸川信正君） それでは、ちよつとこの公園の定義について説明をしたいと思います。

まず、都市の基幹公園としまして、その中に総合公園というのがあります。総合公園というのはどういうものかといいますと、市民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて一カ所当たり十ヘクタールから五十ヘクタールを標準として配置をすることです、わかさ公園はこの総合公園ということになっております。わかさ公園は一応十二ヘクタールぐらいあります。

それと、もう一つが運動公園。運動公園というのは、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に依り一カ所当たり十五ヘクタールから七十五ヘクタールを標準として配置をするということで、これが松原運動公園ということになります。しかし、そのわかさ公園につきましては十二ヘクタールで、ちよつと基準からすると、もう足りないということになります。

議員がおっしゃりますように、武道館、武道館も向こうにつくつ

たらどうかという考えもあるんですけども、駐車場がどうなのかなどという考えもあります。テニスコートにしてもわかりです。テニスコートにしても二面しかできないということで、あと駐車場が確保できないということ、そういうのも含めた形で都市計画の基礎調査をしまして、どこに、その武道館なりテニスコートを増設するのであれば、どこにつくつたらいいのかというのをまた将来的に協議をしてきたいと考えております。

○一番（下川和博君） 確かに駐車場の問題を言われると狭いなど面積も足りないなと思うんです。であれば、やっぱ最終的にはもうあつぱらんだかなというふうな感じも思うんですけども、ぜひこの体育施設、後の質問にも入ってきますけれども、やはりスポーツ交流の合宿とかそういう事業もありますから、やっぱ今の現状の西之表の施設で本当に合宿に来るんだろうかというのは、私は非常に疑問に思うところです。

で、次に移りますけれども、「市政の窓」の二〇一八年十一月号の市長の独言ナンバー十九というのがあります。ちよつと読んでみますんで。

西之表市の市制施行六十周年を記念する市民体育祭は、今年で第五十六回を数えました。会場となった市営グラウンドは、市制施行から十年後の一九六八年、昭和四十三年の完成で、こちらは五十周年です。緑の芝生に覆われたフィールドでは、ゲートボールやグラウンドゴルフの大会も盛んに開かれています。一周四百メートルのト

トラックは開設当初から土の地面です。体育祭の直前に引く白線は、雨が降ると流れてやり直しになり、担当職員泣かせでもあります。

この市営グラウンドでは、今年九月、陸上四百メートル日本記録保持者で東海大教授の高野進さんが、小中高生を対象にかけっこ・ランニング教室を開きました。高野さんに「改修したいのですが、土のトラックで申しわけありません」と話したら、「子供たちには土のほうが安全とも言えます」と慰めてくれました。弾力性を工夫した全天候型舗装より、人が倒れたときの衝撃は小さいようです。陸上教室の応募者が多かったのを見るにつけ、改修への思いが募りました。

全天候型の競技場が欲しいという声とともに、各種スポーツ施設充実の要望がたくさんあります。陸上競技のほか、球技などの体育館、相撲、弓道、柔・剣・空手道などの武道館、野球、サッカー場、水泳プール、テニスコート、いずれも巨費を要し、長年実現できていません。しかし、施設がレベルアップすれば、種子島の子供たちから大人までスポーツに親しみ、競技力の上昇も期待をされます。スポーツ合宿の学生ら呼び込むこともできるでしょう。何か一つ始めなければとの思いが強まっています。

というふうにあります。私はこれを見たときに、応援をしたと立場です。本当早急に実現をしていたらいいことを書いていただきたというふうには思いませんが、それも反面、今市長という立場で出したというのは、ものすごくやる気があるんだろう

など。ただ、市民が誤解をして、すぐしてくれるんじゃないかと思つたら、これもまた大変かなと思うところでしたけれども、私は本当にこれを見てありがたいなと正直思いました。ですから、ぜひ頑張っていたきたいと思えますし、私もこう見えても結構スポーツやってみました。ぜひお願いをしたいと思うんですが、時間もあれです。短くて結構なんですけど、市長のこれについての思いを、どう思うか、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 答えたいと思います。

スポーツは、やはり人間の体力ということだけでなく、人格形成においても非常に重要な意味合いがあると思いますので、スポーツ振興については私もなるべく力を尽くしたいと。特にそのためには、やはりスポーツ施設をやはりレベルの高いものを用意すると。それによつてスポーツの技術の向上、体力の向上、いろんなものがありますので、それを何とかどこからか始めたいという思いがあります。読んでいただきましても、そういう文章を書いたところでもあります。

これにつきましては、いろんな種目がございまして、また、先ほどの下川議員の御質問にもあった松原運動公園と、それから、わかさ公園をどういうふうにするのかということもございまして、慎重に協議というか、皆さんの御意見を聞きながらやるところですが、何を先にやるかという種目的なことを言うと、それも優先順位を担当のところに体育関係者にも聞きながらつくるように指示を

いたしております。あらあらはできておりますけれども、まだそれを公表するというような段階ではございませんが、その上位にこの陸上競技場ないしは体育館というものがどうも占めるようになってございますので、その辺のところからでき得ればと考えております。

ただ、この陸上競技場につきましても、数億円かかったりするというところもありますので、全天候型にしますと、その辺もじっくり検討してまいりたいと考えております。

○一番（下川和博君）　ありがとうございます。

私も議員になって何回かこういう質問をするんですけど、市長自らがこの「市政の窓」にこういうふうなスポーツ施設等について語ってくれたのは初めてだったと私は思っておりますんで、ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

次の質問とも重なってきますけれども、今後取り組む体育施設の充実について具体的な説明なんですけど、今市長のほうからもちよつとありましたけど、市営グラウンドの全天候化というのと、長期振興計画では検討中というところでありますけれども、市民体育館の空調整備、やはりこれについても、郡体に行ったりすると七月なんです、暑いんで、私は前バレーを中種子町の体育館に見に行ったんですけど、非常に涼しいでした。西之表の体育館の場合は、西と東向きに窓はあるもんですから、バレーをしたりとかミニバレーをしたりするとき、西日とか朝日が入ってきたりするもんで、二階のほうは黒幕を使わんといけない状態で、余計夏は暑い状態になっているようです。

確かにそれについても市長の思いですから進めてほしいと思うんですが、この体育施設の充実については、やはりあつぽくらんどというあれだけ広大な市の土地もあるわけですから、その利活用というものも前向きに進めてほしいなというふうに思っております。

やはりスポーツ合宿の交流事業等も、一応長期振興計画では平成三十一年から平成三十四年まで各二百万円、計八百万円計上はされておりますけれども、先ほども言いましたけれども、今の西之表の体育施設を考えたときに、正直誘致ができるんだらうかというのを私は非常に思います。特に高度な技術の方々についてはですね。小学校とか中学校とか、そこまではどうにかできないことはないと思うんですけども、特に高度な方々については非常に厳しいんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひお願いをしたい。

個別に言えば、やはり以前からありましたテニスコートです。市役所対抗のテニス大会を西之表でした場合は、中種子町に行つてやらんとならんという現状がありますんで、やはりこう、できるだけ解消していただきたいと思っております。

同じ答えになるかもしれませんが、市長に最後に、この体育施設の充実について再度思いをお願いできればと思います。一緒にあれば一緒でもいいです。

○議長（永田 章君）　課長でいいですか。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君）　お答えいたします。

今後の取組みについてですが、第六次西之表市長長期振興計画実施計画に載せてあります。二〇一九年度に市営グラウンドの擁壁整備工事を、二〇二一年度には美浜グラウンドのナイター照明施設の修繕工事を実施する予定としております。また、二〇一九年度には体育施設を含めた社会教育施設長寿命化計画を策定する予定としており、これに基づいて既存施設を適正に管理していきます。

テニスコート、武道館、弓道場の整備については大きな予算が伴い、また、市全体の土地の活用計画との整合性を図る必要があることから、今後、関係課と協議しながら検討してまいりたいと思っております。また、施設整備を進める上で、競技団体の意見も聞きながら、体育施設の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） ありがとうございます。

それでは、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に行きますけれども、市道の整備についてなんですが、やはり市民の、今回、議会報告会等でもあったんですけども、市道の整備については、いろいろ市民のほうからも要望があります。特に、以前も質問したんですが、この市道の側溝の整備の現状、そして、今後この整備の計画等の予定についてなんですが、やはり側溝がなくて浄化槽が設置できなくて家が建てられないというのは結構言われます。そういうところから、私は個人的には区長さんとか集落長さんたちにアンケートもとって、優先順位もしっか

り決めて、市民の期待に添えていただけるような方法はできないのか。そこだけをするとか市の持ち出しになるというふうな話も聞きましたけれども、ほかに方法がないものか。あればぜひやってほしいと思うんですが、御説明をお願いします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

現在、側溝整備の現状といたしましては、整備要望箇所は市道三十八路線、約五十カ所あり、整備費用は概算で一億三千五百万円程度となっております。また、合併浄化槽の整備と相まって、今後も整備要望は増加していくものと考えられます。

今後の整備計画の予定についての質問ですが、現在の道路台帳は、道路の延長や幅員は記載されておりますが、側溝は記載されておらず、その延長や整備率は把握できない状況でございます。しかしながら、今年度整備中である道路台帳電子化により側溝の延長や整備率が把握できる予定ですので、その結果を踏まえ、年次的な整備計画を策定する予定です。

なお、この事業の財源確保につきましては、先ほど議員もおっしゃりましたけれども、側溝整備のみの補助事業や起債が認められないなど、財政運営上、短期的に整備完了することは難しい状況です。これらのことから、事業実施においては、長期振興計画との整合性を図るとともに、妥当性、緊急性、公平性等の優先順位を判断しながら整備をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○一番（下川和博君） 今言われたとおりなんですけれども、ただ、市民の要望は非常に高いところもありますし、市としては若い人たちを大字に住まわせていくような政策もとっておりまうけれども、なかなか行きたいけれどもそういうふうなところで、いい場所に家が建たないというところもあつたりしてますんで、やっぱりこう、ぜひ一億三千五百万円という金額も出されましたけれども、市長の判断で幾らかやっぱりこう前向きに検討していくようなことは、市長、できませんでしょうかね。

○市長（八板俊輔君） 御要望の点は非常に真摯に受けとめまして、そういう方向で努力をしたいと考えています。

○一番（下川和博君） 今、一年間に幾らぐらい、何メートルぐらいしてるか知りませんが、やはり今要望にできるだけ応えてくださるということですから、一度にはできませんけれども、昨年の倍、今年はやると。来年はそのまたちょっと多目にやると。そういうふうなところを見せていただければありがたいかなと思います。最後にありますけど、やはりこれも市道についてなんですけど、市道にかぶさった雑木とかですね、草払い等の現状、今後の計画についてなんですけど、正直、各集落の要望で草を払ったり木を切ったりするときには、特に地権者の方は何かにほとんどの意見はありません。草を捨てたりするときも。最近もあつたみたいですしけれども、市の草払いの方々が草を払ってどっか捨てとつたところが、呼び出しが来て、人の土地に捨てるなというふうなことがあつたみたいで

す。

で、妙なもんでというてあれですけども、なかなか行政がやる、いろいろなやっぱり厳しいようなところがあるみたいなんです、現実には。ですから、その草払いの今後はどうするのか、その計画等もありますけれども、私の意見としては、やはりこの作業班を増やしていくということもですけども、それとあわせて、その区長さんや集落長さんたちに事前に地主の許可をもらえるような何か対策を打つような方法はできないかな。集落長さんが話をすると、意外とそこの方もよかつたりする可能性もあるのかなというふうに思うところもありますんで、そういうところを今後は検討していただければと思います。今、一年間に幾らぐらい、何メートルぐらいしてるか知りませんが、やはり今要望にできるだけ応えてくださるということですから、一度にはできませんけれども、昨年の倍、今年はやると。来年はそのまたちょっと多目にやると。そういうふうなところを見せていただければありがたいかなと思います。最後にありますけど、やはりこれも市道についてなんですけど、市道にかぶさった雑木とかですね、草払い等の現状、今後の計画についてなんですけど、正直、各集落の要望で草を払ったり木を切ったりするときには、特に地権者の方は何かにほとんどの意見はありません。草を捨てたりするときも。最近もあつたみたいですしけれども、市の草払いの方々が草を払ってどっか捨てとつたところが、呼び出しが来て、人の土地に捨てるなというふうなことがあつたみたいで

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市道の維持管理につきましては、現在二班体制で、臨時職員五名、地域雇用四名から六名、シルバー人材センター四名の計十三名、十五名体制で、市道の伐開、補修、清掃等の作業を行っております。現状といたしましては、管理市道は三百四十六路線、延長が三百四十八キロですか、あることに加え、農道、林道の伐開作業も行っておりますので、一年間で全路線の伐開作業を消化し切れない状況であります。

さらに、最近では少子高齢化等の進化した集落より、今までどお

りの管理ができない旨の相談が増えていることも事実でありますので、なおさら年間を通して伐開作業が追いつかない状況であります。

また、道路にせり出した雑木の伐採につきましては、個人の財産を勝手に伐採できませんので、さつき議員もおっしゃられましたように、まず地権者の承諾が必要であることを理解いただき、伐採要望につきましては、要望をされる前に地権者の承諾を得ていただければ、早急な対応ができるのではないかと思われれます。

また、高所作業車が必要になる高木の伐採要望も年々増えてきておりますけれども、建設課で高所作業車を所有していないこともあり、借上料等の予算確保が必要になってくる状況であります。

今後の計画といたしましては、本市の財政状況を勘案しながら、地域支援課、農林水産課といった関係各課との連絡を密にしながら、多くの要望に應えるべく、道路の維持管理のための管理体制の見直し、例えば、班体制の増や高所作業車の借上料等の財源の確保を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） もう本当に大変難儀をしてることはわかりますけれども、この今班体制の増という話も出ましたけれども、班体制の増はお願いしたいんですが、現実にも今どこをとっても人手不足で人材不足です。で、そういう方に聞いてみますと、やはり待遇的に非常にもう少しよくならないのかというふうなところも正直言われます。ですから、増やすのであれば、そういうところの待遇もよ

くしていかないと、なかなか人は集まってきましたので、三班に増やしたり四班に増やしたりいくような場合には、そういうふうな待遇もしっかり考慮をしていただいて、今後やっていただきたいと思えます。

各市民の皆さん、特に集落長さん方は、もう喫緊の課題としてぜひ詰まった形でそういう要望を出しておりますので、ぜひ、来年度になろうかと思えますけれども、対応・対策をとっていただければなと思うところです。

以上で質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時四十六分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。生田直弘です。よろしくお願ひします。

それでは、通告書に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目は、中学校プール新設、エアコン設置、遠隔教育等を中心とした教育現場の施設整備についてですが、まず、種子島中学校プール施設の危険性に係る当局の対応からお聞きしていきます。

本件については、平成二十九年第三回定例会から指摘・要望している種子島中学校プール施設の危険性抑制のための整備について、平成三十年九月に開催されました第三回の議会定例会における私からの一般質問に対する市長当局の答弁は、現在、中学校プールの新設については、長期振興計画の実施計画の見直し中であり、四力年の実施計画の全体像が確定している次回の議会で詳細な説明ができるという旨の内容でありました。

これまでの答弁では、検討状況や調整経過の説明はされておりますが、具体的な計画等の詳細がまだ示されておりません。全庁的な庁内調整は確定し、具体的な説明ができる時期が来たかと思われまので、現在の進捗状況や調整内容及び今後の計画について、子供たちや保護者、そして市民にわかるように、いつまでにどこで何をどのようにするのか、今年度、来年度以降の区分で具体的な説明を求めます。

以下は質問席からお尋ねします。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

中学校プールにつきましては、六月議会で新設の方向で検討する

ことを御説明をいたしました。その後、庁内での議論を重ね、長期振興計画の実施計画に建設に向けた具体的計画案を盛り込んだところでございます。

最終的に、十月開催の経営会議において庁内での調整が整い、プール建設に向けては、来年度、二〇一九年度に実施設計、二〇二〇年度に解体及び新設工事を行うこととし、授業で使用できるのは二〇二一年度からを予定しております。現在、来年度の予算編成に向けた作業を行っている状況でございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。ありがとうございます。

計画ができました。実際に形になるまでの負担というのは、子供や保護者、そして現場の学校職員に強いていることを忘れてはならないと思います。一日でも早く、確かな事業実施により市民の安全と安心の確保に努めていただくようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

二番目、平成二十九年第三回定例会から指摘・要望しております、熱中症対策に係る義務教育課程の学校へのエアコンの設置について、平成三十年第三回の定例会における一般質問に対する答弁は、早急に市内小中学校の空調整備の実施設計を策定し、その後、順次整備に取り組んでいきたいが、実施時期等については市全体計画の中で事業費調整を終えてから回答するという旨の内容でありました。

本件については、教室内の実際の室温と湿度データをもとに、学校保健安全法の基準を超えている日があるという事実を市行政当局と共有し、その改善策等、対応を確認いたしました。

そこで、お尋ねします。アの項目ですが、現在の進捗状況や調整内容及び今後について、子供たちや保護者、そして市民にわかるように、いつまでにどこで何をするのか、今年度、来年度以降の区分で具体的な説明をお願いいたします。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

市内各小中学校普通教室、職員室への空調整備についてですが、二〇一九年度、実施設計を行い、二〇二〇年度及び二〇二一年度の二カ年で順次整備していくよう実施計画に盛り込んだところでございます。

ただ、これまで空調整備の要望が強かった種子島中学校の一年生教室につきましては、今年度中に着手し、来年夏には稼働ができるよう先行して整備を行いたいと考えております。そのため、今議会の補正予算に関連事業費を計上してございますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。

今の答弁について、一点確認いたします。

本県に関連する国の動きとしまして、文部科学省の大臣官房文教施設企画防災部施設助成課が二〇一八年十月十六日に発表しました

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金についてであります。この交付金制度は、特例といたしまして一年限りで新たに創設し、平成三十年度の補正予算案の中で、熱中症対策の空調設置八百十七億円を計上しているようです。国はですね、児童生徒等の熱中症対策として、全国の公立小中学校の各学級へ空調を設置できるように、支援率を引き上げる動きをしております。今の説明の中なんですけど、こうした動きも認識した上で、内容の有利・不利を検討し、市単独の財源負担をできるだけ抑える資金調達を検討しているといううなことでよろしいんですか。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

十二月補正に計上しております種子島中学校の一年生教室、こちらについては、ただいま議員のほうから御説明のございました国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、こちらを利用してございます。その交付金の中身でございますが、地方交付税が六〇%充当ということで、全国的には、特に都市部のほうでは大変魅力のある事業となつているところがございますが、本市としては、過疎債、こちらのほうが七〇%充当ということで、本市としては過疎債のほうが有利だという判断をいたしましたところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明わかりました。ありがとうございます。

地域の子供たちが学ぶ環境が安全であるという大前提を確保する

ための今回の迅速な対応について、改めて市長、副市長、教育長初め、教育行政の判断と対応に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、次の(三)の質問に移ります。

平成二十九年第三回、平成三十年第二回定例会において指摘・要望している情報通信技術、いわゆるICTと呼ばれるものですが、こちらを活用した遠隔地教育について、平成三十年第二回議会定例会の一般質問に対する答弁は、当市の教育課題解決に資するICT環境やその活用のあり方について研究を進めていくという旨の内容でありました。

そこで、お尋ねします。質問項目A、現在の取組状況、研究の進捗・成果と課題について、具体的な説明、お願いいたします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

小規模校を多く抱える本市において、ICTの活用はその課題を解決する手段として有効であると考えており、現在研究を進めているところです。例えば、市内の小規模校同士をインターネットつないだ授業や市内の小学校と島外の小学校をつないだ授業、あるいはテレビ画面を介した学校間の教員研修、さらに鹿児島大学から講師を招聘しての教員研修等を行ったところです。課題につきましては、今後の取組みの方向性の中で、あわせて述べさせていただきます。

○一二番(生田直弘君) 説明わかりました。ありがとうございます。

現状の課題と説明はよくわかったんですけども、次の質問に関連しますが、それらの成果・課題踏まえまして、質問項目イでお尋ねしている今後の取組みの方向性について、説明をお願いいたします。

○学校教育課長(内 健史君) 現在、新しくタブレット型端末を導入するなどの環境整備も進めているところではございますが、今後はこのような取組みをさらに普及充実させることで、児童生徒や教職員のICT活用能力の向上を図る必要があると考えております。あわせて、本市の実態に即したICT環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 御説明ありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

実は、先々週、十一月十四日に視察に行った熊本県の氷川町は、人口約一万二千人と西之表市より人口が少ない自治体でありましたが、平成二十九年までの三年間をかけて、中学校全クラス、小学校五、六年生の全クラスにICTを導入しておりました。ここで視察に行った際の導入経緯の内容を一部共有したいと思いますが、導入のきっかけといたしましては、印象深かった点、大きく二つございました。

一つ目は、国の教育の方向性を示す新学級指導要綱の教育の情報化に向けた新しい教育への教育長と首長の思いが非常に強かったということ、もう一つは、世の中がパソコンやスマートフォン、タブレット機材を頻繁に使う時代になりつつある中で、家庭の事情でそうした機材を持てない子供がいないように、機材に触れさせる機会を教育の場で補っていき、格差がないように環境を整備することも大切なことだとして、ICT導入の意識決定の中で配慮したということでした。

今の課長の御答弁の内容も踏まえまして、ほかの先進地で見ていることを西之表市に生かすための提案という形で、次のことを要望したいと思います。

一つ目ですが、離島であり複式学級のある当市においては、今課長が御答弁されましたように、ICT機材を発展的に整備し、インターネット等で学校同士をつないだりすることですね、遠隔地と通信による意思疎通ができるようになります。それにより機器に触れる機会が増えるだけにとどまらず、複式学級の生徒が他校の生徒と意見交換をする機会をつくり出すことができるというふうに思うわけです。

さらに、そのことは教室間の移動、学校間の移動による児童生徒の負担軽減を図りつつ、学習の質と時間を確保し、同世代の中で多様な意見や価値観に触れることで、バランスのとれた人間形成が図れることに寄与するものと考えます。

大字に小学校を残している状況下において、持ち運びのできるマイク、カメラ、パソコン、投影機、無線がそれぞれ一台あれば、こうした技術をうまく利用し、財政的に大きな負担をかけずに、課題が少しずつ解決していくと考えます。

ですので、ついては、全ての生徒に今すぐには言いません。互換性のある備品につきましては、それを上手に使いながらですね、流用しながら、各校にマイク、カメラ、パソコン、投影機、無線等遠隔教育ができる設備を整えていただくことを要望いたしますが、市長、あるいは教育長、御意見、御見解お聞かせいただけますでしょうか。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） ただいま御提案いただきましたけれども、現在、先ほど課長が申し上げた授業も、今おっしゃったような内容のことをやっているわけなんです。あとはそれをこう深めながら広めながら、その教職員の技能とか、そういうのも向上させていかなければならないというふうに考えております。

また、できるだけ経済的負担を少なくしながら、より大きな効果が得られるような方法というのもまた考えていきたいというふうに思っております。現在使っている機器も、実は鹿児島大学から借用しているものですが、ポータブルの持ち運びが可能なのがありますので、そういう点考慮しながら考えていきたい。

また一方、ICTを活用した授業というのは進めていくわけです

けれども、そういったそのインターネットを介した交流だけではなくて、実際に子供たちが同じ場を共有して学習をするという、そういうことも同時並行的に進めていかなければならないと考えておりますので、現在行っておりますその小規模校同士の集合学習であるとか、そういうこともまた同時並行的にやっていきたい。そのように考えているとございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

私もですね、これで全て置きかえていきましようというふうには思っておりませんが、やはりその物理的にその場で一緒にいるということが、やっぱり教育効果が上がるといふことも間違いなくあると思いますので、それを補完していくというような位置付けで、あくまでも手段の一つというふうに考えております。

で、そこで、今御答弁の中で経済的な負担を少しでも減らしながらということでございますけれども、私は本当に同感でございます。本件につきましては、国のほうで策定されました教育のICT化に向けた環境整備五カ年計画に基づき、必要な経費については、二〇一八年度から二〇二二年度まで、単年度千八百五億円の地方財政措置を講じることとされているようですので、ぜひともそのあたりの研究もしていただきまして、推進のほう、より具体的な検討をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、二番目のテーマについて質問に移りたいと思います。
平成二十九年第二回、第三回、第四回、平成三十年第一回定例会

における分散型エネルギーインフラマスタープラン推進事業に係る一般質問と答弁を受けて、地域産業の振興や地域資源の循環的利用の推進の観点から、以下、通告書内の順番に沿って具体的な説明を求めていきたいと思えます。

一つ目、（一）現状の進捗、課題と成果についてお聞かせください。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

御承知のとおり、本市におきましては、平成二十七年度に総務省の委託事業を活用いたしましたして、御案内いただきましたように、分散型エネルギーインフラマスタープランを策定しておりますけれども、現在これをもとに、乳用牛の家畜ふん尿を活用したバイオマス発電施設の設置の可能性についての検討を進めているところでございます。施設設置を進めていく上では、さまざまな課題があることから、本年度は課題解決に向けた取組みを関係機関と連携をし進めているところでございます。

課題といたしましては、まず、収支面に大きな影響を及ぼすプラントから排出されます消化液、液肥の有効活用でございますけれども、液肥利用のメリットを確認する作業といたしまして、本年度、引き続き作物の生育・収量調査を実施をしてございます。それとあわせまして、鹿児島大学と連携をした液肥を使用した作物のうまみ成分調査などを進めていくということにしているところでございます。

ただ、これまで農政分野の中では、耕畜連携として県全体で堆肥利用を進めておりまして、液肥においては栽培上の利用指針が確立をされていないことから、現在、農業関係組織と連携をし、農家が利用しやすい体制づくりについて検討を進めているところでございます。

また、家畜ふん尿以外の原料として、事業系生ごみや農業系残渣も検討しておりまして、本年度は市内全飲食店に対しまして、事業系のごみの排出量調査を実施をしております。この結果、これまでのラボテストの結果が全体の生ごみの混入を三・五というところでございまして、全体としては三・二ぐらいになるんじゃないかなというふうに想定がされますので、全量出てきても問題はないということと考えているところでございます。

このほかの課題といたしまして、国庫補助事業を活用した既存の堆肥舎の取扱いであるとか、酪農家の処理料金の問題など、県や農業関係機関と協議を重ねていきますが、その課題解決法を探るべく、昨年度の南丹市に引き続きまして、本年度は沖縄県の八重瀬町、それから宮崎県の高千穂牧場へ先進地視察を行っております。

視察をしたプランとそれぞれ収支面、作業面、更新に係る問題など、本市が考える同様の課題点を抱えているということが判明しましたので、今後その課題解決に向け、検討委員会、あるいは関係団体との意見交換を行いながら、波及効果等総合的に検証をし、設置可能性についての判断をしまいたいというふうに考えております。

す。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） 御説明ありがとうございます。

これまで聞いてきた内容の中で、少しずつ進んでいるということではあると思うんですけども、横断的な関係団体との連携の状況ということであるとか、課題や成果についてはよくわかりました。また、全体的な仕組みづくりのために将来の継続性等を勘案しますと、小さいようで大きな課題を丁寧に見ていく粘り強いですね、積み重ねていってほしいというように今までの御答弁の中でもよくわかりましたので、この点についてはですね、大いに評価されるべきものと私は考えるわけですけれども、ぜひそこについては引き続き頑張っていたきたいと思っております。

ただですね、この広く横断的かつ大きな課題の解決に係る分野につきましては、関係者の理解と協力を仰ぐための全体調整ばかりです。力を入れ過ぎると、先に検討できることも後回しになりやすいということも考えられるかと思えます。そのために、諸条件が変わっても、いずれにしても具体的に検討しておかなければならない点について、次の（二）以降でお尋ねしていきたいと思っております。

（二）一般家庭向けに電力を販売でき、自治体と民間企業が出資する地域新電力が全国で相次いで設立されておりますが、地域新電力を含めた事業主体の検討状況と今後の方向性についてお聞かせください。

○企画課長（神村弘二君） 御説明いたします。

御案内いただきました地域新電力でございますが、地域内の発電電力を最大限に活用して地域内に電力を供給する小売電気事業を指すようでございます。その効果につきましても、エネルギーの地産地消によりまして、エネルギーに係る資金が地域内で循環をし、雇用創出など地域活性化につながることを期待をされるところです。再生エネルギー事業の民間との協働は、資金及び運営面でもいい効果が見込まれるということから、積極的に検討してまいりたいというふうにご検討するところとさせていただきます。

また一方で、本市が現在取り組もうとしておりますバイオマス発電施設の設置につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、幾つかの課題の解決が必要であるというふうにご検討しております。その課題解決策の検討に加え、波及効果等総合的に検証し、設置可否についての判断をしていくということになります。

なお、分散型エネルギーにつきましては、全体的に再生可能エネルギーを中心に推進する立場でございますけれども、その中でも行政が主体的にかかわるものといまして、これまで売電だけでなく地域課題の家畜ふん尿や森林機能回復に資する事業を積極的に進めていくこととしておりまして、その可能性を検討して段階であり、まだ新電力の設立であるとか事業主体について具体的議論はなされておられません。今後、設立可能性の確認とともに、例えば、会社の設立など、あらゆる方法について検討してまいりたいというふうにご

考えます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

今課長の御答弁のとおりですね、電力の小売ができるというところがですね、まず一つあります。それによって、地域の中で出てきた電気をここで使えるということは、この地域新電力があればですね、地域でできた電力の販売を、今課長がおっしゃった国の再生可能エネルギーに対する固定価格買い取り制度のみに頼る仕組みではなくてですね、地域内で電力の小売ができるという体制になつてくるといふことだと思っておりますけれども、そのあたり事業者については積極的に検討していただきたいというところなんです。自治体新電力ですね、設立支援団体といまして、事業計画策定やノウハウ、情報提供などを行う一般社団法人がございます。こちらのほうでは、二〇一八年九月七日現在、三十一の自治体が加盟しております。そこでは地域の自然エネルギーを生かした電力事業を初めとする公益事業だけでなく、課長がおっしゃったとおり、それ以外の地域の課題にも触れていると、検討して取り組んでいるということ、例えば、地域の高齢者健康支援、見守りサービス、地域の交通維持等にも取り組んでいるようであります。

自治体新電力は、自治体だけでなく民間企業が共同出資をして設立することが多いようですから、これは市の財政負担を抑えながら、民間のノウハウを活用し課題解決できる選択肢の一つであると

考えますので、ぜひ実際に事業を起こしていく際には、必要となる選択肢を広げる上でも、今課長おっしゃったとおり、積極的に検討のほう、ひとつよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

(三) 当該事業は環境省が所管し、国費で運営される地域低炭素投資推進ファンド事業によって設立された基金からの出資対象になると思われます。この基金につきましては、通称でグリーンファンド、平成三十年五月末現在で約四十五・六億円の規模になっているようであります。

質問項目アでございますけれども、本件については、同基金の活用のほか、民間活用も含めて、西之表市単独の財政負担を抑制する工夫をぜひ要請いたしますが、多様な資金調達の方法に係るファイナンス、金融面ですね、現在の検討状況と今後の方向性についてお聞かせください。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

御指摘のとおり、本市の財政状況を考えたときに、バイオマス発電施設の設置がされることとなれば、当然に国庫補助事業や議員御提言のファンドの事業の活用など、あらゆる方策を検討したいというふうに考えているところです。

御指摘を待つまでもなく、資金調達というのは非常に重要な課題だというふうに受けとめておりまして、先ほどの質問と重なりますけれども、事業主体のあり方とあわせて、それに応じたさまざまな有

利の資金調達の手法についても検討していく必要があるというふうな考えてございます。

現在、検討の中心としておりますバイオマス関連施設の設置につきましては、クリアすべき課題も多岐にわたりますが、今後、その課題解決に向けて意見交換をしながら、御意見もいただきながら、可能性について明確にしていきたいというふうに思っているところでございます。

方向性としては、各課題の解決が一定見込まれた時点で、国へバイオマス産業都市構想の認定の申請を行う計画でございます。また、資金面についても、国県等関係機関にも相談をしながら、資金調達についての情報収集を努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。

私はですね、本件について、地域に不足する金銭的資源や専門的資源について、西之表市が単独で全てを負担する必要はないと、これまで議会の中で繰り返し申し上げてるわけですが、国と県、いろいろ関係機関と連携することということでありまして、ただ、自治体は何も提供しないというわけにはいかないと思います。ですから、市から投じられる資金がさまざまな企業団体からの協力を仰ぐ呼び水になり、その結果、地域の課題が解決されていくような工夫をぜひお願いしたいと思います。

自ら一定の主体性を持ち、頼るところは相手にも理があるように頼るように、資金の調達方法、使い方等の両面をですね、今御答弁された中でも具体的に検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

(四) 当該事業によって畜産業、農業、林業、水産業における課題解決や振興が図れることは、これまでの御答弁等十分検討されてきておりますが、地域で創出される、生み出される電気やエネルギーの需要や利用に係る検討状況についてお聞かせください。

○企画課長(神村弘二君) 御説明をいたします。

種子島管内におけます各種別の発電量につきましては、火力発電が四万五千ワット、太陽光が一万三千四百六十一ワット、風力が六百六十ワットでございます。今後の再生可能エネルギーの施設の希望もするように聞いてございます。

が、しかし、御承知のとおり、再生可能エネルギーの出力制御というのがなされておまして、種子島におきましても、平成二十七年五月五日に全国で初めて出力制御がなされ、本年度も四月が二十回、五月が九回、六月が二回、出力制御がなされているところでございます。九電によりますと、現時点で接続可能量を超過しているというような状況だということで、今後、種子島における再生エネルギー施設の新設が困難になるのではないかとということで懸念をしているところでございます。

地域で創出されます電気やエネルギーの利用については、出力制御など市レベルでの対応が難しい課題がございますけれども、本市が進めている分散型エネルギーの事業については、エネルギーに係る資金の島内循環や雇用創出、産業時の電源確保や低炭素社会の実現など、すばらしい効果が期待できるというふうな事業でございます。

先ほど申し上げました出力制御の問題につきましては、今後、地区の広域的協議会との協議や、国や県、関係団体の要請活動などを行ってまいりたいというふうに考えますけれども、できますれば経営等を圧迫しない形での再生可能エネルギーの普及が効率的にできないか、九州電力とも意見交換を行ってまいりたいというふうに考えます。

今の現状では、火力が大体四分の三、七五%を占めるというような状況でございますので、リスクを分散するという意味でもですね、そこら辺のところの広がりや、やっぱりつくっていく必要があるんだろうというふうに思いますので、九電とそこら辺は話し合いを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 検討状況よくわかりました。丁寧な説明ありがとうございます。

ここですね、今課長お話しされましたとおり、今ある九州電力の系統といえますか、電力の需要、使い方の中で、さらに新しい電力供給が入ってしまうと圧迫するということであると思うんですね。

れども、ここですすね、電気やエネルギーの需要や利用について、私から三つ提案という形で次のことを要望したいと思います。

一つ目、地域で創出される、つくり出される電気は電気自動車、もし電気でなく水素が出てくるというようなプラントになるようであれば燃料自動車などに利用し、地域に循環するエネルギー需要を、需要のほうですすね、こちらを増やす。

二つ目、その地域でつくり出された電気、エネルギーで動く車両は、種子島から打ち上げられる人工衛星で位置情報の精度が高い日本版GPSと言われる「みちびき」と連動させ、運行を自動運転にする。これにより、今後免許返納などで増加していくと思われる交通弱者等への対応を初め、現在運営が赤字の地域公共交通網を立て直し、財政補填を軽減させる。

三つ目、そのために市内に実証研究と事業化に向けた特区をつくり、関連する宇宙産業や自動車産業、その他研究機関や企業を誘致するということがあります。

以上のことは、人手不足や財政悪化が懸念される地域公共交通を支える手段となるだけでなく、また、宇宙開発を中心とした最先端の科学技術の島という種子島のブランドがより輝きを放つものと考ええます。市長、見解ぜひお聞かせください。

○議長（永田 章君） 生田議員、申しわけございませんけど、要望ということでありましたけども、一般質問においては提案というのが出てくるはずなんで、そこはどう扱います。要望であれば、そ

のまま要望という形で執行部は聞くんですけど、再度提案ということであれば、市長に答弁を求めたいと思いますが。

○一二番（生田直弘君） 提案で。

○議長（永田 章君） 提案で。

○一二番（生田直弘君） はい。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

種子島の歴史と、それから今の特徴でありますその宇宙産業、技術の時代の先端を歩んできた種子島として、宇宙関連事業の誘致も含めたところに技術を集中して、地域の経済のために役立てたらどうかという御質問であります。

おっしゃる方向は、私どもも既に担当課のほうでも、その宇宙関連企業の誘致ということは視野に入れて活動をしているところでもあります。これは先ほどの下川議員の質問、あるいは要望の中にもございましたけれども、土地の有効活用というものと非常に関係しているところでもあります。また、種子島の青少年、若い人たちの教育とか、そういうことも含めてですすね、いろいろ広がりのある課題だと思っておりますので、御提案を十分真摯に受けとめて、いろいろ検討・研究を進めてまいりたいと思います。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

昨今ですすね、種子島の課題解決が日本の課題解決につながるという考察から、日本全体のプラチナ社会の実現に向けて、日本中から

研究者や学会の方々、その研究実証の最先端の地の一つとしてですね、種子島に来島されているわけでありませう。

そして、先日、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、二〇二五年に開催されることになった大阪万博は、高齢化社会の分野で世界をリードする日本が、その日本の最先端技術を使い、世界の課題を解決することを目指します。であれば、その解決の種は私たちが住むここ種子島にあると思いますので、ぜひそのさきに提案しましたことをですね、御検討のほうよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の三番目のテーマの質問に移りたいと思います。市有財産の維持管理負担と現金化による財源確保の方向性についてですが、平成三十年三月に総務省より発表された地方公会計の活用の推進に関する研究会報告書によると、財務書類等の見方として、資産は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されております。この国が示す地方公会計の整理の中で、以下順番にお尋ねしていきたいと思っております。

まず一つ目、西之表市においても、平成二十九年年度までに作成が要請されていた統一的な基準による財務書類等が今年初めて公表されました。これを受けまして、質問項目ア、前述の①と②に区分した場合の現在の整備状況についてお聞かせください。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

お尋ねの件は、財務書類の資産部分を把握するための前提となります。まず固定資産台帳の整備状況についてと思われませう。

資産流入をもたらすものと行政サービス提供能力を有するものとに区分した場合の整備状況でございますが、資金流入をもたらす資産の一つである売却可能資産や未利用財産の仕分けについては、作業自体については着手をしておりますが、十分な把握や仕分けといった整備にまでは至っていないという状況でございます。

一方、行政サービス提供能力を有する資産といたしまして、土地や建物といったような有形固定資産などにつきましては、ほぼ整備ができています。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。

今財務諸表をつくれというところで、ばらばらにあったものを一つ財産管理台帳として一つにまとめたところであるというスタート地点に立ったようなところでの状況ということで、今の①②というような区分の中では整備されていないというような理解でよろしいんですか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） はい。そのように理解してよろしいと思っております。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。

市有財産情報の仕分けや整理並びに実態に沿った状況というのが速やかに入手できる状態で整備されていけば、市有財産を活用した

有効な政策立案や実効性のある事業の推進並びに迅速な評価判断による業務効率の改善が図れるのではないかと考える次第であります。そこで、お尋ねします。質問項目イ、整備に係る課題についてお聞かせください。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

お尋ねの財務書類の資産部分の把握の前提となります固定資産台帳のこれに係る課題でございますが、整備自体は一定程度できてると先ほどもお答え申し上げました。しかしながら、資金流入をもたらしものとして、売却可能資産や未利用財産といった仕分けが十分でない状況となっており、資産を仕分けする基準や方法といったようなノウハウの整備、資産を管理・活用していく体制や仕組みづくり、これが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況よくわかりました。

今の答弁、ちよつと少し詳細もう少しお聞きしたいんですけれども、いろいろと体制等に課題があるということなんですけれども、これは仕組み等のシステムとか運用の問題なんですかね。私はですね、この膨大な情報を引き出しの中にきちっと区分しながらしまつていくというような作業につきましては、現実的に体制のどこを少ししっかり触れていただけたらと思うんですけど、一時的にでも人手が何か資源というものを増やす必要があると考えるわけですが、その課題の中、人的資源の不足という課題はないんですか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 結論から申し上げますと、人的な問題もあろうかというふうには考えております。

昨年度から今年にかけては、財産監理課においては業務集中という一端を担いました。入札契約に関する部分でございます。こちらのほうを思った以上に手数はかかってしまいましたので、職員に関しては業務量の増というところで、大変重たいところを担わせているというようなところは否めないというふうに思っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。よくわかりました。

なぜ私がこのような質問をしているかといいますと、私はこれまで企業誘致の推進が当市の地域活性化に資するものと信じ、指摘・要望しながら、その方策を一緒に考えてきたつもりであります。二〇一八年九月の議会での企業誘致に係る市長の答弁の対象業種というのは、宇宙産業や畜産等といった、まさに今おっしゃったような土地活用型の事業を営むものであります。であれば、そうした業種の企業を呼び込み、誘致を実現していくためには、西之表市は何を用意しなければいけないのかは明白であります。当然相手があるわけですから、詳細な条件は折衝が必要になります。しかし、相手が土地を活用を前提にしているのであれば、そうした企業に、まず、市有固定資産がどこにどれくらい広がっているのか、どうという条件ならそういった企業に活用してもらえるのか、相手の二

ーズに合わせて時期を逃さずテンポよく情報提供していかなければ、次の粘り強い諸条件の調整段階に入ることもできず、誘致は到底実現しないものと考えます。

そのほかの業種についても同じです。積極的に声かけをして興味や関心を示していただいた後、気が変わらないうちに必要な情報をさっとすぐに提供して誘致を実現していくためには、まず、それに応えていける市有財産に係る情報の一元化体制というのが早急に実現する必要があると思うのであります。

そのためには、一時的にでも人員を補強して人的資源を投入する。あるいは、機械化等により、先ほど申し上げた①②の区分で速やかに情報整備をしなければ、現実的には機会損失ばかりが発生して、いつまでたっても政策実現はしないかと考えますが、市長、機動的に人員を補強していくお考えとかはありませんでしょうか。御見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

マンパワーといいますが、数と質というところの人的資源のとうところでもあります。これは組織のあり方ということにもつながるかと思えます。今年度四月に組織改革の一部実施いたしましたけれども、それはそういう組織が目的の達成のために機能的に働くようにということをやったわけでありませけれども、こういう作業は常に現状を分析、診断しながら、新しい形に組織も変えていくということとは常に考えなくてはいけないところだと思います。企業誘致

等でそういう必要が出てくれば、また庁内で、あるいは皆様議会、市民の意見も伺いながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） よくわかりました。ありがとうございます。

人口減少が進み、今後財政が厳しくなっていく西之表市を、しっかりここで踏ん張ってですね、前に推し進めていく、盛り立てていく上でも急がなければなりません。ぜひとも柔軟な対応とですね、まずしっかり情報を整備して、一時的にそこに資源を投入して整備されていけば、その後は余計な仕事、余計な仕事か、事務効率等々もろもろ上がっていくと思えますので、ぜひとも御検討のほうよろしく願います。

それでは、次の（二）の質問で続けてお聞きしていこうと思います。

資金流入をもたらさず行政サービス提供能力を有しない市有財産に対して、維持管理費について説明をお願いします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 答えをいたします。

先ほどより申し上げておりますが、売却可能資産や未利用財産としての仕分けや整理について十分でないという状況がございますので、それに対して市全体としてどの程度の維持管理費を要しているかについてまでの集約も至っていないところでございます。

お尋ねの資金流入をもたらさず行政サービス提供能力を有しない

市有財産とは、おおむね狭小で利活用が厳しいものを含む普通財産を指すものと思われまます。これらの財産についても、管理に当たる職員の人件費、不定期ではございますが、草払いや清掃など維持管理に伴う委託料等がかかっております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。

大まかなものでもちよつと数字は把握していたかつたし、お答えいただきましたかつたんですけど、区分というか、その仕分けがされてないんであれば、その定義が定まりませんので、いたし方ないことかなと思ふんですけども、委託料等々ですね、もろもろ考えますと、かなり多岐にわたり膨大なものになっているのではないかというふうに推察されるわけですけども、次のイの見直しの頻度、評価方法について説明お願いできますでしょうか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

市有財産については、他市の事例を参考に、事業目的や採算性といった判断基準による仕分け手順をお示し、利活用財産や処分財産といった財産の仕分けや評価を行つてまいりたいと考えております。その後、毎年度見直しが行えるような一連の流れを仕組み化できればと考えておりますが、現時点では、まずは財産仕分けを適切に行うことを最優先に進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。

今の御答弁の中ですけれども、もし今後の評価体制は具体的にどういうスケジュールで、具体的などころ、手法で評価していく体制を構築するのか。もし方向性、検討内容、今現在で検討されているようなものがありましたら、お聞かせいただけますか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 直近のスケジュールで申し上げますと、年が明けてから、各課に財産に関するヒアリングを行います。これは以前にもカルテを作成はしておりましたけども、それの中を詰める。これは総合管理計画とも直結をしてくる結果となりますので、それを踏まえて精査をしていくことを当面考えております。その延長上に、その後明確になったものに従いまして、財産の仕分けを先に進めていくというふうなスケジュールというか、流れというふうになります。

○一二番（生田直弘君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

今回のですね、地方公会計の推進の流れの中でもあらわされている考え方ではありますが、資金を捻出するためには、次の三つの方法があると思います。

一つ目は、自らの自治体経営の事業活動の中で収入を増やし資金を生み出すこと、二つ目は、市債や借入れ、交付金、補助金等、他者の財源に依存する方法、三つ目は、自ら保有する資産を売却等により現金化することです。

この一つ目の事業の有効性を上げるために、そして、二つ目の負担を軽減し安定化させるために、そして、三つ目により不稼働資産

を減らし必要な資金に振り向けていく。この三つがきちんと回るような評価と運用の体制が大切なことと私は強く思います。

そこで、次の質問をお尋ねします。質問項目ウ、売却等による財源確保の検討状況と今後の方向性について、具体的な説明お願いいたします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

売却等による財源確保の検討状況についてでございますが、これまでも駐車場用地など小さな土地について貸付地として貸付けを行ったり、売り払いできるものについては売却等を実施してきております。

お尋ねの売却等による財源の確保については、重要なことと認識しております。そのため、先ほども申し上げましたが、利活用財産や処分財産といった仕分けを行った上で、処分財産と決定したものについては積極的に売却を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、御承知のとおり、市有財産はかなりのボリュームがありますので、仕分け作業をい一つ、登記などの問題を抱えていることから用途廃止後も保有したままとなっている行政財産など、現時点で処分可能と判断できるものの財産移管されない財産については、問題解消を行った上で優先的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

○一二番（生田直弘君） 状況と取組みの今後の方向性、よくわかりました。ありがとうございます。

私は約二年間議員をしております、市民の方の声をたくさん聞く機会に恵まれました。その中で、市役所の方々に耳は痛いことではあるとは思いますが、実際こういう言葉がよく聞かれます。市役所に要望を持ちかけても、お金がない、財源がないからできないと言われて返されてしまう。こういう声が非常に多い。これでは町も市民の心も明るくはなりません。

そこで、何とか一つでも多く市民の要望に込えていけるよう資金を捻出するために、市有財産の維持管理負担と現金化による財源確保の方向性について本件質問させていただいたわけですが、次の三点を要望したいと思います。

一つ目、西之表市の資産を先ほど述べました①と②の地方公会計の推進にのっとった有効性に係る区分で仕分け、整備した情報管理体制を速やかに構築していただきたい。

二番目、この今申し上げた一の構築を確実にするための資金的、財産的資源等を機動的に早急に補強していただきたい。

三番目、利活用が見込めない、そして老朽化による危険性や維持管理費が膨れ上がるような固定資産を早急に特定し、民間への売却等を迅速に行い、現金化による財源の確保に努めていただくことをお願いしたいと思います。

以上が進んでいけば、これまで取り組んでいる施策展開の突破口がより広がりを持ち始め、西之表市民の明るい未来が待っていると私は信じております。

つきましては、過去に固執せず、明るい未来を描き、今できることを確実にいき、市民の福祉向上に向けてあらゆる手を尽くしていただきますことを最後に強く要望いたしまして、私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 皆さん、こんにちは。

一般質問に入る前でございますけれども、今年も早いもので、あすからは師走に入ります。今年は二月の北陸豪雪、四月には島根県西部地震、六月には大阪府北部地震、その他、西日本を中心とした七月豪雨、九月には広範囲に被害をもたらした台風二十一号、二十四号に続き、北海道東部地震など多くの被害に見舞われました。これまで被害の備えといえ、東海や東南海など将来予想される地震が

中心でありましたが、これに加えて、近年頻発している集中豪雨など生活を脅かす被害が後を絶たない状況であり、今後は風水害の備えも重要となります。

一方、明るい話題としても、本月二十四日、二〇二五年国際博覧会、万博の開催が、一九七〇年以來五十五年ぶりに二回目の大阪開催が決定し、二〇二〇年東京五輪・パラリンピックに続き、世界の方々を迎えた最大規模の国を挙げての取組みに拍車をかけることになりました。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

農村地域における高齢化の進展と若者の減少に伴い、農用地、農道等の保全管理等は深刻な問題であります。幸いにして平成十九年度から農地・水・環境保全向上対策として始まり、平成二十六年からは農業を足腰の強い産業としての産業政策と農業・農村の貴重な資源の多面的機能の維持並びに発揮をするための地域政策を並行して行い、強い農林水産業と活力ある農山漁村を目指す事業内容を拡大した多面的機能支交付付金事業が導入されました。本事業の果たしている各農村地域での農地維持管理等、その影響は極めて大きい。今後、本事業の果たす積極的な推進を求めます。

よって、今回は、この多面的機能支交付付金事業の現状と今後の対応について、三点に絞って質問させていただきます。

まず、農村地域における農用地、農道、環境保全活動の現状と課題について、本年度の当初予算では、農地維持に係る三十六組織、

資源向上共同活動に係る三十四組織、また資源向上長寿命化が三組織の補助金が計上されていますが、これらの地域における本事業の現状と課題について説明を求めます。

以下の質問は質問席から行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 議員の多面的機能支払交付金の事業の現状と今後の対応についてのお尋ねのうち、まず、多面的機能支払交付金事業の現状と課題についてでございます。

多面的機能支払交付金は、農地や農業用施設の保全管理などを目的としており、本市では平成十九年度から水土里サークル活動として取り組んでおります。市ではこれまで県を初め水土里サークル活動支援協議会と連携して、制度の周知や活動組織の設立などに重点的に取り組んできたほか、研修会を通じまして、地域住民が共同で行う農道、水路など農業用施設等の補修の技術指導などに努めてきたところでございます。この活動に取り組んでいる農地の割合は、平成十九年度の八・四％から現在三三・二％まで拡大しております。高齢化、人口減少によりまして営農の継続が困難になっている小規模な組織が多いことから、加速化、高齢化の進行に伴います活動の継続の困難化やリーダーの不足やリーダーの後継者の育成などの課題があります。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常にこの事業の進捗というのが、非常に

このパーセンテージが上がっております。これ職員各位のやはり御努力に対して評価するところがございます。

そこで、次の二番目の問題にも入っていきますが、本市ではこのほとんどの農村地がこの事業を共有したいと。しかし、まだこの対象となっていない地域も相当にあるわけでございます。このパーセンテージが示すように、進捗にしましても、まだ三分の一を超えた状態にはあるわけですけども、これも土地条件、また、その地域のもたらす対応、そういったやはりこの行政からの推進等にかかわらず、むしろ受け皿となる地域が、その対応ができないという地域もあるうかとは思いますが、この事業を共有するために、新規地域の組織化の積極的な支援、また事業の促進、こうしたものを考えるとき、やっぱり事業を進めていく上において障害となっているものは、以前の質問の中でも、地域にリーダーがいらないとか、そうしたもろもろの回答がありました。

そのほかに、この採択条件等があつて、それにマッチしないがゆえに、この新規組織が新規地域として繰り入れることはできないとかいう、そういったもろもろの条件が何かあるのか、それについて当局の説明を求めたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 新規地域への組織化への積極的な支援及び事業促進等、市の対応についてのお尋ねでございます。

今後さらなる取組面積の拡大を図るためには、高齢化、人口減少により営農の継続が困難となっている地域において、組織をまとめ

る役員不足や事務作業が負担であるとの御指摘がございますので、将来にわたり地域支援が持続的に保全管理されるよう、組織の合併、連携、広域化や事務の外部委託等を推進します。あわせて、各種研修会の開催等によります活動の中心を担うリーダーの育成や、活動計画の終期を迎える組織に対しまして相談指導を行い、担い手不足、高齢化などによる活動継続の不安感の払拭等に努めるとともに、基盤整備事業を契機とした新たな組織の設立を図るなど、水土里サークル活動の積極的な推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 実は、私もこの未組織地域の方々とよくお話しをする機会がございます。そういった中で、どうしてもできないのか、先ほど言いましたように、リーダーという人はいるんじゃない、あなたたちがやればいいんじゃないのという、やはりそういった問いにですね、ここは農地がばらばらであるからとか、それは地籍調査をしてないからとか、そういったふうな返りが来るわけです。さつき私がいきました条件というのが何かあるのはそこです。

で、いまだかつてこの国土調査、そういったものと、これは国土交通省の所管なんですけど、やっぱりこの事業の推進、狙い、そういったもの等においては、そういった高齢化が進み、若者が少なくなっていく。しかし、農地は耕作放棄地、遊休農地等々を生じさせないために、日本国民の自給率を維持堅持するために確保していかなくちゃならないと。それゆえの政策であると。こう考えるわけですね。

そういったことからしますと、そうした、この私がお会いしてお聞きした方々が異常にそういった捉え方をしているのかはわかりません。そういうことであればお許しいただきたいと思いますが、そのようにして土地改良区画が整理が済んでないところ、今課長が申しますように、今後はそういった農地の基盤整備も進めていかなければいけないという御回答でしたが、これについては市長も当然土地改良整備を進めていくという冒頭の新任のときの挨拶もございました。そういうところから非常に力強く思いながら、なおかつ、この高齢化、農村が若者が少なくてという、こういった二つの言葉がですね、非常に重くのしかかってはならないと。

それゆえに、この事業にも、この組織の構成メンバーの中には、農地を所有している人であろうがなろうが、その地域に住んでる方々が同じ組織に協賛され、そして参加してこの組織は動いていくと。普通の自治会活動組織とはまた異なった考えで、農村集落、その環境保全、そういったもの等を柱として、明るく活力のある魅力あふれる農村の形成というのが、形構築ちゅうのが、やっぱりこの大きな事業の狙いであるわけです。

そういうことからして、やはり農村には農村の埋もれた、またみんなが気づいてない、過去には非常に貴重な存在であった水とか、湧水ですね、そういった場所ももう今では置きざらしになって、手入れをする構えもない。それを記録に残して後世に伝えようとする、そういった姿も影を潜めてきた。しかし、やはり農村を潤したこの

歴史ある、そういった歴史そのものは、今でも営々と生き続け、呼びかけているのじゃないかなと、このようにも考えるわけです。

そういうことから、非常にこの区画整理、そうした条件がないとするのであれば、なお一層各地域に出向くなり、やはりまたその事業の内容をよく説明し、そこを受けとめやすいような環境、その地域地域によって異なりますが、そういったことを踏んだ上に置いて、できるだけこの比率を高めていただきたいと、このように考えるところです。

それでは、次の三番目の質問に入りますが、この事業の、この地区にあつてですね、今農業機械、トラクター等にしても、非常に規模の大きな形で大型化が進んでるわけです。そういうことからして、やはり農地に行く前、すなわち集落内の道路、これは市道もあります。それから里道もあります。そういったことですね、農道はもとより、この先への連絡道路ですね。これ農道と接続する。これからの市道、里道、こういったもの等について非常に凹凸が激しい、傷みが激しい。こういうところから、私たちの地域でもそうですが、やはり共同作業の中で、その動力、そうしたものを使いながら、この市道なり里道なり含めた連絡道路の一部補修なんかも、埋めたりして極秘に対応してると。それが現実であります。

そういうことからして、農林水産課の所管ではございませんけども、これは建設課と相まっていきますけども、こういった形の中でですね、里道、市道等にかかわるこういったことについて、過去に

ハエとか生コン等の支給を行ってりましたが、こういった未組織の地区にほど、やっぱりこういった原材料の支給、配布ですね、そういったものをやはり多く、傾斜配分ていいますと一つ語弊がありますけども、そのような配慮をして、やっぱり維持管理に努めていければなど、こう考えるところですが、この点について、建設課長でも農林水産課長でもよろしいですが、お答えいただきたいと思いません。

○農林水産課長（園田博己君） 多面的機能支払交付金の活用によります農道に接続する集落内道路の簡易な補修作業等についてのお尋ねでございます。

多面的機能支払交付金で補修できるのは、原則市との協定農用地の農道でありまして、集落内道路、市道なり農道等は対象外となりますが、協定農用地内農道の取り分けについては、農道の維持管理上、支障を来す状況であれば交付金の活用が可能です。

また、市道、農道等の維持補修につきましては、各所管の予算で対応しますが、御質問の簡易的補修につきましては、これらの予算から原材料、生コンなりハエ等を支給しまして、作業は地元の皆様にお願ひする形になるかと考えております。また、その節、多面的機能支払交付金の活動と連携した対応をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） ありがとうございます。

先ほどから申すけれども、この事業そのものがですね、ある意味では、自治会活動運営に当たっても大きな財政的支援が後ろを支えてるわけですね。といいますのは、どの地域でも大字では道路管理費というのが一般会計の中に項目はございます。これはそういったもの、今まではこれで賄ってきたわけですね。共同作業、奉仕作業の経費として。ですから、やはり地区では、現和の武部あたりになりますと、もう馬毛島に近いほどの面積があるとも言われます。区域はですね。そうしたところにありますと、もう岳之田の近くまでがこの区域に入ってきます。そうしたところにやっぱりかかる経費、そうした相当なものがありました。この事業が入って、この事業をやはり導入した。その分が浮かっているわけです。浮かっているその分を他の項目に振り分け、今使っているわけですが、このようにして、やはりこの多面的機能支払交付金事業は、そのようにして農村のやはり自治会の維持管理、そういったのにまで貢献していただいているわけです。それによって非常にありがたい大きな事業であります。

さらに、全くこの趣旨が違いますけれども、地域活性化交付金、市単独で行っております。これも後押しをされながら、今農村部では自治体そのものを支えているのが農村の現状であります。どうか今後ともですね、この事業をますます強く推進していただきたいというふうに思います。

非常に早口で申しますが、もう時間を三十分と設定しております

たので、ちよつと急ピッチで進めているわけですが、結びにはなりませんけれども、農村地域では今でも幾多の課題を抱えながら、やっぱりにここに居住している農地所有者以外の方々、この方々の力もかりながら、この地域に傳承されている農村環境、こういったものの維持・発展のために相当尽力もしていただいとるし、また、地元の方々にあつては、先祖代々受け継がれてきたこの我が里を維持・発展させていかなければならないという、懸命にその集落の発展性を期待しながらも、自分たちの義務であるという形の中で取り組んでおるのが現在でございます。

このような観点から、人づくり、物づくりのこういった精神的なもの、行為を高められる観点からも、この事業が十分に發揮されて、活気のある農村社会の構築の一助となることを願って、一応私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時三十分ごろより再開いたします。

午後一時十九分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） お疲れさまです。和田香穂里です。

私はこれまで定例会ごとに一般質問を行ってまいりましたので、今回が七回目となります。伺いたいことはいつも山ほどあります。時間が足りずに質問を残し、注意を受けたこともございます。

台風二十四号の被害救済の問題を初め、先日、全員協議会で説明を受けた港町ラボ、また私自身が参加して、その効果を実感している元気アップ教室、地域の課題に取り組む校区長の負担軽減や報酬に関する方向性の問題、また子供たちの心と体を育む小中学校の給食の課題、学校教育課による卒業までに読んでほしい百冊の本選定の取組みなどなど、今回も取り上げたい課題は数え上げれば切りがありません。

しかし、今、西之表市の、そして種子島の未来を大きく変えてしまいかもしれない事態が進んでいます。そのうちの一つについては、昨日、年内に国が馬毛島を買収かとの報道がありました。次々に展開する状況について、暮らしを土台から揺さぶる大問題だと捉えて不安を感じている方にも、まだよく知らない方にも、そして、よい方向に進んでいると歓迎している方にも、私たち市民のリーダーである市長が、これらの状況に現在どのように向き合い、先々どのような未来を描いておられるかをぜひ知っていただき、そして、私自身もそれを知って、自らの進むべき道を改めて見直したいと、

そういう強い思いから質問をさせていただきます。どうか市長御自身に具体性を持ってお答えいただけますようお願い申し上げます。

それでは、通告書に従って質問いたします。

一番です。市内における平成三十年度方面隊実動演習（西部方面隊）、いわゆる鎮西三十の受入れについてです。

今回の訓練は、二月に行われた種子島・屋久島での災害時対処を想定した通信訓練とは明らかに異なり、その目的は、島嶼侵攻事態の対処に係る訓練を実施し、各種事態の対処能力の向上に資するためであり、通信訓練ではあっても軍事実動演習にほかなりません。

市長の六月議会や九月議会での答弁の中にある災害時のための訓練ではありません。通信訓練ではあっても軍事実動演習です。この点を明らかにしながら、軍事実動演習受入れについて市長の見解を伺ってまいります。

（一）防衛省側からの施設使用等に関する申し入れは、いつどの部署からどのような形で行われたのでしょうか。

以下は質問者席から行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 和田議員の質問にお答えをいたします。

鎮西三十に関することであろうと思いますが、申し入れにつきましては、十月九日火曜日に、自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在所から行われたところであります。

○七番（和田香穂里さん） 市内での演習の概要、すなわち、目的、

期間、部隊名と人数、訓練内容、訓練場所、予備地、宿营地、その他について御説明ください。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 若干事務的な内容ですので、私のほうから説明させていただきます。

演習の目的は、先ほどもございましたけども、方面隊による島嶼侵攻事態を初めとする各種事態対処能力の向上を図り、方面隊として多様な事態に対処する即応性の向上に資するとの説明を受けています。

期間は、平成三十年十月二十二日から十一月二十四日。

部隊名と人数は、西方情報隊三十九名、西方通信群二十一名。

訓練内容は、西方通信群は、九州本土、宮崎県の高畑山でございますけども、そこと種子島との間の通信訓練。西方通信群は機器を設置するのみの通信訓練。

訓練場所は、西方情報隊が西之表市勤労者体育センター、いわゆる安納野球場であります。西方通信隊が天女ヶ倉展望所。

予備地域については、天女ヶ倉展望所の訓練について、文書に安納野球場、あっぱくらんど、浦田海水浴場、日泊みなと公園の記載がありました。

宿营地は、西方情報隊については旧国上中学校跡地、西方通信隊については西之表市以外とのことでありました。

○七番（和田香穂里さん） 御説明ありがとうございます。これは

私がつ持っている資料のとおりでございましたので、間違いないと思います。

三番です。自衛隊が使用する通信機器は非常に強い電磁波を発生していると聞いておりますが、安全性や環境への影響、通信障害の可能性等についての説明はあったでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

安全性や環境への影響については、訓練内容の説明と関連の皆様への聞き取り等で判断をいたしてるところでございます。通信関連につきましては、周囲に影響することはないとのことでございます。

○七番（和田香穂里さん） レーダーシステムの強い電磁波は、主に生殖器やがんなどへの影響が考えられているところです。一般的に、軍事用レーダーの発する電磁波はパルスと言われる形、断続的にとんとんとんというか、そういったものであって、また指向性が非常に強い。一定の方向をすぐ目指すということですね。集中して出力されるもので、その方向から外れる場所での影響は弱いことなので、人に影響を与えるような強さにはならないとも言われています。一方、それほど単純な問題ではないというふうには危険性を指摘する学者もいます。いずれにしても、危険性があると考えられる場所は通常立入禁止区域になるんですが、そういった観点からの安全性について、誰がどのように配慮して確認したのか、もう一度説明をお願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 安全性につきましては、専門的な検査の調査のようなものはちょっとできませんけども、聞き取りで、二月で市役所のほうで通信訓練等いたしましたときに、そのような説明を受けまして、實際上、通信的な障害等ございませんでしたので、そういった理解をしてございました。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、四番です。訓練受入れの経緯、つまり、市長が最終判断を下すまでの庁内での協議の経過や、その内容を御説明ください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

先ほど市長が申し上げましたとおり、十月の九日に説明がございましたけども、同日、議長に市役所で同様の内容の説明をいたしました。

翌日には、十日でございますけども、当該校区、安納校区と国上校区でございますけども、区長さんに市役所に来ていただきまして説明をいたしました。当日、国上校区では役員会とのことでございますので、そこでの説明をお願いしまして、安納校区にもお願いはしましたけども、安納校区は願成就の行事が予定されておりまして、そのときの準備のときに説明をするというお話を伺いました。

同日、クルマエビの養殖場が安納の球場のそばにあるんですけども、そこへも説明をしてくださいということをお願いの方向にお願い

してございましたので、そのときに説明をした旨の報告がありましたので、その報告を受けました。

同日に、国上中学校の借入者にも、借入れをしてる方がいらっしやるわけなんですけども、その方にも説明することを依頼しまして、同時に財産監理課からも説明することにいたしました。

翌日、十一日には、区長会の会長に市役所に来ていただきまして、内容の説明を行いました。

庁内での経過でございますけども、その間、事務的には行政財産の目的外使用の許可という事務になりますので、実際は場所が複数にまたがりますので、複数の課にまたがる事務になります。そういうことになりますけども、全体でやはり管理といえますか、全体でやる必要があるだろうということを考えましたので、行政財産の貸付事務の取りまとめを財産監理課が行ってございますので、財産監理課をお願いいたしました。通常、窓口ですね、自衛隊との窓口には総務課がなっておりますので、総務課のほうで全体の連絡等を行うことといたしました。

その間、今回直接関係ないといったらあれなんですけども、馬毛島問題を扱う企画課にも連絡はしてございます。それが十一日ぐらいですけども、その後、十月の十四日に中種子町で日米合同訓練がありましたので、企画課長と担当課長がその状況を把握しまして、私自身も直接出ていって、訓練の全体の状況を把握いたしました。で、中種子町の空港跡地には自衛隊の車両が置いてあるとい

うのは知ってましたので、そこで通信機材の現物を直接見まして、それで確認をいたしました。専門ではございませんので、中がどういったものかはわかりませんが、一応目視での確認をしたところであります。

その後、十五日に各主管課で行政財産の目的外使用の決裁等が終えましたので、財産監理課で取りまとめをしていただきまして、十八日に財産監理課のほうから自衛隊の種子島駐在所長に許可証の交付をしたというのが経緯でございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） そこには全然市長の影が見えなかったんですが、市長はその間どのようここに、この協議の経過やその内容にかかわってらっしゃったのか教えていただいてよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今総務課長からお答えした中では、区長さん、それから議長、それから校区長さん、区長会長さんですね、そういうところでは私も立ち会って、立ち会ってといいますが、私の知る範囲のことを御説明いたしましたし、その間の手続のところについては、その都度担当のほうから報告を受けておりました。その上で、市民の生活の安全、それから事業者への影響等がないこと、そういう判断をして、最終的なその許可手続の決裁をしたところであります。

○七番（和田香穂里さん） それでは、五番なんですけれども、五

番は、四番の中に周辺住民、関係住民への事前説明についてのお話も入ってました。が、これは自衛隊によって行われているということだったので、これによって、まずは一つ、住民への周知が十分に図られたのかどうか確認されてますでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 周知ということでございますけども、一点だけ、自衛隊だけでやったわけではございませんで、周辺の借入れの皆様には財産監理課の職員に直接説明してもらいましたし、実は、私も現場に行きましたので、全員には会えなかったんですけども、私も直接会いまして、一部の方に説明は申し上げました。

で、それから、あと校区長さんに説明お願いしたというのが実情でございますけども、それ以外では、防災行政無線を通じまして二回ほど放送をいたしております。十月の十九日の十八時四十分と二十日土曜日の七時二十分の二回放送いたしましたして、土日挟んだというのもありますけども、二十二日の十一時ごろの市議会全員協議会での報告をさせていただいたということになります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今、六番のほうのお答えにもなっておりますところなんですけど、周辺住民や関係者以外の市民に対しての事前の説明や周知は、防災行政無線二回であったということです。これは市が市民に対して説明したのではなくて、自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在所からのお知らせというふうな放送されたものであります。なぜ市自らは市民に対して説明を行わなかった

のか。市としての説明責任が果たされていないように思いますが、それはいつどのような形で果たされるのであるか、お答えください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） この件につきましての市民への説明につきましては、防災行政無線を通じての説明をいたしました。また、「市政の窓」十二月号で、現地の写真を掲載しまして記事で紹介をいたしております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ここ市長にお伺いしたいんですが、事前に市民の方々に、関係住民とか周辺住民ではなくて、市全体にお知らせをする、説明をするという必要性はお考えにならなかったのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市民全体にということでありませぬけれども、その手段、方法につきましては、あと対象ですね、どういう範囲でやればいいのかというのをいろいろ検討したわけでありませぬけれども、結論として、実施したような方法をとったということでありませぬ。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。

それでは、七番に移らせていただきます。

実際に演習が行われた場所と日時、今先ほどの計画ということでありましたので、実際に行われたところ、その日時、また実施状況の把握や環境への配慮や安全確保が間違いなく行われているか等について、誰がどういった責任において行ったのかをお聞かせくだ

さい。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

実際の訓練についてでございますけれども、西方通信群の天女ヶ倉の訓練につきましては、中種子町の太陽の里運動公園で訓練が行われまして、実際上は天女ヶ倉では訓練は行われておりません。旧国上中学校跡地と安納野球場で行われた訓練につきましては、二十五日のお昼に部隊が到着いたしましたので、私自身が西之表港と旧国上中学校、安納野球場に向きまして状況を確認いたしております。同じタイミングで、教育委員会でも各課長さん方に向きましていただきました。

また、二十五日は施設の配置等ありませんでしたので、施設の配置とか展開は二十六日に行われるというふうにお聞きしておりますので、二十六日の午前中、朝早い時間でしたけど、八時半とかでしたけど、私自身が現場に向きまして、現場の状況を確認してございます。で、二人ぐらい周辺の住民の方とも立ち話をそこでいたしました。で、そのときには展開が全部はできておりませんでしたので、翌日に総務課の職員を派遣しまして、状況の確認を行っていただきました。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 安納の野球場の使用だったということなんです、ちなみに、市民の場合は、市の施設を使用した場合とというのは、必ず時間とか人数とか書類を書いて出すんですけれども、

自衛隊のほうはそういったことは行わないでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 財産管理事務のちよつと事務的なことなどではありませんけども、実際上の使用に關しましては、通常の貸付けではなくて、自治法の二百三十八条の四というやつの行政財産の目的外使用の事務でございますので、そういった通常の事務とはちよつと違ったやり方になつたらうと思います。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、八番です。

今回の演習は、私冒頭に述べましたとおり、鎮西三十の一環ですが、その鎮西三十の全体の概要がどのようなものと把握されてるか、市長、お答えいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

鎮西三十は、自衛隊の西部方面隊の各種事態の対処能力の向上を図るものと聞いております。平成二十二年から行われております。毎年秋ごろに行われて、九州各地で相当の人員と車両を活用して実施されております。今年は十月二十二日から十一月二十四日にかけて、離島侵攻事態の対処を想定した実動演習として、九州・沖縄の各地で行われております。海上・航空自衛隊との共同訓練で、西部方面隊は陸上自衛隊でありますので、海上・航空自衛隊との共同訓練で、総計一万七千人、車両四千五百台、航空機六十五機が参加したというふうに聞いております。

○七番（和田香穂里さん） 私の手元にもこの概要についての文書

があります。これは陸上自衛隊からニュースリリースとして出てるんですが、ここには災害という文字は一つもありません。今も市長から御説明のあったとおりです。逆にですね、特色の中に、一部においては米軍施設を使用するともあります。つまりですね、軍事実動演習なわけです。

この概要についてのこの文書の中には、使用予定地域もたくさん入ってます。長崎、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄県の市町村の名前があるんですが、ここに西之表市は記載されていません。西之表市が組み入れられた理由が何であったのか、いつの時点で西之表市での演習実施が計画されたのかを伺いたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 説明を受けましたときに、西之表市で行われることになったのは、中種子町の旧空港跡地での訓練の影響であるとの説明を受けました。それがいつごろ決まったのかという詳細の点につきましては、説明はございませんでした。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。

それではですね、先ほども冒頭にちよつと言いました、二月に種子島・屋久島の災害を想定した通信訓練が行われています。で、今回西之表市内で行われた鎮西三十も通信訓練ではありませんが、この二月の訓練のときとの違いがあると思うんですが、そのあたり御説明いただけますでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 装備や部隊が違うということもあります。二月が第八師団の通信訓練でございまして、十月が西方情報

隊ということもございませぬけども、その訓練目的が違うということもあります。二月は種子島・屋久島での災害対処時の通信確保容量について訓練を実施し、災害対処訓練の深化に帰するというものでありまして、十月については、先ほど申し上げたあの目的のとおりであります。

○七番（和田香穂里さん） そのとおりですね。これは目的が何よりも違うんです。繰り返します。今回の演習は災害対処時を想定したものではありません。島嶼侵攻事態の対処に係る、いわゆる軍事実動演習だったわけです。

この、十一番になりますが、災害対処時の訓練ではない点、軍事実動演習であるということを受入時点で市長は認識をされていたかどうか伺います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この訓練につきましては、自衛隊が八年ほど前から実施しております。鎮西の訓練と認識しております。

○七番（和田香穂里さん） 認識があつたということだと思えます。では、十二番、災害対処時の訓練ではない軍事実動演習の受入れの決定について、ア、その根拠についてお尋ねしますが、これは先ほどからも説明のあるような財産管理上や施設等の使用手続について法的に問題があるとかないとかいうことではなく、実際そういう面で問題がないからこそ使用許可が出ているわけですが、現時点ではもちろん、将来にわたって起こり得るさまざまな問題を考慮した

上で、軍事実動演習を受け入れてもよいと判断したのはなぜなのか。例えば、安全性の確保、後の質問でも取り上げますが、市民生活や観光等への影響、何より市民の理解を得る、あるいは不安を払拭するといったことをどのように認識し、何をもちて受け入れてもよいと判断したのかという意味で、根拠を市長、お答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

鎮西は、先ほども触れましたけれども、平成二十二年から始まり、平成二十八年から種子島でも行われております。自衛隊等の訓練の許可に際しましては、住民生活の安全の問題や環境への影響等を配慮しなければなりません。これは議員の認識と同様でございます。

そういったことを確認した上で許可をしたわけでございます。これが、行政の手続上は、地方自治法第二百三十八条の四、第四項七号により行政事務手続として執行したということでありませぬ。

○七番（和田香穂里さん） 今回は通信訓練だから受け入れても問題ないというような意見も耳にしているんですが、通信や情報に関する部隊は、軍事的衝突、つまり戦闘の始まったとき、始まると考えられるときに、真っ先に配備されて情報の収集や部隊間の通信連絡に携わる重要な部隊であり、軍事の最前線に位置するとも言われています。直接戦闘を行わない部隊ではあっても、軍事訓練としての重要性は非常に高いわけですが、その点の認識は持つておられたでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議員の今御説明のあったとおりではなから

うかと考えております。

○七番（和田香穂里さん） それでは、イです。市長は、昨年の六月、また九月の定例会で、同僚議員の質問等に対して、自衛隊の訓練の誘致の活動はしていない、今後の計画もしていないという答弁をされています。今回の演習は誘致せずに行われたということだと思っておりますが、押しつけられたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

言葉遣いの問題かもしれませんが、押しつけられたという認識はございません。適正な確認作業を行った上で、通常の事務手続、許可の判断をしたということでございます。

○七番（和田香穂里さん） はい、わかりました。言葉の使い方が私が間違っていたようでございます。

ウです。今年六月の第二回定例会においては、同僚議員からの自衛隊等の訓練ですね、関して、積極的に誘致に動くべきであるという質問に対して、市長は「災害時のための訓練等は、昨年度の鹿児島県の総合防災訓練のときのように協力していくことも考えられます。今後も状況、内容等を見ながら、協力すべきところは協力してまいりたいと考えております」と答弁されました。今回は災害時のための訓練ではなかったわけですが、どういう状況、内容と見て受け入れたのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

この訓練に際しまして、計画地での行事等の予定もございませんでした。また、訓練内容についても確認いたしました。直接影響があるかもしれない方々の意見も聴取した上で許可をいたしました。

○七番（和田香穂里さん） これまでの答弁の中に、軍事実動訓練を受け入れるというような言葉はおっしゃっていないわけです。災害時のための訓練は協力したいと前回答弁されてから、たった四カ月弱の間に、災害時のためではない軍事実動演習を受け入れてしまったわけですが、そのあたりこれまでの答弁との整合性をどう考えておられるのか。訓練が、市の公共施設で行われた軍事訓練がですね、行われたという既成事実は、軍事訓練の恒常化につながる可能性を含め、市長が今後の自衛隊演習の受入れについてどのように、どんな方針、方向性を持っておられるのかというところは、市民が非常に知りたいところです。このまま災害時のためではない軍事演習も受け入れていくのか、これまでの御答弁のとおり、災害時のための訓練というところに戻るのか、その他の道を考えておられるのか、今までの御答弁との整合性というところに関してお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） これまでの答弁と食い違いはないと考えております。受入れにつきましては、受入れという言葉は議員お使いでありますけれども、鎮西につきましては、これまで種子島含めて実施されておりました、その訓練が西之表市にかかわることであれば、本市の許可が必要なものであれば、それについて判断をして、

適正な手続をした上で許可するということがあります。その受入れというところでいきますと、何か先ほども押しつけというふうに言われましたけれども、自衛隊のほうから何か訓練というものを押しつけるというような認識では、私はそういう認識は持っておりません。

○七番（和田香穂里さん） それではですね、いろいろとまだ伺いたい点はあるんですが、時間もありませんので、大きな二番に移ります。

国内における米海兵隊との実動訓練、いわゆる日米共同訓練についてです。

十月の十三日、十四日、先ほど総務課長のほうからの御答弁の中にもちよつと出てきましたが、中種子町の旧空港と長浜海岸を使って日米共同訓練が行われ、これはテレビや新聞でも報道されました。この演習地以外での陸地では日本で初めての日米共同訓練について、計画が明らかになった直後の九月議会で私も幾つか質問させていただきましたが、そのときから今日までの市長の対応が全く見えてきませんでした。

今回の日米共同訓練には法的根拠等を含め非常に問題点が多く、全国からもSNS等を通じて驚きや憂慮の声が上がっていますし、県議会議員、国会議員も質問や申し入れなどに動き、訓練に至る経過や憂慮の様子はマスメディアでも取り上げられました。今後の共同訓練の恒常化を懸念する市民も多く、市長の対応をここで明確に

お示しいただき、市民の疑問や不安を払拭していただきたいと思えますので、まず基本的なところで、一番、訓練の概要と実施状況などのように把握されているか、お答えください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

日米共同訓練は、平成三十年十月十三日と十四日の両日、中種子町の旧種子島空港や長浜海岸を活用して実施がされました。報道によりますと、海上自衛隊の輸送艦おすみや大型輸送ヘリCH-47を使用して行われ、海上自衛隊からは約二百人、米海兵隊からは約十人程度が参加したようです。今月、三月末に発足した水陸機動団が国内で初めて行う日米共同訓練で、敵に占領された離島を奪還する想定で行われたと承知しております。

確認についてでございますけれども、当日は企画課長と企画の担当職員が現場に行つて目視をしてみました。私も直接空港跡地に行つて、目で見てきました。目視したところでは、結構離れてまして、具体的な米兵の細かい状況とかは正直確認できなかったところでもあります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） この日は各自治体の首長さんや県議会議員の方々等も視察をされたように伺ってるんですが、市長はこの日視察に行かれたんでしょうか。もし行つてたとしたら、実際に目にした御感想など伺いたいですか。

○市長（八板俊輔君） この日は別の用務で、訓練の始まる時刻に

は別のところにおりましたが、この日、さとうきびの視察がございまして、国会議員の方がお見えになって、それと合流するために、中種子町に議員と合流するために行ったところでありました。そこで、空港で合流することになりましたので、そこで訓練というの私ももう終わりかけでありましたけれども、そこで見ることもできませんでした。その中で、空港の周囲で市民がおりましたし、周囲には職員もおりました。空港という土地での訓練でありましたので、目視ではなかなか見にくいところもありましたけれども、見た限りでは混乱等はないように、それから、住民の安全を脅かすとかいうような事態もなかったように感じております。

○七番（和田香穂里さん） それでは、二番です。

九月の議会では、市長は「正式決定をするということが想像・予想されるわけですから、そのときにきちんと対応をするということをお願いしている」と私の質問に答弁されました。正式決定を受けて具体的にどのように対応されたのか、お伺いします。

○市長（八板俊輔君） 正式決定を受けまして、その後すぐ実施になったわけでありませうけれども、その後、当該自治体の首長さんであります中種子町長と意見交換をいたしました。

○七番（和田香穂里さん） 中種子町長と意見交換です。そのときの質問の中では、私が日米地位協定や中期防衛力整備計画等の観点から、共同訓練の恒常化や種子島の軍事基地化への憂慮を述べましたところ、市長は「言葉の表現など合わないところはありますが、大

半のところは認識として共通する部分もある」と言ってくさいました。その共通する部分というのがどういう点であって、そういうことも含めてのもので対応すると言われたのだと思いますので、そのあたりの御説明をいただいてよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 日米共同訓練、それから自衛隊の訓練の場合も同じだと思いますけれども、住民の安全、それから環境への配慮等、必要だと考えております。そういった意味で共通する部分があると考えております。

○七番（和田香穂里さん） これ四番につながってますので、四番、市長がやはりそこで問題点として今と同じことを、周辺住民への周知、安全の確保、騒音等の影響、自然環境等への対応ということが問題点になるということでした。では、実際にどういう対応をなされたのか。当該自治体だけの問題ではないと思います。市民に対してどういう形で対応されたのか教えてください。

○市長（八板俊輔君） 現場が中種子町ということでございますので、職員を派遣しまして現場の状況の確認を行ったところでありませう。

○七番（和田香穂里さん） 国内初の事例であれば影響が大きいというところについても、やはりおっしゃっていただきました。市長は、隣の自治体に対しても、国についても考えを聞きたい。今、中種子町長とは意見交換を行ったということでしたが、国、防衛省等に関しては、何か考え方を聞くような機会があったでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 国とは今のところ直接意見交換をする機会を持つことはまだできておりません。例えばですね、今回の日米共同訓練の想定というのがありますけれども、その想定についての私の疑問とかですね、考えとかいうものを申し上げて、答えを聞きたいということはありませんけれども、いずれそういう機会はあると考えております。

○七番（和田香穂里さん） ぜひその市長の想定についての疑問や考えを私も聞きたいと思えますし、また、中種子町長との意見交換を行った上での市長の見解というのをぜひ伺いたいと思います。五番のイになりますけど。

○市長（八板俊輔君） 中種子町長との意見交換のことですけれども、今後この訓練がどういう展開になるのかということについて、意見交換といいますが、会話をしたところでありませけれども、端的に言えば、今後のことは決まっていなくて、そういう話でありました。

○七番（和田香穂里さん） 六番、十月四日、参加者を町民に限定した中種子町で説明会があったんですが、中種子町での説明会、こちらから市の職員もわざわざ出向いても参加を拒まれました。西之表市民は訓練前に防衛省からの説明を受ける機会を持てなかったわけですが、その後、中種子町、あるいは県や防衛省から市民に對するということ、市民とか住民ですね、島内の住民に對するということ形の説明等はあったかなかったか。なければ何らかの形でそれを求

めたかどうかをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 中種子町では、議員御指摘のように、住民説明会が実施されております。十月四日でありました。その後、別途の説明はありませんでした。また、特に求めてもおりません。

○七番（和田香穂里さん） えーとですね、この日米共同訓練の問題は、種子島全島に係る問題だと思います。中種子町だけの問題ではないと思いますので、一市二町の首長さん、二町の町長、そして西之表市長、それぞれ市民、町民の安心・安全に責任を持って、そのあたりのことはきちんと説明を求める等の対応をしていただきたいと思いますところですよ。

そして、七番、受入れを決定した県は、島民の意思・意見を尊重していかないと思います。訓練を受け入れたいという中種子町長の姿勢や、訓練計画の白紙撤回を求める請願を否決した中種子町議会の姿勢のみをもって、県が地元の意向として判断材料にしたという点をどのように評価しますでしょうか。安全確保の確認や事前説明等についても、今言ったように、市民の納得のいくものではなかったということ、今後に向けて改善を求める考えがあるかどうかについてもお答えください。

○市長（八板俊輔君） 空港の使用のところであろうかと思えます。あ、旧空港ですね。県の対応は、当該の中種子町当局、それから町議会の対応を考慮して対応したものであろうかと考えております。

○七番（和田香穂里さん） そのように対応したというのはわかっ

てるんですが、それでいいんですかということ、そういう県の対応をそのまま認めるんですかということを伺ってます。

○市長（八板俊輔君） 県の対応のところでありますので、私のほうから、今回のことにつきましてもは付言することはないように感じしております。

○七番（和田香穂里さん） 今回のようなことではなくても、県の方法、方針、やり方に、どうだろう、疑問があるという場合は、恐らくどの自治体からも、市長、町長、村長が県に対してどうなんですかということは言うていくのは普通だと思うんですけども、今回については、特に県のやり方に問題はないと考えたという理解でよろしいんですか。

○市長（八板俊輔君） 問題が生じたときに、その都度状況をつぶさに判断して対応を決めるということになるかと思えます。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。それでは、大きな三番に行きます。種子島の訓練拠点化について伺います。

十月二十三日付けの南日本新聞で「種子島、訓練拠点化か」と大きく報じられたのは、もう市長は当然御存じだと思いますが、この報道を大きなショックを持って受けとめた市民は非常に多くて、今後の暮らしへの影響にも非常に不安を抱いているところです。

そこで、一番、防衛省幹部がこの種子島について貴重な訓練場所として高く評価したという点を市長はどう受けとめておられるでし

ようか。

○市長（八板俊輔君） 報道に対する考えというところでございすけれども、防衛省幹部のコメントについては、海岸線や、それから広い空港跡地が活用できるなど環境条件の面から、そういった発言になったものと考えます。

また、報道についての市民の不安とか、そういうふうに使われますけれども、報道を見ましたときに、その情報が正確なものかどうかということは常に考えなくてはいけないわけで、そのニュースの骨格となる部分の吟味といいますか、報道の部品といいますか、その要素ですね、要素について一つ一つ、それが事実かどうか、それから、その根拠となるものが何なのか、そういうものを判断して、その情報の信頼性、重要度については、その都度判断しなければならぬと思います。

この質問と離れた前の質問等でもあったと思えますけれども、その報道に対して、その内容の信頼性というものを判断した上で、やはり市民には伝達の方法ですとか、我々の態度をどうするかということを知っていただくためには、その情報の信頼性というものをいまま少し慎重に判断しなければいけない。この問題が重要であるがゆえにですね、いろんな報道のされ方がありますけれども、そのところは議員の皆様も慎重にですね、内容の信憑性とか信頼性、何が事実で何が予想なのか、推測なのかということを判断して行動していただきたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） 当然市長は報道の現場におられた方なので、そういったことについてはしっかりと視点をお持ちなんだろうと思います。でも、私たち市民はそうではありません。ですから市長に、こういった報道があったときに、「どうなんですか、市長、こんなふうには私たちの島は言われています。訓練拠点化だつてとんでもない。でも、市長、どうなんですか」って尋ねることは非常に自然なことではないでしょうか。そして、首長であれば、市のリーダーであれば、その点を市民に「あなたたちちゃんと見きわめなさいよ」ではなく、議員も市民の私たち代理ですからね、市民に對して見きわめなさいではなく、「じゃあ、私がきちんと調べて皆様にお知らせします」っていうのが本当じゃないかと私は思うんですが、えーとですね、それでは、（二）番です。

五月の水陸機動団演習が十七日間、日米共同訓練が十五日間、鎮西三十が三十四日間、延べ六十六日、五月から十一月までの足かけ七カ月間にわたり、一年の五分の一近い日数が演習期間に充てられたこと、ちよつとびつくり、私も計算しててびつくりしたんですが、そして、あつぽくらんど、浦田海水浴場、日泊みなど公園など、使われなかったものの市民の憩いの場も挙げられて、種子島の主たる海岸、主たる公園等が軍事演習の計画上に挙がっている。実際に軍事演習が行われている。このことは、鎮西二十六からの流れも見て、ますます訓練が拡大・強化される。そして、島嶼奪還訓練の内容から見ても、この新聞記事の信憑性とおっしゃいましたが、やはりこ

の訓練拠点化ということは、決して夢物語とか誰かの噂話のレベルではなく、本当にそういう流れがつくられているということをはひしと感ずるんです。で、恐らくここには米軍の訓練も入ってくるであろうと。

一方ですね、鎮西シリーズは種子島ですつと行われてるわけですが、自衛隊員による一般の商店や飲食店等の利用は、以前に比べて減っていると。訓練期間中に町なかで自衛隊員の姿を見なくなったとか、弁当が売れなくなったという中種子町民の感想も聞こえてきます。

つまり、軍事演習をしている自衛隊は、外に向けてではなく中に向けて、その訓練を強化しているのではないかというふうに思いますが、そこで、アです。市民の感想、反応をどのように把握されているのか。日米共同訓練においては、反対の集会やデモ行進が行われて、西之表市民も多数参加しました。また、島外の出郷者からも憂慮の声が届いています。新聞への投書、SNS等でもそういったことが発信されています。そういう声が市長のところに届いているのか、どのように受けとめているのかをお聞かせください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 市民の感想としてはいろいろあるのだろうと思います。訓練期間中につきまして、市役所のほうでは一部の皆さんから直接そういったお話も伺いました。で、それ以外のところで、訓練内容等につきまして直接的なお話というのは承知はしていないところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、イです。観光や市民生活の影響。中山海岸ではですね、サーファーの方がサーフィンしに来たら、自衛隊がいてできなかったことがあるよというお話を私直接伺いました。また、天女ヶ倉で星を見ようと思っていた観光客が、自衛隊の演習があると聞いてやめたという話も聞きました。あつぽらんどや浦田海水浴場の名前も挙がっているところから、北部環境への影響等も視野に入れて、市民生活や観光への影響についてお答えください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 直接的に、先ほどの答弁でもありませんでしたが、そういった声が私のほうに届いてないのは事実ではございますけれども、実際のところは、そういった声が細かいところではあったのかもしれませんが。そういったところは、やっぱり丁寧にですね、拾い上げていくべきだろうなと思います。今回のところでは、大きな影響というのは私のほうでは把握してございません。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、ウミガメですね。種子島の海岸はウミガメの産卵地、ふ化地になっています。このウミガメの保護という観点からは、訓練の影響をどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） ウミガメ保護の観点でございますけれども、これに関しては、日米共同訓練だけではなくてですね、実は、昨年の五月の災害の対処訓練のときにも、L C A Cが使われ

たわけなんですけれども、そのときにも、これは市長から直接だったんですけども、そういったことへの懸念のお言葉とかありました。私もそれを覚えておったので、今回、中種子町でありますという説明を受けたのですが、長浜海岸というのはウミガメたくさん上がりますので、そういったところについては考えてくださいという話を私から申したところでありました。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、市長御自身は今後の訓練拠点化への展開をどう見ておられるか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 訓練の拠点化ということ、お言葉でありますけれども、今後の展開につきましても、先ほどから申し上げておりますように、今後の行方というか、を注視して、その都度適切な判断をしてみたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 訓練拠点化というのは私が言い出したことではなくて新聞報道にあつたんですが、この訓練拠点化が種子島にふさわしいと思われませんか。市長は選挙時に、馬毛島軍事施設絶対反対という言葉掲げてらっしゃいました。これは馬毛島だけでしょうか。種子島にはこの言葉は当てはまらないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 過剰な訓練等は種子島にはふさわしくないと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 過剰なというのがどの程度を指すのかわかりませんが、南西諸島防衛体制の強化に種子島が位置付けられ

ているということなどをどのように認識されているか伺いたいと思います。いいです。はい。

○市長（八板俊輔君） いわゆる南西諸島という範囲には、種子島がもちろん含まれていると考えております。

○七番（和田香穂里さん） 五番はですね、先ほどの中から言っていますので、省かせていただきます。

四番の質問、（一）馬毛島問題ですね。この昨日の新聞記事については市長もご覧になつていらっしゃると思います。難航していた売却価格で国と地権者が歩み寄って、百十億円から百四十億円で馬毛島を国が取得するというような報道ですが、先ほどのとおり、市長はその信憑性のことを言われると思いますので、そこを置いて、（一）番、地権者である企業の社長が交代したということで、新社長とお会いになりましたか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

新社長と会ったかという御質問でありますけれども、去る十一月十四日に東京での用務がございまして、その際に地権者でもありません。エアポート社を訪問いたしました。新社長の就任後、初めての面会でありましたので、先に、馬毛島で戦没者の遺骨収集作業がありまして、島内での移動ですとか重機での作業対応について協力をいただきましたので、そのお礼を申し上げます。そしてまた、そのほかの内容ということになりますと、その発掘に際しまして、人骨が完全なものが出てきましたので、そのほか発掘し

たものがたくさんありましたので、その判定といえますか、厚生労働省のほうで時代推定などの作業を行っておりますけれども、非常に重要な。

○七番（和田香穂里さん） すみません、それ社長さんのお話に関連ですか。

○市長（八板俊輔君） あ、社長とそういう話をいたしました。

○七番（和田香穂里さん） ああ、はい、わかりました。

○市長（八板俊輔君） その上で、市として、今後独自に調査する場合もあるということをお知らせしたので、その説明をしたところでありまして、それについても協力をするというふうな返答をいただいたところであります。

○七番（和田香穂里さん） それでは、二、三、四、利活用案一年がたとうとしてますので、まとめて体験活動以外の事業、それから体験活動のブラッシュアップ、馬毛島トラストの展開と見直し、この中で特筆すべきものがあれば教えてください。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） それでは、二の部分で、体験活動以外の部分ということで御説明を申し上げます。

まず、宇宙開発事業という部分を掲げてございますが、特に専門的な領域でございまして、現在、宇宙関連の有識者の意見交換、それから宇宙関連事業に係る情報収集を行っているところでございます。特に申し上げるほどのことがあるのかと言われると、今、水

面下の状況でございますので、今のところそままでの部分はございません。

それから、次に、自然保護区学術調査施設についてでございますけれども、今ほど市長のほうからもございましたように、十月の三十一日から十一月一日にかけて、厚生労働省が関与をして、戦争中沈没をし、馬毛島に漂着をした遺骨調査を実施をしてきているところでございます。これによりまして、まだ判明はしておりませんが、古代人らしき骨や土器が発見をされ、馬毛島の歴史を一定解明する資料とならないか期待をされてるところでございます。今後、学術的な調査を行っていくことで、馬毛島の歴史的・文化的資産を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、研究等のためには、施設設置に向けて市民に馬毛島の自然環境や歴史・文化的なことを知っていただくことが大切だというふうに考えておりますので、明けて二月に馬毛島の学習会を計画をしてございます。内容としては、馬毛島に係る写真・映像展、学識者や元島民による講話や意見交換会を行い、馬毛島を後世に残していくべき貴重な財産として市民に理解をしていただく取組みを行う予定でございます。

それから、ブラッシュアップの件でございます。利活用計画そのものが昨年の十月に策定をしたわけでございます。それ以降、渡航の理解を得ながら、体験活動などを進めてきたところでございます。御承知のとおり、夏以降、所有する会社の破産申立関係の裁判

を見守らざるを得ない状況というのがございましたが、裁判の終結以降、引き続き会社側と協力関係を維持する方向確認をし、先ほどの遺骨収集等についても実施をしてきたところでございます。その活動の中や行政のみでなく、元住民の入島や現地への遺骨の埋設の聞き取りを行ったりしながら、新たな文化的資産の価値も見出されてきたところでございます。

今後の進展にもよりますが、ほかの自然保護活動も含めて、小中学校の拠点化についても検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上です。

○七番（和田香穂里さん） はい、ありがとうございます。

それではですね、五、六、七、非常に大事なところがなんです、市長にまとめてお答えいただきたいと思えます。

馬毛島の自衛隊施設計画、FCLP移転計画の今の状況での位置付けと、反対の思いがくすぶっているという市民のその受け皿に市長の利活用案がなっていないのではないかと、そして、自衛隊演習、日米共同訓練、種子島の訓練拠点化、そして、この馬毛島の報道等、この状況下で、市長が選挙時に掲げた種子島を第二の沖繩にしないという言葉のこの改めて意味と、これを実現するための具体的な取組み、五、六、七を市長にあわせて伺いたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 盛りだくさんですので、答え漏れがありま

したら、また御指摘をいただきたいと思いますが、利活用案についての受け皿になってないという御意見でありますけれども、いろいろな御意見があるかと思えますけれども、そのふさわしい使い方について、よりふさわしい、FCLP以外のふさわしい使い方があるということでは活用計画を立案したところではありません。今後さらに、これまでの活動の成果、調査の積み重ねを踏まえて、より適当な利活用計画を立案して、市民の皆さんとともに考えて実現をしたいと考えております。

それから、第二の沖繩にしないという私の選挙中の公約の中で掲げた文言についての御指摘でありますけれども、これは私の考えの中では、この米軍の訓練というものをめぐって、この土地の、種子島、あるいは西之表市の住民の分断がなされ、コミュニティ、地域社会を破壊するようなことになってはいけないという思いをそういう言葉にしたわけでありまして、人によりましてはいろんな感想がいろいろあるかと思えますけれども、私はそのような気持ちで事に当たってまいろうと考えているところでありまして。

あと何でしたっけ。

○議長（永田 章君） 五番。

○市長（八板俊輔君） 五番。あ、くすぶっている。

○議長（永田 章君） FCLP移転計画の。

○市長（八板俊輔君） 五番のここですかね。あ、市民の。同じですけどね。

○七番（和田香穂里さん） 計画の位置付けをどう考えてるか。

○市長（八板俊輔君） FCLPと自衛隊の施設は一体だと、セツトだというふうに考えておりますので、その点を、そういう考えに基づくものであります。そのため、FCLP抜きの自衛隊施設の設置というのは、種子島本土でありまして可能性は少ないと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 恐らく馬毛島の問題はこの年末年始に大きく動くと思いますので、また改めて伺うことになると思いますが、とても大変な問題だと思います。今後、国等の交渉にもしっかりと市長にリーダーシップを発揮していただきたいですが、最後です。高齢者の交通手段について、確保についてはですが、免許の返納によつて不便になるのは大字の高齢者ばかりでなく、市街地にお住まいの方も、やはり免許返納によつて車が使えなくなる。そのときにですね、市街地に住んでいるんだけど、もともと大字という方が、大字地域にお墓参りや残している家のいろいろな管理とか、そういったことに行くときに、どんがタクシーの市街地発一便が十二時三十分ということ、午後からしか使えず、非常に短い時間しか使えないんだというお話を伺いました。

そこで、市街地発一便を校区発二便、九時三十分が校区発なんです、市街地からは空で行くわけですので、これを利用して早い便をつくるということができないかというところで、事業者の御理解、御協力をいただいて実現していただきたいと思うんですが、いかが

でしょうか。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

その校区発二便の空だからそこに乗せられないかという話だというふうに思いますが、御指摘のように、確かに高齢化が進む中で免許の返納とかが多くなると、不便になる方も確かにいらっしゃると思いますし、それを実施すれば利用される市民の方もおられる可能性はあります。また、利便性の向上にも資するという事にはなるうかと思えます。

ただ、御承知のとおり、もともとのどんがタクシーの目的が、郊外に住む交通弱者の市街地までの移動手段ということで、平成二十三年度から始められています。ただ、その間、運用として、帰省者や市街地住民の利用についても、大字に住所地というか、親戚とか縁故者のところを住所として仮に置くというような形で運用を図ってきてるところがございます。ただ、基本的に陸運局から許認可をいただいている部分の目的がそういうことでございますので、今のダイヤの中でそれを運用するという事は可能だと思いますけれども、新たにこれに乗るための便として設置をするというのは、いろんな委託料の問題とか、そういうのを全てクリアしなければならぬのかなというふうに思います。交通の協議会がございますので、その中でまた検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） よろしくお願ひします。

二と三は、高齢者サロン活動等での送迎のあり方について、ちょっと今後の方向性を簡単にお示しただけならと思うんですが、よろしくお願ひします。

○議長（永田 章君） 時間がありませんから端的に。もう時間がないです。よろしく。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） サロン活動等、今現状で増えている状況にあります。高齢者が社会参加することは非常に大切なことだと感じております。目的に合致した利用でありましたら、市役所が保有しているバスとかそういったものの活用というのでも、ぜひ多くの利用ができるよう努めていきたいと考えておりますので、また制度の利用の促進の周知も図りつつ、また広く御要望も伺いながら、取組みを進めていきたいと考えてるところです。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

それでは、交通手段の確保については、種子島警察署の方も、交通手段の確保やメリット制度の拡充が免許の返納につながる場所であるので、ぜひよろしくお願ひします、期待しますというお言葉をお願ひしております。

これを伝えて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十二月一日から二日まで本会議は休会となります。三日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時四十分散会

本会議第四号（十二月三日）

本会議第四号（十二月三日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一三番 橋口好文君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
副 市 長	中野哲男君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企 画 課 長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

平成三十年十二月三日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

八番	河本 幸男	議員
一五番	渡辺 道大	議員
一六番	橋口 美幸	議員
三番	竹下 秀樹	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、おはようございます。

一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

私は、四年前まで市の職員であったわけでありまして、その市の職員時代にですね、もう少し改善したほうがよかったですのではないかとこの問題がこの臨時職員の賃金の問題であります。当時、確かに財政状況が非常に厳しい状況でした。そういう中でですね、臨時職員の給与を改善する、そういった状況ではございません。現在も厳しい財政状況を完全に脱しているとは言えませんが、近年では職員の給与もおさまっております。賃金も、毎年少しずつではありますが、積み重ねております。そこで、この問題について質問をしてみたいと思います。

本市においては、これまで行財政改革に伴って、保育所の民間委託、学校給食を自校方式からセンター方式への移行、あるいは学校用務員を臨時職員化するなど、あらゆる行革を行ってまいりました。職員の退職に合わせてですね、採用人員を減らして、正規職員をですね、大きく減少してきております。多いときには三百二十名をですね、超える職員がおりましたけれども、現在では二百人を切るようになっております。実に三分の一以上の職員をですね、減じたこととなります。

これらの改革によって、財政状況もですね、改善方向になって、大変喜ばしく思っているところであります。

一方では、職員を減じたことで、一般職員の仕事をですね、臨時職員で補うということを行ってまいりました。

そこで、質問をしたいと思います。現在、何名ぐらいのですね、臨時職員がいるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

以下の質問は質問者席から行いたいと思います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

臨時的職員の職種ごとの数ということでございますけれども、平成三十年四月一日現在で、全体で百三十二名おります。

内訳としましては、フルタイムが八十五名、パートタイムが四十七名であります。

一部職種を申し上げますと、学校給食センターの調理員が十七名、学校用務が十一名、道路維持作業員が五名などでありまして。

その他、専門性を必要とする職種もございますので、福祉事務所や健康保険課、高齢者支援課において、相談員や看護師あるいはレセプトの点検員等、資格を有する職員を雇用しているところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 大体、職員数を、正規職員をですね、減じてきたわけですね。当方も恐らく、その三百二十名近くですね、職

員がいたときも、恐らくパートタイマーはいたと思います。そういった部分で正規職員が百二十数名減じられてきておりますけれども、今聞きますと、パート四十七名を含め百三十二名の職員がいるというふうなことであります。規模的には大体同じぐらいの職員が市役所で働いているということになっております。

まあ、職員の給与制度についてはですね、条例等で給与が見えませんが、この臨時職員の給与体系というのは、なかなか条例上はですね、見えないところであります。

そういった部分で、この給与体系、パートは除いてもいいですけども、その給与体系はどのようになってくるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

臨時的職員の賃金でございますけれども、行政職の俸給表というものが、決められた表がありますけれども、その行政職俸給表の二というものを使っておりまして、行政職俸給表の二の一級を適用してございます。

その一級の中で、それぞれのいろんな業種がありますので、業種に基づいて格付をしております。年次的に次年度も引き続き同じ業務を行う場合ですとかそういった場合には、その賃金の格付表より一号給上位に格付する、上げていくというふうな処置の仕方をしてございまして、平成二十六年度からは交通費の支給もしております。

行政職の俸給表の二を活用させていただいておりますので、先日人勧でも議決をいただきましたけども、人勧と同じように毎年俸給表を改定していくという作業を行っております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 私も、旧職員係、これが人事係に変わったときにですね、職員係にありましたので、そういった部分では、中身についてもですね、若干わかっているわけでありまして、今では昇格、昇給ですかね、昇給も一号ずつあるということでありまして、正規職員はたしか給料表が変わったときにうまく、うまくといえますか、普通にしておけば四級上がることですが、この臨時職員はその昇給は一級ずつ上がっていくということでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） ただいま説明申し上げましたけども、今のところ、一号給の改正ということになっております。

○八番（河本幸男君） はい、わかりました。幾らかずつでもですね、昇給が今はなされている。当時は、私が職員係のときはですね、たしか二年に一遍とかそういうような感じですね、上げていたという思いがあるんですけども、やはり少しずつは上がってきているというのとはわかって、ありがとうございます。

今先ほど、職種によつてということでしたけども、やはり全て行二の一級を使っているということですか。二級を使っているところはないんですね。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 賃金の格付表は一級を使用してございます。一級の一号給から、全体でいくと百近くあるんですけども、百までは行きませんが、それぞれの、例えば事務補助の場合は一級の五号給を最初で格付しまして、それから毎年になる場合には上げていくということをやっておりますし、例えば地籍調査の調査員の場合には一級の三十二号給を活用しております。ちょっと逆になりませんが、栄養士の場合は一級の十九号給を使っておりますので、ほかにもたくさん職種はあるんですけども、そういった感じでそれぞれの職種に応じて格付をさせていただきます。

○八番（河本幸男君） 私も、そのときもそうでしたけども、確かに地籍調査は補助の対象となることですね、やはり格付が上だったなというのを思い出されてなりませんけども、やっぱり少し低いような気がしてならないところですけども、臨時職員についてはボーナスはないですね。

○総務課長（大瀬浩一郎君） はい、今のところ、ボーナス、一時金はありません。

○八番（河本幸男君） それでは、次の質問に移っていききたいと思います。学校給食センターの所長も兼ねておりました。所長のときもですね、人事係とも当時の市長ともですね、お話をしてですね、少し上げてやらんばじやないかなというふうなことでですね、話をいろいろしたんですけど、なかなか思うようにですね、解消できませんでした。

給食センターについてはですね、夏休みがある関係でですね、七月は二十日ぐらいまで勤務がありますので、その後、給食のを洗ったりですね、いろいろな後の整理がありますのでいいんですけども、八月が学校給食がない関係、あるいは二学期の準備のために一週間ぐらい、当時は一週間ぐらいでしたけども、出てきてですね、準備をするということで、結局、八月分の給料そのものがですね、満額支給されずに時間給で支給されていたわけでありまして。

そういった部分で、八月はですね、給料が少ない上に、そしてまた社会保険料を差し引くという関係で、なかなか生活給にならないかという思いがありました。ぜひここをですね、解消したいということでも当時のいろいろ話をしたんですけども、なかなか勤務がないということですね、できませんでしたが、やっぱり生活をしていく上ではですね、一月分の給料がぼんと削られたらなかなか、それまで蓄えておけばいいんですけども、なかなか難しいんじゃないかなと思われんですが、この点について、現在もそうだと思うんですけども、この改善というのは難しいものでしょうか、どうでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

給食センターの調理員につきましては、八月が学校で給食が実施されませんので、実態に基づきまして減額ということになりますけれども、實際上、二学期の準備ですとか一学期の後片づけ等がありますので、そこを考慮しまして、十日分で勤務日数を予算化している

という状況ではございます。

ただし、確かに生活がなかなかしにくいだろうなというのはわかりますので、なかなかそこら辺のところも検討しないといけないことだろうなと思いますし、給食のほうでは、最近では食育の研修ですとかそういった仕事関係も考えられますので、そういったところも検討していくのかなというのがあります。

それと、平成三十二年から会計年度任用職員制度というのが始まりまして、これ自体は給食の調理員だけに限ったことじゃないんですけども、全体的に非常勤職員の処遇についての見直しをしないといけない時期がもう来ていますので、今年から来年にかけて検討を行いまして、来年の議会では関係の条例の改正を提案することになるんじゃないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） そうですね、やっぱりこの八月分の給料についてはですね、やはり今総務課長もおっしゃいましたけども、研修とかですね、調理資格を、現在十七名ですか、臨時職員がいるようにですけども、調理師の資格を持っている職員がそのうち五名ですかね、いるんだそうです。やっぱりこの調理員の方もですね、自分のスキルをアップするためですね、いろんなことをやっております。夏休みについてもですね、そのようなことでやっている方もいらっしゃるようございます。

また、学校給食展とかですね、そういった部分も、地区の給食セ

ンターの協議会の中ですね、持ち回りで年に一回は行っておりますけども、そういった部分で、やっぱりそういったこともですね、市民にも伝えてもらおうですね、その給食展とかそういった部分をやっていただくなどですね、いろんな工夫をしていただいて、できればこの八月ですね、給料をですね、支給する方策をですね、ぜひ考えていただきたいなと思います。

現在、正規職員はその給食調理員の中にはないわけでありまして、いたときには、職員は八月も出勤をして、満額給料も支給されておりました。やはりそういった時代もあって、本当に正規の職員と臨時のこの給食センターの職員がですね、同じ仕事をしておって、給料格差も大分あったわけですので、ぜひそこところも考慮していただいてですね、ぜひ改善をお願いしたいなと思っております。

今総務課長のほうからですね、会計年度任用職員制度ですか、それについて話がありました。私も少し勉強はしてみましたけども、この中身についてちょっと教えてほしいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員の制度につきましては、昨年、平成二十九年の五月の法改正によって変えられたものでございまして、施行が平成三十二年の四月からということになりますので、それに向けての準備をしていくこととなります。

会計年度任用職員の制度についてですけども、それ以外にもです

ね、実はちょっと改正の部分がございまして、非常勤特別職員の部分と臨時的任用職員の適用を厳格化するということが行われますので、今行われています報酬の支払いの対象が法律で書いてあるとおりになりますので、そちらのほうの報酬の見直しということにもなります。

で、全体の中の問題の中でやっぱり問題だったのは、一般職の非常勤職員の処遇についての明確化がなっていないということで、そこで、会計年度任用職員への移行というのが図られました。

会計年度任用職員につきましては、任用ということになりますので、職員に規定されています地方公務員法上の服務に関する規定なども当てはめられます。よりまして、信用失墜行為の禁止とか職務専念義務、政治的行為の禁止、そういったものも当てはめられることとなります。

で、対応的には、短時間の会計年度任用職員と常時の会計年度任用職員が存在しまして、常勤の会計年度任用職員につきましては、賃金ではなくて給料を支給するということとなります。給料と期末手当ですね、支給をするということになります。短期の会計年度任用職員というものにつきましては、報酬という形で支払われることとなりますので、これまで賃金として支払ってきた予算上の体系は大きく変わるものだと考えてございます。

制度の中身につきましては、国のほうからの情報を得ながら、今、精査している状況でございます。

○八番（河本幸男君） 今説明をお聞きしますと、常勤の場合と非常勤の場合と、報酬で支払うか給料で支払うかということのようなんですが、今、常勤の場合は期末手当も対象になるということで、今はもう全く検討の段階ですか。例えば、いつごろこの条例の提案というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

ほかの県内の市町村の状況等も見ながら国の情報を集めているところなんですけども、全体的な状況を考えますと、来年度の九月議会では条例改正の提案ができるんじゃないかなと考えておりまして、それに向けて準備を進めているところでございます。

○八番（河本幸男君） はい、わかりました。

大きく制度が変わるということですね、この制度についてですね、ある方が、論文といえますか、出している方がいらっしゃいます。それをちよつと紹介したいと思えます。

「自治体職員は、一九九四年の三百二十八万人をピークとして、定員「適正化」やアウトソーシングなどにより、二十三年間連続して減り続けています。さらに市町村合併による組織機構の再編でも削減が進みました。」

二〇〇六年から二〇一六年まで、自治体正規職員は二十六万人減少し二百七十四万人となっていますが、非正規職員は二十一万人増え六十四万人となりました。正規職員が非正規職員に置きかえられているのが実情です。

自治体の非正規職員は、一般職員よりも保育、給食調理、図書館職員、看護師・看護補助員、学童保育、ケースワーカー、消費生活相談員など職種が広がり、本格的・恒常的業務を担っています。しかし、給料は正規の三分の一から半分程度、任用期間は半年や一年の期限つきで繰り返し任用され何十年働いても昇給はなし、通勤手当など各種手当も不十分で、年休や各種休暇も正規職員と差がつけられています」と述べております。

まさにこの西之表市の現状をですね、そのまま文章にしたような状況であります。

そこで、この制度がね、いい、私は改正に当たる時期ではないかなど思っているんですけども、市長はこれについてどう考えられていらっしゃいますか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

地方公務員法の改正により創設された会計年度任用職員の内容につきましては、先ほど来課長が答弁申し上げているとおりであります。

その中で、処遇の改善につきましては皆様の関心の高いところでもあります。例えば一時金の支給ですとか、法改正の趣旨に基づいて、また近隣市町村の状況なども勘案しながら適切に対応していきたいと考えております。

○八番（河本幸男君） 法改正の趣旨に沿って適正に改正をしてい

くということがあります。

今回、職員の給与の改善といいますが、人勸に伴うですね、職員
の改善についても反対をされた方もですね、この臨時職員の待遇改
善、給与の改善についてはですね、そこを優先するべきではないか
というような意見も出されておりました。

ぜひですね、この臨時職員ですね、待遇を含めた給与の改善と
いうのはですね、今後大きな本市の課題になってくると思いますの
で、ぜひ改善をですね、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問は、災害時
の避難所開設についてであります。

今年、全国的にですね、自然災害が多くてですね、大きな被害
が出た年ではなかったでしょうか。本市においても、相次いだ台風
によってですね、農産物を初め家屋の倒壊など発生がしたところ
があります。

そこで、お尋ねをします。そういった災害時にですね、うちでは
台風が主になってきておりますけれども、避難所開設をこれまでして
きたと思いますが、ここ三年ぐらいでいいですので、その開設状況
について教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

ここ三年の避難所の開設状況でございますけれども、平成二十八年
で大雨で一回、台風で二回災害警戒本部を設置しまして、平成二十
八年度三回設置してございます。

平成二十九年、同じく、これ全て台風でございますけれども、災
害対策本部を一回、警戒本部を一回、情報連絡体制を一回の計三回
設置してございます。

今年になりました、台風十九号のときに避難所を開設してござい
まして、あと台風二十四号、これで開設をいたしてございます。二
回。

三年間で合計八回でございますけれども、大体、一回につき十四カ
所の避難所を開設するというふうなもの、状況でございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 十四カ所、平成二十八年に三回、平成二
十九年度に三回、平成三十年度に二回ということのようですけども、
十四カ所ですので、一回につき二十八名の職員がそれにタッチをす
るということになってくるわけですが、昼間は普通の勤務ですから、
この二十八名ですか、二十八名が勤務してもですね、さほど経費は
かからないと思いますけども、夜つくということは残業手当等ので
すね、経費がかかると思います。そういった部分で、幾らぐらいか
かったものでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

時間外勤務手当の状況でございますけれども、平成二十八年で二
百九十八万七千円です。平成二十九年で九百六十四万一千円、平
成三十年で五百六十四万六千円ということになります。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 平成二十八年度二百九十万円ぐらい、平成二十九年度が九百六十四万円、平成三十年度が五百六十四万円。やっぱり大きな額がこの避難所を開設するに当たってですね、かかっていると思います。

まして、その中で、次の質問でございますけれども、平日の前夜ですね、勤務をした場合、そこに配置された職員がおりますけれども、その次の日の勤務はどうなっているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） その課の状況とか職種とかそのときの条件とかでいろいろ違うんですけども、基本的に時間外勤務手当の支給で対処してございますので、配置された職員は次の日も勤務をするという状況も発生をいたします。若い職員に行っていたことも多いんですけども、その職員の仕事が台風の後整理等が発生しましたような場合につきましてはやはり頑張っていたかどうかというふうな状況もございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 次の日は通常の勤務、残業手当をもらうから通常の勤務になると思います。

しかしながら、この避難所がですね、開設して次の日の勤務というのはとても、まあ、私も経験したのでなんですけれども、やはり頭がこんがらがってですね、まとまらないとかいう部分があつてですね、職員には大変負担が出てくるのではないかなと思つてるところであります。

まして、大体今もだと思えますけれども、福祉事務所を中心に恐らくその配置をですね、されていると思うんですけど、やはり現在もそういう状況でしょうか。全庁的にこの配置はされているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

台風が発生しましたときに、状況を見ながら庁内で会議をするんですけども、やはり今も同じでして、福祉事務所が中心となつて、援護係ですけども、向こうの係のほうで職員の配置をするということをやっております。もう毎回同じような感じでやっていますんで、配置の表もある程度つくつていただきましたので、それで連絡をとりながらやるということをやっております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 私もですね、いつも、第一配備、第二配備、それぞれ庁内にはいろんな配備の仕方があつてですね、あると思うんですけども、退職してからですね、妻が一番驚いたのは、「お父さん、久しぶりやな、台風のととき家におるとは」というふうなことでですね、毎回のように第一次配備、課長職でしたので第一次配備にどうしてもなつてですね、必ず台風とかそういう災害時にはですね、庁内にいる、あるいは若いときにはその避難所にいるというのがですね、あれでして、恐らく子供の小さいときから私は家でですね、台風を過ごしたことはないというのが職員時代だったかなと思っております。

そういった中で、やっぱり一つの災害ですね、一回一班、この二十八名でなければいいんですけども、これをやはり時間が長くなれば二回二班、三班としてですね、私たちのおるときも三班まで計画を立てられたときもありましたけども、現在もそういう状況ではないかなと思うんです。

そうすると、一班で二十八名、二班しますと五十六名、三班ですと八十四名、実に半分近くの職員がですね、この避難所開設に当たっていくということになるわけですけども、これについては人員確保は大丈夫ですかね。うまくいっていますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

私もいまだに台風のときに家にいたことがないので、我が家ではないことになっているんですけども、まあ、それはさておきまして、職員はですね、やはり一回につき二十八名ということで、今でも三班体制を一応してございますけども、実際の運用につきましては、台風の暴風圏に入るタイミング、夜が来るタイミング、朝の時間のタイミング、それでも全然違ってくるので、台風ごとの状況を見ながら職員を動かしていくことをしてございます。

で、実際、今年ではなくて昨年、長い、三日間ぐらいですか、長い台風があったんですけども、そのときには三班ぐらいまで動かしただよな気がします。よって、そのときの職員の確保というのは、やっぱり二十八名になりますと、それが掛ける三ですと、なかなか難しいというのは現状としてございます。

○八番（河本幸男君） まあ、でしょうね。八十四名、約半数の職員を避難所に配置をするということですので、それはとても難しい部分だと思います。ましてや、本部のですね、警戒本部の配備もあるでしょうから、そういうことだろうと思います。

私は、平成十三年のですね、九月の水害、未曾有の水害、二人の方が亡くなられたということですね、初めてのこういった災害と、いうのをですね、死者というかそういうのが発生をしたところでありまして、その日は日曜日でした。昼からの急な雨でしたので、避難所そのものが開設していなかったと思っておりますけども、その災害の後ですね、現場確認やら被害調査、そしてまた作業で一旦流された方がおりましたので捜索隊ということですね、人員確保にですね、明け暮れた思いがあります。

また、その後のですね、災害復旧に対してもですね、現地の測量とかですね、に多くの職員がですね、駆り出された、ましてや土曜日、日曜日ですね、私も横山とかそういったところでですね、測量行った思いがあります。

このことを考えますとですね、大きな災害が起きたときに、もう今の職員数ではですね、とても対応ができないんじゃないかなと。当時は、私が人事にいたときには二百七十名ぐらいの職員がいた、二百七十名、二百八十名近くの職員がいたと思いますけども、あのときでさえそういう状況でした。それから七、八十名もういなくなっているわけです。

そういったときに、この災害のためのですね、避難所開設、これは必要だと今でも思っていますけども、このことをですね、やっぱり考えますと、この避難所の開設についてですね、やっぱり地域、校区を中心とするですね、地域に今の段階からお願いをですね、いく必要があるんじゃないかなと。

例えば、市街地のすこやかとかですね、体育館とか福祉センターについては別としてもですね、やっぱり大字については、その地域の中を知っているですね、地元の人にお願いをするといったことも考えていかなければならない時期に来ているんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

大規模災害時の住民の安全の確保というところで避難所のことを挙げておられるわけですけども、避難生活が長期化した場合には、長期間避難所を運営していくということになります。また、災害発生後は、復旧復興に係るその膨大な業務が発生することになります。そうした場合においては、市の職員だけでなく、校区、主に校区ですが、自主防災組織というものを既に設置しておるわけですけども、そういった自主防災組織との連携というものが必要になってくるのではないかと思います。

今後、自主防災組織など民間のですね、方々、市民の方々との連携を密にしながら、強化しながら、避難所開設とか運営についても改善の検討を進めてまいりたいと考えております。

○八番（河本幸男君） 市長が検討をしていくということでありますので、やはり今の職員数が減ってきている状況ですね、災害復旧に当たるといいうのは非常に困難かなと。もちろん技術職員も含めてですね、技術のほうも大分減ってきているという思いも私もしております。そういった部分ですね、平成十三年災害のような大きな災害が出たときにですね、職員数が足りるのかなというのが非常に心配されます。

各地域もですね、すぐできる場所もあるでしょうし、できないところもあると思うんですけども、やはりできる場所からですね、少しずつでもですね、していないと、もう職員に対する負担というのが大分出てくると思います。まあ、職員はそれが仕事ですから働かなければならないわけですけども、やはりその人が健康でいるためにもですね、そのところはですね、十分今から備えていく必要があると思います。

ぜひそういった自主防災組織ともですね、相談をした上でですね、検討を重ねてほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時五十分ごろより再開いたします。

午前十時三十六分休憩

午前十時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、子ども医療費の窓口無料化について質問であります。

一九六一年に岩手県の沢内村、現在の西和賀町で日本で初めてのゼロ歳児医療費無料化を実施し、一九七二年には栃木県が県として初めて乳幼児医療制度を創設したようです。

そして、一九九四年には全都道府県で助成制度を実施し、二〇一三年には全市区町村のうち五七％に当たる九百八十八自治体で中学卒業まで助成が実現をし、現在では全ての都道府県市区町村で独自の医療費助成が行われております。

鹿児島県内では、子ども医療費の無料化を十八歳までの自治体が十四、中学卒業までが二十五となっており、本市においても十八歳まで医療費の無料化、またこの厳しい財政状況の中でも給食費の一部無償化と、子育て支援に力を入れていることは県内でも進んでおり、評価が高いと言えます。

県知事は、本年十月からの非課税世帯の未就学児を対象に医療費

の窓口無料化を目指し、乳幼児医療費助成のあり方に係る有識者懇談会を開催しております。

その中で、未就学児のうち非課税世帯のみを現物給付の対象とすることにより行政、医療機関、国民健康保険団体連合会におけるシステム改修に係る費用が増大すること、事務手続が煩雑化することと、また医療機関の窓口で課税世帯か非課税世帯かがわかってしまうことなどが議論をされております。

さきの六月議会において可決された西之表市子ども医療費助成条例、経済的な理由から受診を控えることによる症状の悪化を防ぐため、住民税非課税世帯の小学生入学前、いわゆる未就学児、そこを対象とし、県内医療機関等における窓口負担をなくす制度を鹿児島県が示し、西之表市でも十月から子ども医療費の窓口無料化が実施をされております。

まず初めに、この十月から住民税非課税世帯の乳幼児を対象に医療費の窓口無料化が実施されておりますけれども、現在の利用の状況についてどのようなようになっているか、質問をさせていただきます。

以下は質問者席より行います。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

議員御質問のとおり、本年十月から住民税非課税世帯の乳幼児を対象として、窓口での医療費の支払いを求めない、いわゆる現物給付を実施しております。

本市においては九十五名の方が対象となり、受給者証の切替手続を御案内をしたところ、九十一名の方が手続を終えており、残り四名の方については、現物給付ではなく従来の償還払いを選択をされているところ です。

なお、対象者の利用状況につきましては、十月の診療分の医療費が国民健康保険団体連合会等の審査支払い機関から市へ報告されるのが十二月となっておりますので、現在のところ、現物給付の利用状況の集計、分析等が整っていないという状況でございます。

以上で終わります。

○一五番（渡辺道大君） これまで全国です、医療費の窓口無料化を実施していないという県が五、六県あり、福井県、長野県、三重県、奈良県、そしてここ九州管内では鹿児島県と沖縄県だけでした。

県内の共産党議員団でもですね、県に対して医療費の窓口無料化を要望した際には、コンビニ受診が増えるというおそれがあると、で、一定のコスト意識を持たせるなどの回答をずっと繰り返し続けているだけでなかなか実現がしませんでした、今回、やはりこの壁が取り払われて、県の姿勢にも変化が見えたのだと私は実感したところでもありました。

しかし、まだまだこの制度においてはですね、課題がありそうです。県内の自治体ではですね、車で十分くらい行くと隣の県に入っ、その病院がかりつけであったりとか一番近い病院であったり

で受診した場合、現物給付じゃなくて償還払いになるという、そういった点や住民税非課税世帯の乳幼児を対象としておりますけれども、課税世帯、非課税世帯のそのやはりぎりぎりのラインという所得の世帯というのは、今年を対象となつていても、来年は対象とならないと。先ほどの事務の煩雑さというのにも加えて利用者にも大変わかりづらくなるという点が今後起こるのではないかと予想しておりますけれども、やはりこういった問題の解消というのはこれから必要だと思われ、またこの県知事のマニフェストでもですね、子ども医療費の助成制度については窓口での一時払いを完全にゼロにしますと示されておりますし、それからですね、十月からのこの現物給付の対象者というのが非課税世帯とやはり限定されていて、住民税非課税世帯の子供は対象年齢児の六人に一人にすぎないということも言われております。

本市においても、前回は子ども医療費が五十五名、ひとり親医療費が二十九名、重度心身障害者が二名の八十六名が対象というふうになつておられたと思うんですけども、今回、九十五名が対象になるということなんですけれども、地元で働く保育士さんからですね、話を伺ったんですけれども、都市部に住んでいて西之表市に帰ってきたある親御さんがですね、十月の前ですけれども、医療費のこの窓口負担があるということに大変驚いたと。当然、保育士さんなので子供さんたちの親とも話す機会も多くあつてですね、一旦窓口でお金を払うことの大変さというものを聞いてみると、そういう

ことでもあります。

そのような話からもですね、もしこの医療費の窓口負担があるというところでそれが子育てしづらい環境にある地域であれば、やはり何らかの改善、解消が必要ではないかと考えたところでもあります。

子供はちよつとした変化で受診することで早期発見につながり、長期的に見れば、医療費は減るのではないかというふうな見方もされております。

子ども医療費の助成の現物給付というのが子育て支援の大きな柱になると私は考えております。医療費のこの窓口無料化を少子化対策や子育て支援などの柱の一つと位置付けて、子育てしやすい環境づくりというものを進めるべきではないかと考えておりますけれども、この制度についてですね、どのように評価をされているか、お答えをいただきたいと思っております。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

先ほど御説明した現物給付のほか、本市では、現在、十八歳までの医療費について償還払い方式で助成制度を設けているところです。その意味において、十八歳までの子供に係る医療費の無料化が制度化されているというふうに考えております。

現物給付においては窓口での医療費を一旦支払う必要がなくなるため、本来医療を受ける必要があるにもかかわらず、家計を考慮して受診を先延ばしするなどにより症状の重篤化を来すことを防ぐ意味において評価をすべき制度だというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 担当もやはり評価をすべき制度だというふうにしておっしゃられていますけれども、鹿児島県は、経済的な理由から受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐという観点から非課税世帯を対象にすると言われておりますけれども、経済的な理由からですね、受診をためらうのは非課税世帯だけではなくて、課税世帯もそういった対象になると思います。

子供の健康を守るためにですね、親の所得によって区別されたり格差があつてはならないと考えますし、国においては、この間やってきた医療費助成の現物給付に係る国民健康保険の減額調整措置、いわゆるペナルティーですね、二〇一八年度から未就学児分は適用しないとされておりますけれども、その条件としては所得の制限はないということになっております。

ある自治体の首長はですね、十八歳までの子ども医療費と学費は本来国が負担すべきもので、市町村は国にかわつて医療費の助成をしてきたと言えると、それにもかかわらず、国は市町村が国以上の水準サービスをすると国民健康保険税の補助を削減するなどのペナルティーを課してきたと、未就学児までのペナルティーは廃止とのことですが、やはり全ペナルティーを廃止すべきだと述べております。

また、その医療費無料化など、子育て支援で大切なものは、市民に定住してもらつて、将来は返していきたいと思つてもらふことだと。

助けられた人がですね、今度、税金を納めて別の人を助けてくれれば、投じたお金も生きてくると結んでおります。

前回の説明でですね、今回非課税世帯の対象から外れて対象を拡大すればですね、県の補助制度の対象となくなってしまう、市の持ち出しが出てくるということの説明もありました。こういったことですね、私は、ある意味、もうペナルティーともとれるものだと思いますし、県はやはりやめるべきだというふうにして思います。

沖縄県ではですね、同じくこの十月から現物給付をすることですけれども、鹿児島県のような未就学児については所得制限を設けず、全ての子供を対象としております。議論についてもですね、市町村のやはり意向を県が考慮したような形でその方向に転換をしたようです。

沖縄県内の医療費窓口無料化の実施状況については、未就学児までを十一市七町六村、中学生までを三町十二村、そして高校生までを三村と、自治体間でもやはり違いがあります。

二〇一六年の九月議会においてですね、国民健康保険世帯の所得調査において、所得が二百万円以下の世帯が多くなってきていて、子供の貧困対策においても窓口無料化は重要との当時の答弁もあります。

このことからですね、今後、対象を広げられないのか、また広げた場合の影響等をですね、まず福祉事務所長にお伺いをしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

本市において乳幼児を対象に現物給付を設定した経緯としては、先ほど議員からも御案内があったとおり、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の支給対象の要件が大きな要因となっております。

この要綱は、乳幼児の非課税世帯について医療費の二分の一を、課税世帯については三千円を差し引いた医療費の二分の一を県が補助するという内容のものでございます。

また、議員からもありましたとおり、平成二十八年六月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランに係る一連の見直しに基づき、平成三十年四月から地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を行わないという取扱いが決定がされたところでございます。

県としても、これを受けて、以前から検討していた現物給付について、対象としている乳幼児のうち非課税世帯について本年十月から導入をすることとしたようでございます。

それを受ける形で、本市でも同じ条件で現物給付をスタートいたしました。

なお、現物給付の対象を市町村が独自に課税世帯まで拡大した場合には、県は非課税世帯分を含めた全額を補助の対象としないという内容となっております。

これは、課税世帯の拡大については、現物給付の波及により増加

した分を県が補助金支給の関係で把握をする必要があること、また年齢の拡大については、国民健康保険の減額調整措置の対象となることとの説明を県から受けているところです。

したがって、非課税世帯の乳幼児以外に現物給付を拡大した場合、県の補助金相当分の子ども医療費についても市の一般財源で対応するということになります。

本市としては、全ての対象者の現物給付化を望む声は根強いと考えております。昨年五月に県が行いました住民税非課税世帯の未就学児を対象とした新たな医療費助成制度に係る意見照会に対しても、非課税世帯だけではなく全ての世帯を対象にしてほしい旨を要望を出したところでございます。

しかしながら、制度上、国及び県の制度の調整及び財源確保に大きく関連をしております。かつ医療機関や支払基金等の関係機関とも調整が必要なことから、今後も対象範囲の拡大について県への働きかけを続けながら、費用負担や他自治体の動向を踏まえつつ、検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

九州管内ではですね、沖縄と鹿児島と、二県だけで、その沖縄が今回そういったところまで踏み込んでやっているということは、県同士でもやっぱりそういった違いがあるということだと思えます。

そこでですね、事前にいただいた乳幼児医療費所要額の資料です

けれども、平成二十九年度の決算において、高校生が百六十万円、平成二十九年の十月から始まったもので年間というふうにはいかなかったんですけれども、金額がかかっております。医療費が。で、中学生が四百七十二万円、小学生が一千四百四十二万円、就学前が一千三百六十万円で、合計の医療費額が三千百三十六万円ほどになっております。

それに対して、県からの補助金というのが二百三十六万円、一般財源が二千九百万円というふうになって三千百三十六万円ほどの金額をお支払いしているという形になっております。

今年度でもですね、見込み額もいただいておりますけれども、医療費の合計額に対して県の補助がおよそ一二％から一三％ぐらいのかなというふうに見ておりますけれども、現在の対象を拡大し助成を行った場合、県からの補助金がなくなると。大体三千万円を一般財源で賄うということになりますけれども、県の補助金から外れるというのがやはり一番の問題、ここを解消しないといけないというふうにして思うんですけれども、県の補助金率のこの一二、三％の分を市の持ち出しでカバーができるかどうかというところの判断になると思いますけれども、市長はこの窓口無料化の医療費対象拡大についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

子ども医療費の窓口の現物給付の対象拡大についてのお尋ねであります。

この問題は、やはり人口減少が続いている本市におきましても、子育てがしやすい環境をつくるということが非常に重要な課題となっております。ということ、その改善のためにはいろいろ努力をしましてまいらねばならないところではありますけれども、福祉事務局長が先ほどから御説明しておりますように、対象範囲の拡大につきましては、やはり国、県の制度や財源と関連してまいりますので、課題がたくさんございますので、今後もあらゆる機会を捉えて国それから県へのその要望を、対象拡大等についての改善について要望を続けてまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） ぜひ進めていただきたいんですけども、やはり財政面での困難があるかなというふうにして思われます。子育て支援の財源というのは、他市の状況からも、ふるさと納税などを活用して実施しているところもあります。

冒頭で子ども医療費の無料化に関する歴史的なことを述べてきましたけれども、やはりその都度中心になっているのは住民団体のアンケート収集とか署名活動など地域の運動がですね、やはり力を発揮しているということも報告もされておりますし、もちろん全国知事会とか市長会などの要望活動というのも大きいものがありますし、自治体の判断もあるかと思われまます。

ぜひですね、今後、その医療費の窓口無料化対象を広げていた

けるよう求めて、次の質問に入りたいと思います。

次に、さとうきび農家の支援について質問をいたします。

九月下旬に襲来した台風二十四号なんですけれども、幸いにも人的な被害というものがなかったものと、ただ、農作物の被害等に関しては、担当課からいただいた台風二十四号接近に伴う被害報告によるとかなり深刻なものであると見えます。

私も、この台風が通過した後ですね、東海岸線を走って農作物の状況というのを確認しましたけれども、やはり塩害によって芋の葉が黒くなっていたり、さとうきびの葉っぱも強風などの影響で裂傷、ちりぢりになっていたというのも見ました。

今期のさとうきびの生産の状況と今後の見通しとしての最初の質問ですけれども、先日、先輩議員のさとうきびに関する一般質問の答弁にもありましたように、見込みの反収が五千四百キログラムほどと、糖度も下がるのではないかと、昨年に続いて大変厳しい状況なさとうきびの生産になることというふうにしてあります。

そのような状況も踏まえながら、次の項目の質問にも入っていきたいと思います。

新光糖業からですね、お話を伺うことができたんですけども、やはり今年の見込みも反収が微増、糖度も昨年より下回るのではないかと、課長答弁と同じような感じでおっしゃっております。

ただ、その台風後の天候がよくてですね、少しずつ回復していき

り会社自体のその経営としては、これまでの、またあるいは昨年、そして今期と、大変厳しい経営となるため、事業の継続の懸念もされるこのことでありました。

その会社の考えとしてはですね、やはり生産量を増やすと。春植等で作付面積を確保していただきたいと。そのためにはですね、行政には基盤の整備等を進めていただきたいということも話されておりました。要望等にはさまざまあるかと思われまし、市長もやはりお聞きになっていると思います。

種子島さとうきび振興連絡協議会より提出されましたさとうきび生産対策に関する意見書が九月の議会でも全会一致で採択されましたけれども、その内容についても、栽培面積がさらに減少することが予想されるということから生産者が意欲を持って生産を続けられるように事業の充実を求めると生産コストが上昇していることから原料代及び交付金の値上げを行うこと、機械化収穫体系に対応した品種の転換による種苗の供給や助成を行うこと、資材の助成を行うことと、これまで以上の支援の要望をしております。

この意見書がですね、農林水産大臣や財務大臣宛てに提出されましたけれども、市は国に対してですね、このさとうきび支援についてのどのような要望をしたか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

さとうきびに関する国に対しての要請活動についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、ここ数年のさとうきびの状況につきまして、生産農家の高齢化や担い手不足等による栽培農家数や収穫面積の減少というものが続いております。さらに、平成二十六年度からは台風等気象災害による生産低迷が続いております。これは、生産者はもちろんのこと製糖企業の経営が非常に厳しい状況にあるところでです。

そういう中で、このような厳しい状況の中でも、さとうきびは種子島の基幹産業であるというところは西之表市それから中種子町、南種子町、三首長とも共通しているところであります。

このようなことから、将来を見据えた営農を続けていくために、生産者の皆さんとそれから三市町の首長そして議会、農協を初めとした関係機関が手を携えて、種子島の農業を守るために、そしてまた後世に伝えていくために、関係者と一致して、協同して生産者がさらに意欲を持ってさとうきびづくりに取り組めるようにということで、今般、県選出国会議員それから国、農林水産省それから財務省等に要請活動を十一月十三日に東京に協同で、みんなで一緒に出かけて要請活動をしたところでございます。

内容については、よろしいですか。ちょっと長くなりますけど、もしよろしければ、内容についても。

○一五番（渡辺道大君） はい。

○市長（八板俊輔君） はい。なるべく簡単に申し上げますけれども、要望の内容といたしました七項目ございました。現行の糖価

調整制度の堅持と各地域の実情に応じた交付金確保に必要な予算の措置を講じてもらいたい、それから二番目がさとうきび増産基金の財源確保と継続、三つ目がさとうきび生産振興対策について、四つ目が製糖企業の地域経済における重要な役割を考慮し、安定操業を伴う対策費の拡充強化、それから五番目が担い手育成、六番目がさとうきび共済制度の見直し、七番目に高齢化と人口減少に伴う労働力不足への対応、この以上七項目を柱としました趣旨説明を農林水産省の各担当官、財務省の主計官の前で説明をし、支援の要請をしたところであります。

これによりまして、生産者の声を直接伝えたということで、種子島のさとうきびの熱い思いを改めてより強く訴えることができたのではないかと考えております。

また、この間、県会議員を通じまして、それからまた森山胤国会対策委員長にも同席いただきましたけれども、その中で、農家の皆さんが再生産できる支援をタイムリーかつ迅速に実施するというような森山議員からの言葉も、発言もいただいたところでありました。

また、参議院の自由民主党の農林部会長でありますけれども、野村議員からも、糖価調整制度の中で産地の基準糖度帯というのが今ありますけれども、その変動についても検討すべき時期に来ているのではないかと強い提言も得たところであります。

これは、種子島がそのさとうきびの生産地の中で最北部、北限に近いところに位置しておりますので、そのコストが非常に、奄美や

沖縄に比べてコストが非常にかかるという、そういうところを考慮してこの基準糖度帯の変動というのを考える時期に来ているのではないかと、そういう指摘も受けたところであります。

そういうことで、連続して今年、昨年に続きほぼ凶作といえますか、非常に厳しい状況が続いておりますけれども、そういう中で、今回の要請活動は訴えることが非常にできたのではないかと、そう考えております。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

そこで、さとうきび生産が続けられるようにですね、農家にとどのような支援を考えているかという次の項目の質問なんですけれども、やはり市長の所信表明にもあるように、関係機関や生産者とともに早急な立て直しを図ると。今御答弁にもありましたように、そのためにも市長自らがですね、国の七項目の要請活動も今御答弁されましたし、今後もその支援に、さとうきび農家に対する支援がですね、動きがあるのかなというふうにして思いますが、昨年に続いてですね、さとうきび増産基金事業を活用し、新植の種苗代、種代ですね、助成を行い、今後を見据えた面積、生産量の確保に努めたということですね、これまでのこの助成のほかには、何か農家に対する支援等を考えているか、ありましたらお答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先般の下川議員への答弁とも重複いたしますけれども、相次ぐ台

風によりまして生産量低下が見込まれましたところから、次年度の生産回復を図るためにさとうきび増産基金が発動されまして六千二百八十万円余の配分を受けたところであります。本市においては、種苗の確保や土づくりなどの生産対策を講じます。

そして、加えまして、先ほど申し上げましたけれども、他産地との生産コスト格差を是正するために、今定例会に提出しております補正予算案にさとうきび生産者経営安定化支援緊急対策事業を計上しております。

今後とも、関係機関・団体と一体となつて、農作業受託組織の活用や営農用機械の導入による作業の効率化、堆肥投入等による土づくり、優良種苗への転換などを推進して生産回復に努めてまいりたいと考えております。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） さとうきび増産基金事業等々について詳細に説明申し上げます。

まず、さとうきび増産基金事業についてであります。緊急性の高い種苗確保と土づくりの推進を配分を受けたところでございます。要望に対する処遇につきましては、国の方針が対応次第、こちらでも対応することになるかなと考えているところでございます。

今回の基金事業につきましては、まず、種苗の確保の推進につきましましては、春植えの種苗確保に必要な経費の三分の二の助成、あと土づくりの推進でございますが、まず土層改良資材の購入費の三分

の二の助成、あと深耕作業の委託料の三分の二の助成等を計画をしております。

続きまして市の単独補助事業でございますが、さとうきびの生産者経営安定化支援緊急対策事業についてでございます。これについては、先ほど市長からの答弁がございましたように、他産地との生産コストの格差を是正する必要があるところから、本市のさとうきびの生産費、物財費の一部を予算の範囲内で助成するものがございます。生産者の経営面積に応じて、十アール当たり、平均ではございますが、五千七百円を計画をしているところでございます。

基金事業と連動することで、より効率的な事業効果を目指したいと考えております。

なお、両事業とも補助事業者はさとうきび生産振興総合対策推進協議会になります。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 今回のですね、その事業、予算計上がですね、やはり農家に対してまた違った支援になるということも期待しますし、先ほど答弁にもありましたように、他産地との格差解消の、生産コストの格差解消というところでは、種子島さとうきび振興連絡協議会の方とも話をしましたけれども、さとうきび農家がですね、少しでも生産が続けられるように、そういった支援になるのかなというふうにして本人も期待をされておりますが大変喜んで

おられました。また、大変厳しいですね、生産状況が続く中でも、みんなで頑張っていこうという雰囲気になつていとも話されておりました。この支援がですね、本当に平等にですね、さとうきび農家に行き渡ることを期待して、次の質問に入りたいと思います。

次に、自然エネルギーの、以後、再生可能エネルギーとも言わせていただきますけれども、その活用についての質問をいたします。

日本で使われているエネルギー源として、ほとんどが石油や石炭等の化石燃料で賄っております。化石燃料については、資源が限られているということに加えて、多くを輸入している現状でもありません。そのため、原油の価格が変動したり、輸出国の事情によつて輸入が途絶えるということもあり得ます。また、この化石燃料を燃やせばですね、温室効果ガスが発生して地球温暖化にも影響すると。国際的な問題にもなっております。

これに対してですね、太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、一度利用しても、比較的短期間で再生が可能となり、資源がなくならないエネルギーだということにして言われております。

で、また、政府もですね、石油にかわるクリーンなエネルギーとして導入や普及を進めているようですけれども、二〇一六年度で日本の電源構成に占める再生可能エネルギーの比率は約一五%というふうになつておりまして、諸外国のドイツ三一%、イギリス二六%と比べても低い水準にあるようです。

そのような中で、行政の役割としても、太陽光や風力などクリーンなエネルギーへの転換を進めて、その導入に対する支援を行うというふうにして位置付けもされていると思われかもしれませんが、これまで再生可能エネルギー、太陽光や風力、水力など、普及の実績というものがどのようになっていくか、お答えをいただきたいと思つます。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） 御説明を申し上げます。

種子島管内における各種別の発電量につきましては、先日も申し上げましたが、火力発電が四万五千ワット、太陽光発電が一万三千四百六十一キロワット、風力が六百六十キロワットというふうになつてございます。

割合的に見ますと、再生可能エネルギーが二五%ぐらい、で、その内訳を見ますと、太陽光が九五%以上を占めているというふうな状況になっていきます。

また、今後、新たに風力関係で再生可能エネルギーの施設の設置希望もあるというふうに向つているところです。

それから、市のほうの支援のお話をされましたけども、本市においては、平成二十三年度から平成二十八年度の五年間にわたりまして、住宅用の太陽光発電施設設置に対しまして補助事業を実施してきております。実績としては、全件で百二十件、一千七十六万二千円の補助金を支出したというふうなところでございます。

あと、水力についてはないですけども、平成二十八年度に古田校区が民間と提携をいたしまして国の事業を活用した小水力発電についての試験的啓発的事業を行っているというのが一件ございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 太陽光についてはですね、九五%と、大変進んでいるというふうにして今答弁されましたけれども、先日まで、西之表市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの運用についての説明ありましたけれども、近年、再生可能エネルギーの発電設備の増加によって周辺環境や景観への影響について懸念されるケースが各地で見受けられるというふうになっていくということから、本市では、市内に設置される再生可能エネルギーの発電設備については、計画段階において災害防止、景観、環境保全への配慮事項を示して、地域との良好な環境の構築や適切な管理、設備が行われることを目的にガイドラインを策定するというふうにしております。

今後についてもですね、その設備の設置を計画されている事業は、市が策定するガイドラインに従い関係資料を提出するというようなことでも、設置におけるこの配慮事項についてはですね、やはり災害防止のためにも必要な事項だと思われまして、全国的にもやはり土砂崩れ等問題になっていることから、設置についてはですね、やはり慎重に進めるべきではないかと考えます。

ただ、この普及についてはですね、先ほども述べましたように、

地球温暖化の問題とか東日本大震災以降大きな問題となっております原子力発電等、被災地では今もなお避難生活を送っている方とか帰りたくても帰れない状況にあります。

そこで、この原子力発電についてなんですけれども、二〇一三年の九月から二〇一五年八月の二年近くまで稼働原発ゼロの経験もして、日本社会では原発なしでもやっていけるということも明らかになっておりますし、それ以降、再生可能エネルギーというのにもますます注目されて進められているというふうにしても言われております。

そこですとね、その、特にですね、再生可能エネルギーの中で技術やその開発が進んで低コスト化や高い効率化というのが図られた太陽光電池はさらなる普及に向けた取組みが図られると、国のほうも示しております。

その一つに電力の買い取り制度というものもありますけれども、一九九二年の太陽光発電による余剰電力の販売価格での買電、買い取りのほうですね、制度が始まって、電力会社の自主的な取組みとして買電が進んできた。

そのような中で、太陽光発電を設置する住宅には補助金が交付されることになって、こうした取組みから一般家庭でも太陽光発電の導入が進んでおり、本市でも、家庭でも太陽光発電を設置しているところが見えて、進んでいるというような状況であります。

このようですね、普及が進む中で、九州電力がですね、太陽光

発電を行っている一部の事業者に対して発電を一時停止させると、出力制御を実施したとの報道がありますけれども、このことがですね、再生可能エネルギーの普及のブレーキになると、やはり懸念と批判が広がっているとの報道もあります。

また、種子島でもですね、早い段階で日本初の出力制御というのが行われましたけれども、今回のこの太陽光の出力制御がどのようなことをですね、もたらして、今後の見通しとか対策についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

再生可能エネルギーの出力制御のお話をされましたが、種子島で平成二十七年五月五日に全国で初めて出力制御が行われています。

本年度は、また四月が二十回、五月が九回、六月が二回、出力制御がなされているところでございます。

今年度四月に二十回と申し上げましたが、昨年同時期が四回でございますので、大きく増加をしているという状況です。これは当然その年々の天気にも関係をするわけでございますけれども、一番大きな要因としては、一年前に比べますと、太陽光発電の導入量が二・四メガワット増えまして一万三千四百六十一キロワットとなったことによるものでございます。

制御件数を見ますと、平成二十八年度が前年度の二・四倍で十七回、平成二十九年度は三倍で五十一回、本年度は六月までの三カ月で既に三十一回、前年の六〇%を超えているという状況にござ

います。

九州電力によりますと、現時点で接続可能量を超えているということでございます。現状の状態で推移をしていきますと、例えば、太陽光発電においては平均的に月十日程度の発電しか見込めないというような状況も出てくるわけで、施設の維持あるいは今後の新設という部分が困難になるのではないかとというふうに懸念をしているところでございます。

また、御承知のように、今年は本土におきましても十月二十一日に初めて九州エリアにおいて出力制御がなされ、報道で大きく取り上げられたところでございまして、この広がりが進むのではないかとというふうに懸念をしております。

先日の生田議員の御質問でもお答えをいたしましたけれども、出力制御の問題など、市独自では対応しがたい課題もありますので、今後、地区の広域的協議会や国、県、関係団体の要請活動などを行っていききたいというふうに考えてございます。

ただ、可能な限り経営等を圧迫しない形での再生可能エネルギーの普及が効率的にできないかについても九州電力とも意見交換を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。以上です。

○一五番（渡辺道大君） 出力制御のその解消については、やはり電気の需要を上げることとかですね、技術的なさらなる向上を目指すというところもあって、なかなか本場に対応しづらいということ

ろはあるかと思えます。

出力制御についてはですね、電力の需要が減って供給が増えて需給バランスが崩れると大規模停電を起こすおそれがある、それを回避するための措置だというふうにして九州電力はですね、主張をしているところですけれども、その中でも原発を四基動かしている一方で、その太陽光の使用を抑えるというやり方はですね、やはり再生可能エネルギーを広げることを願う国民とかあるいは取り組んでいる個人とか企業から見ると、やはり主張をしているということについては納得できないものではないかなというふうにして思われます。

日照条件がよいと言われている九州ではですね、やっぱり八月末時点で約八百万キロワットで、設備能力では原発の約八基分に匹敵する規模と言われておりまして、九州の日中の消費電力の大半を太陽光で賄える日も出ているというふうにしても言われております。

環境面でもやはり経済面でもすぐれているというふうにして太陽光を生かし切るといふ点ではですね、今回の出力制御はもう逆の方向とも言えますし、電力が余るからといって太陽光がですね、調整弁にされるということは発電事業者にも大きな打撃で、安心して進められないと不安が上がっています、再生可能エネルギーに水を差す事態ともなっております。

二〇〇九年にはですね、太陽光発電の余剰電力の買い取りがですね、電力会社に義務づけられており、またその買い取りについても、

かかるコストは電気料金にですね、上乗せをすることで電気を使用する一般家庭に広く負担してもらうということになっております。これを国民全員がですね、負担することで太陽光発電の普及を図り、低炭素社会を実現しようとする方針のためだそうですね、ここまでやっぱり国民も負担をしているような状況であります。

確かにですね、太陽光とか風力の発電量はですね、天候に左右されやすく不安定であると。発電量とですね、電力の消費の予測のもとに需要調整とか蓄電池などを利用した電力調整機能を備えることが必要とも言われて、それが一つの方法になるかと思われます。

また、この太陽光発電によってですね、昼間の需要を超えてつくられた電気を蓄電池のために夜間に使用するということや効率よく電気を供給することが必要と、やはり技術的な部分のところになるのかなとありますし、先ほど言った負担があるのであれば、やっぱり会社側もですね、こういったそれなりの対応が必要ではないかなというふうにして考えております。

で、また、今回ですね、台風二十四号の後に農作物の状況を確認するため東海岸のほうを走った後の話もしましたが、そこで途中お店に寄ったんですけれども、停電をしておりました。その地域はですね、後から聞けば二日間ほど停電をしていて、市内でも停電時間が長い地域だったんじゃないかなというふうにして思われますし、まだそういったところ、同じような時間ぐらい停電したという地域もあるかと思われます。

また、そのお店の方ですね、話を伺ったんですけれども、結局、電気が来なかったので、冷凍の商品がだめになって廃棄処分をしたと、保険などもないので四、五万円負担になったというふうにして話されておりました。

そういったですね、地域で唯一の商店などにはですね、災害、停電時には何らかの手だてが必要ではないかなというふうにして考えましたし、その方は電力会社に電話してもつながらず、いつ電気が来るのかと不安だったと話されておりましたし、当然ですね、会社はほかの地域への復旧作業があるということも聞いていて、重要なことだということもわかります。

今回のですね、台風やいつ起こるかわからない災害時に備えてですね、自然エネルギーの利用を進めるべきだというふうにして思われますけれども、その点についてどのようなことを考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

議員今御紹介いただきましたように、さきの台風二十四号では数時間にわたる停電が発生した地域もございまして、御質問のとおりに、災害時の電力確保として再生可能エネルギーの活用というのは重要であるというふうに認識をしているところでございます。

本市におきましては、平成二十七年年度の事業で、平成二十八年年度に繰越事業として実施をしましたが、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業を実施してございます。

これは、国が東日本大震災でのさまざまな事象を背景といたしまして再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援するため、再生可能エネルギー等導入基金事業、いわゆるグリーンニューデール基金を創設をしております、それを活用した十分の十の事業で、防災拠点とか災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池の導入などを対象にしたものでございます。

本市の事業におきましては、防災本部の市役所及び避難所であります保健センターすこやかに太陽光パネルと蓄電池を、また避難所となっております国上小学校と住吉小学校に太陽光と風力発電の装置及び蓄電池を設置してきていますところでございます。

また、各家庭におきまして、例えば災害時の電力確保として、自家消費を主とした太陽光などの再生可能エネルギーの創設に加えて蓄電池を推進していくということも考えられるところでございます。蓄電池の設置によりまして、通常の電気供給がストップをいたしましたも電気の利用が可能となることから、災害時の停電には大きな効力を発揮することが期待をされるところでございます。

ただ、蓄電池については、現段階ではなかなか値段が高いというところもございしますが、今後、技術革新により価格も下がっていくことも予想されますので、再生可能エネルギーの導入が加速をしていくのではないかとというふうな期待をしております。

ところでございます。

また、分散型エネルギーを推進する中には、先ほど災害の話も議員されましたけども、やはりリスクを分散するという考え方があります。原子力とか火力が絶対悪いとかというふうにもなかなか現状としては言えないところもあるんですけども、やはりいろんな供給源を持つておくということがリスクに備えることにもなりますので、そこら辺のやっぱり推進というのが必要になってくるというふうに思っています。

そういった意味で、本市が検討を進めております分散型エネルギーの事業につきましても、災害時の電源喪失等のリスクを分散する考えもございまして、設置に向け、諸課題の解決について引き続き検討を重ねてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、課題を一つ一つクリアしていったですね、やはり電気がなくてはならない生活になってきております。災害事停電等に備えて市が対応できる場所と各公民館を防災拠点としてですね、電力が供給できる場にしていったりとかですね、あとはやはり困難なところというのはもう電力会社との協議ですね、困っている地域があるというところでは、やはり改善に向けてですね、取り組んでいただけるよう求めて、最後の質問に入りたいと思います。

最後にですね、住宅改修環境整備事業、以下、住宅リフォーム助

成制度というふうに言わせてもらいますけれども、それについて質問をいたします。

九月の議会で、商工業の振興対策についての請願書、人口減少や入り込み客数の低迷、島外資本の大型商業施設の進出などにより地域経済などの衰退が進み、このまま放置すると商店街の機能が消滅することが懸念されますと。商工会としても、商店街振興協同組合、観光協会などと連携しながら、魅力ある観光地、商店街づくりに関して調査検討を行い、商工業の振興、活性化に取り組んでいると。

市の重点施策として、商店街、商工業の振興策など多大な尽力をいただいておりますけれども、プレミアム商品券発行や住宅リフォーム助成については今年度予算化をされていらないというふうにしております。

再度、この予算化に向けた特段の配慮というのを、の趣旨で議会では全会一致で採択されましたけれども、プレミアム商品券発行事業については市民からの要望が多く、商品券発行には二百店舗の参加により商店街はもとより大字地域の商店においても利用価値があり、資金が外部に出ず地域内循環を促して経済効果が大きいことと、住宅リフォーム助成制度については、小規模建設業者にとっても大きな事業効果を生むもので、継続的に取り組んでほしいとの要望がありますけれども、事業者や市民が出ていることから予算化を求めるとしてありますこのプレミアム商品券発行事業については、歳末に発行するということを目的として今議会でも議決事項として

予算化されましたけれども、住宅リフォーム助成制度についてはどのような議論がされたか、お答えをいただきたいと思えます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

九月議会で採択された住宅改修環境整備事業について、どのような議論がされたかの質問です。

三月議会でもお答えしましたが、この事業は地域経済対策の一環として市内業者の振興に寄与してきたことや県内十九市の状況をホームページ等で調査した結果、一般住宅改修事業は余りありませんでしたが、移住・定住支援策としての補助や空き家改修補助、耐震診断・耐震改修補助は多数ございました。特に耐震診断・耐震改修補助は十九市中十八市が制度化していることがわかりました。

このようなことから、調整会議や経営会議において、住宅改修環境整備事業の再構築や耐震診断・耐震改修補助の必要性が論議されたところです。

また、耐震診断・耐震改修補助につきましては、国土交通省の補助事業である住宅・建築物安全ストック形成事業が活用できることから、本市の事業再構築の方向性としたしましては、今後想定される大規模地震に備えるためにも、この耐震診断・耐震改修補助を柱とした補助制度の構築を検討したところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ちょっと時間があれなんですけど、平成

二十一年度からスタートしてですね、九年間続けてきた事業ですけども、やはりこれまで二百六十一件の改修工事があつて、補助金約四千八百万円に対して工事費が六億一千万円あつてですね、やはりその割合についても十二・六倍と、いわゆる経済効果があるというふうにして言われます。

やはりですね、景気対策の大きな柱としてですね、事業実績とか評価からですね、やはり予算化をすべきではないかというふうにして考えますけれども、最後に、これは市長にお答えをいただきましたと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

住宅改修補助、まあ、先にプレミアム商品券のこともございましたけれども、景気対策としては非常に効果があるということは承知しております。

その上で、ただ、ずっと続けていくかどうかということについてはですね、やはり慎重に検討しなくてはいけないと。同じやるにしても、その内容といえますか、いろいろ工夫しながらやっていかなければならないと。

いずれにしても、こうした制度の継続あるいは改良といえますか、につきましては、今後、いろいろ皆様の御意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 事業の見直し、ブラッシュアップということもありましたけれども、やはりプレミアム商品券のようにです

ね、市民が必要としている、望んでいる事業であれば、やはり住宅リフォーム助成制度もですね、継続でよいのではないかなというふうにして私は考えますし、やはりですね、中小業者の仕事を増やす地域循環型の事業として来年度への予算化というのを実現を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。日本共産党議員団を代表いたしましたして、通告に従い一般質問をいたします。

その前に、今国会にて開会されている状況に触れさせていただきたいと思います。

安倍政権は、二〇一三年十二月に特定秘密保護法を施行、強行に成立させ、その後も二〇一五年九月安保法関連法など、国民に直接

かかわるさまざまな法案を十分な審議も尽くさずそのまま強行に次ぐ強行を繰り返しています。

さらに、今国会では、財界の要求に応えた、突然出され、入管法改正案が議論されております。この法案の問題は、低賃金、パワハラなどの人権侵害など、問題が明らかになっているにもかかわらず、そのものの問題を解決せずに、根幹部分は全て法案成立後の政令に委ねられており、議論が尽くされないまま衆議院では通過を、強行に採決をされました。

この法案は、日本で働いている外国人労働者に生活や権利、最低賃金など二重の人権侵害をもたらすものであり、その上に、日本の労働者の無権利状態にもつながると指摘がされております。

この入管法改正案は、本市でも農業の分野など外国人労働者に頼るところが多くなっています。だからこそ外国人労働者、日本の労働者ともに生活と権利はきちんと守られなければなりません。私たちの地域にとっても重要な法案であり、国会でこそ十分納得のいく審議が尽くされなければならない。参議院での議論をまた注視したいと思います。

そしてまた、同じく財界の要求に応えた漁業法改正案は、当事者である漁民に知らされず、その声を聞かないままに法案通過が狙われております。

この漁業法改正案の中身は、養殖業漁業権の免許や公選制の海区漁業調整委員会を知事の任命制に変えるなど漁協にある漁業権を廃

止する、戦後の漁業制度が根本からひっくり返されて沿岸漁業が潰されてしまう大改悪です。

私たちの地域は第一次産業に頼って経済をどう保つていくかと日々奮闘しておりますが、この問題のように、国の政治のありようは私たち地方自治体に大きく影響いたします。だからこそ住民の命、暮らしを守るために、国の動向にはしっかりと目を向け、よいものはよりよくし、批判すべきは批判して地方の行政を進めていかなければいけないと思っております。行政にかかわる者がアンテナを高くし機敏な情報把握、その上で機敏な対応を求められるのではないのでしょうか。

さて、今年も十二月に入りました。第四回定例会となりましたが、私たち議員も、そして市長も任期四年間の折り返し地点を迎えています。この二年間の振り返りをし、市長には今後の方向性をただしたいと思っております。

本市の課題はさまざまにあります。本日の一般質問では、特に馬毛島の問題や平成三十年年度方面隊実動演習、いわゆる鎮西三〇受入経過の件、また高等教育機関設置等について、市長の認識及び方針性などを伺いたいと思います。

それでは、まず第一に、本市の重要な課題の一つである市街地のまちづくりについて伺います。

港町再生に向けての取組みも始まっているとの報告は受けておりますが、どのようなまちを目指すのかがまだ私には見えていません。

そしてまた、榕城中学校跡地活用を含めたまちづくりを検討すべきだと考えます。過去の市長答弁には、まちづくりの中で旧榕城中学校跡地の活用も検討する、そういう旨の答弁の内容であったかと記憶がありますが、改めて旧榕城中学校跡地活用を基本にしたまちづくり構想を提案し、議論を深めたいと思っております。

市長の選挙公約で、医療、福祉の充実、子育てを楽しく優しくとあります。二年間の折り返し点となりますが、今後、この公約実現のためにも、榕城中学校跡地にこにこひろば、榕城児童クラブ、市立図書館、放課後児童デイサービス施設の移転及び開所を提案いたします。

その前提となる旧榕城中学校は今どのような位置付けがされているのか、行政財産を守ろうとの観点から管理の状況がどうなっているかについてお伺いし、あとの質問については質問者席からお伺いします。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

旧榕城中学校の校舎でございますが、建物として三階建ての主に普通教室が入っていた校舎が二棟、それから武道館に面したところに三階建ての特別教室棟が一棟、榕城小学校側の道路に面したところに一階平屋の特別教室棟一棟となっております。

武道館横の三階建ての特別教室棟につきましては、現在、文化財調査室として、また旧技術室につきましましてはまちづくり公社の作業

場として利用しております。

御質問が耐震検査それから管理の状況等というふうな御質問でございますので、耐震の状況でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律によりまして学校施設は耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられていることから、市内各小学校及び種子島中学校につきましては平成二十四年度で耐震化を終了しております。

しかしながら、旧榕城中学校につきましては、施設の活用方針が定まっていないため、現在も実施しておりません。

施設の管理につきましてでございますが、廃校後、施設は教育財産から行政財産に用途変更となっておりますが、体育館について、一般開放のほか種子島中学校の第二施設と位置付けて部活動でも使用していることから、施設全体の管理を現在も教育委員会において行っているところでございます。職員が定期的に巡回をしているほか、特に台風通過後等については被害の状況や老朽化の状況等を目標で確認をしている状況でございます。

以上で説明を終わります。

○一六番（橋口美幸さん） 以上の報告の中で耐震検査がまだされていないということが一つ重要なことだと思えます。

で、そういう、二番に入りますけれども、この旧榕城中学校が閉校してから今年目を迎えておりますけれども、普通の家と同様、建物というのとは使わないと本当にどんどん老朽化が早くなってしまうのではないかとというふうに思います。この十年間、耐震検査もせ

ず、そしてまた周りの草刈りとかそういうのは時々文化係の方がしてくださっているという話も時々聞いております。そういう状況で今まで放置してきたことの要因というか、どういう方向性があつて放置してきたのか、それとも何かの方向性があつて現況のままなのか、そこら辺を詳しくお聞きしたいと思います。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

平成二十一年度の中学校統合に伴い廃校になりました旧中学校跡地の利活用につきましては、本市のまちづくりの推進を図り、市民の貴重な財産を活用するために、平成二十四年度に市民の意見も取り入れながら活用方針を策定をいたしました。その中では、旧榕城中学校跡地につきましては本市の中心地に位置し、文化的要素の強い土地柄であることから、公共性のある活性化に資する活用を図ることで整理をしてきたところであり、ただ、施設の有効活用のために、暫定的・一時的活用は内容を吟味の上認めていくということにしていたところでございます。

その後、第五次、昨年までの長期振興計画の後期基本計画策定時、平成二十五年、平成二十六年のころになると思えます。そのころに審議会、市民委員会の中でも議論がされたわけでございますけれども、具体的な方向性が示されなかったというふうなことです。

また、議員も御承知のように、幾つかの機関等からも要望書が出されまして議論をしてきた経過もございます。

一つは、平成二十四年の二月に熊毛地区医師会などから出された看護学校設立につきまして、リフォーム費用の負担や赤字運営の補填等の財政的な課題や十分な議論が尽くされていないというようなどころから立ち消えになってございます。

また、同じく平成二十四年から平成二十五年にかけては、市消防団長等から消防本部庁舎棟の移転や防災センターの整備等についても陳情がなされてきました。これについては、都市計画の用途が第一種低層住居専用地域に指定をされているということ、それから隣接して榕城小学校があること等から現況下では困難というふうにされてきたところでございます。

その後、御承知のように、高等教育機関の検討の中で、公立短期大学の設置候補地の一つとして掲げられておりますけども、同じように都市計画の用途地域の問題もあり、まだいまだ大学そのものの設置可能性についての検討がなされているところでございまして、明確なものとはなっておりません。

その他さまざまな方からさまざまな案等も頂戴しておりますけども、そういった中で、まずは市全体の土地利用の方向性を定めるべきということ、今年度からスタートいたしました第六次長期振興計画の中でも重点取組みに掲げ、現在検討を進めてきているところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 第六次長期振興計画の中で議論してい

るということだったんですけども、私が六次計画見る限り、旧榕城中学校に、この土地に特化した活用のあり方というのはないような気がするんですけども、土地をどう活用するかというところの部分に入るんでしょうか。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今もお答えを申しましたように、その土地についてのみというよりは市全体の土地利用のあり方について、全体を見渡した中でどういうふうに使っていくのかということをやっぱり検討していくということになってございます。

今、今年度中の方向性をお示しをすることを目指しまして土地利用方針というのを庁内で議論をしてございます。その中で、今、庁内でいろんな聞き取り等をして進めてございますけど、一応今の方針の部分はずね、五つの土地利用に関する原則的な事項を定めて進めているところです。

内容としては、まず一つ目に地域の保全と開発の方向性、それから二つ目に防災、減災の重視、三つ目に自然環境や景観への配慮、四つ目に守るべき農地の適正維持、五つ目が将来に向けたインフラ、公共財産の管理を主眼として計画策定を進めるということにして今議論を進めている。できましたら年度内にお示しができればというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今四点が上げられましたけれども、そ

の四点の中でまだ具体的には今後検討をしていくと、四点を基本にしてですね、基本にして議論を進めていくという状況、時点だと思います。

で、私も、今回、具体的にここにこひろばや図書館や児童クラブの移転を再三要求、要望しております。

重ねて、この榕城中学校跡地の活用がですね、やはり今課長もおっしゃいましたが、市街地の中心になると思います。このマスタープランの中でもですね、榕城中学校跡地も含めて、港町の周辺も含めてマスタープランの中の計画に位置していると思います。

そういう意味では、本当にこの十年間、大事な市の中心市街地が、方向性がいろいろ議論はされてきましたとおっしゃいましたが、いまだに方向性が定まっていないうところは、やはり市の指導性の問題もあるのではないかというふうに私は指摘せざるを得ないというふうに思います。

市民の皆さんから、その榕城中学校跡地、どのように活用していくのかというのをすごく気にいらっしゃいますし、今のように歩け歩けコースで近隣の人たちは利用しておりますので、十分な活用もされていると思います。だから、より活用しやすく、そしてもっと多くの人たちが活用しやすい方向をもう示すべきではないかというふうに思います。

今年度中にそういう方向性が示されるということを私は一つの機会にしてですね、ここにこひろばや市立図書館や児童クラブ、この

提案をしたいと思えますけれども、三番目に、先に質問をしたいと思えます。歴史や文化のまちにふさわしい榕城中学校跡地活用、このことについて市長は具体的にどのような構想をお持ちなのかを、まず市長の考えをお聞きしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

旧榕城中学校跡地のことでありますけれども、これを含めてそのほかの土地利用について、全体計画が定まらないといろいろ進まないというようなことをるる企画課長のほうから御説明あったわけですから、私も、私といたしましては、もう少し、マクロな計画とミクロな計画といえますか、そういうものがあつて、大きな計画としてマスタープランですとか土地利用全体のことのマクロなもの、例えばピンポイントで榕城中学校の使い方はいろいろあると思うんですけれども、両方をですね、やっていかなくちやいけないかと。マクロが全部できてからミクロの計画を始めるということではなくて、ミクロのところをマクロが決まったらすぐ実現できるような形でやらなくてはいけないと、そういう心構えは必要だと思えます。

榕城中学校跡地につきましては、現在、体育館及び中学校の校舎等の一部を使用して、埋蔵文化財の調査室それからまちづくり公社の作業室等として活用しているわけでありまして。そうしたものと大きな計画がまとまったらその方向でできるのかどうかということ

同時進行的に検討しながらやっていかなければならないと考えております。歴史・文化的な活用というところもそういう中で出てくるかと思えます。

子育て支援センターの児童クラブとあと市立図書館ですか、そうした個別のこの詳細につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

○一六番（橋口美幸さん） すみません。今の市長の答弁についてなんですけど、もうマクロなものはできているというふうに思うんですけども、ミクロがなかなか進まないというところに、どうなんでしょうかという私の質問なんです。だから、もう十年間いろいろ検討はされたと言われながらも、十年間もその建物を放置するという、市の貴重な、私たち市民の財産が放置されているということには非常に皆さんのリーダー性が問われるんじゃないかというふうに指摘をしておきたいと思えます。

では、文化のまちのところですね、やはり子育て支援センターや榕城児童クラブ、市立図書館、そしてデイサービスの開所をどういうふうに考えているのか、アの部分で答弁をお願いいたします。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

先ほど市長からもありましたとおり、子育て支援センターや榕城児童クラブを設置する際に、榕城中学校跡地への移転を検討した経緯はあるようございます。

また、市立図書館も含めて、先ほどもありましたとおり、全庁的な見地から土地利用のあり方を総合的に考えてまいりたいというふうに思っております。

また、児童デイサービスについての御説明をさせていただきます。心身に障害又は発達のおそれがある子供を対象としたサービスですが、平成二十四年の児童福祉法の改正により対象年齢に応じて二つに整理がされております。六歳までの未就学児が児童発達支援、幼稚園、大学を除く学校に就学している障害児が放課後等デイサービスの対象となっております。

日常生活における基本的動作の指導、知能、技能の付与等の支援を行う児童発達支援については、社会福祉法人暁星会のすまいるキッズの一事業所が、また放課後や休日に生活能力向上のための訓練を行う放課後等デイサービスについては、すまいるキッズ及びNP法人こすものガリレオの二事業所が現在島内でサービスを提供しております。

今後当該事業所と連携をしながら、特性を持った子供たちとその御家族のサポートを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

以前から私何回も質問をする中で、やはり当局、担当課もですね、保護者の利用者の皆さんも、今の状況では本当に不便だというふう

におつしやっております。このことは十分理事者の皆さんにも伝わっていると思いますが、そういう方向性がなぜ進まないのかということが一番の要です。

例えば、旧榕城中学校跡地が無理だったら、どここの場所の候補地を探すのかとか、そういう方向も含めてですね、検討がされたのかどうかということが疑問になっております。

で、児童デイサービスにつきましては、中種子町まで、例えば市内の子供たちが授業が二時、三時に終わってから増田のほうに行ったり住吉まで行ったりするということは、学校が終わってから一時間も二時間もバスに揺られて事業所に着いて、そこからそれなりのリハビリを受けるわけですけれども、市内にそういう場所が本格的な施設としてあるべきだというふうに、私もずっと保護者の皆さんの声を聞きながらですね、子供たちの負担も考えながらそういう要求をしておりますけれども、この児童デイサービス移転については、市長の考え、子育て支援センターにここに、この状況についてはぜひミクロの問題に着手をしていただきたいというふうに思います。

それから、イの部分なんです。イの部分で答弁を求めたいと思います。郷土の芸能文化を伝承、保存するための施設として活用することを求めるというこの部分なんです、これは各校区が校区ごとに郷土の伝統芸能文化が今継承されております。そういう保存の仕方など、調査ができていればお伺いしたいと思います。よろしくお

願いたします。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

十一月二十五日に開催されました郷土芸能フェスティバルに出演をされた十一団体のほうにちよつと確認をとってみました。

種子島の大踊とか住吉源太郎踊のような盆踊りについては、人数、道具が多いために、個人の保管になっているというものであります。その他についても、衣装の個人保管はありますが、ほとんどが集落や保存会の大切な衣装、道具であり、公民館のほうで大切に保存されているという状況ではございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 各伝統行事をどういうふうに保存し、そして子供たちに伝承していくかということが種子島中学校を統合するときから私は大事な課題だと思っております。

で、そういう意味で、この教育の部分のですね、西之表市教育振興基本計画、ひとりだちの教育の中にも、地域の伝統文化をどういうふうに保存していくかという項目がありまして、郷土に残されている伝統芸能や祭事的行事は、人々の生活に密着して、精神的なやりどころになってきた。本市に郷土芸能を初め個性豊かな伝統芸能や文化を受け継いでいく中で、昨今、少子高齢化、過疎化による担い手不足が起きているというふうにこの冊子でも危惧しております。で、伝統行事、郷土芸能の記録保存に努めながら、子供たちの活

用など、担い手育成に努めていくことが重要だというふうはこの教育基本計画にもうたつてありますとおり、私は、やっぱり統合中学校になった時点で中学生の子供たちに伝統芸能を伝承していく機会の方が奪われたのではないかとというふうには思っております。

そういう意味で、榕城中学校跡地に伝統芸能を保管して、そしてそこに中学校、例えば、現和校区の子供たちの練習時間だったり住吉校区の子供たちの練習時間だったり、そういう確保を教育の現場でもしていく努力がこの方向の中の実践をしていくということになれば、そういうことも市を挙げてしていく必要があるのではないかとというふうには思っております。

そういう意味におきまして、一番地理的にも近い、種子島中学校からも小学校からも近い榕城中学校跡地の活用というのは、子供たちの少子化に向けても、統合中学校が開校した時点においても、そういう視点で活用方向を探るべきだったと思うんですけども、改めて伝統芸能を伝承する場所としても榕城中学校跡地を活用するというこの提案については、市長はどのようなお考えですか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

橋口議員の御提案というか、御意見は尊重して、尊重といいますか、拝聴しておきたいと思えます。

ただ、今のところ、その榕城中学校跡地にその郷土芸能の道具とかそういうものを保管しておくという計画はございません。

先ほどの商工フェスタでも、各地の郷土芸能が一堂、あそこの体育館前でやられたわけですけども、それぞれの地域で一生懸命芸能を保存しておられるという、世代を超えてですね、そういう努力がされているところでありまして、やはりその土地で稽古もしてやるということであると、その土地土地で保管していくというのが自然なのかなというふうには感じております。

○一六番（橋口美幸さん） その地域によっては保管ができる場所もあるでしょうし、そういう、それが望ましいという方向もあるかもしれませんが、現に困っている校区もありますので、そういう要求を、要望を聞きながらですね、練習場所を、私は一番やっぱり中学校、中学生の子供たちに、子供たちにそういう伝統芸能を伝えていく場所の確保と、そういう、個人の持ち物ではないので、あくまでも、特に住吉の源太郎踊はかなり多人数の人たちがそれぞれ個別に保管をしておりますが、やはりそこは公的なものですので、責任も問われると思います。

ですので、市がやはり市の指定文化財として指定している以上ですね、そういうことにも責任を持つてほしいのではないかと思いますし、これは質問項目とはちよつと違いますが、そういう保管のための経費ですね、そこも、それから、できないのであれば捻出していく姿勢も持つていくということも大事ではないかというふうには思っております。

この榕城中学校跡地活用については、ぜひそういうミクロな部分

での議論を深めていただきたい、そして今後もまた要求は続けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、括弧四番に行きますけれども、拠点施設のことについて伺いたいと思います。

拠点施設について、私たちは議会では一回、二億九千万円の前市長が提案されたときの拠点施設は議会で否決をしました。そして、その後、まちづくり委員会を立ち上げまして、市長にはまちづくりの提案というものしております。

そういう中で、拠点施設そのものに反対するものではなく、それこそ身の丈に合った拠点施設を西町から鴨女町までの地域を視野に入れて拠点施設をつくるということは非常に求められていると思いますので、そういう拠点施設建設についてどのような協議がされているのかをお伺いしたいと思います。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明をいたします。

議員御質問の件につきましては、現在検討を行っております港町再生の基本構想策定におきまして、これまでの取組みを踏まえながら、目指すべき港町の中核となる施設として御議論いただくこととしております。

具体的には、十月以降、各産業団体や通り会、地域などの代表者による推進検討委員会のほか、市外出身者なども含め、市民目線あるいは島外からの視点で検討活動を行うみなとみなとまち研究所

（通称みなとラボ）、専門的知見から提案やアドバイスをを行う鹿児島大学建築学専攻の研究室による意見をいただきながら議論を進めているところでございます。

あわせて、市役所内におきましても、関係課の係長職による庁内検討会を設置し、各協議に関する支援や意見の共有を行っているところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） やはり会議を開くということは重要なことなんですけれども、この港町再生、十一月十六日に全員協議会で説明がされ、また六月の予算委員会の際にも説明がされましたけれども、やはり住民の声を集めていくということのスケジュールというか、そういうのが本間に間に合っていくんだろうかというふうに思います。

まず、市がたたき台、例えばここにこういうものを出して、で、議論を市民の皆様にしていただくという議論の進め方のほうがより進むのではないかと思います。市民の皆さんに、もう白紙同然です、議論を進めてくださいというような議論のあり方じゃないかなど私は受けとめましたので、やっぱりそこはもっと市が主体的にたたき台を出し、その上で市民がどういふ議論をし、補足したり訂正したりしていくという議論の進め方のほうが進むのではないかと、いうふうに思いますけれども、市長の港町再生構想、どのようなものが市長の頭の中にはあるのかを、再度とはなりますが、お伺いし

たいと思います。

○議長（永田 章君） ちょっと待ってください。橋口議員、橋口議員の質問というものについては、拠点施設についてですよね。

○一六番（橋口美幸さん） 拠点施設について、はい。

○議長（永田 章君） 港町再生というのは総合的な分野が入ってくると思いますが。

○一六番（橋口美幸さん） はい。今担当課長のほうで、港町再生の中で拠点施設も考えているという答弁だったように私は受け取ったので、そのことについて、じゃあ、拠点施設については市長はどういう考えなのかということをお聞きしたいということなんです。

○議長（永田 章君） 答えですか、市長。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

港町再生の中での拠点となる施設というものをやはり、以前の長野市長の時代に提案していました拠点施設という言い方がございましたけれども、同様な施設というものはこの港町再生というまちづくりの中でやはり重要になっていると思います。

全く白紙の状態でやるということではなくて、これまで市民の皆さんと行政が積み重ねてきたその議論を踏まえながら、再度取り組んでいきたいということがあります。

例えば、その中で、国土交通省が提唱しておりますみなとオアシスですとか、あるいは過去の県の港湾計画の中で出てきた旅客ターミナルの構想ですとか、そういうものも視野に入れながら、そして

その中で市民の皆さんの御意見を伺って、早急に、できるだけ早く成案にしたいと、そういうふうにご考えております。

○一六番（橋口美幸さん） まあ、拠点施設という呼び方をしましたけれども、やはり身の丈に合ったそういう商業施設だとか、市民が憩えるようなそういう施設は本当に必要だと思います。そういう意味では、市民の理解を得られるような、そして議会でも議論ができるような施設を提案していただきたいというふうに思います。

そして、もう一点、五番目に行きますが、榕城分団跡地が解体されたまま、すぐここもまたいい土地が更地のまんまですけれども、市の方向がどういうふうにご利用していくような議論がされているのかということも見えてきませんので、ぜひこの議論が進んでいけばお伺いしたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

榕城分団跡地については、本市の中心市街地に位置しており、また西町、東町の境界にも当たることから、その活用については、商店街振興のみならず地域の振興としても検討しております。

基本的には、民間活力を活用しながら有効利用することを前提として、関係団体への聞き取りや地域への意見を聞いており、市民の方々にも意見募集を実施したところでございます。

今後、専門家の御意見もいただきながら整理してまいりたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ、私としては本当、民間の活力も活用しながらということでしたので、民間の皆様にも力をいただきながら、そしてスポーツをですね、市内で若い人たちが気軽に楽しめるようなスポーツ施設、打ちっ放しだとかバツティングセンターだとか、そういう広さがちよつとどうかとは思いますが、今、あの、何だっけ、山登りをするような、ああいう狭い施設でもできる、雨の日でも子供たちが遊べるようなそういう施設だとか、子育てするお母さんたちが本当に今雨の日どこに行つて子供たちを遊ばせればいいかわからないというアンケートの結果も出ておりますので、子育ての人たちが望むものをぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

そういう空間があつた場所につくれば、まちの活性化としては本当にプラスになるのではないかとこのように思いますので、ぜひそういう検討も含めまして議論を、ちよつとテンポを進めた議論を始めたいと思います。次は、

次に、高等教育機関の設置の問題についてなんですけれども、この件について、当初の計画では、看護学校を設立して、卒業後にも若い人たちが看護師として島に残ってもらえるようになれば、人口減少に歯どめがかかり労働力の確保にもつながるなどプラス面が強調をされておりました。

しかし、ここ最近、全国の看護学校の受験状況を見ると、定員割

れの学校も多くて、種子島で一学年八十人の確保を、生徒を集めるのは大変な困難を要する現状が見てとれるんですけども、だからといって一学年六十人では赤字運営になると。だから、どうしても八十人でないと、制度上、財政上の問題も生じてくるということで、一学年八十人の確保を掲げてきたというふうに、これまでの説明ではここでもとまっていると思うんですけども。

今、県内の学生が卒業後ですね、私も二年前ぐらいからいろいろ調査をしてまいりましたが、卒業後どのような方向に進むのかを調べてみたら、県内の卒業生の半数は県外に就職する生徒が多い実態となっているということを聞きます。

その理由は、卒業生はさらに高度な技術や知識を身につける希望を持って、教授陣の層が厚く設備が整っている中央のほうへと集中していくからだということでした。

また、学生の実習に対応できる医療現場や教授陣を確保することなど、学生の要望に沿える質の高い教育を保証できるかどうか、生徒が種子島の教育環境に魅力を感じるのかなど、大きな不安の要素だと私は思います。同じ業種のOBの保健師や現職の保健師からもそのような声が聞こえてまいります。

医療現場の経験者も、高等教育機関設置の件については展望は持てないとの意見が多い中、本市の課題としてはまだ議論が続いているのかどうか、この際お伺いしたいと思います。現状、どのような議論で進行をしているのか、そしてその議論は生きた議論となつ

ているのか、これはちよつときつい質問かもしれませんが、この辺も含めて答弁をお伺いしたいと思います。

○企画課長（神村弘二君） お答えいたします。

かなりさまざまな分野にわたる課題を言われましたけども、まず最初に、平成二十七年度からこの高等教育機関の可能性についての検討を始めているわけですけども、一応の方向性としては、実現可能性の高い高等教育機関としては、交付税措置も勘案をして公立の短期大学で、看護・医療系の学科設置が望ましいという方向で整理をしているというのは御承知のとおりでございます。

で、設置に向けた課題といたしまして、今御指摘いただきました実習先の確保、それから教員、非常勤講師の確保、学生の確保、それから今おっしゃられなかったですけど、質問の中にある一市二町の協議の状況とかつていう部分も課題として認識をしてございます。まず、生徒の確保については、一昨年それから昨年と、鹿児島県内それから九州を含めてですね、高校二年生等にアンケートを実施をして、もしこういふのができたときにはどうですかというふうなことで、一応八十名というのが集まるのかなというふうなことは見えてはいます。

ただ、それが五年先、十年先もどうなのかというふうなところを見ると、そこはもう少し分析が必要なのかなというふうにも思っています。そこをちゃんと埋められるようなやつぱり試算をしないかきやいけないというふうに考えているところです。

それから、一番課題として、今年度重点的に取り組んでいますけれども、実習先の受入れの話ですね。で、これについては非常にやつぱり難しいところがあります。正直なところ。医療センターのほうにも協力等を今お願いをして、医師会等も含めてお願いをしてきているところなんです。島内で四十人受け入れられるのかなというふうなところもあります。場合によっては県外に実習先を求めなければならぬ、そういった学科というか、そういうのも出てくるのかなというふうに思っております。

そうしたときに、例えば、実習をするための施設が市内に必要なのかとか、そういったところも含めて、実際の収支の試算だと効果の問題というのをもう一回考えなきゃいけないだろうというふうには思っております。

で、あと、考え方として、八十名の人が全部こちらに就職をするというのは、もう最初の中で考えておりません。こちらの就職の先としても、キャパとしては当然ないわけでありますので、ただ、毎年八十名が循環してここにあるということ自体がまちの活性化につながっていくんだというふうなふうに考えております。そのうちで何人かここにいて働いていただければ大変いいのかなというふうに考えているところです。

あとそれから、広域の取組みについてなんですけども、当然、設置をするのであれば、認可の関係もありますし、広域的な設置が望ましいというふうに思っております。

今、一市二町の一部事務組合を母体とした設立についても検討してまいりたいというふうには考えておりますが、まだ事務レベルの段階で、どうしてもやっぱり学校を設置した地元、場所に経済的な効果が大きくあらわれるというようなどころはあるので、当面、最初は本市のほうに看護学科を設置しますけども、将来的に軌道に乗ってくれば、農学だとか宇宙工学だとか、それぞれの町のよさを生かしたような形で一緒にやれないかというようなことで今話をしています。

今後、実際の協議については、首長間での協議を深めていくということが当然必要になってきますので、首長間では市長と町長がちよこつと話をしたりはしてますけど、実際の協議はこれから始めていくというような形になります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） この問題の議論が本当にずっと長く続いていながら、いまだにそういう状況だということは、本当に職員の皆さんが減らされていく中で、市民の求める業務が本当にたくさんある中で、今までもらった資料でもこんな分厚い資料が、ファイル二冊ぐらい私もあるんですけども、そういう業務量というものが本当にすごいと思うんですね。

で、そういう意味では、もうこの議論は現実的じゃないんじゃないかというふうに私個人は思っています、もう別の課題のほうに、それこそ先ほどから言いました榕城中学校跡地活用を、私たちの市の

財産をどう市民サービスに役立てたり、例えば市街地の分団跡地でもですね、民間と一緒にやっていけば、本当にそういう経済活動にもつながるわけですし、そういうところに皆さんの知恵と時間と財源を使っていたきたいというふうに私は思います。

で、今言ったように、一市二町がかかわらないと実現が難しいという高等教育機関の設置ということにもなります。さらにまた、実習の現場の確保ということも、これはほぼ難しいんじゃないかというふうに思います。で、相当な厳しい高い壁をクリアできるのかどうか、こういう多くの時間や財源そして皆さんの知恵も使って計画を、私から言わせれば実になるかどうかかわからないような計画が本当に市民の希望することなんだろうかというふうに疑問を呈したいと思います。

そういうことで、冒頭でも申し上げたように、やはり看護学生が八十人來れば、全て就職ができるわけではなく、一割でも二割でもというようなことかもしれないませんが、そういうことであれば、私もっと地域の子供たちが高校や大学に、看護師になるために鹿児島なんかには学校に行く場合にですね、そういうときに補助をして、そしてまた地元に戻ってきてもらうような公的な補助をつくってもらって、奨学金制度をつくってもらって、そういうことが地域の活性化になるんじゃないかなというふうに、そのことのほうが早道だと思います。

そしてまた、地元のお母さんたちに聞いてもですね、ここに看護

学校ができたとして、自分たちの子供をこの種子島の看護学校に行かせますかという質問を、多くはありませんが、私も何人か聞いてみますが、やはりここじゃなくてよその学校で、よその釜の飯も食べながらそういう知識を身につけてほしいというお母さんたちの声もあります。

だから、本当に八十人を確保するということが並大抵のことではないと思いますので、ぜひそこは方向転換をしていただきたいというふうに要望をして、次の質問に移りたいと思います。

馬毛島問題についてなんですが、私の。

○議長（永田 章君） 橋口議員、市長の見解はいいんですか。

○一六番（橋口美幸さん） あ、そうですね、じゃあ、すみません、市長の見解を、はい。

○市長（八板俊輔君） ありがとうございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。すみません。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

高等教育機関が必要だという出発点は、やはり高校を卒業してから若者が島外に出るといふ、それを何とかとどめたいといふところが一番の出発点であります。

で、看護学科というものがそれにふさわしいのかということだろうと思いますけれども、いろんな学科、分野のことを候補にいろいろ検討しながら、今の段階では看護学科について詰めていこうと、そういう段階だろうと思います。

御指摘のように、方向転換と言われましたけれども、そのほかの方向もあれば、その可能性も探って、高等教育機関の設置については諦めないでいろいろ今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

○議長（永田 章君） 橋口議員、次の質問にお願いいたします。

○一六番（橋口美幸さん） 諦めないで進めていくということでしたが、私も諦めないで質問を続けていきたいというふうに思います。それでは、馬毛島の問題に移りたいと思います。

馬毛島問題ですね、今、私、今回の質問は、ツー・プラス・ツー（日米安全保障協議委員会）で馬毛島を恒久的なFCLPの訓練基地とする、この明記を白紙撤回を求めるということを改めて市長にこの姿勢を問いたいと思います。

これは、馬毛島が依然としてツー・プラス・ツーで恒久的なFCLPの訓練基地とするというふうに明記されているということがすごく重く思うんですね。

で、市長は、その一方で、馬毛島の活用方法を提案し、そして少しずつ、一回ほど行き、文化的な、そういう歴史文化の戦時中のそういうこともやっております。

しかし、やっぱツー・プラス・ツーからの明記を外さない限り、それは砂上の楼閣といってしまうのか、もし国が、今回そういう報道もなされましたが、その報道の情報もいろいろわからないということでしたので、まず六月に私が質問しましたときに、白紙撤回とい

う方向と一致しているのではないかと思えます。そういう表現は使わないが、よりふさわしい利用の仕方があるのではないかと、それを具体的に提案していくというふうに答弁されました。

そして、また九月の議会の答弁ではですね、白紙撤回の解釈ではずれていると。これは多分私の法の解釈の仕方がずれているというふうに言ったのだらうと思いますが、しかし、方向としては一致しているという答弁でございました。

では、白紙撤回の方向とは一致していると言いながら解釈がずれているということはどういうことなのかをちょっと市長自らの発言ですでお聞きしたいと思いますが。市長ならどのような、白紙撤回じゃなくて、同じ意味だったらどのような表現をされるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の利活用については、今年初めに利活用案を提案したところであります。

私の考え方といたしましては、FCLPよりふさわしい利活用の方法が馬毛島にはあると、それを追求していきたいと、そういう姿勢は今後もこれまでも変わっておりません。

○一六番（橋口美幸さん） じゃあ、再度お聞きしたいんですが、ツー・プラス・ツーで明記されている中で、市長は馬毛島を平和的に歴史文化を大切にしながら活用できるという方向を確信しておられるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

今申し上げた姿勢を貫くことがその目的を達成することになると信じております。

○一六番（橋口美幸さん） ここに市長の公約を持ってまいりました。市長は、今回、御存じのとおり、やり直し市長選挙だったんですけれども、一回目の選挙ではですね、子育てを楽しく優しく、自然を生かし産業に、三つ目、歴史豊かな港町、この三点が一回目は選挙公約でございました。

で、二回目の選挙のときは、馬毛島軍事施設絶対反対、医療、福祉の充実、子育てを楽しく優しく、自然を生かし産業に、歴史豊かな港町、この五点が二回目の公約となっております。

そういう意味では、一番目に馬毛島軍事施設絶対反対という公約をされたので、今、市長はそこにお座りだと思えます。多くの市民がこの八板市長の馬毛島軍事施設絶対反対ということを本当に期待をし、今後そういう馬毛島の現状から脱するんだということを期待して市長に投票したと思うんですけれども、その市民の期待とツー・プラス・ツーから明記削除をするということは、どういうこと、矛盾、市民がそういうことは期待はしていないとお思いなんんでしょうか。すみません。ツー・プラス・ツーからの削除をしてほしいというふうに市民は思っていないと思っていらっしゃるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 市民にはいろいろなお考えがあると思いま

す。何度も申しませんが、求める馬毛島の今後のあり方について、求める姿というのは、私は先ほどのような表現を用いておりますし、そのほかの皆様はそれぞれのお考えで言葉を選んで主張しておられるのだと考えます。

○一六番（橋口美幸さん） みんなそれぞれ、一人一人ですから、考え方も違いますし、言葉の使い方も違います。

でも、そこは一点、市長のこの言葉を見たときに感じることは、どこをどう解釈しても、馬毛島軍事施設絶対反対、そしてツー・プラス・ツーが恒久的なFCLPの軍事基地に指定されましたよってということのまんま平和利用をしていくということは、もうあり得ない話だと思えますね。

ですので、やはりここは市長も、今ここでどうこう答弁をされるということは繰り返してしょうから求めませんが、やはり本当に考えていただいて、馬毛島の利活用を本当に進めるためには、今の国の方針ですね、馬毛島の九九%を持っている立石さんと仲よくなつて、で、少しずつ、道も通らせてもらって活用もさせてもらえば、少しずつアライバイをつくっていくという方向なのかなと私は思います。でも、ある日、突然ですよ、国がもうここはFCLPの訓練基地に決まりましたから立ち退いてください、ここは使えませんと言ったときには、市長はどうなさるんですか。

○市長（八板俊輔君） いろいろ仮定の質問でございますので、その点については今の段階でお答えできないかと思えますけれども、

繰り返しになりますが、馬毛島の問題の解決については、利活用案のFCLPよりふさわしい提案をしてそれを追求していくということが最も正しい方法ではないかと、正しいといえますか、私が一番そうしなければならぬというふうに思っているところ、方向性だと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） これは仮定の問題ではありません。現実にツー・プラス・ツーでFCLPの恒久的な基地として馬毛島を明記しているんですね。それは日本とアメリカが約束をしていることですから、前長野市長はこのことについて市民とともにですね、私たちの頭越しに、地元は何の相談もなく恒久的なFCLPの訓練基地としたということに怒りを持っているわけです。多くの市民がこのことについて怒りを持っているわけです。市長がそういうある意味、曖昧な答弁をされるということは、本当に市民にとつてはこれでよかったんだろうかと、八板市長で今後本当に馬毛島は守られていくのかという不安はますます増幅させることとなりますので、ぜひそこはですね、御一考いただきたいというふうに思います。で、この利活用がですね、ツー・プラス・ツーで明記されたまま、この延長線上で国の軍事化が一層進んでいくことは、本当に南西諸島からもそうですし、今、自衛隊の訓練というのは米海兵隊との訓練がどんどんこの種子島でもあり、そしてオスプレイの訓練も都会の人たちの暮らしをも脅かすような低空飛行訓練が、オスプレイの訓練もあっているわけですね。

そういう中で、ツー・プラス・ツーからの明記を削除しない限り、私たちの暮らしが沖繩と同じような状況、厚木基地と同じような状況になっていくという危機感をぜひ市長には持っていたいただきたいと思えます。

ツー・プラス・ツーは地元、そういう意味では白紙撤回を求めていく、こういうことをしてこそ馬毛島の利活用、市長のその歴史や文化を本当に大事にして子供たちを馬毛島がこんなにすばらしいところが私たちの近くにあるんですよということを子供たちにも知らせていくということのためにもですね、白紙撤回を求めていく、このことを並行して進めていくべきだということを強く市長に再度訴えまして、次の質問に行きたいと思えます。ぜひ公約実現をお願いしたいと思えます。

それで、最後の質問になりますけれども、平成三十年度方面隊実動演習（鎮西三〇）の受入れについてお伺いしたいと思います。

経過説明と、この通信訓練だから受け入れましたというような説明は何回も聞いておりますが、改めてその経過説明とそれに対する市長の受入決定の認識をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 先日の鎮西三〇、自衛隊の訓練についてのお尋ねであります。

この訓練に際しましては、市の管理する施設について自衛隊が、防衛省から使用の申入れがありましたので、その適否を判断して許可をいたしました。

経過の詳細につきましては、先日、同僚議員にもお答えしましたが、以下は担当課のほうからお答えをいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） それでは、経過につきまして、繰り返しになりますけれども、私のほうから説明を申し上げます。

十月の九日に自衛隊の種子島駐在員事務所の所長さんより説明がありました後、翌日に当該校区の校区長、安納校区長と国上校区長でございますけれども、来ていただきまして説明をいたしました。

当日、国上が役員会ということでしたので説明をお願いし、安納にもお願いをしましたが、安納は願成就の準備のときに説明することでした。

同日、クルマエビの養殖場が安納野球場の近くにはありますので、その説明を自衛隊の方にお願いしてございましたので、その報告を受けました。同時に国上中学校の借入者にも説明することを依頼し、同時に財産監理課からも説明をすることといたしました。

翌日十一日には区長会の会長に来ていただきまして内容を説明いたしました。

その間、行政財産の目的外使用許可が複数の課にまたがりまして、当然、対応を取りまとめる財産監理課に全体の取りまとめを行い、市役所全体の自衛隊の窓口になっております総務課のほうで窓口となって扱うことといたしました。

その後、十四日に中種子町で日米合同訓練がありましたので、企

画課長と担当職員そして私自身も出向きまして訓練の状況等を確認いたしました。空港跡地に通信機材の現物がございましたので、そこを確認をいたしました。

その後、十五日、各主管課のほうで市長決裁を終え、財産監理課で取りまとめを行いました。その後、全体を取りまとめまして十八日に自衛隊種子島駐在所長に許可書の交付を行ってございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 何回も説明を受け、私も休日でありましたが大瀬課長に問い合わせしましたので、経過はよくわかりました。

そういう中ですね、演習の目的である、方面隊による島嶼侵攻事態を初めとする各種事態対処能力の向上を図り、方面隊として多様な事態に対処する即応性の向上に資する、こういう演習の目的があるんですけども、この目的に対して、通信だからというふうに受け入れたわけですが、この目的についての議論はどのようにされたのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 通信訓練だからという理由だけで許可を申し上げたわけではございませんで、当然、行政財産の目的外使用の許可という行政事務でございますので、施設の本来目的を害さないように、そこを侵害しないように許可を与えないといけませんし、自衛隊の訓練等の場合には、当然、安全性の確認ですとかそういったものを、専門でありませんので細かいところはできませんけ

ども、できる限りの範囲内において確認し、現物を見るなりし、説明を聞き、その上で判断をしたということになります。行政事務的には以上のような段取りで検討いたしました。

○一六番（橋口美幸さん） そういう受け入れる経過の中ですね、自衛隊鹿兒島地方協力本部種子島駐在員事務所という、ある、市が、この担当者が庁舎に来てすね、で、そういうことをどうぞどうぞということ以案内がされたような印象の報告でした。

だから、この島嶼、多様な事態に対処する即応性の向上に資するということがどのようなことなのかということをもっと深くですね、検討するべきでは、時間をかけてすね、検討するべきだったのではないかというふうに思います。この議論がどのようにされたのかが見えてきませした。

それから、全員協議会のときに資料をいただいた二枚目なんですけれども、これは予備地域として安納野球場、あっぱくらんど、多目的交流館ふれあい、浦田海水浴場、日ポみなど公園、この場所も展開場所として指定されているんですが、この対応はどうだったのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） いただいた資料を議会の全員協議会の中でそのままお渡ししたわけなんですけども、説明の中ではもう、最初から天女ヶ倉だけということと説明を受けましたので、そういう理解で検討したところです。

○一六番（橋口美幸さん） 資料にある以上、やはりここもきちん

と議論すべきだと思いますね。だから、今、使用目的の、演習の目的のところも含めて、やはり今度の受入れというのは本当に軽率な受入れだったんじゃないかというふうに私は指摘せざるを得ません。

それから、防災無線の活用の仕方なんですけれども、防災無線ではどのように放送されたでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

防災行政無線のほうでは、十月の十九日の金曜日の六時四十分と、あと十月二十日の午前七時の二回、周知をお知らせいたしました。

防災行政無線は時間が限られておりますので、詳細には説明はなかなかできないものですから、場所とか時間とか「訓練が実施されます」、そういったことを説明を申し上げました。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） この利用規定がですね、西之表市防災行政無線施設（無線局）運用要綱がありまして、第三条には、運用として、一、災害通信、これは市民に知らせるときの「火災がありました」「台風です」という通信、それから二番目は通常通信、一般行政ですね、「健康診断があります」というような、で、三番目には通信訓練、定期的な訓練など、四番目にその他「機器の試験です」というようなことでこの運用はされますよということが要綱としてあるんですけれども、この防災行政無線の、鎮西三〇、どの規定に沿ったものを教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） ただいま議員おっしゃったのは防災行政無線のほうの設置のほうの運用の決まり事だと思うんですけども、いわゆる行政無線、いわゆる一般的な放送ですね。

行政無線につきましては、行政無線の運用基準というのを定めてございまして、その中で放送対象事項というのがございますけれども、十一番目に、各公共機関からの要請で市民全体に周知を図る必要性のあるものという項目がございます。これにのっとりまして放送いたしましたのが、通常、警察署からの要請もございまして、消防からの要請もございます。そのときには「種子島警察署からのお知らせです」という形で、枕言葉につけてまして放送を行っております。それと同じような形で放送をいたしました。

○一六番（橋口美幸さん） じゃあ、自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所も、この警察署と消防署と同じような位置付けで放送を許可したということでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 同じようなこととしての位置付けというニュアンスはいろいろ考え方があって思いますが、何かそのままの言葉ではどうかと思うんですけども、やはり行政機関からの要請で行うということ、そういうふうな放送の仕方をしてございまして、ただし、そういうふうな放送の仕方があるのかなというふうにお感じになった方というのはほかにいらっしゃったというのには確かに我々も聞いてございますので、その放送の仕方については一回考えてはみたいと思います。

ただ、通常は、「種子島警察署からのお知らせです」あるいは「西之表消防署からのお知らせです」、そういったものをそういった関係機関から来た場合には枕言葉をつけて放送してございます。以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 課長は今おっしゃいませんでしたが、もう一回ありました。日にちははっきり覚えていないんですけど、その後なんですけど、「南種子町で自衛隊の訓練があります。市民の皆さんも見学においでください」というような趣旨の放送がありました。なぜ南種子町の演習まで私たちの防災無線で放送されたのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。議会の折等にもですね、自衛隊の訓練がありますときに、やはりお知らせくださいという要請が入ってまいりますので。

○議長（永田 章君） 課長、時間です。

○総務課長（大瀬浩一郎君） はい。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十五分ごろより再開いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） お疲れさまです。本日最後の一般質問となります。今回は最後まで務め上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

まずは、本市のインバウンドに係る観光政策についてお伺いいたします。

観光庁の宿泊旅行統計調査をベースにした平成二十九年鹿児島県観光統計によりますと、東南アジアからのLCC便の就航や増便及びクルーズ船寄港の大幅な増加により対前年度比五四%増の約七十四万人の延べ宿泊者数があったと報告されています。国全体の訪日外国人客数からしますとまだまだ少ないですが、トレンドとしてはここ数年右肩上がりであります。

国別では香港、台湾、中国、韓国で全体の八五%を占めるわけですが、構成としてはそれぞれ世界各国から鹿児島を観光目的で訪れています。

同調査によります地区別動向におきましては、種子島では、平成二十九年はチャーター便の大幅な増加により全体では延べ宿泊者数は対前年度比約三七%の伸びということで、また同時に外国人宿泊

者も増加しているという報告はされているところであります。

そこで、まず、本市の訪日外国人客数の状況についてお伺いをしたいと思います。

まず、ア、客数、目的、国別、消費動向等をどういうふう把握されているのか、また、イ、その調査方法についてもあわせてお伺いをいたします。

以下は質問者席より行います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

本市で把握しております訪日外国人客数につきましては、延べ宿泊数で平成二十九年度は五百一人、対前年度比三六・五％、百三十四人の増となっております。これは年々増加の傾向にございます。

ただし、消費動向等まで含めました詳細な情報までは、現在のところ、十分に把握できていない状況でございます。

あわせてその調査方法はどのように行っているのかということでございますけれども、市内外国人延べ宿泊数につきましては、年二回、市内にあります宿泊施設に依頼をしまして人数を把握しているところでございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。同じような伸びになっっているということでございます。

やっぱり今後のインバウンドに向けた観光プロモーションをより

効果的、戦略的に推進する上におきましては、可能な限りの実態調査が必要になるかと思えます。観光協会あるいは商工会とも連携しながら、旅館組合等々の情報提供の協力をいただき、データの集積を図っていただきたいというふうに思います。

次に、今後、そのインバウンド対策として、誘客に向けてどのような取組みを行うのか、また、イ、満足度及び利便性を高めるための受入態勢の取組みについてもあわせて御説明をお願いします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

観光客数増加に向けての取組みということでございますけれども、客数増加に向けての取組みにつきましては、平成三十年第一回定例会におきまして回答しましたとおり、今年度、種子島滞在型観光促進事業の中で、外国人観光客滞在促進プロモーション事業を実施しております。

この事業では、アジア圏現地旅行会社三社を招いての視察ツアー等を実施し、外国人観光客のニーズ把握、分析、SNS等を活用した情報発信、種子島の食材や特産品を生かしたメニュー開発など、外国人観光客に対する誘因、島内での滞在促進を図っているところでございます。

また、同事業で取り組んでおりますアニメーションやサイクルツーリズムにつきましても、インバウンドにつなげるよう事業展開を図っているところでございます。

続きまして受入態勢の取組みというところでございます。受入態

勢の取組みにつきましては、これまで外国語表記を入れた観光案内標識の設置、観光需要の把握や受入態勢の充実を図ることなどを目的に留学生を活用したモニターツアー等を実施したところでございます。

また、地方創生加速化交付金を活用し、島内一市二町、種子島観光協会と連携し、外国語対応のホームページ開設や指さしシート、観光DVDも作成しております。

また、商店街におきましては、昨年度、市商店街振興協同組合を通じて街路灯の柱へ外国語表記の旗を設置したほか、外国語の町歩きマップ作成とマップにリンクして各店舗入り口に業態をわかりやすくデザインしたシールの設置も行っているところでございます。

今年度は、浦田海水浴場、能野海水浴場、鉄浜海岸に公衆無線LAN、Wi-Fiアクセスポイントを設置するよう準備を進めております。

あわせてまして消費の利便性を図るため、各店舗等でのクレジットカード等の利用などキャッシュレス化の環境につきましても、商工会などと連携を図りながら導入の促進を図り、受入態勢の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

かつての中国人観光客による爆買いに象徴されるモノ消費も終息しつつあり、アクティビティーや文化体験を重視するコト消費に消

費動向もシフトしてきている現状があるかと思えます。

いまだ割合としては東京、大阪、京都などのゴールデンルートが高いですが、複数回日本を訪れるリピーターの皆さんは、特にコト消費に興味を持って来日しているという統計もあり、実際、四国など地方においても大きな伸びを示しているところであります。本市においても、そのニーズを把握した上でプロモーションの推進及び受入れの整備を進めていく必要があるかと思えます。

そういう意味で、先ほど御案内、御説明がありました、いわゆるファミトリップということだと思えますけれども、下見招待旅行でターゲットとする国の旅行会社やブロガーといった発信力のある人々を招待してインバウンド向けの体験をもらい、地域内観光資源の再発見とブラッシュアップを行うと。そして、それをまたSNS等で情報を発信してもらうという観光プロモーションは本当に有効かと思えます。

今までも、先ほど御案内がありましたけれども、外国人留学生にモニターツアーをしてもらい、ヒアリングを実施してきたわけですが、ターゲットを絞った形で、より影響力のある方々からの情報発信に期待しているところであります。

また、観光庁による訪日外国人客が旅行中に困ったことの調査によると、無料公衆無線LAN環境がないことや多言語表示の少なさ、わかりにくさが上位に来ていたところでした。

先ほど御案内がありましたけれども、本市でも無料公衆無線LA

Nの環境の整備が促進されているところでもあります。

で、一方、観光案内板やそのマップなどの作成自体は進んでいるんですけども、多言語表示のほうはまだ整備が進んでいないというように見受けられるところもあります。

今はユーザー端末への専用アプリなど不要で、観光案内板、パンフレットやマップにあるQRコードをスマートフォンで読み取るだけで多言語に対応するQRトランスレーターの商品化が大きく進み、地方の本当に小さい自治体や観光協会でも導入しているところが散見されます。

費用対効果も勘案しながらではございますが、受入側のインフラとして多言語表示は当然必須になってくると思いますので、その検討もまたお願いをしたいと思います。多言語表示の手法についての何か御見解、御意見がありましたら、お伺いさせていただきたいと思っております。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

現在、多言語の観光の対応といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、指さしシート等の作成で四カ国の対応となっております。

議員おっしゃるように、QRコードとか、そういったトランスレーターのようなものも使っています。対応できるようなことにつきましては、今後、具体的にまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○三番（竹下秀樹君） ぜひ検討を進めていただきたいと思います。次に移ります。総務省の事業でありますJETプログラムの活用についてであります。

JETプログラムは、本市でもALT、いわゆる外国語指導助手の任用ということで事業を活用しているわけですが、このプログラムにはCIR（国際交流員）という職種もあり、こちらの活用例としては外国人向けパンフレットやホームページの作成、観光情報の発信、通訳を兼ねた観光案内など、他市においてもいろいろ実績のあるところがあります。

以前、地域おこし企業人交流プログラム事業を活用してインバウンド対策を図ろうとした経緯もありますが、社会環境の変化なのか、企業側の積極的な協力がなく、ほかの地域も含めてなかなか制度利用が進んでいないのが現状ですので、CIRの活用をもってインバウンド推進を図るのも一つの方法ではないかと思うところであります。

このプログラムの活用についての御見解をお伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

鹿児島県内の都市のCIR（国際交流員）の任用状況を見ますと、八自治体十三人となっております。主に国際交流に従事されるようです。他の自治体におきましても、インバウンドにおけるCIR（国際交流員）の活用を図っているケースもございますので、参考にしながら任用について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） 期待される人材の確保ができるかどうか未知数なところもありますけれども、CIR参加者は日本語も一定のレベルにあり、何よりこの国のCIRを任用するにしても自国事情には当然精通しているわけですので、通訳、翻訳はもちろん、継続的かつ効果的なプロモーションの提案等も期待できるかと思えますので、ぜひ推進に向けての検討をお願いしたいと思います。

次に、今年度から施行されました、いわゆる民泊新法（住宅宿泊事業法）についてですが、まず、ア、法改正の背景と制度概要について御説明をお願いします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

まず、法改正の背景についてでございますけれども、近年、訪日観光客が増加する中、安価で場所の確保がしやすい一般住宅や空き家などを宿泊施設として活用するニーズの高まりとともに、東京オリンピックに向け、既存の宿泊施設だけでは対応が難しいという指摘がなされるようになっております。

一方、これまで現行の旅行業法において行政による民泊の実態把握や指導が難しく、近隣住民とのトラブルが目立つような事例も生じております。

そこで、これまで法律に規定している形態ではない新しい事業として民泊を確立し、一定のルールの中で安全に運用できるように制度化した民泊新法（住宅宿泊事業法）が昨年国会で成立し、今年六

月から施行されたところでございます。

制度の概要としましては、主に三つ挙げられます。一つ目は、民泊の対象の施設を既存の住宅とした上で、営業日数を年間百八十日以内として規定されているということ、二つ目は、民泊事業を実施する場合、都道府県知事の許可ではなく、届け出をすることで運営ができるということ、三つ目は、法に違反した場合の罰則規定が設けられ、また委託や仲介事業者に対しては国の登録官庁から監督も行われるというところでございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） それでは、新法施行後の本市の動向についてお伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

これまで、島内一市二町の各グリーンツーリズム推進協議会、種子島グリーンツーリズム推進協議会、その他関係団体と連携をとりながら、種子島全体で民泊型教育旅行に誘致に取り組んでまいっております。ここ数年、種子島全体の教育旅行による民泊受入れは五百人前後で推移していましたが、昨年度は千三百八人で、対前年度比一四九・六%の増となっております。

新法施行後におきましては、これまで数件の問い合わせはございますが、本市において届け出をした事業者は一件にとどまっております。

また、西之表市グリーンツーリズム推進協議会で民泊型教育旅行

を受け入れている会員数は約六十件ございますけれども、そのうち民泊が四件、農家民泊が一件となっております、会員の中には届け出を検討している会員もおりますが、現在のところ、大部分の会員が新法を活用した民泊の実施にまでは至っていない状況となっております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

で、民泊自体は本当に訪日外国人客のニーズも高いわけですけども、今回の民泊新法施行に伴い、自治体によっては、地域事情によりまして年間泊数、先ほど百八十日以内という御説明ありましたけれども、年間泊数やエリアの制限等、独自に上乘せ条例を定めるところも出てきておりますけれども、本市においてはどのような考えなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

民泊につきましては、種子島の宿泊の現状を見たときに、特にロケット打ち上げの際には宿泊が不足していることから、非常に有効であると考えております。

また、議員が言われますとおり、外国人観光客のニーズも高いことから、民泊を受け入れる事業者が増えてくるのは望ましいと考えており、現段階で条例等を定め一定の規制を設ける予定等はございません。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） 今御案内ありましたように、特にロケットの打ち上げ時には宿泊が不足する、そういうことが常態化しているところであります。

市中のNPO法人の中にも事業を検討しているところも出てきていますので、届けに向けての手続相談など、事業者の増加に向けての支援もお願いしたいと思います。

次に移ります。

先日、一般社団法人アニメーターリズム協会が、全世界のアニメファンが選んだ二〇一九年度版、一番新しい版ですけれども、訪れてみたい日本のアニメ聖地八十八を発表し、本市が鹿児島県では唯一、本島なんですけれども、種子島が鹿児島県では唯一、アニメ「君の名は。」の監督である新海誠監督の「秒速五センチメートル」とゲーム化もされました「ロボテイクス・ノーツ」の二作品が再度聖地として選ばれました。両作品の国の内外での根強い人気がうかがわれるところであります。

で、観光庁の訪日外国人消費動向調査によりますと、複数回答ですけれども、「今回したこと」というアンケートで、約五%の人が「映画、アニメの聖地を訪問した」と回答しています。これは、消費動向の全体からすればニッチなところに位置する訪問目的ですけれども、分母が二千万人強ですので、約百万の人がアニメの聖地などの訪問を目的の一つとして日本を訪れているわけです。

総務省も、以前より放送コンテンツ海外展開推進事業でこのアニメ

メ聖地を観光資源として活用し、海外へのPRを推進し、インバウンド需要の拡大に取り組んでいるところでありますけれども、市長は本市におけるこのアニメコンテンツという観光資源をどういうふうに捉えているのか、御見解をお伺いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

アニメコンテンツにつきましては、日本の文化、カルチャーとして世界でも非常に高い評価を得ているというところがあります。種子島がまたその舞台になった作品も、国内だけでなく中国を初めとする海外で人気が高いというふうに聞いております。

それから、鉄砲伝来という歴史や文化、宇宙センター、豊かな自然といった観光資源とともにこのアニメを、若者を中心にしたアニメファンに対して訴える有効な手段であろうと考えております。有効な観光資源であるという認識を持っております。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

基本的には、インバウンドに係る事業は主として観光交流係の担当になりますけれども、商工政策係でもアニメアートを活用しての交流振興策を含めインバウンドの環境整備等、取り組んでいるところでもあります。

もちろん課全体としては積極的かつ柔軟に対応しているわけですが、事業の効率化、効率の推進あるいは担当の明確化という観点からも、今市長が言われたように、このソフト事業がこれから

種子島において、あるいは西之表市においてコンテンツとして重きをなしていくのであれば、そのくくりで担当する職員の配置も必要な時期に来ているのではないかと、またそういうふうな思いですので、ぜひ一旦の課内での整理をお願いしつつ、またそういう担当の配置をお願いしたいというふうに思うところであります。

これは通告に上げていけませんのでお返事は結構ですが、はい、よろしく願いをいたします。

続きまして今後のアニメインバウンド誘客に向けての取組みについて御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

平成三十年第一回定例会で回答いたしましたとおり、昨年度から実施している種子島滞在型観光促進事業におきまして、アニメツーリズム造成支援の事業を展開しているところでございます。

昨年度は、海外からの情報発信力の高いインフルエンサーという方々の招聘を行い、SNS等のインターネットサイトを通じて広く発信を行っております。

今年度は、国内の旅行商品化やアニメを活用したパネルの設置、アニメ聖地巡礼マップの作成等を行う予定としております。

また、本年度は、以前アニメ化もされましたゲームの続編として、本市商店街を舞台とした新たなゲームソフトが発売されることとなっております。

このような機会を捉えまして商店街への誘客につなげるため、昨

年度から商店街振興協同組合にてまちかどインフォメーションセンターでのポスター掲示や舞台となった箇所をめぐる聖地巡礼ラッピングバスツアー等の取組みを実施しているところでございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ぜひ各団体と協同しながら進めていただきたいと思えます。いわゆる聖地候補地のリスト化、あるいは今御案内がありましたモデルコースの作成など、広く各関係団体と共有しながら、今後の受入環境の構築につなげていただければというふうに思うところであります。

続きまして観光庁によるソフト事業でテーマ別観光による地方誘客事業があります。内容は、全国各地に点在する特定のテーマを観光資源として持つ地域をネットワーク化して情報発信力の強化や受入態勢の整備を図る取組みを支援するということになっております。

種子島を舞台とするアニメ二作品と傾向として類似するアニメ作品も各地に点在し、同様にアニメツーリズムの誘致に向けて取り組んでいますので、そういう自治体とこの事業を通じ連携し、複数のアニメ聖地の周遊性の実証を図るのも一つの方法かと思えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） アニメツーリズムについてのさまざまな、インバウンドの確保について有効活用したらどうかという御意見で御提案でございます。

先月の十一月の東京都庁でありました観光物産展におきましても、

アニメの紹介を兼ねた企画をして、非常に好評を得たところであります。

これを港町再生というまちづくりの中でも、どういうふうにこれを、アニメツーリズムの種子島の優位性というものをどう生かしていくかというところはまちづくりの中でも強みとして考慮に入れて、皆様のさらなる御意見を拝聴して取り組んでいきたいと考えております。

○経済観光課長（岩下栄一君） 経済観光課からも補足して説明をさせていただきます。

アニメコンテツを活用した観光客の誘客につきましては、先進自治体の取組みも参考としながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

御提案いただきました地方誘客事業につきましては、本年度全国で採択された十七事業のうち、アニメツーリズム協会も事業採択となっておりまして、そうした協会や関係団体とも情報交換を行いながら具体的に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

アニメツーリズム協会が行うそのテーマ別観光による地方誘客事業ですけれども、これはまだ協会自体が任意に抽出して行う今回の複数のアニメ聖地の周遊に係る実証実験には本市はエントリーして

いないと思いますので、ぜひ協会との関係を密にしながら、本市を含む地域連携及び周遊コースプランの提案にも努めていただければと思うところであります。よろしくお願いをいたします。

アニメを活用しての滞在観光型促進事業の提案を意見させていただきましたけれども、覚えている方も多数いらつしやるかと思いますが、二〇一三年に準天頂衛星みちびきを利用した測位精度実証実験があり、島内外からモニター約三百人が参加したところでした。

実験参加者は、ソフトバンクのアプリふらつと案内に搭載されたAR機能を使い、自身のスマートフォンに、当時、発売直後の種子島を舞台にしたゲーム「ロボティクス・ノーツ」に登場するキャラクターがあらわれるデジタルスタンプラリーにも参加され、ゲームファンのみならず、広く好評を得たところでありました。

AR（拡張現実）の観光振興に向けての可能性、メリットはさきの議会でも同僚議員が詳しく紹介されていましたが、この滞在型観光促進事業の対象経費には、旅行商品に組み入れる観光サービスの提供のための実証経費、実証に要する器具機材等々の購入も含まれています。

来年一月にはゲーム、先ほど御紹介ありましたけれども、ゲーム「ロボティクス・ノーツ・ダッシュ」が発売されますが、今回、本当に商店街、鉄砲館も含め、市内の多くの場所がリアルに描かれて出てまいります。

このファン層の聖地巡礼に対しての一層の動機づけにもなるうか

と思いますので、前回同様、ARによりスマホにそのキャラクターが出てくるサービス提供の実証を行い、そこでノウハウを蓄積し、今後のアニメツーリズムはもちろん、鉄砲館や北部観光振興など広範囲での事業につなげていくのもこの事業活用の一つだと思いますので、御提案をさせていただきます。

ちなみに、甕島はこの事業を使って、VR（バーチャル・リアリティ）の技術を用いて、悪天候でも地域の魅力を感じてもらえるような滞在コンテンツの開発、提供に今取り組まれているところでもあります。

各地域がそれぞれ豊かな自然や観光資源に安穩とせず、先端技術を用いながら、ブラッシュアップされた観光商品の開発に取り組み始めていますので、本市においてもぜひ御検討をお願いしたいと思いますけれども、もし御見解があれば、お伺いさせていただきます。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 滞在型観光の事業につきましては、今後も一市二町、観光協会と一緒に種子島全体の取組みとして取り組んでまいりますので、その中にアニメツーリズムというのは大きな柱でございますので、議員がおっしゃった、提案のあった内容についても中の協議の中を含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**三番（竹下秀樹君）** はい、よろしくお願います。

次の質問に入らせていただきます。

本市でも民間からマーケティングの手法により観光地経営をしていこうという地域D M Oの設立の動きがありますが、担当課としてはどのようにかかわっていかれるのか、御説明をお願いします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

現在、民間主導で種子島全域を対象として日本版D M Oの候補法人登録に向けた動きがございます。種子島D M Oとして、島内一市二町での事前説明会や行政、各種団体への協力依頼を行っているとお聞きしております。

日本版D M Oは、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、マーケティングなど科学的なアプローチを取り入れた観光地づくりを行うかじ取り役として期待されているところでございます。

種子島D M Oが法人登録され、活発な事業が展開されることは、地域にとっても望ましいものというふうに考えております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

D M Oの基礎的な役割機能の中ですけれども、観光地域づくりを行う上で多様な関係者との合意形成もありますけれども、各種データなどの継続的な収集分析等、データに基づく戦略の策定もしていくことになるかと思えます。

最初の質問で行いました訪日外国人客数の実態動向なども、多様な関係者で構成されるD M Oであれば、より精度の高いデータ収集が継続的に実施され、本市の効果的な観光政策に反映されていくと

いうことになるかと思えますので、観光協会との位置付けも明確にしながら、行政としてもぜひ設立に向けて後方支援をお願いしたいと思えます。

続きまして大きくくりの地域防災のほうに入らせていただきます。

平成三十年第一回定例会でも質問させていただきましたが、業務継続計画（B C P）作成の進捗状況についてお伺いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

業務継続計画（B C P）の作成につきましては、さきの議会で御質問いただいたところでございますけれども、おわびを申し上げます。といけないんですけども、全体がまだ完成までは至っておりません。手元に途中のものを持ってきていますけれども、この中の関係課の非常時の優先業務の詳細の詰めがちよつと残っております、もうしばらくで完成できると思えますので、いましばらくお待ちをいただければと思えます。申しわけございません。

○三番（竹下秀樹君） 先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、一般の台風二十四号襲来時には広域で停電が発生しまして、で、市民生活にも大きな影響をもたらしたところでした。

で、停電の際に代替電源を確保できない避難所には、今回は事前の備えとして消防団の所有する発電機を対象避難所に届けたというふう聞いていますところでありませぬ。

避難所において今後も同様に停電時の備えとして消防団の資機材を活用することであれば、事前に取り決めをしておけば、団としてもまた早目の準備対応もできるところであります。

子細なことでありますけれども、混乱がないように事前に定めるという意味においては、なぜ業務継続計画を定めるのかということにつながるかとというふうに思うところであります。

本庁舎が被災時の代替庁舎など、なかなか実効性がある計画として定めにくいところもあるのは事実でございますけれども、実際の被災時にはこのBCPをもって各業務の遂行に当たるわけですので、早い段階での一定の整理をお願いしたいというふうに思います。

続きまして大規模災害時におけるアレルギー用食品の備蓄についてであります。

大規模災害時の発災当初に食物アレルギーの乳児に飲ませるアレルギー用ミルクの備蓄がなかったり、アナフィラキシーを発症する危険があるため避難所の食事がとれないなどの事案があったため、災害時に食物アレルギーの子供たちが窮地に陥らないように、日本小児アレルギー学会から自治体においても一定のアレルギー対応食品の備蓄を推奨する提案が出されているところでございますが、本市においての現状をお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

災害時における備蓄についてでございますけれども、これまでなかなか、本格的に取り組んできているのはここ四、五年だと思っ

すけれども、なかなか全体の備蓄ができてございませんで、米で現在三千二百食、パンで千八百食、それとか紙おむつとかですね、歯ブラシ、歯磨き粉、あるいは毛布ですね。毛布とかは百枚の備蓄がございます。あと簡易トイレ等が千個ございまして、各種備蓄品を購入いたしましたして市民会館の防災備蓄倉庫の中に保管してございまして、なかなか全体量の確保ができていないというのが現状でございます。また、その備蓄を急いできたというのがこれまででございます。

本来でありますれば、おっしゃいますとおり、アレルギーの方がやっぱりいらっしやるわけで、一定量の物をそこに備えておかないといけないんだろうと思います。

申しわけないんですけども、そちらのほうも急ぎ取組みを行いたいと思っておりますけれども、現状のほうでは通常の備蓄品の購入の整備を急いできたというのが現状になります。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

日本アレルギー学会によりますと、乳児の約二%がミルクアレルギーで、また幼児の約一%、学童の約〇・三%が小麦アレルギーと推計されて報告があるところであります。

もって、それぞれに対応するアレルギー用ミルク及びアルファ化米の備蓄を小児用・児童用備蓄全体の二%ほど確保するように推奨されているところであります。

本市においても、アレルギーを持つ子供さんの実態を踏まえながら、日本小児アレルギー学会の提案に対応すべく御検討いただければと思います。

また、その食品は同時にアレルギーのない子供たちでも食せませんので、ぜひ検討のほどよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問ですけれども、学校における防災教育と避難訓練の実施状況についての御説明をお願いします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

学校における防災教育については、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことを目的として各学校が策定した防火・防災指導計画に基づいて行われています。

本市の小中学校においては、防災教室や特別活動などの学校の教育活動全体を通して、自然災害や防火に対する正確な知識の習得、災害時の安全な登下校の仕方、通学路安全マップの作成等に取り組んでいます。

また、避難訓練については、地震や津波、火災や風水害を想定した訓練を全ての学校で年間に少なくとも一回、大部分の学校で三回行っているところです。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

東北大震災のときに釜石市の小中学生のほぼ全員が難を逃れたの

は決して奇跡ではなく、教育で子供たちが身につけた対応力が想定外を乗り越えたというふうに言われているのは皆様御承知のとおりでございます。

いつ起こるかわからない震災がまたあす起こるかもしれないというところでもありますので、今御案内いただきました防災教育をぜひ引き続き充実させて取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、来年三月十日日曜日に実施されます市内全域を対象とする震災対策訓練についてであります。

例年三月十一日に行われてきましたが、今回は初めて日をずらして、あえて日曜日に開催することです。その理由は、もちろんより多くの市民が参加しやすいという、とのことでもありますけれども、とりわけ親御さんとともに多くの児童生徒たちの避難訓練にもつなげていきたいという消防団の意向もあつたというふう聞いています。

担当課として、この訓練により多くの児童生徒の参加を図る上でどのように取り組まれるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） ただいま議員のほうから御紹介がありましたとおり、これまではいわゆる三・一一の東日本大震災の日を実施しておりましたものを、参加者がやっぱり日曜日がいんじやないかということで、参加しやすいということで、来年ですね、三月十日に開催されるわけなんですけれども、やはり学校関係の児童

生徒あるいは保護者ということにもなるかもしれませんが、そういうものの参加が大切だと思いますので、防災教育の一環といまして教育委員会等とも相談いたしましたして、教育委員会、学校を通じて周知、参加を呼びかけたいと思います。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

本当に市全域の防災訓練でもありますので、児童生徒を初めより多くの市民参加につながり、また参加者が避難訓練だけではなく、集場所でも防災に資する体験や訓練もできるような計画をぜひ関係機関と協議しながら進めていただきたくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす四日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時三分散会

本會議第五号（十二月四日）

本会議第五号（十二月四日）（火）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一三番 橋口好文君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

◎議会議事務局職員出席者

局長	濱尾実君	園田博己君	農林水産課長
次長	古市善哉君	戸川信正君	建設課長
書記	中島恵さん	上妻敏男君	水道課長
書記	小園啓太君	下川法男君	福祉事務所長
		日笠山昭代さん	農委事務局長
		河内時久君	監査事務局長
		小山田八重子さん	教委総務課長兼 学校給食センター所長
		内健史君	学校教育課長
		松下成悟君	社会教育課長

平成三十年十二月四日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

議事日程（第五号）

日程第一 一般質問

一四番 長野 広美 議員

一一番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。順次、質問を許可いたします。

初めに、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） おはようございます。

通告書とは順番を入れ替えて、最初に、軍事演習の受入れについて質問いたしますので、急ですけれども、よろしく願いいたします。

先日にも、防衛省が年内にも馬毛島を買収合意するとの報道がありました。このような加熱化してきているマスコミの報道に対し、慎重な判断をとる市長の御意見ももつともだと思えます。

しかし、一方で、種子島の日常生活ではなかった光景が身近に展開され、さらにマスコミ報道があるからのように馬毛島関係を取り上げている中で、何が起きているのか、そしてこれから何が起ころうとしているのか、市民が大きな不安を覚えるのは当然のことだと思います。

さて、先ごろ、中種子町旧空港跡地において、演習地外では国内で初の米軍海兵隊との合同訓練が行われました。米軍海兵隊の当初の参加予定は九十名、また防衛省からの発表は十月一日と、演習期間とされる日からわずか四日前のことでありました。

そもそも私たち地方自治体の立場は明確であります。この地で暮らす人々の生活、人権を脅かすことに対し、明確な対応をしなければなりません。

なぜ防衛省は演習地があるにもかかわらず、ここ種子島の民有地や国民の財産である一般海浜も使用するのでしょうか。米軍海兵隊

を参加させるのでしょうか。これほど大規模な演習計画が突発的に実施されるはずはなく、なぜ地元関係が直前なのでしょうか。

また、防衛白書によれば、防衛省の島嶼計画は、その配備される軍勢力が急速に増えてまいります。

そこで、さきの合同訓練のあり方、また防衛省が示している島嶼防衛計画について市長の見解を伺います。

以下の質問は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 長野議員の御質問にお答えをいたします。

十月十三日と十四日に中種子町で日米合同訓練が行われました。演習地以外、すなわち自衛隊の施設及び米軍の施設以外での初の合同訓練というものであります。

自衛隊の訓練そのものにつきましては、日本の防衛力の維持向上のために必要であろうという事は理解しております。

一方で、地方自治体の責任者といたしましては、住民の安心・安全や環境への影響あるいは事業への影響を考えながら、自衛隊の訓練等への対応は総合的に見ていかなければならないと考えております。

そういった見地から、今回の件につきましては、正式決定といえますか、説明から実施まで非常に議員御指摘のように短期間ということがございましたので、そういったタイミングで少し自治体といったしましても疑問の生じる点はあったように思います。

それから、島嶼防衛の考え方につきましては、防衛白書の最新版等を見ましても、種子島が具体的に取り扱われているわけではないようです。全体的に島嶼防衛の重要性が言われていることについては承知しております。今後の防衛大綱の、年末に公表されるのではないかと思います。そういったものも注視しながら、対応については今後とも慎重に考えていきたいと思っております。

○一四番（長野広美さん） 今回、米軍海兵隊が実際十名でしたけれども、今後も恒常化もしくは拡大する危険性も想定されます。

馬毛島へのFCILP訓練、建設に向けては、先ごろの菅官房長官が明確に土地取得に向けて動いていると示されています。米軍の存在はもう他人事ではないと言えると思います。

全国市長会は、日米地位協定を見直す、見直しを求める意見書をですね、市長も御存じのとおり、随分前に出されております。

それに加えて、今年八月には全国知事会が日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に提言しております。

このような動きに対して、市長の見解を率直に伺いたいと思っております。

○市長（八板俊輔君） 全国市長会等の動きについての御質問でございます。

全国市長会は、平成十六年六月に日米地位協定に関する要望を政府に提出しております。これは、沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、事件が契機になっていたと記憶しております。在日米軍等

に関する課題、実情を述べた上で、日米地位協定の締結から四十四年が経過し、もはやその運用を改善するだけではこれら諸問題の解決は望めず、同協定を見直す必要がある、よって、国は国民の生命財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的見直しに向けた対応を行うことと、全国市長会のほうでそういう要望を提出しているわけです。

また、一方、全国知事会におきましては、平成三十年、本年の八月十四日に米軍基地負担に関する提言を日米両政府に提言いたしました。翁長雄志前沖縄県知事の、基地問題は一都道府県の問題ではないとの訴えを受けまして、二年近くかけて提言にまとめたものであります。

内容は、騒音問題や訓練ルート、訓練が行われる時期について速やかに事前情報提供を行うことや日米地位協定の抜本的な見直し、事件、事故に対する具体的かつ実効的な防止策を提示し継続的に取り組むこと、基地の整理、縮小、返還を積極的に促進することなどであります。

地位協定に関しては、原則として国内法が適用されないことや改善されない騒音の問題など、課題も多いと認識しております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 改善されないというふうな締めくくりがございましたけれども、全国市長会に続いて今回は全国知事会でも具体的な提案がなされている現状について、政府のこの地位協定

見直しに対する対応が十分であるかどうか、その点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） 対応が十分であるかについては、十分であるというようなことは言えないのではないかという感触は持っております。

○一四番（長野広美さん） もう一度伺いますが、感触という答え方はちよつと私には理解できないんですが、市長は、市長の見解を求めているんですけども、今、この地位協定の問題、抜本的に見直さなきゃならないと平成十六年にも出され、なおかつこの平成三十年にも出されているこの現状について、市長の見解は、思われると、その程度のことなんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 米国と軍事上の同盟関係にある諸国と比較しますと、日本のその地位協定に対する対応というのは同等以上とは言えないといえますか、少し遅れているというふうには思っております。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、先ほど防衛省の諸島防衛の今後のあり方についても、しっかりですね、住民の安全・安心を守っていくというふうに明言されましたけれども、今、市長の日米地位協定に関する考え方は少しはつきりしないなど。

改めて伺いますが、日本国憲法においては、日本国が保有すべき軍事力については大きな制約が設けられております。市長も御存じだと思います。

私たち離島の自治体がですね、小規模の自治体が好むと好まざるにかかわらずですね、残念ながら、今後の自治権のあり方、また市民生活への影響や先ほど市長が言われたように環境への配慮といった部分、独自にしっかり自治権の立場で国に対しても時には物を申すと、そういう判断力が求められているのではないですか。市長、見解をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 地方自治体の長として国に対して意見を申し述べることは、必要があればそのようにしたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） 今回の質問に掲げました軍事演習の本市における受入れのあり方について伺います。

今回は西之表市が自衛隊演習を受け入れた経緯について、既に同僚議員の質問に総務課長が丁寧に回答されておられます。その中で幾つか疑問がありますので、改めて質問したいと思います。

今回の手続は公共施設の目的外使用との対応でした。公共施設利用の場合、一般的には使用料を負担していただいています。今回はどのように扱われたのか、また一般道を使用するわけですから、市民への周知徹底が十分だったのかどうか、この二点を回答していただきます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

使用料につきましては、西之表市の使用料の徴収条例というものがございすけども、行政財産の使用料徴収条例なんですけども、

それに基づきまして処理いたしました。今回は使用料の徴収はいたしてございません。

で、あと、一般道に対する周知が不足しているのではないかと、うお話もございましたけども、その点にしましては、防災行政無線で周知はいたしましたけども、不足しているという声もあつたことは承知してございます。こちらのほうとしては周知の努力はしたつもりでございます。

○一四番（長野広美さん） もう一度お伺いいたしますが、一般的には使用料が発生するわけですけれども、今回徴収されなかった部分について、少し丁寧に説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 使用料の徴収条例についてでございますけども、使用料の徴収条例の第五条で使用料の減免というのがあります。市長は、公用、公共用又は公益上その他必要と認めるときは、使用料及び第三条に規定する加算金の全部又は一部を減免することができる、この条項の適用をいたしてございます。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、今の御説明だと、これは市長の独自判断で今回の公共施設の利用については減免したと。そういうものは市長独自の判断だったのか、それとも先方からのリクエストがあったのか、もしくは通常、慣例的にですね、国の機関とか他の公共機関との関係でこのような手続がされたのか、もう少し説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 今回の処置につきましては、行政財

産の目的外使用というのが根本的なものにございますけども、地方自治法の第二百三十八条の四というやつなんですけども、その中の一般的な解釈運用の中でですね、国、他の地方公共団体、その他の公共団体において、公用又は公共用に供するとき、特に必要がある場合という条項もございまして、それと慣例的に対地方公共団体等との場合には減免をすることが、そういう運用をすることが多うございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 今総務課長が慣例的にはこういう手続が一般的というふうな御説明いただきました。

しかしですね、演習地もしくは自衛隊駐屯地は、当然、土地の占有のために地元への支払いが発生しておりますね。当然です。演習を受けるときにも、土地の使用と施設の使用と、対価を求めるのは当然ではないでしょうか。なぜならば、これが今後どのように影響されてくるか、まだ具体的ではないからです。

また、演習計画についてですね、地元自治体との事前協議についても、本当に十分な期間が設けられたとは言えないと思います。

私自身ですね、今回、突然目の前に自衛隊車両がかなりのスピードで通過していききました。え、ちよつと、日本、私たちの日常生活ではない風景で驚きました。

そのようなことからいってもですね、本当に私たちの地元の安全・安心を大優先に考えるべき自治体としては、少なくともですね、

今回の演習の計画のあり方について具体的に防衛省に申し入れをするべきではありませんか。例えば時期の、交渉の部分ですとか。今回は、時期が直前であれば、市民周知が十分だと言えない部分があればですね、それは当然相手方にその問題点を指摘するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

今回の説明につきましては、十月の九日に一番最初に説明があったのが最初でございますけども、その当初の周知の部分にしましては、タイミングですとかその時期ですね、そういうものに関して全く問題がなかったかという点、私もそういうふうには考えてございません。そういったところも踏まえながら、改善すべきは改善する課題もあるんじゃないかなというところは、個人的にでございますけども、思っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 改善すべきところということでしたけれども、そもそも実は疑問が上がります。今回、特に軍事演習の受入れの今後についてですが、米軍が参加していること、拡大している島嶼防衛計画があること、事前演習のあり方そのものがですね、先ほどもありましたように、政府、防衛省のリリースですけれども、本当に直前ですね。演習場がある自治体との関係においては、恒常的に演習計画が示されているそうです。そういうことも聞いておりますけれども、私たち演習場がない、一般の市民生活のこの自治体

においてですね、このような軍事演習の受入れのあり方については抜本的に考えていただきたい。

特に、今回のような対応がですね、公共施設管理の視点から行われているのではないかと思います。もちろん危機管理の部分は相当対応されているというのは私自身も受けとめますが、実質的には、庁内の例えば企画課を含めた危機管理の体制がですね、本来は望ましいのではないかと。今後ですね、そういった部分も含めて、これは首長としてですね、これまで以上に慎重に政治的に判断される必要がある事案になってきているというふうに考えます。市長の見解をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 今の質問の趣旨をもう一度お願いします。

○一四番（長野広美さん） 従来はですね、今総務課長が答えておられたように、演習の受入れ等ですね、時々過去に行われましたので、総務課のいわゆる施設管理の運用に基づいた対応がなされております。

今、これまで、特に今回の演習の申し入れの実態を勘案すると、また防衛省の島嶼計画等を勘案すると、単なる施設管理の運営の体制でよろしいのか、本来的には危機管理といった部分を十分に検討すべき、首長としての判断が求められているというふうに考えます。その点についてお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 自衛隊の訓練に伴う当自治体が管理する施設の使用許可という形で申し入れがなされておりますので、そのこ

とにつきまして、先ほどからる繰り返し申し上げておりますけれども、諸事情を判断して適切に対応したいと考えます。

○一四番（長野広美さん） 市長の答弁はですね、経過を今までいろいろと回答いただきましたけれども、防衛省の今後の特に南西諸島、島嶼防衛の計画ですね、今後増強されると。ましてや、馬毛島においては、FCLPの訓練地もしくはその他の軍事的ありようについて政府がこの土地の取得も進めたいと明確に明言されております。

そのような中で、これはもう繰り返しになりますので私の私見として申し述べておきたいと思いますが、首長として市民の安全・安心を守る立場であれば、今回のような演習の受入れのあり方についてはもう少し慎重な対応をなさるべきだと思いましたが、少なくとも今後についてはですね、十分に政治的判断をしていただきたいと思えます。

もう市長の答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

○議長（永田 章君） 長野議員、あのですね、聞いていますと、非常にわかりづらいです。今言ったような端的な質問のあり方であれば市長も答えられると思えます。

○一四番（長野広美さん） あ、そうですか。じゃあ、もう一度お願いします。はい。すみません。わかりました。すみません。

○市長（八板俊輔君） ちょっとずれたら申しわけありません、もう一度お願いします。まず、自衛隊の訓練ということと、

それから今回は日米合同訓練が途中でつけ加わる形でなされており
ます。今回の場合は、鎮西の形で自衛隊の訓練の説明があつて、途
中で隣の中種子町にある県の施設ですね。

○一四番（長野広美さん） 経過は結構ですよ、随分私たちは受け
ましたので、説明は。

○市長（八板俊輔君） であれば、最初の答えでよろしいかと思
います。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、今後の受入れの体制に
ついては十分に検討していただきたいと思ひますし、今の市長の答
弁ですと、これまでと変わらないというふうにも受けとめられかね
ませんので、また別途改めて伺いたいと思ひます。

次の質問はですね、ポルトガル訪問についてです。

九月議会でも質問いたしましたので、市長には端的な回答を求め
たいと思ひますが、この十二月議会の所信表明においても、残念な
がら、ポルトガル訪問について市長からは一言の説明もなされませ
んでした。

ヴィラ・ド・ビスポ市との二十五周年を迎えて、これまでをどの
ように評価し、またこれから相手のほうを訪問するんですけれども、
一体何を話されて何を伝えていくのか、この説明については市民に
市長は明確に伝える義務があると思ひます。

まず、ヴィラ・ド・ビスポ市訪問の目的、また今後交流事業のあ
り方等を含めて市長の見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） ヴィラ・ド・ビスポ市訪問の目的について
のお尋ねであります。

ヴィラ・ド・ビスポ市は、二十五年前に本市と姉妹都市盟約を結
んでおります。それは、そのきっかけが鉄砲伝来という歴史的事実
であります。これを西之表市の次代を担う子供たちと一緒に再確認
し、ヴィラ・ド・ビスポ市民との交流を実施することを目的として
おります。

また、新たな交流の切り口といたしまして、二〇二〇年に予定さ
れております東京オリンピックをきっかけとしたホストタウンです
とかスポーツ交流、サーフィン等のスポーツ交流のきっかけづくり
を予定しております。

我々の祖先が五百年、四百何十年前に出会つて、日本と欧州と
の初の出会いという形であったその歴史を踏まえて交流を続けたい
と。そのことについては、子供たちですとかあるいはサーフィンの
関係者それから火縄銃の関係者、それぞれの思いを持つてかの地を
訪ねて、そして向こうの方々との交流をして、それを持ち帰つてまた
皆さんに、こちらに伝えると、そういう使命を持つて望んでいると
思ひます。

そんなところでよろしいでしょうか。

○一四番（長野広美さん） 市長にお答えいただいたのはですね、
そもそも姉妹都市交流、姉妹都市盟約の時点で示された目的の一つ
でありまして、そのために二十五年間一体どのような事業がなされ、

そのためにもどのようなことが達成されて、さらに今後はもっと強化すべき部分をどう構築していくのかという事業の内容について、今もうまさに一月の十五日でしたっけ、一月の中旬には行かれるわけですから、事前にそれについて市民に明確に伝える義務があるという質問です。

で、市長がですね、今後、スポーツ交流、子供たち、火縄銃、そしてそれを伝えるとおっしゃいましたけれども、私たちですね、過去に、ここに許可をいただいて持ってまいりましたが、二〇一〇年の鉄砲館にあるポルトガルコーナーの紹介文です。これが伝えるという意味ですか。すみません。大事に使います。

あと、これがですね、ちよつと見づらくて申しわけないんですけども、ヴィラ・ド・ビスポ市とはどういうところですよということが説明されている文章です。鉄砲館の中に掲示されてありますけれども、これ以降、十年前のこの二〇一〇年に報告されて以来ですね、今日まで何一つですね、少なくとも市民にわかりやすくヴィラ・ド・ビスポ市とはどういう交流をしているのかとか、私たちがですね、ヴィラ・ド・ビスポ市を特に歓迎しているんだと。

そのことをさきの九月議会からも問うているわけです。なぜ市長にそれが伝わらないか、大変不思議であります。もう一度回答をお願いいたします。的確にお願いします。

○市長（八板俊輔君） 繰り返し申し上げていることがなぜ伝わらないのかという思いは私も同じ気がしております。

二十五年前、私は新聞記者時代に訪問したことがございます。そのときに知り合った方などもいらっしやいます。

で、その後、例えば、子供たちが絵画を交換したりして、そういう交流がございました。たしか八年前にはジャパン・ウィークということで訪ねたりしているわけですけれども、鉄砲館の二階に陳列してある物、記念品、いろいろございますけれども、そういうものも市民に触れてもらいながら、それは、活動は続けているところでもあります。

ただ、議員御指摘のように、ずっと継続して交流が行われているわけではないというのは我々も反省すべきところだと思います。それをこの節目のときにもう一度思い起こして、また話をしようじゃないかと、交流をしようじゃないかということでもあります。

例えば、子供たちが、何を向こうに行ったらしますかということに対して、いろいろ計画をしているようでもあります。その辺は、細かいところはまた、私、正確には把握しておりませんが、子供たちは子供たちで、それからサーフィン関係者はその関係者で考える交流のあり方というのを持っております。それはまた帰ってきてからでも報告はきちんとしたいと思いますし、そのように御理解いただきたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 申しわけございません、その、市長がおっしゃった細かいところをちよつと補足しまして報告申し上げます。

○一四番（長野広美さん） 端的にお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 計画ではですね、十四日にヴィラ・ド・ビスポ市を訪問しまして、そこで歓迎の夕食会がある予定でございます。

で、翌十五日の午前中には、姉妹都市盟約二十五周年記念のセレモニーがありまして、両市の挨拶と日本文化の紹介、協定書の調印、火縄銃のパフォーマンス等が予定されてございます。

それから、午後で学校訪問ですね。児童生徒を中心の学校訪問を予定してございまして、日本文化の紹介等を予定してございます。

先ほど市長が触れました件につきましては、すごい優秀な児童生徒さんが集まりましたんで、今のところ、検討しているのが、一人漁師になりたいという子がいます。種子島の生き物の紹介とか、土俵、相撲が得意な子がいます。相撲の紹介をしたい、あるいはフラダンスとか折り紙そういったものを紹介したいということは今検討してございます。引率の先生がついていますので、確定ではございませんので、まだ内容については今練っている最中だと思えます。で、あと、十六日にボディービルダーですね、ジョアナ・シェンカーさんと。

「『ボディービルダー』と呼ぶ者あり」

あ、ボディービルダーですね。すみません。随分違いますけど。ジョアナ・シェンカーさんと交流をする予定にしています。サーフィン連盟の方にお願いますようにしております。

それから、十七日でございますけども、その後、ポルトガルのほ

うのサーフィン連盟、それとポルトガルのオリンピック委員会との訪問を予定してございます。

あ、一番最初で、抜かしましたけども、最初はポルトガルの日本大使館のほうに訪問をするというふうな予定になっておりまして、同行のほうで、ポルトガルで日本大使館の通訳の方が同行していただけということ、その後の向こうの大使館との協力については今アレンジをしている最中でございまして、できれば、なかなか難しいと思うんですけども、大使のほうにも動いていただけるように今調整中でございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、総務課長からも市長からも答弁いただきましたが、私が質問しているのはですね、これまでのこの国際交流、姉妹都市交流のあり方、それを整理されて、今後どこをピンポイントでどう市民に、市民生活の上でですね、もっと深めていただくかと、そういう事業計画の話です。交流するな、行くなという話ではありませんし、また、その部分で、市長も十分になされなかったとおっしゃいました。何をどう十分なぜできなかったのか。これはですね、この二〇一〇年のときも同じ質問をしてあります。

です、しつかり。例えば、今私申し上げたとおり、ヴィラ・ド・ビスポ市に紹介するコーナーはですね、これ、姉妹都市盟約した当時の説明文だけです。これについて市長は何とも思わない

ですか。私が行きます。いや、市長は行かれますよ。で、生徒さんたちも、本当に皆さん一生懸命やっていたかと思えます。そのことを私たちの、市民の財産としてどう生かしていくのかというのが、通常、行政の業務はそういうふうに戻っていらっしやるんじゃないですか。私はそういうふう認識しています。

もう本当にこれまでですね、いかにポルトガルとの交流が私たちの財産であるか、これはもう観光にしても教育の分野にしても十分大事なことなわけです。実感しております。

で、それが具体的な政策にどう反映していただくのかというその質問を以前からもしておりましたし、今回、残念ながら、まだちょっと見えてこないのも、もう一度、教育委員会の取組みについて伺いたいと思いますが、これは、はい。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 教育委員会の取組みということで御質問をいただきましたので。ポルトガルを訪問するに当たりまして、総務課と教育委員会で協議を行いまして児童生徒の選考に当たりました。

その募集の中ですね、募集要項では、種子島や外国の歴史文化に興味関心があり、心身ともに健康である市内の小学校六年生及び中学一・二年生と定めまして、派遣先での活動等の協議を行いました。で、現地学校での日本や種子島の歴史文化の紹介とその発表の準備、それと帰国後の活動といたしまして体験レポートの作成と報告会等を予定してございます。

今現在、先ほども説明申し上げましたけども、ヴィラ・ド・ピスポ市のほうで紹介してもらおう中身を今調整といいますか、検討をしっかりとってもらっているところでございます。

選考等の状況、以上のような状況でございます。

○一四番（長野広美さん） 実はですね、私、今回のこのポルトガル訪問について、当初から子供の参加については疑義があると。特に冬の大変寒い季節に、大きな時差があつて、で、そこに、大人の行程にですね、子供が随行するという枠組み自体がですね、いかなものかなという危機感を持っておりました。

で、過去にも子供たちも訪問されておりますが、一番実は今回のこのポルトガル訪問の中で疑義があるのがですね、今回の訪問について教育委員会とも企画内容について協議されたと受けとめますが、どうもですね、そもそも教育委員会として鉄砲伝来とポルトガルそのものについてどう位置付けていらっしやるのかなど。積極的に子供たちのこの渡航を機会にですね、本市の教育行政の中で生かしていくんだというその指針がですね、私、ちょっと伺ってもよくわからなかったんですね。

で、この質問通告にもありますように、教育行政において、鉄砲伝来また姉妹都市交流、この位置付けと今後の取組み等についてですね、御説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

鉄砲伝来と姉妹都市交流について教育委員会の教育指針の中に位置付け、今後どう生かしていくかという御質問でございます。

本年三月に策定した市教育振興基本計画の中に鉄砲伝来と姉妹都市交流の項立てはありませんが、市で作成している社会科学資料集の「のびゆく西之表市」を活用して、全ての小学四年生がヴィラ・ド・ビスポ市の概要や姉妹都市としての交流について学んでいます。

また、六年生は、社会科学の歴史学習の中で鉄砲伝来について学ぶという取組みを行っています。

さらに、総合的な学習の時間や社会科学における校外学習、クラブ活動等の一環として鉄砲館を利用し、鉄砲伝来の歴史や先人の偉業等について学習しているところです。

市教育振興基本計画においても、ふるさとへの理解を深め、ふるさとを愛する心を育てる重要な施策として郷土教育が位置付けられており、その中で鉄砲伝来と姉妹都市交流は大切なテーマの一つであると考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、鉄砲館のボランティアですとか、子供たちを、種子島中学の一年生を私たちはボランティアガイドじゃろじゃろですね、毎年受け入れております。

で、子供たちに質問いたします。種子島の歴史上で一番大切なこととは何だったかと。鉄砲伝来と。で、伝来という言葉がですね、実に抽象的なんです。じゃ、誰が、鉄砲、火縄銃をつくったのは誰

ですか。日本人で初めてこの地ですね、火縄銃をつくったのが八板金兵衛清定です。なぜポルトガルの人たちが、厚い地元のもてなしで何カ月も、壊れた船も改修して、鉄砲伝来ということにつながっていくかといった部分ですね、教育的見地は相当深いものがあります。そういった部分がですね、いま一つ、しっかり十分に伝えていただくよう努力していただきたいと思います。

この行政の取組みについて、教育委員会もそうなんですけれども、私たちは長期振興計画を持っております。それに基づいた方針ですね、明確に示されております。観光地域づくり、インバウンドの中に、ポルトガルとの交流や、などというふうですね、明確に言葉とせずと出てきているんです。

にもかかわらず、市長答弁があったように、ヴィラ・ド・ビスポ市の交流のあり方についてはいま一度再考する必要があるかというふうに感じております。具体的な中身がですね、突発的なイベントは確かに承知しておりますけれども、本来に何を目標に、そして年次ごとにどう取り組んでいくのかという体系的なものがですね、残念ながら、具体的にちよつと弱いかなと感じております。

そこで、次の質問ですけれども、今回ポルトガルを訪問するに当たって、先ほど総務課長からもお答えいただきましたが、オリンピックまたサーフィン、マリンスポーツなどのテーマを掲げられております。今後、それでは、観光事業全体にですね、この訪問をどのように生かすのか、御説明をお願いいたします。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

先ほどの市長等の答弁等と重複いたしますけれども、観光事業への活用につきましては、二〇二〇年東京オリンピックのホストタウン登録を目指しております。

具体的には、サーフィンやボディーボード等のマリンスポーツを通じた交流の実現も視野に入れながら、交流人口の拡大に努めていきたいと考えております。

なお、今回の訪問におきましても、ポルトガルのオリンピック組織委員会やサーフィン連盟の訪問、姉妹都市であるヴィラ・ド・ビズポ市出身でボディーボードの世界トップ選手であるジョアナ・シエンカーさんとの交流を予定しておりますのでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、私たち、随分大きくですね、この観光地づくり、インバウンドを観光振興の位置付けとしては大きく掲げて取り組んでいると承知しております。マリンスポーツそれからオリンピックも大変大きなテーマでありますけれども、そもそもですね、私たちがこのポルトガルとの交流事業といった部分を、市長も答弁されたように、深い歴史があり、また観光地としての魅力づくりの中で大変貴重な財産であると位置付けているわけですね。

で、先ごろの同僚議員の質問もありましたように、国際交流員を

活用したらというお話も、提案もありましたが、例えばこの国際交流員としてですね、ポルトガル人の起用があれば、観光促進と同時に、例えば教育行政の中でも協力していただけることも可能かなと思ったりします。

あと、積極的にですね、多言語化という回答もされておりますが、ポルトガル語の明記、ポルトガル語を活用する、さらにはもとよりの話ですけれど、鉄砲館における展示、またわかさ公園のオリーブの記念樹、これも先ごろ確認しましたが、かなりの本数がもうなくなっております。

そういった部分ですね、もっと抜本的にですね、このポルトガルの交流の活用についてですね、明確な方針を、今後ですね、帰ってこられた暁には示していただきたいと思えます。

前回ですね、これは帰ってこられたときの前回のポルトガル訪問の報告書という形になります。当時は市民団も一緒になって現地を訪問されていますので、さまざまな市民への情報伝達、浸透していたのは違いないと思えますが、翻って八年後に残されているのはこれだけですね。やはり今後の方針をしっかりと持っていた方がいい。

で、最後に一つ提案としてですね、必ず市長は今回訪問された後、市民に直接市長が報告会を開催するというようお願いしたいと思えますが、いかがですか。

○議長（永田 章君） そこは、どこの部分で質問していますか。

○一四番（長野広美さん） あ、この、えっとですね、観光事業への活用につなげていきたいという趣旨です。

○議長（永田 章君） 観光事業。

○一四番（長野広美さん） じゃあ、もう一回質問を行います。すみません。

今のは基本的には提案ですので、市長が考えられることと思えますけれども、先ほどから表現してありますように、国際交流員、ポルトガルの重点的な取組みをいま一度体系的に見直していただきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） いろいろ過去の経緯ですとかこれからのこととですとかいろいろ御意見を拝聴、提言を含めておっしゃっていたいただきましたので、一つ一つ大事な内容として、今後の改善、それから帰国後の報告のこともありましたけれども、効果的な方法を考えて皆さんに御報告をしたいと思えます。

○一四番（長野広美さん） ぜひお願いいたします。

次はですね、平成二十七年四月から発足してありましたまちづくり公社支援事業について伺います。

平成三十年のこの決算特別委員会に提出されました審査資料の中に、事務事業マネジメントシートというものがございます。この中ではおよそ四十七業務がそれぞれに評価されておりますけれども、唯一、この公社支援事業がですね、総合評価Cということになっておりました。

まちづくり、そこで、今回ですね、この評価も受けまして、具体的にこの評価の実際の内容また課題等についてどのように整理されているのか、御説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。御説明申し上げます。

今の事務事業評価シートのほうの総合評価でCというのが書いておるわけなんですけども、仕組みとして、これは職員が書きまして、それに対してCという評価したのは私です。私の評価ということになるんですけども。

えっと、持っている問題意識としてですね、このシートの中で、意図のところ、業務範囲のスリム化を図るという意図があったわけなんですけども、実際上は、まちづくり公社のほうの定款の中では、行政事務の支援と地域振興のための事業を行うという目的がございまして、そういったところで、やはり検討すべき点、まちづくり公社のほうに検討いただくということになるんですけども、そういう課題は多いんだろうなという思いがございましてCという評価をつけました。

C評価につきましては、それだからだめですよということではなくて、見直してくださいという考え方ですので、それに沿いまして、今年になって委員会等設けられたわけなんですけども、課題としてはですね、やっぱり業務のところの業務内容についての把握の仕方と、それともう一つはやっぱり労務管理ですね。働いていらっしゃる

る方の処遇というのをやっぱり改善する必要があるんだろうということ、そういったところのその二つの課題を主なものとして検討を、まちづくり公社のほうで検討を始めたところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今総務課長がお答えいただけましたけれども、業務内容それから労務管理等は、基本的な組織運営の問題でありますね。

で、こちらの評価の中にも、業務効率化の中心的な役割を、これは本市にとってですね、効率化という部分での役割を果たしているものの、成果は向上していない。特に公社の引き受け体制、依頼業務の市内部における検討が不十分だったことが要因と考えられるというふうな言葉が掲げられています。

そもそものがですね、公社の発足当時ですね、私も記憶しておりますけれども、本市の財務体制が大変厳しい、そして労務管理が大変厳しい中で、少しでも負担軽減も考えられますし、ましてや、市のまちの活性化に向けて、一つは新規の雇用を生み出そうと、正規職員を生み出そうということが提示されていたかと思えます。

で、今御説明いただいた課題等を踏まえて、実際に、それでは、庁内で検討している状況とか、またもうすぐ平成三十一年度、来年度ですね、始まる体制の中で、どのように方向性を持っていかれるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（永田 章君） 長野議員、この庁内検討状況というのは、

これ、支援についての庁内検討ですよ。

○一四番（長野広美さん） そうです、そうです。そういうことです。

○議長（永田 章君） はい、わかりました。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

まちづくり公社への検討のところの支援ということではですね、まちづくり公社のほうでは、公社のほうで公社業務の検討委員会とこのを設置されまして、それに基づいて検討されておりますけれども、やはり公社の職員の検討だけではなかなか難しい部分がございますので、市役所のほうの企画の職員それと財産監理の職員にも協力いただいて、中身の検討等をしていただいたところでございます。で、中身につきまして、業務については分析にすごい時間を要するものですから、できるだけ、できるところは早くやろうということ、で、処遇の改善ですね。

そちらのほうの処遇の改善のほうについて、検討委員会のほうでまちづくり公社の支援として検討作業に加わりまして、まちづくり公社のほうではその提言を受けて理事会等が開催されております。で、今後決定されていくとは思いますが、労務の改善、なるべく早いほうがいいと思いますので、そういう意味でも、来年度の四月一日からは改善できる方向で、今、公社のほうに提言をしていくところでございます。

実際のところは、休日とかですね、あと給料表の運用の仕方とか

一時金とかについて改善の検討を内部で進められてございます。以上です。

○一四番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

私、今回質問に掲げたのはですね、そもそもがまちづくり公社の発足の直接的には、本市がスピノフするような形で、市のまちづくり全体にも寄与するものという方向性を持って独立した組織をつくらうという方向性だったと思います。ちょうどもう実質四年を経過する途中にあります。

実際、運営そのものについては、総務課長が実質的な事務局長、そして副市長がそのトップの組織ということになりますので、その部分について私がどうかこうとかいうことではありませんが、本市がこのまちづくり公社を通して目指すべき目標だった独立採算と、そして幅広いまちづくりの一端を担う、ましてや安定した雇用を提供するといったその設立の目的に照らしてですね、いま一度、このまちづくり公社支援のあり方をしっかり検討していただきたいという趣旨であります。

特に気になったのがですね、今回この事業評価の中にあらわれていますように、公社の引き受け体制、依頼業務の市内部における検討が不十分だったという部分はですね、そもそもがこの公社設立の直接の私たちの責任である市ですね、かかわり方ですね、ここは十分責任を持って、一定程度そのあり方を検討して、方針をですね、検討する、打開策を検討する必要があるかと考えます。

特に気になっているのが、実際、このさまざまな形で公社が今ほぼ一〇〇％本市からの補助金というふうな形で業務が遂行されているんですが、これ、委託業務に対してしっかりしたサービスを提供していただいているわけですから、対価としてこの補助金が位置付けられるものなんだろうと思います。

そういうこととあわせて、えっとですね、本当に独立採算するのであれば、実際、私たち市役所は、ある意味、受益者であり利用している側でありますので、私たちだけが中心的に、もちろん組織体制としては役員ですとか理事会ですとかちゃんと位置付けられていますますが、それぞれ皆さんは直接的な責任を問われるような立場で、かわられていらつしやらないですよ。

で、そういう中では、外部のしっかりした検討委員会を設置されて、もちろん本市の担当職員も入られると思いますけれども、まず第一に、実は公社の独立に向けた適切な人材配置が必要でしょうし、さらに迅速に、しかししっかりですね、根本的なものを見据えた討論がいま一度必要ではないかというふうに考えるわけです。

そこで、副市長にこの点については見解を求めたいと思います。

○議長（永田 章君） ちょっと待ってください。これは。

○一四番（長野広美さん） 本市の支援事業のあり方について伺いたいんですよ。

○議長（永田 章君） そこは市長に聞くべきじゃないですかね。

○一四番（長野広美さん） いや、まずは副市長からお願いします。

○議長（永田 章君） いや、八板市長。

○市長（八板俊輔君） まちづくり公社の支援についての考えというところでございますけれども、運営自体はまちづくり公社自体でやるべき問題でございますので、その点は置いて、支援のあり方ということにつきましては、事務局等職員、こちらからも、市からも派遣して、その内容については把握はある程度しておるところでありますけれども、そのさまざまな経営上の運営上の問題点等に主として財政的なものですとか、あるいは人事管理のノウハウですとか、そういうもので支援できるのであれば、そういう形で支援をして、市の業務の遂行にまた貢献してもらえような、あるいは市民の幸福に資する業務の推進に寄与するような、そういう支援を見つけないから支援をしてまいりたいと考えております。抽象的ですけども、そういうことかなと思います。

○一四番（長野広美さん） 今の市長答弁を受けて、直接管理担当の責任者である副市長にですね、いま一度具体的な部分で見解を伺います。なぜならば、四年間経過した中でですね、支援のあり方を抜本的に見直すべきだといふこの意見に対して御回答をお願いいたします。

○議長（永田 章君） そこは、長野議員、ちよつと。

○一四番（長野広美さん） 本来。

○議長（永田 章君） いや、副市長の立場では答えられないと思いますよ。

○一四番（長野広美さん） 副市長の立場で結構ですよ。もちろんです。それはもちろんです。直接の責任者ですから。直接のというのは、支援事業としての、直接の支援。

○議長（永田 章君） 休憩します。

午前十時五十六分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

一般質問を続行いたします。

えつとですね、ただいまの長野広美議員の質問について副市長答弁を求めましたけども、総務課長、副市長と確認をとりました。

今回の長野広美議員のは公社支援についての質問であります。で、副市長にも尋ねましたけれども、副市長は公社の理事長という立場であるということ、この場で公社支援については理事長の立場では答えられないと。

で、もう一度総括的にどうしても伺いたいのであれば、再度市長に答弁を求めるときであるという私の判断です。はい。

以上であります。

○一四番（長野広美さん） 市長答弁はもう伺いました。具体的に市長がですね、この実際の運営上の課題、またそれから今後の方針については十分今後精査されることでもありますでしょうから、質問はこのまま次の質問に移りたいと思います。

市街地の活性化に向けた取り組みについてです。

港町再生事業の取り組みがこれまでも議会にも報告されております。また、昨日、同僚議員の質問に対し、今年度は基本構想を策定するとの説明でありました。

再確認で伺いたいと思いますけれども、今年度この基本構想を策定した上で、来年度には実施計画が作成されるというような位置付けの今年度の取り組みということでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） そのように考えております。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、この基本構想と言っている部分ですね、構想という部分は、言葉としては非常に全体を網羅して、基本的な価値がどこにあるのか、総合的な方針、指針を見つけて出すと、共有するというふうな位置付けなんだろうと思いますが、実際、私たちですね、過去、このにぎわい創出事業だけでも五年間を費やしております。

そして、市長の公約にもですね、長期振興計画をつくるに当たって、農山漁村の力で港町再生と、方針を示して、幾つかの取り組み等もここに提案されているように思います。

ここまですすね、時間をかけたこの構想づくりという部分がですね、もう少し迅速にするべきではないかと。一般的に考えれば、大字地区のこの過去五年間の衰退状況を考えればですね、何か突出してこのまちづくり、特に西町、東町、広く言えば天神町でしょうか、そういった地域についてですね、具体的なものはなく、ほとんどが

議論に費やされてきたという過去の経緯もあります。

そういう中で、この公約づくりが、もつとですね、具体的に迅速に内容を議論していただきたいなという思いがあつて質問するんですけども、この構想がつけられてから港町再生中核施設事業建設といった部分が市民に示されるのでしょうか。この内容も含めて御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） この港町再生の中核施設建設事業といいますのは、第六次長期振興計画の実施計画の中で、今回二〇一九年度以降の計画の中で来年度検討中事業ということで掲載されております。

これにつきましては、今年度議論してまとめる予定の基本構想の中で具体化していくものと思われまして、そういったものを来年度以降事業実施することになっておりますけれども、ただ、現段階で事業規模また具体的な中身等についてのまだ詰めができておりませんので、計画の中ではあくまで検討事業ということで掲載されているところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 三番目の質問になるんですけども、旧上妻邸の事業が一方で進んでいますね。これまでこの私たち西之表市におけるまちづくりという部分では、もう既に早くからですね、港を中心にしたまちの景観と、それから歴史的な遺産、財産をですね、活用しようと。基本的な方針はもう随分と前から長く繰り返さ

れていて、言葉が、言葉の定義はですね、幾つかあるかと思いがが。

その中でですね、この歴史的な財産という部分では、実際に私たちは鉄砲館に月窓亭が稼働し始めてですね、よりこの観光資源としての魅力が増したなと実感しております。

今後、この上妻邸の跡地利用については具体的な提案が示されるものだと思いますが、先ほど申し上げたように、港町とそれからこの歴史的遺産を活用するといった部分は、非常に大きくセットした内容になっているんだと思うんですね。

で、このまちづくり事業、特に港町再生という部分の事業が今後どのような段階を経て展開していくのか、私たちには例えば長期振興計画ですとか、それからまち・ひと・しごと再生事業ですとか、さまざまな事業計画が示されている中で、どうも計画全体像がよくどのような形で示されるのか、わからないんですね。

で、インフォメーションセンターについても、これは二〇一九年度で一旦は事業終了というふうな計画が示されているわけですので、この二つの部分をまず簡単に御説明いただけますか。

○市長（八板俊輔君） 御質問にお答えする前にお願いがございませけれども、質問通告の御質問がですね、何々についてとかですね、ということでも我々も非常に答えるのに苦慮しております。テーマとして掲げるのはもちろんですけれども、それについて何を答えるかというのか、答えてほしいのかというところを端的にですね、質問の

項目として上げていただきたい。

例えば、今の最後の御質問の総合的な都市計画づくりについてという質問で、これは何を答えていいかわからないわけですね。今、そういうことがありますので、その上で、もう少し詳細でやっていただきたい。

○一四番（長野広美さん） わかりました。

○市長（八板俊輔君） そう要望した上で、このまちづくり、都市計画づくりの、今後どのようなようになっていくのかというお尋ねだというふうに解釈してお答えをしたいと思います。

○一四番（長野広美さん） いや、あの。

○市長（八板俊輔君） ではないんですね。

○一四番（長野広美さん） 今はこの上妻邸の計画とまちづくりインフォメーション。

○議長（永田 章君） 長野議員、もう一度。

○一四番（長野広美さん） はい。すみません。

もちろんですね、総合計画のあり方についてが今回の質問の趣旨であります。その中で、市長も昨日から答弁されているように、マクロの視点もありミクロの視点もありますよという説明されています。だからこそ具体的に一つ一つお伺いしたいという趣旨です。

で、この中で、歴史的な建造だとか港町の町の景観だとかいった部分も大事なんですが、とりあえずですね、今私たちが説明を受け

ている中では、この旧上妻邸の跡地利用とインフォメーションセンターについては、具体的にどのように今後このまちづくりの港町再生の中にかかわっていくのかという部分をまだ示されておりませんので、そういった部分でも、今後のあり方についてですね、どのようか考えているのか簡単に御説明していただいた上で、この一番最も大切な都市計画マスタープランがまだ示されていない中で、どのようにマクロとミクロが総合的にこの私たちのまちづくりの中で位置付けられていくんですか、その部分を市長は明確に答えていただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 港町再生という標語的なものをもとにこの西之表のまちをより住みよい豊かなまちにしていきたいということが、大ざっぱに言えば、そういうことになろうかと思えます。

その中で、上妻邸、上妻家住宅につきましては、歴史的な建造物としてですね、その観光ですとか、観光客を迎えるための歴史を伝えるスポットとして活用していきたいと。そういうスポットが幾つかございますけれども、そのうちの一つであるということであります。

まちかどインフォメーションセンターにつきましては、町なかでシャッターが閉まっているような、ちょっと寂れた町なかに、そういうシャッターをあけて、市民ないしは観光客が立ち寄って、そのまちについて感じていただく、そういうような、あるいは発表の場であったり、そういうスポットをつくって、その商店、まちの活性

化につなげていこうと。

そういう狙いのもとにそれぞれあるわけですけども、それを運用しながら、さきの全体的な港町再生というものをどういうふうに組み立てていったらいいのか、その材料にしていくと、そういう考え方があります。

だから、例えば、何年度にこういう形になるとか、次の年度にこれがどういう形になるとか、そういう意味での計画にはなっておりませんけれども、そういう形で発展させていきたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） 今市長が答弁されていた町なかのまちかどインフォメーションセンターも旧上妻邸跡地も、お話を伺うと、まちづくりの中で大変重要な位置付けを示しておりますね。にもかかわらず、港町再生の事業の中に、この施設を利用した上で私たちが中心的なあのエリアを再開発していこうという、その部分の市長のリーダーシップは見えないんですね。今までの私たちの説明の中では、残念ながら聞くことはできませんでした。

それと、あともう一つ大事なものは、インフラ整備については、これ、行政が一定程度ですね、整理して、その内容を市民に示した上で検討していただいて、よりよい物につくっていくという方向性があり、その行政としての役割の部分も、市長がおっしゃっているマクロ、ミクロであれば、より十分市民に説明しながら進めていただきたい。

その説明の中では、一定程度、できる、できないは別としても、タイムフレームは絶対的に重要な観点です。市長もあと任期二年でいらっしやるわけですから、そういった部分も十分に勘案して、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時三十分ごろより再開いたします。

午前十一時十二分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

その前に議長よりお願いを申し上げます。十二時を過ぎましても、一般質問を続行いたしたいと思しますので、皆さん方については御理解をいただきたいと思えます。

田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） おはようございます。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

日本には市町村、また都道府県、国という三つが自治を行う上で

重要であるかと思えます。住民に一番身近な市町村は、当然のごとく福祉の分野、教育の分野、まちおこし、産業育成等を担っていくわけであります。市町村でできないことを都道府県が行うという形になっております。河川工事を初め、港湾関係、また医療関係のほうも県のほうが担っていくわけであります。

県でも担うことができない外交、防衛、また経済政策というものは、国が主に担っているわけであります。日本の場合、二十年続いたデフレがまだ継続したままであります。国としての役割が、今、本当に重要になってきているかと思えます。外交、防衛、経済政策、国が役割を持つわけでありますが、我が西之表市においては、一番の課題は市民の福祉向上、また義務教育、そのようなものになってくるかと思えます。

今回、認知症予防について一般質問をさせていただきます。

生活習慣病とともに認知症、既にここにいらっしやる方でも身近な方が認知症になりまして苦勞をされている方、たくさんの方がいらっしやるかと思えます。西之表市としましても、生活習慣病、また認知症予防、これについて今まで以上に精力的に政策を、施策を進めていかなければならないと思っております。

この点に関しまして、その人数と割合、また、傾向がどのように今後なっていくのか、そして認知症をどう捉えているのか、対応策をどのように考えているのか、以前には種子島出身の監督のもと、認知症の理解を深める映画のほうもございました。西之表市のほう

でも一度上映されておるわけでありませんが、映画も含め、また広報関係のほう、どのように進めていくのかお答えをいただきたいと思えます。

そして、通告書のほう、最後にはやはり市長、認知症対策、どのように受けとめ、そしてどのような施策を打っていくのか、その思いを伝えていただければ幸いです。

以下の質問は、質問者席より行います。

〔高齢者支援課長 森 真樹君〕

○**高齢者支援課長（森 真樹君）** お答えします。

まず、人数と割合、今後の傾向についてでございますが、把握しています実数では、平成三十年十月末時点で七百二十一人、高齢者に占める割合は一二・九%でございます。この数値はあくまでも要介護、要支援認定者のみの統計ですので、まだ認定を受けていない潜在的な認知症高齢者も考慮すると、さらに多いことが予想されます。

そこで、国が示しています認知症の有病率の推計で試算しますと、高齢者の約一六%、八百九十七人は認知症患者がいるのではないかと推計が出てまいります。同様に推計しますと、二〇二五年には千十一人、二〇三五年には千三十四人と試算され、高齢化が進むにつれ増加していく傾向にあると認識しております。

二つ目の御質問であります認知症をどう捉えていくのかという点につきましては、認知症は特別な人がかかる病気ではなく、だれで

もかかる可能性のある身近な病気であるということ、ただ、一度なつてしまえば、程度にもよりますが、なかなか治すことが難しい病気だと捉えております。

そこで、三つ目の御質問、対応策をどのように考えているかという点でございますが、まず現状での主な取り組みを御紹介させていただきますが、認知症の理解促進を目的とした認知症サポーター養成講座の開催、広報紙等を利用した啓発活動、認知症の早期発見、早期対応を目的とした認知症初期集中支援チーム設置や高齢者支援協議会による地域での見守り、認知症の方や家族への支援を目的とした認知症カフェ等を実施しているところです。どちらかといえますと、認知症が疑われる方、あるいはなつてしまった方のケアに重点を置いた取り組みが中心でございます。

そこで、認知症にならないための予防のための取り組みを推進するため、平成二十八年度からは大学と連携して、将来的に認知症になるリスクはないか測定会を実施し、市内高齢者等の現状把握に努め、対策を講じる取り組みを開始したところです。本年度は特に、大学以外にも島外の民間企業の協力も得まして、改善効果が期待できる器具等を用いた介入試験も実施したところです。現在、大学や企業で結果の分析を行ってもらっておりますが、分析結果を踏まえ、具体的な対策につなげられないか検討を進めてまいりたいと考えています。

まずは、認知症にならないことが一番でございます。お話のあり

ました映画上映による啓発活動というのも参考にしながら、今後も広く認知症への理解を深めてもらい、自らが認知症にならないための予防に取り組んでもらうこと、さらに周りに認知症の方がいらっしやっても、地域の一員として受け入れていく、そういった環境づくりに取り組んでいく必要があるかと考えております。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

認知症についての考えということでございます。今、課長からも御説明がありましたように、高齢化に伴って認知症の方は今後増える見通しでありまして、将来五人に一人はそういう方がという推計もあるわけでありまして。

その予防、それから家族、そして地域の理解というものを深めていかなければなりません。そうした家族、地域が支え、その認知症の方々、その家族を含めて安心して安全で暮らせるような、そういう地域社会をまずこの西之表でつくり上げていきたい、そう考えております。

○一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

当市、西之表市のほうは、子供の発達障害に関しまして、また医療関係、そのような部分についても前長野力市長のときから先進的な取り組みを行っておるかと思えます。今回、担当課のほうで大学との連携、民間企業との連携を行っているということでございます。人は人らしく生きるために、どうしても認知症を避けなければ

なりません。避けることができない場合もあるわけですが、一人でも少ない方が、きつちりと人間らしく最後を終えるためには、この認知症予防、本当に重要かと思っております。

現在行われている施策もそうありますが、庁内総出でこの問題について考えていただいて、本当に認知症患者の方、なる方が減るように、そしてなった場合でも少しでも、人権問題もございしますが、その人らしく暮らせるような西之表市をつくらせていただければと思っております。

では、二つ目の馬毛島への自衛隊施設建設に伴う西之表市の経済効果について質問をさせていただきます。

西之表市の経済と財政の現状と今後についてでございます。ここ数年の市の経済状況はどうなのか、財政に占める市税の割合はどのように推移しているのかを教えてください。

決算委員会のほうでも経済状況、財政状況のほうを把握しておりますが、ぜひとも、簡潔で結構でございますが、市民の皆様に対してもわかりやすい説明のほうをお願いできればと思います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

初めに、本市の経済状況についてですが、昨年四月に県統計協会が取りまとめました市町村民所得推計報告によりますと、本市の平成二十六年産産業の総生産額は四百四十二億七百万円であり、対前年度比〇・一％の減少となっております。

また、人口一人当たりの市民所得につきましては、二百二万一千円と対前年比一・四％の減少となっております。年度によって生産額の増加、減少等変動がございますが、依然として厳しい経済状況が続いているものと認識しております。

次に、本市の財政に占める市税の推移についてでございます。平成二十九年度歳入総額百二億二千六百万円のうち、市税の合計額は十四億三千三百万円でございます。歳入に占める市税の割合については、一四・〇％となっております。過去五年間の平均といたしましては、市税の割合が一三・一％、金額として十三億九千五百万円、伸び率につきましては一・〇％となっております。

以上でございます。

〇一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

市税のほうは少し増えたような形であります。この状況の中で特筆すべきは、市たばこ税のほうが九・〇七％あって、これが五百七万円近く減っているというところもございます。市民の健康のためにはいいかもしれませんが、やはりそのたばこ税のほうも減っていきます。その部分をどうやって補っていくのか、その辺も考えていかなければならないと思うわけであります。

市の経済状況、平成十三年九月でございますが、大規模な水害が起こりました。そのために西之表市の建設業のほうは、一定程度、その体力を取り戻したかに見えたわけですが、その後も厳しい財政状況の中、市の借金が百五十億円以上あるという状況の中で、

公共事業のほうを減らされてまいりました。そのために建設業者の数も減り、また建設に従事する方も減ってきたわけであります。

先日の討論でも申し上げました。借金を減らすにはどうすればいいのか、やはり、言葉は悪いですが、人件費を減らしていくのが簡単でございます。人件費の水準を下げるのか、それか人数を減らすのか、そのような単純な方法で行っていくのが便利かと思いません。

当市の場合は、投資的な経費を減らすということでその借金を減らしてまいりました。そのために西之表市の経済状況、悪くなったかのように思います。そして、毎年二百名の市民が減っていく現状も、そのような経済政策の間違いにあったのではないか、そのように思っているわけであります。

隣の中種子町のほうをちよつと参考にさせていただきたいと思えます。こちらは、中種子町の議会だより百四十九号、平成三十年十一月九日発行のものであります。中種子町の議会のほうでは、種子島における日米共同訓練の白紙撤回求める意見書の採択を求める請願書、そういうものがありまして、賛成少数で本請願は不採択にすべきものということになっておりました。その経過説明として、一ページを使って、これまでの中種子町の空港跡地に自衛隊を誘致する、その動きの流れがあるわけであります。

中種子町のほうは、一番目に大規模災害時の住民の生命、財産の確保という観点から、自衛隊が在島することで迅速な対応が可能。

また、二番目に、外海離島である不便を強いられたが、自衛隊が存することで医療体制の改善、強化に資する。三番目に、島民の国家防衛意識の高揚と自衛隊と自治体の相互協力を通じ、地域の活性化に通じる。四番目に、不安定な東アジアの状況をかんがみ、本島に自衛隊が存することは、国家の安全保障、防衛基盤の充実の観点から地理的にも資するとの考えから、平成十九年九月定例会におきまして、種子島空港跡地に自衛隊を誘致する意見書を採択し、議長が毎年継続して要請活動を行っております。

議会はもとより、商工会を初め各種団体からも訓練が活性化に通じ、誘致活動の一環として要望する声が大でもありません。さらに平成二十六年から、これまで継続して中種子町で訓練が実施されており、そのことで地元に対し大きな経済効果が生じておるところでございます。

質問の二番目でございます。中種子町のほうは、当市と同じく基幹産業である第一次産業、スポーツ、観光も含めそのような観光、このような問題を町の経済発展を考えて実行しております。当市は馬毛島の自衛隊誘致に反対し、馬毛島については他の活用策を考えるとしておりますが、何ら実効性のあるものは出てきておりません。馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設なくして、本当に実効性のある政策があるのかどうか、市長の考えをいただきたいと思っております。代替案は何なのか、そしてその効果はいかほどあるのか、市民の皆様にもわかりやすい説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の活用についての御質問であります。これまでもお答えしたことで繰り返しになるかもしれませんが、馬毛島は国が提案しておりますFCLP以外での利用がふさわしいとの考えが、私の基本とするところであります。それを実践していく方法として、昨年の暮れに策定いたしました馬毛島活用計画を、これを具体化していくことが最善の道だと考えているところであります。

今議会でも、それから市民の皆さんの中でもさまざまな意見があることも承知しておりますけれども、引き続き地権者との話し合いを進めながら、理解を求めていきたいと考えております。この活用案の具体化について、議員の皆様方、そして市民の皆様からのまた建設的な意見をいただければ幸いです、そのように考えております。

○一 番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

市長のほう、一般質問の場におきまして何度も答弁されていらっしゃるかと思えます。代替案は何か、私のほう、なかなか記憶力が劣ってまいりました。ぜひともこの代替案、文書でも出されておりますが、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 代替案といいますが、その代替の前のもとの案というものがはっきりいたしていないというふうに承知しております。その上でお答えをしたいと思います、基本的には、先ほど申し上げたように、利活用計画案というものはあるわけですが、けれども、その中に書いております自然関係、あるいは観光、それから

歴史的な資源をもとにした研究施設ですとか、そういうものがあるわけですけれども、例えばその具体化を目指すために、今夏、子供たちを島に上陸させて体験学習をいたしました。また、この秋には厚労省が中心として遺骨の収集の調査をいたしました。この結果はまだ出ていないところでありますけれども、こういうことを踏まえて、こういう事業を実施、厚労省の事業でもありますけれども、これを進めることによりまして、種子島島民にとって、馬毛島がかけがえない土地であるということの理解は徐々に進んできていると思います。その上で、議員おっしゃる代替案の具体的なものを求めてまいりたいと考えております。

○一番（田添辰郎君） 具体的なものはこれからということでございます。また、その効果というのも、教育的な効果はあるかと思えます。また、島民にとって馬毛島はかけがえない土地であるという認識を深めることにも通じるというお話でございました。

私自身は、馬毛島に自衛隊施設ができて、その一部を米軍がFCLP訓練に使うということによつて、その部分での教育効果はいかほどのものなのか、そう思うわけでありませう。

また、我が日本国民にとつても、我々種子島に住む人間にとつても、西之表市にとつても、馬毛島はかけがえない土地であります。国民にとつて、市民にとつてかけがえない馬毛島でございます。

これが今、戦後初めての危機に迫られているわけでありませう。このような状況を考えますと、島民だけではなく、島民、国民にとつて

かけがえない馬毛島をどう有効活用するか、その視点も重要かと思っております。

では、質問三に移らせていただきます。

馬毛島の自衛隊施設のほうでは、この二百名という数字のほうを通告書のほうに出させていただいております。これまで防衛省の説明のほうにございました。防衛省の職員の方が説明されますので、そのまま受けとめてよろしいわけでありませうが、やはり、この七年以上たっているわけでありませうから、この間、国の考え方も少しずつではありますが、変わった部分もございませう。

骨のものと部分は全く変わらないわけでありませうが、通告書に書いてあるとおり、二百名の自衛隊員が配属されと書いておりますが、以前には百五十名、そういうふうに言われたときもありませう。現在は二百名の自衛隊が配属されるということになると聞いております。家族を含めれば、六百名から七百名の方が本島に来ることになります。毎年約二百名の市民が減少している当市において、人口減少対策としても自衛隊誘致は必要ではないかと考えるわけでありませうが、市長の見解を求めませう。

また、人口減少対策として、ほかに有効な代替案があるのか、どのようなものを考えているのか教えていただければと思ひませう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

自衛隊施設の具体的な、どういう部隊であるとか、その部隊のどのような施設になるのか、そういう具体的な説明については、いまだ

正確に受けていないところでもあります。把握をしておりますので、御指摘のように人口減少とか、そういう課題についての財源をどうするかというところの検討をする材料にはなっていないところでもあります。

本市といたしましては、第六次長期振興計画の中でも、この人口減少問題について取り組むことを明記しております。馬毛島の自衛隊施設の設置の行方は、これはFCLPとセットであるということでございますので、その状況、国の考え方というものをまた聞く機会があればですけども、今地権者がほとんどが民間企業でございますので、そのこともあって具体的な説明がないものと考えております。

いずれにしても、第六次長期振興計画等をもとにして、総合的にあらゆる課題を検討しながら対策を講じていきたいと考えております。

○一番（田添辰郎君） もう一度確認させていただきます。

人口減少対策、日本全体にわたって人口減少問題が生じているわけがあります。しかしながら、世界を見渡せば、人口減少国家というの数は少ないわけです。世界の人口は増えている傾向の中にあります。また、日本国内におきましても、人口が増えている市町村もあるわけです。

ぜひとももう一回確認させていただきませう。人口減少対策につきまして、具体的な案が現状であるのかないのか、もう一回お願い

いたします。

○市長（八板俊輔君） 本市の人口減少に対する対策というのは、

総合的にいろんな観点から行われているところでありませう。数え上げればたくさんあると思いますけれども、例えば企業の誘致がございます。同僚議員の御質問の中で答弁したかと思えますけれども、今年起業いたしました企業は、まだ本年度の採用が四人でありますけれども、三年間で二十人を雇用するような計画を持っているところでもあります。

例えばそういうものですか、あるいはそのほかいろいろ、先ほどの長期振興計画に掲げて実施計画をつくっておりますけれども、それぞれ人口減少を念頭に置いた施策だというふうに考えております。

○一番（田添辰郎君） 人口減少対策なのかどうか、市長の答弁を伺っても私自身ちよつと頭が、回転が鈍いのかわからないんですが、やはり先ほども申し上げました西之表、財政が厳しいというところで、公共事業のほうを大幅に減らしてきたところもございませう。そのようなこともあって、働く若い方、仕事があればこのふるさと西之表市に住むことができないうわけでありませうから、人口が減っていくのは当たり前ではないか、そのようにも思うわけです。質問の四に移らせていただきます。

市長も御存じのとおり、宇宙センターのほうが開設五十周年を迎えました。三年前の資料になりますが、センター関連の固定資産税

一億六千万円、関連企業社員約二百名の町民税五千万円とそのとき確認しております。合わせて二億一千万円が税収として上がっていると聞いております。五十年ですから、昔はJAXA自体が直接に事業を行っていた時代もございます。昔から二億一千万円あったかどうかわからないわけですが、以前にはもう少し多かったのではないかと思います。

そのような税収があつて、南種子町のほうは子供医療費の無料化にいち早く取り組みました。また、給食費の無償化にもいち早く取り組んだわけであります。そして、農家の方は御存じのとおり、施設園芸、特にハウス園芸のほうに力を入れてきたと思っております。

馬毛島の自衛隊施設ができれば、基地交付金としてその二倍から三倍以上の税収をもたらすものと考えております。そのことによつて、冒頭申し上げました住民福祉向上のための施策が打てるのではないか、そのように思うわけでありますが、自衛隊、この誘致以上に、誘致のほかに税収を上げる、効果が上がるものはほかにあるか御説明をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 本市の発展のために税収の向上を図るべきであるという御指摘であろうかと思ひます。税収を含む本市の財源の確保は、重要な課題として認識しております。

先ほども申し上げましたとおり、そのためには本市長期振興計画に示すものを中心として、各種施策の効果的な展開を図っていかねければならないと考えております。

○一 一番（田添辰郎君） 丁寧な説明ありがとうございます。

これまで、私は議員に初めてならせただいてから二十年ぐらいたつて、その間紆余曲折あるわけであります。私が小学校のころも、いろいろなことから市政のほうにも関心がありました。西之表市が財政状況、豊かであったときは一度もございません。鉛筆を買うのもボールペンを買うのも許可をもらうような、そういう厳しい財政状況の時代もございました。

そのような中で、これまでと同じような長期振興計画に基づいてまちの活性化を図っていく、住民福祉の向上を図っていく、そう言うつてこれまでの過去四十年間を見れば、説得力があるものには思えないわけでありますが、これまでの過去四十年間と同じように、衰退の一途をたどる西之表市をこれからもつくっていくのではないか、その責任は市長にあり、そして我々議員にあるかと思うわけでありますが、その点につきましては、これまでどおりのやり方で、財政の問題もそうありますが、市の活性化もできるのかどうか再確認させていただきたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） 引き続き、税収のことへの御質問かと思ひます。本市といたしましては、企業や個人の所得向上に資するさまざまな施策を講じ、結果として税収が伸びていくことが望ましいと考えております。本市も含めまして種子島の基幹産業は一次産業であります。農業、そして水産業、林業、それから商工業、それぞれ各方面に気を、心を配りながら、その発展に努力してまいり

たいと考えております。

○一 番 (田添辰郎君) 質問五に移らせていただきます。

これも質問四と同様な質問でございますが、自衛隊による新たな税収が増えれば、これまでできなかった道路整備、教育施設、観光施設、現在好調な畜産関係の新たな融資制度創設などがさまざまにできると思うわけであります。

今回も一般質問の中で教育関連の質問がございました。さまざまに補助金制度を活用して、市民にとって、市にとって有利な方向で補助金を得てつくっていくという考え方になっているわけであります。過去四十年を見ましても、その努力は議員の皆様初め、市長、議員の皆様の間で営々と努力されてきたわけであります。

現状はこのような結果であります。福祉、教育もそうであります。今、市長も御存じのとおり、子牛の値段が高値で推移しております。二十年前には子牛の値段が三十万円というときもございました。本当に浮き沈みの激しい現状でもございます。やはり子牛の値がここ数年続いていると言っても、後継者がなかなか見つからない、このような現状がございます。高くなったり低くなったりということもございますが、やはり畜産関係におきましては、やろうと思った当初に膨大なお金を必要としております。施設がお金を食うわけでありませぬ。

今、畜産関係、西之表市の農業の中でも、大層を占めるわけでありませぬが、その畜産を西之表の産業としてもっと力強いものにする

ためにも、やはり当初の施設に対する新たな補助というものも考えていかなければならないと思っておるわけであります。

漁師の皆様に関してもそうであります。そのようなことを考えますと、やはり新たな税収が不可欠だと考えるわけであります。私の場合は自衛隊誘致における税収でございます。

市長のほう、先ほどから答弁をいただいておりますが、新たな税収があれば、これもできるあれもできるという状況であります。その新たな税収は、率直にしてあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○市長 (八板俊輔君) 答えをいたします。

新たな税収はあるかということで御質問であります。直接お答えになるかどうかわかりませんが、今、議員御指摘のあった畜産関係、鹿児島県産黒毛和牛は昨年日本一になったところでもありますけれども、この種子島の牛もその土台を支えております。これは畜産農家の努力によるところでありますけれども、今年ふるさと納税の返戻品で種子島牛というものを新しく用意したところでもあります。これは種子島で生まれ、多くは子牛として出すわけですけれども、島外に出すわけですけれども、島内で肥育して解体するものもございますので、それを返戻品として、肉としてですね、すき焼きですとか、焼き肉ですとか、ステーキ、いろいろありますが、そういうものを準備いたしました。

直接のお答えにならないかもしれませんが、そうした新しい税収の確保につきましては、先ほどのたばこ税はちよつと減つて

いるということですが、議員の御提言も踏まえている検討して努力してまいりたいと思います。

以上です。

〇一一番（田添辰郎君） 今、質問三、四、五を質問させていただきました。これは、基地交付金というものでございます。固定資産税の部分は、また、市民税、町民税の部分は、ほかの公租公課になるわけですが、防衛施設周辺対策事業について質問をさせていただきたいと思えます。

私、防衛省からいただいた資料に基づいて質問をさせていただいております。こちらのほうは、当然市長のほうもお持ちかと思っておりますので、それに基づいて質問させていただきます。

この防衛施設周辺対策事業というのは、一般の施策に比べ高い補助率の、我々にとっては大変有利な助成制度であります。南海トラフ地震に備えて消防署の移転、避難場所として市民体育館と同様の規模、収容できる施設がこれから必要になってまいります。

農業、漁業用の冷蔵施設、にぎわいの拠点施設のような観光の起爆剤になり得るかもしれないコミュニティ施設、そして、小中学校の冷暖房施設、中学校のプール、市営プール、プロのスポーツ選手を誘致するための運動施設などがつくれる可能性があります。

この防衛施設周辺対策事業のほうは、離島振興法に基づく補助と同じ補助率でございます。自衛隊を誘致してプラス面があると、マイナス面は反対派の皆様がおっしゃいます。私もこれまで、それほ

どデメリットではないということを説明させていただきましたので、今日はメリットの部分を説明させていただきますと、質問三、四、五で言いました基地交付金、また防衛施設周辺対策事業、また、再編交付金というものがございます。そのほかに漁業補償と、また隊員がいること、その家族がいることによつて経済効果が生じてくるわけでありまして。そのことを市長は御存じかと思えます。御存じということでは質問の六をさせていただければと思えます。

現状では、昨年出た西之表市公共施設等総合管理計画にありますように、甘い見通しでも四十年後、人口は一万二千四十二人となり、その間、公共施設の二五％以上の削減を目指し、今後十年間で六％から七％の削減を目標としております。公共施設の維持管理に現在平均九億九千万円支出しており、今後毎年十三・三億円が必要となるとされておりまして。毎年三億四千万円が不足してまいります。このような財源をいかに確保していくのか、明確な答弁を求めています。りたいと思えます。

この人口統計のほう、これからは毎年二百名の市民が減っていくということは考えられませんが、十年で二千名、二十年で四千名、そういうふうな単純計算もできます。そのような人口減少の中で三・四億円の不足分、どのように確保するのか教えていただければと思えます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

〇財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

西之表市公共施設等総合管理計画に記載してございます公共施設更新費用の年平均十三・三億円という数字につきましては、今後、現在保有している公共施設すべてを更新した場合という前提でございませぬ。当計画の公共施設等の管理に関する基本的な考え方と基本原則におきまして、単純な施設の更新を抑制し、廃止、集約、統合、複合化などによる再編を進め、施設保有量の最適化を掲げてございませぬ。

現在、各施設等の長寿命化計画を策定しておりますが、こちらは中長期的な維持管理、更新費の削減や予算の平準化を図ることを目的として策定している維持管理計画で、西之表市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として位置づけられているところでございませぬ。

今後、これらの個別施設計画をもとに、市民の要望や御意見を踏まえながら、施設保有量の適正化を図り、経費節減に努めてまいりたいとそう考へております。

以上でございます。

〇一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

昨年出された資料でございます。議会のほうでも毎年議会報告会のほうを校区単位で行わせていただいております。私のほう、このいただいた公共施設等総合管理計画、議会報告会の場に持つて行きますして、市の厳しい財政状況を説明することが多々ございませぬ。私もそうでありませぬが、やはり政治を担う者、政治を志す者、夢を語

らなければならぬ、それは当然のことかと思ひませぬ。

しかしながら、その夢も現実を踏まえての夢でなければ、単なる空約束に過ぎない、うそとは申しませぬが、私のように選挙に勝つたり負けたりする者は、ついついいいことばかり言いそうになりませぬ。これを何とか、市民のためにうそをつかないで、きつちりと現実を訴えた上で、市民の負託を得たい、そういう思いで日々頑張っておるわけでありませぬが、大字のほうに行けば道路の施設、草払いの問題、どこの地域に行つても言われております。長野力市長の時代には、民間ができることには民間にしてみらおうということでも進めてまいりました。しかしながら、民間にも限界があるわけでありませぬ。限界集落という言葉が一時はやりましたが、役員をやる担い手の方もいないという現状がございませぬ。そのような中で、市はこれまでやれたこともやれなくなつていくわけでありませぬ。集落も校区のほうもやることに限られてくるわけでありませぬ。そのようなときに、やはり財源の問題を考へていかなければならぬ。再三になりませぬが、本当に自衛隊施設の問題、考へていただければと思ひわけでありませぬ。

そして、質問七に移りますが、再編交付金というものがございませぬ。一時期新聞報道におきまして、再編交付金が二百五十億円ぐらいい出るんではないか、そういう話もございませぬ。先日も新聞報道で、国は買い取りを決めたというような報道がございませぬ。ですから、新聞報道をうのみにするわけにはいかぬかと思ひませぬ。し

かしながら、この再編交付金、少なくとも数十億円の単位ではあるのではないか、そのように思うわけであります。再編交付金も協力を前提としております。この再編交付金、箱物だけではなく、住民生活の利便性向上、産業振興に寄与するようなソフト事業も対象とするものであります。

主な助成事業として、医療費助成、診療所運営費助成、イベント助成、コミュニティ運行バス助成、特産品開発、Ｕターン、Ｉターンの就職支援施設などもつくれるということであります。今挙げたもの、財政が豊かであればすぐにでも取り組みたい事業でございます。今、西之表市の状況の中でこのようにでき得るのかどうか、確認をさせていただければと思います。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

現在、本市におきましては、ただいま議員が挙げられましたような事業につきまして、さまざまな助成や補助、負担等を行っております。高校生までを対象といたしました子供医療費助成、種子島産婦人科医院組合への負担、鉄砲まつりなどさまざまなイベントへの助成、大字と市街地を結ぶどんがタクシーや市街地循環バスわかさ姫の運行補助、特産品開発支援事業などございます。

今後とも行政評価を用いて事業精査を行いつつ、市民のニーズに対応したサービスを提供してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） 私も子供医療費の無料化、窓口負担の解消を訴えてまいりました。本当にありがたく思っております。しかしながら、前長野力市政のもとで、私、一般質問で聞いたことがございます。子供医療費の無料化、中学生まで、いつまで続けられましかという質問をさせていただいたことがあります。明確な答弁はなかったように思うわけですが、自分が市長である限りは行いたいということございました。長野力市長、高校生までの医療費無料化にも積極的でありましたが、市の財政を考えてちゅうちょし、実施できなかったところがございます。

その点に関しましては、八板新市長におかれましては、どの子も平等に十分な医療を受けさせなければならぬ、親の経済的な問題で子供たちに不平等が生じてはならない、その熱い思いで高校生までの医療費無料化が実施されたことには感謝するわけですが、決算のほうで財政力指数が二十九年度、〇・二七％、これは一に近い方が財政力が強いということであります。経常収支比率のほうも二十九年度は九一・一％、鹿児島県の市町村平均が九〇・九％でございますから、県下、苦しい財政状況だというのはわかっております。

今申し上げました子供医療費の無料化、給食費の無償化、さまざまな住民福祉を考えた福祉政策、経済政策、一回払ってしまえば、財政状況が厳しいからといって、じゃあ、やめようということにはなりません。

そのようなことを考えますと、今後、新たな施策を打とう、観光に関して、農業、漁業に対しても、まちづくりに関しましても、新たに施策を打とうと思っても、福祉のことにお金を使えば使うほど、そのような産業振興に、公共事業にお金を使えなくなっていくのは当たり前のことであります。

そのようなことを考えますと、今やっているというのではなく、これから継続してやれるか、その部分を責任を持って検討していただければと思っております。

また、質問七のほうで、漁業において施設訓練等に伴うマイナス面も考えられ、実質的な損失に対しては国が十分補償するものでありますと書いております。環境破壊に対しても、国の基準に基づいて配慮されるものであります。何よりも訓練のたび、国は危険予防のための監視強化が必要であり、そのために漁業者の協力をいただくこととなります。当然、それに十分な対価は支払われることとなります。

漁業制限に対する補償としては、港湾整備に伴う消滅補償、二つ目に島周辺の保安水域の設定に伴う消滅補償、三番目に島周辺の訓練水域の設定に伴う補償等があるわけであります。これは、国並びに漁協のほうで協議をして決めていくものかと思いますが、それ以外にも今申し上げたようなものがあるわけであります。

そして、農業におきましても、自衛隊員約二百名の方が、交代交代ではありますが、馬毛島で職務に従事されるということになります。

す。

そして、今回も鎮西という訓練が行われました。このような訓練をこれからも充実、強化していかなければなりません。我が国が軍事国家になりたいために、戦争を行いたいためにこのような軍事訓練を行うわけではございません。これは、市長を初め皆さん御存じかと思えます。

北朝鮮の問題、今平穩に見られておりますが、結果的には、アメリカに届くような、そういった長距離のものはずくらないと、そういう結論に至っているのではないかと、日本の危険性という部分では、これから五年、十年かかるかわかりませんが、協議を進めていって結論が出てくるものだと思います。また、その奥のほうの国においては、再三申し上げますが、南シナ海の問題もございませぬ。国際裁判所の決定には従わず、今も南シナ海を我が領海と同じように扱っているわけでありませぬ。

そして、台湾の問題もございませぬ。さらには、東シナ海の問題もございませぬ。日中境界線のもと、ここには大変な資源が眠っているわけでありませぬが、日中で共同して開発していこうという約束もあるわけでありませぬが、十数基以上の海上ターミナルをつくり、今開発を進めているような現状もございませぬ。また、沖縄県尖閣、石垣市の尖閣の問題においても、中国の鋼船、これが頻繁に訪れるような現象もございませぬ。そして、対馬のほうの問題もございませぬ。北海道の問題もございませぬ。

これまで自衛隊は、我が国を守るため、国民の命を守るため、ある程度制限された実力でよかったのかもしれないませんが、東アジアの状況を見れば、日本は二十年間GDPが増えておりません。その間十数倍になった国もあります。軍事費も大幅にアップしております。

そのような状況の中で、我々が求めずとも脅威は高まっている現状であります。日本国としては、務めはやはり国民の生命、財産、そして国土を守る、当たり前のことであります。そのために最も危険性が高いと思われる南西諸島、沖縄のほうから、北端でいえば種子島まで、この島々を本当にハリネズミのような状況で守っていかなければならない、そういうふうに進み込まれているわけであります。

ですから、これからも日米合同訓練、今の現状の憲法上、また法律上では、我が自衛隊は縦の役割しか果たせない現状でございます。また、憲法上だけではなく、法律上の不備もあり、戦えない自衛隊でもあります。そのようなことを考えますと、矛としての米軍の役割に期待するしかないわけであります。

我々の住民福祉の向上、そして、日々の明るい生活、楽しい生活も平和を前提としております。平和なくして、住民福祉の向上も経済発展も何もないわけであります。一番最も重要な平和を維持するために、これからも自衛隊の訓練、そして、日米合同訓練という形でさまざまな訓練が行われていくわけでありますが、それに伴って

先ほど申し上げました漁業者に対するいろいろなお願い、増えてまいります。また、漁業者の皆さん、市民の皆様にも不便をかけることも増えてまいります。しかしながら、国でございます。民主主義国家の日本でございますから、それに対する補償も、そして配慮も考慮も行える、このことを理解していただければと思います。

また、この施設整備、十年の歳月がかかると私自身は説明を受けております。そして、古い資料によれば、二千億円以上、千億円単位の事業になると言われております。当然、軍事施設でありますから、我々の地元にある建設業者が直に受けるような事業は余り多くないのが現実であります。

しかしながら、東京、大阪、都会から大手のゼネコンが入り、そして事務所を設置し、事務職員を雇用し、またその方たちが地元の建設業の方に仕事をやらせてもらう、そのようなことは十分考えられるわけであります。そして、その建設事業には、数百人単位の人手を必要とするわけであります。

農家関係に関しましても、日々使う食材のほうの提供をしていかなければなりません。これは漁協においても同じであります。そして、商店街におきましても、今はインターネットで物を買う時代になっております。経済効果が少ないという方もいらっしゃるわけでありますが、いるのといないとは大違いであります。これは南種子町の打ち上げのときを見てもおわかりのことだと思えます。訓練をすればするほど、我々の役割、仕事は大きくなります。その部分、

我々は豊かになる、私はそう思うわけでありませぬ。

今さまざまな質問をさせていただきました。たくさんの馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設を誘致することによってメリット、先ほど申し上げました再編交付金のほうは、市長も御存じのとおりFCLP訓練の実施が条件であります。

今私自身が十年近く議員をやらしていただいて、本当に市民のため、また、その市民のための前提となる平和を守るためには、馬毛島に自衛隊施設、そして、FCLP訓練施設、強力に国に対しても要望すべきではないかと思うわけですが、市長の答弁を求めます。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

これまでの議員の御質問の趣旨は、馬毛島へのFCLPの施設、自衛隊施設の整備、自衛隊配備がなされれば、本市の経済施策の一助となるのではないかと、そういう御趣旨だと思います。本市の発展についての御提言ではあるかと思いますが、本市の経済関連施策に関して申し上げますと、先ほども申し上げましたけれども、基幹産業である一次産業や商工観光業等の振興については、各関係団体と協議、連携を重ねながら取り組んできたところであります。経済振興は、本市発展の礎であり、本市におきましても、これまで以上に各種関係団体と連携、協議をしながら、短期的、長期的な課題を整理して、その解決のための取り組みを進めていく必要があると考えます。

馬毛島は、単なる無人島ではないのであります。先日発見された人骨は、時代推定がまだされておりませんが、可能性としては古墳時代、古墳並行期、それから中世、室町時代までの人骨ではなかるうかと、完全な一体分がございます。そういう馬毛島は、私たちの先祖、あるいは先人が深くかかわってきたところでありませぬ。私は、私のそのFCLP以外のふさわしい利用という考え方についての市民の理解がもし進まないとなれば、それは馬毛島をここ数十年訪ねる機会が失われたことが大きいのではないかと思います。私は、西之表市民の将来を踏まえた安心・安全な生活環境を整えて、この西之表市を発展させるために、馬毛島はFCLP以外にふさわしい活用法があると考えております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） 市長のお気持ちはわかりました。お気持ちはわかったんですが、ちょっと確認させていただきます。お気持ちを伺いしていると、馬毛島の自衛隊施設及びFCLP訓練に関しては反対というふうには私のは受けとめてよろしいんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島は、FCLP以外の活用がふさわしいと考えております。それ以外にふさわしい活用があると考えると、それを皆様とともに考えて追求していきたいと思っております。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

自衛隊とFCLPについては反対だということで受けとめました。結論的にはそういうことなんでしょう。

ここに平成二十九年六月一日発行号、米軍基地と馬毛島移設問題対策協議会だよりというものがございます。平成二十三年七月八日号におきましても、これまでの経過等いろいろ載っておるわけでありませぬ。これは、自民党政権下におきまして、武田良太防衛副大臣のほうが生種子島を訪れて、自民党政権下で初めて自衛隊、またFCLP訓練の施設をお願いに来たときの資料でもございます。

この協議会の反対理由としては、騒音被害、脅かされる安心・安全と日常生活、依存経済等、ここはおもしろいんで読み上げさせていたいただきたいと思えます。いわゆる基地経済への依存することによる悪影響、一時的な助成金が与える悪影響、この二つがあります。私はどのような意味なのか理解しかねるところではございますが、また、大きく四つ目に、地域づくり、まちづくりへの影響、一次産業衰退などによる商業への影響の不安、世界自然遺産や豊かな海を生かしたまちづくり、観光産業等への影響、すべてが私から見れば根拠があると思えませぬ。

そして、市長も御存じのとおり、この協議会は空中分解いたしました。二〇〇七年二月に馬毛島へのFCLP提案が表面化されました。そして、その十二月に馬毛島を持つ地権者の方が誘致を表明いたしました。そして、二〇一一年六月でございます。以前から議論をされておりますツー・プラス・ツー、日米安全保障協議委員会の共同文書において、馬毛島のFCLP移転検討が明記されました。そして、四月には小川勝也防衛副大臣が西之表市を訪れ、首長らに

計画を説明したわけでありませぬ。これは、民主党政権下でございます。そして、二〇一二年十二月、中種子町議会がこの対策協議会から離脱いたしました。

先ほど申し上げましたように、二〇一三年十二月には、防衛副大臣が自民党政権として初めて要請に来たわけでありませぬ。そして、二〇一五年七月には、南種子町議会が対策協議会を離脱いたしました。そして、今、市長も御存じのとおり、この協議会というものは存在しないわけでありませぬ。

この今持っている六月一日発行号、昨年の六月一日発行号、まだ協議会があったころのお話であります。八板市長が、選挙後初めての総会に出席した内容をあらわしたものでございます。市長は、会員それぞれが本問題に対する立場や考え方があつとしつつ、あくまでも本協議会は賛成、反対を問うのではなく、ニュートラルな立場で正確な情報を収集し、住民に伝えていくための組織であるとの考えを示した。また、平成二十九年活動計画におきましては、本問題に係る正確な情報を広く住民に伝えていくことを目的にし、防衛省との意見交換や関係地への視察などを進めてまいります。そのように書いております。

活動の詳細といたしましては、一、情報収集及び提供。そのとこに広報活動の強化を図り、住民の関心や理解を深めるように努めます。(一)住民への説明。住民説明等の実施、国や県、協議会等の動きについて、住民に積極的な情報提供を行うと書いております。

この考え方は、市長も現時点でも変わりがないかと思っております。

これまでも馬毛島の自衛隊施設につきまして、さまざまな質問をさせていただきましたが、明確な答弁をいただけないことは多々ございました。市長は、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練にほかの道があるからと、はっきり申し上げれば、私の言葉で申し上げれば、反対だというふうに受けとめさせていただきました。市長の考えは考えて構いません。それで構わないと思いますが、市長がこの協議会、総会で訴えた賛成、反対を問うのではなく、ニュートラルな立場で正確な情報を収集し、住民に伝えていくための組織であると書いております。これまでその努力をされてきたのか、市長と語る会で、その時々で説明はしているとおっしゃるかと思えます。

今日は、防衛省の出した市長もお持ちの資料を参考にして一般質問をさせていただきました。防衛省、国の立場は立場、そして反対する立場は立場で、やはり市民の皆様知っていたかなければなりません。我々、市長や議員が損得をするわけではございません。市民が痛みも喜びも得るわけであります。ぜひとも公正な広報活動をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 田添辰郎君の一般質問は終わりました。これもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす五日から十三日まで、本会議は休会と

なりますが、付託案件審査のため、五日は産業厚生委員会、七日と

十日は予算特別委員会、十一日は各常任委員会を開きます。十二日は、各特別委員会及び議会運営委員会です。十四日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後零時四十分散会

本會議第六号（十二月十四日）

本会議第六号（十二月十四日）（金）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一三番 橋口好文君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
副 市 長	中野哲男君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企 画 課 長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

平成三十年十二月十四日午前九時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第六号のとおりであります。

議事日程（第六号）

- 日程第一 議案第七〇号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号） 撤回の件
- 日程第二 議案第七六号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）
- 日程第三 議案第六七号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第四 議案第六八号 西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第五 議案第六九号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第六 議案第七六号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）

日程第七 議案第七一号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程第八 議案第七二号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第九 議案第七三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）

日程第一〇 議案第七四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）

日程第一一 議案第七五号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）

日程一二 請願第一二二号 議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求める請願書

日程一三 議案第七七号 西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程一四 総務文教委員会所管事務調査報告

日程一五 航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告

日程一六 議員派遣の件

日程一七 閉会中の継続審査

△議案第七〇号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号） 撤回の件

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第七〇号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）撤回の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 御説明をいたします。平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）の撤回の件について説明をいたします。

議案第七〇号、西之表市一般会計補正予算（第五号）は、歳入予算に誤りがあったため、撤回をしようとするものであります。

内容について御説明いたします。

歳入予算中、十九款諸収入、四項雑収、一目雑入、七節消防雑入の熊毛地区消防組合負担金返納金については、さきの九月議会において、一般会計補正予算として計上し、議決をいただいたにもかかわらず、十二月補正予算に計上してしまつたものであります。

あつてはならないミスにより、議会運営に多大な御迷惑をおかけしてしまいました。心よりおわびを申し上げます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第七〇号、平成三十年度西之表

市一般会計補正予算（第五号）撤回の件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第七〇号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）撤回の件を承認することに決しました。

△日程の追加

○議長（永田 章君） 次に、日程の追加についてお諮りいたします。

市長から、議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）が提出されました。お手元に配付しております議事日程第六の一号、日程第二、議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を日程に追加し、議題とすることに決しました。

△議案第七六号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）

それでは、日程第二、議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 本案は、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）であります。

まず、先ほど市長の説明にもありましたとおり、本補正予算におきまして、結果として議案の撤回となりましたこと、また、これにより議会運営に多大なる支障を来し、御迷惑をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。

今補正予算の再提案については、十九款諸収入、四項雑入、一項雑入のうち、七節消防雑入三百一十一万六千円、熊毛地区消防組合負担金返納金が九月補正において既に計上されていたことが判明したため、歳入のうち、先ほどの熊毛地区消防組合負担金返納金三百一十一万六千円を削除、歳出で財政調整基金に積み立てを予定していた予算の中から財源として充てるため、相当額を減額する変更を加えた内容となっております。

なお、変更部分は限定的でありますことから、変更した内容についてこれを先に御説明いたしますので、御了承いただきたいと思います。

予算書条文をお開きください。

第一条、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ三千四百五十一万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ百五億六千七百二十

一万円とするものとございます。歳入を三百一十一万六千円減額しましたので、歳入歳出の追加並びに歳入歳出予算の総額を変更してございます。

続いて、事項別明細書の歳入から説明いたします。

一〇ページをお開きください。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入のうち、七節消防雑入説明欄の熊毛地区消防組合負担金返納金三百一十一万六千円を削除、減額してございます。

続いて、歳出です。

一二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金一億三千七百七十一万二千円の減額は、先ほどの歳入減額を調整するため、財政調整基金に積み立てを予定していた予算の中から相当額を減額しようとするものとございます。

変更については以上であります。

続けて、そのほかの説明をさせていただきます。

四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為の補正予算、追加三件であります。

上から、さとうきび反収向上対策事業、期間は二〇一九年度から

二〇二三年度までの五年間、限度額は三十二万円でございます。

次に、園芸産地再生産支援事業、期間は二〇一九年度から二〇二三年度までの五年間、限度額は三十六万五千円でございます。

次に、西京苑管理事業、期間は二〇一九年度から二〇二三年度までの五年間、限度額は一億二千六百五十万円でございます。

五ページをお開きください。

第三表、地方債補正は変更二件でございます。

まず、学校施設の熱中症対策といたしまして、種子島中学校の空調整備事業に対応するため、過疎対策事業の限度額を一千四百五十万円増額してございます。

次に、避難道路として整備中であります上洲之崎線の改良舗装において、工法の見直しが必要となり、これに対応するため、緊急防災減災事業の限度額を五百十万円増額してございます。

続いて、今回の補正予算について、事項別明細書により詳細の説明について、目の金額の大きいものや特徴的なものについて御説明いたします。

一三ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業には、一千九十万円を追加しております。二十八節繰出金、説明欄に記載のとおり、介護給付費が増えたことによります一千七十九万八千円の追加が主な原因となっております。

一五ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、三目児童措置費に五千四百六十二万一千円を追加しております。主なものは、二十三節償還金利子及び割引料、説明欄にあります教育・保育給付の前年度精算金として、

国庫支出金返納金三千六百四十一万四千円、県支出金返納金一千八百二十万七千円をそれぞれ計上してございます。

三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費に二千八十四万三千元を追加してございます。

二十三節償還金利子及び割引料、説明欄にありますとおり、生活保護費の前年度精算といたしまして、国庫支出金返還金として計上してございます。

一七ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に三千三百四十三万六千円を追加してございます。主なものは、十九節負担金補助及び交付金で、さきの度重なる台風の襲来によるさとうきび生産者の経営安定を支援するため、補助金として三千二百二十万円計上してございます。

二一ページをお開きください。

最下段となります。十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費に一千五百六万一千円を追加してございます。

二二ページをお開きください。

十五節工事請負費、説明欄に記載の学校施設における熱中症対策のために行おうとする空調設備の整備が主な要因となっております。続きまして、歳入について御説明いたします。

まず、一〇ページをお開きください。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入ですが、冒頭に説明しました

とおり、熊毛地区消防組合返納金三百一十一万六千円を減額し、一千四百七十万五千円に変更してございます。減額を、削除をしておりますので、項目としてなくなっております。主な要因といたしましては、三節衛生雑入一千二百二十九万七千円、種子島地区広域事務組合精算返納金でございます。

次に、その下、二十款市債、一項市債、四目過疎債に一千四百五十万円追加してございます。主なものは、一節過疎債、説明欄にありますように、学校施設における熱中症対策として中学校空調設備を整備しようとする工事請負費のうち市負担分を計上してございます。

最後に、歳出の一二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金一億三千四百五十九万六千円の減額は、今回の補正予算に必要な経費のうち、国・県の支出金並びに市債以外の財源として必要な額を財政調整基金に積み立てを予定していた予算の中から、財源として充てるために、熊毛地区消防組合負担金返納金三百一十一万六千円も含め、減額しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びいたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

ここで、予算特別委員会開催のため、しばらく休憩いたします。予算特別委員会は直ちに委員会を開催し、議案の審査をお願いいたします。予算特別委員会の審査が終了次第、再開しますが、再開時間については庁内放送等でお知らせをいたします。

休憩をいたします。

午前九時十一分休憩

午後三時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△日程の追加・議案審議

○議長（永田 章君） 日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付しております議事日程第六の二号のとおり、日程第三から日程第一七までの十五件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議事日程第六の二号により、会議を進めることに決しました。

△議案第六七号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第三、議案第六七号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第六七号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給限度額について明確に定めるため、報酬額の「基本給」を「月額」に改め、「能率給」を「加算額」に、「予算の範囲内で市長が定める額」を「五十五万八千円の範囲内で市長が別に定める額」に改めるものであります。

この支給限度額については、算出方法や支給基準等の説明を受けました。活用交付金の上限額を七万二千円とし、成果交付金の上限額を四十八万六千円とするもので、この二つの合計額である五十五万八千円を加算額の限度額と定めるものです。

附則として、この条例の施行日を平成三十一年四月一日とするものです。

審査の結果、原案のとおり全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六八号 西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に

関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六八号、西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第六八号、西之表市高齢者はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、七十歳以上七十五歳未満の方のはり・きゅう施術料の助成申請がほとんどないことや、本市と同じく国民健康保険でもはり・きゅう助成事業を行っている県内他市のほとんどが後期高齢者保険の被保険者を対象としていることなどから、現行七十歳以上の者となっている助成対象者について、後期高齢者医療保険の被保険者に変更するため、条例の一部を改正しようとするものです。

この改正の内容について、第二条第一項は、助成の対象者を「七十歳以上の者」から「後期高齢者医療の被保険者」に変更しており、改正前の条例では、本市に一年以上居住していることを条件としていましたが、この規定では、国民健康保険のはり・きゅう助成の規則に合わせ、削除しております。

また、ただし書きについては、国民健康保険と後期高齢者医療保険に同時に加えることはないことから、削除しております。

第二条第二項の規定においても、月途中に七十歳になった場合についての規定でしたが、対象者を後期高齢者の被保険者とすることに伴い、削除しております。

次に、題名及び第一条の改正では、対象者が後期高齢者医療保険の被保険者となることに伴い、「高齢者」という記述を「後期高齢者」に改正しており、第三条のただし書きは、医療給付としての施術については対象外とする規定であります。対象者が後期高齢者医療保険の被保険者となることに伴い、医療給付の根拠規定も、高齢者の医療保険確保に関する法律に改正するものです。

また、附則として、第一項は、施行期日を平成三十一年四月一日とし、附則第二項は、経過措置で、条例施行日に改正前の条例の対象者であった者は、平成三十六年三月三十一日までの間は、引き続き対象者とするものです。附則第三項の経過措置については、平成三十一年四月一日以前の施術について、従前の例によることを規定するものです。

なお、施術料助成の実績について、平成二十五年度からの五年間で二百十一名の方が申請し、そのうち二百十名が後期高齢者医療の被保険者であったとのことでした。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六九号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第六九号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第六九号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、あっぱくらんどの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定しようとするものです。

指定管理者として、有限会社種子島環境整備を指定し、指定する

期間を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間とするものであります。

本委員会では、現地調査を行い、施設の管理状況や修繕された箇所、今後、改修が予定されている場所の確認をいたしました。また、選定の過程において、一定の評価基準を満たしていることについても確認をいたしました。

審査の結果、規制緩和の流れを汲んだ指定管理者制度について、雇用の問題やサービスの低下につながり見直すべきとの反対意見が出ましたが、現在の市の職員数では維持管理が困難であるため、職員の負担軽減のためには必要な制度であるとの意見があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一五番 渡辺道大君登壇〕

○一五番（渡辺道大君） 議案第六九号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

指定管理者制度についてであります。二〇〇三年から政府主導の官から民への規制緩和の流れの中で導入された制度で、公の施設の管理運営を民間に委ね、経費削減と市民サービスの向上を同時に

図ることを目的としております。

この制度が導入されてから十五年ほど経過をしておりますが、多くの問題点も指摘がされております。制度導入の狙いが、運営費用と職員数の削減にあることから、行政改革の面だけが特に着目されること、指定期間が短いことにより正規職員の雇用配置が困難となり、人材育成や職員自身も公共施設職員としての自覚や専門性が身につかないこと、また、指定期間の短さは人材育成と同時に設備投資や運営面での長期的計画を阻んでいる、経費削減のため管理運営が行き届きにくく、集客力が減少したり、それに伴う収益の減少によって必要経費も十分に捻出できなくなり、結果として利用者が減っていくという悪循環に陥る可能性が高いなどの点が指摘をされております。

そのような中で、公共の施設であるあっぱらんの管理運営が会社側の負担になっているのではないかと、実際にあの広さの施設を従業員数六名に任せていることについては、十分な協議をし、改善が必要ではないかと考えます。

指定管理者については、これまで図書館や体育館、都市公園などありましたが、業者側が管理運営ができなくなった理由などを調査・検証し、制度の見直しを、また、公の施設は原則直営に戻すべきという立場から、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第六九号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

法案の趣旨は、あっぱらんの指定管理者を、現在の指定管理者に引き続き三十一年度から向こう三年間指定しようとする内容であります。

委員会審査において、指定に至った経緯等を詳しく担当課からも説明をいただきました。その指定経緯においては、私は不備な点はないものと確認をした次第であります。

先ほども反対討論者からもありましたけれども、指定管理者制度が本市に導入されて久しいわけですが、指定管理者制度を活用し、公の施設の維持管理運営を指定管理者に委ねている施設も幾つかあります。建設課や教育委員会、福祉事務所が所管する施設でもあります。これらの施設は、以前は直営で管理運営されておりましたけれども、先ほどもありましたように、職員の減少に伴い、十分な維持管理運営が厳しくなったこともその大きな要因の一つとして、指定管理者制度を導入したと私は理解をしております。

この指定管理者制度が、これまでの管理委託制度から民間事業者にも対象範囲が拡大され、使用料金の收受や使用許可権限の行使なども付与することができることなどが主な特徴であって、指定管理者制度の目的は、民間事業者の創意工夫、効率的な管理手法を活用することであり、市民サービス向上と行政コストの削減が期待されているものと理解をしております。

ただ、現在、一部の指定管理者が契約満了で撤退するかのようなお話も一部聞き及んでおりますけれども、これらは指定管理料の問題も一部あるというふうには、私もそこは考えております。

行政は、公の施設の維持管理運営を事業者と契約する際に、指定管理料を協議し、契約するわけでありますが、その時点で、事業者の維持管理に関する経費等の意見も踏まえ、前年度の決算額も参考に、して協議・決定されているというふうに考えます。今後、より慎重に協議・検討することも必要になってくるのではないかとこのように考えます。

ただし、いずれにしても本市の予算の可能な範囲内になると思えますが、指定管理者の撤退が今後想定される状況になれば、どう対処していくのかは、行政として真剣に検討すべき時期が来る、今後想定されると思えます。

公契約条例に関する指摘もありましたけれども、公契約条例の制定は、私は一般質問で訴えてきておりますので、条例制定自体には反対はしていません。市が発注する公共工事や指定管理者において、そこで働く労働者の低賃金と労働環境の整備を図ることは重要だと考えております。ただ、全国的、県内でも霧島市のみの状況ではありません。各自治体においてもまだ調査研究中でありまして、本市においても、今後ぜひ前向きに検討をいただけたらというふうに思います。

こういうふうな状況でありますので、今すぐ、それぞれの公の施

設の指定管理者制度を外すというのは、直営に戻すというのはなかなか現状では厳しいのではないかなというふうに思いますし、職員数もそれには関連してくるというふうに考えます。

であるにせよ、いずれにしても指定管理者制度を十分に理解して活用していくためには、行政としても、指定する民間事業者と協議をしながらですね、市民サービスの向上に努めていただくように、今後より一層、そういった部分を努力していただきたい旨を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第六九号、公の施設の指定管理者の指定について、さきの反対討論者に加えて、私も反対討論をしたいと思えます。

本来、公の施設は、住民の財産として、住民サービス充実を基本の役割として位置づけられておりました。しかし、二〇〇〇年代から当時の小泉自民党・公明党政権が官から民への流れを急速に強めて、全国の自治体に公的施設の民営化を指導して、全国の地方自治体も、そしてまた国民も、その流れの中で公務員削減の延長線上にある指定管理者制度導入をしてまいりました。現業職場、つまり保育園の民営化も進めてまいりました。

そういう流れの中で、本市でも、先ほどから指摘されておりますが、市民体育館、市立図書館などの公的施設を指定管理者が管理運

営を受けた時期もありましたが、市民体育館の導入については指定管理者が出てこないということで、今、直営に戻っております。

そもそも利益を生み出してこそ業務を運営せざるを得ない民間が、利益を生み出せない公的施設の指定管理者制度になじまないということが明らかになったのではないのでしょうか。その結果、市民体育館、市立図書館が直の運営に戻っているということ再認識するべきではないでしょうか。

それはまた、本議案に提案されている公園管理も、本来、利益を生み出せない公の施設という点で同様です。提案されているあつぽくらんど公園管理においては、これまで二千二百万円余りの委託費となっておりまして。それが妥当かどうかの議論もなく提案されております。

指定管理者制度の導入によって民間企業に管理運営を任せるとの発想は、交付税削減などを含む、そもそも経費削減が目的です。それに伴う住民サービスの低下と働く労働者の処遇低下があり、今後懸念されることは言うまでもありません。

その流れの中で、地方交付税削減を目的に、地方自治体に対しては公務員削減ありきで公務員バッシングの中、本来、公的に運営し、住民サービスを基本とし、利潤を追求できない公園施設の民間委託指定管理者制度はなじみません。一点、住民サービス向上と、二点、労働者の処遇政策改善、この二点を堅持するのは困難なことが実証されているのではないのでしょうか。

よって、労働者の処遇を守り、住民サービスを維持・充実させるためにも、指定管理者制度は公的な施設を民間が管理運営することにはそぐわないことを指摘します。

今後は、建設課の直営に戻し、住民サービス向上、労働者の処遇を現在の基準より下げないなどを堅持するべきであると指摘し、以上、反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七六号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千四百五十一万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億六千七百二十一万円とするものです。

債務負担行為の補正は、さとうきび反収向上対策事業、園芸産地再生産支援事業、西京苑管理事業の追加三件で、期間はいずれも二〇一九年度から二〇二三年度までの五年間となっています。

地方債の補正は変更二件であります。過疎対策事業では、学校施設の熱中症対策として、種子島中学校の空調整備事業に対応するため、限度額を一千四百五十万円増額しています。緊急防災・減災事業では、避難道路として整備中である上洲之崎線の改良舗装において、工法の見直しが必要となり、これに対応するため限度額を五百十万円増額しています。

次に、歳入から説明いたします。

国庫補助金の教育費国庫補助金の追加は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、新規事業の中学校空調整備事業に対応しています。県補助金の農林水産業事業費県補助金の減額は、農業次世代人材投資事業の実績見込みに伴うものです。

雑入の追加の主なものは、種子島地区広域事務組合負担金の確定による返納金です。

市債の過疎債の追加は、種子島中学校における空調整備の財源によるもの、土木債の追加は、上洲之崎線道路改良事業における設計工法の見直しによる事業費増によるものです。

次に、歳出について説明します。

総務管理費、財産管理費の積立金は、今回の補正の財源調整のため減額しています。

民生費、児童福祉費の子ども医療費は、上半期の実績や今後の見込み、また、十月から現物給付も始まっていることも踏まえ、増額しています。

農林水産業費、農業費の農業振興費には、新規事業として、自然災害により不作が続いていることや生産コストの上昇により、さらにさとうきび経営が逼迫している状況であることから、生産コストの格差を是正するためのさとうきび生産者経営安定支援緊急対策事業が計上されています。

土木費、道路橋梁費の道路新設改良費の追加は、西町上之原線、上洲之崎線道路改良事業に伴うもの、同じく港湾費の港湾建設費には、立山港防波堤補修工事の経費が計上されています。

教育費、小学校費及び中学校費の学校管理費には、台風二十四号により被災した施設の修繕及び撤去費用等が計上されています。同じく、中学校の学校管理費には、新規事業として、熱中症対策のた

めに種子島中学校新設校舎（一年生教室等）への空調設備を設置する中学校空調整備事業が計上されています。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第七六号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）に賛成の立場から討論いたします。

まず、今回、議案第七〇号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第五号）が、歳入の予算に誤りがあったため、市長から撤回請求があり、謝罪を受け、議会運営上の観点からそれを認めましたが、改めて遺憾と抗議の意を示し、再発防止策を早急にお示しいただきたいと思えます。

既に、議長、議長長を通じて、当局に対し厳しく申し入れも行われ、おおむねの経緯の説明も議会としては受けたものの、やはりこの本会議において一言申し述べべきと考え、ここで触れさせていただきます。

さて、本案は、委員長報告のとおり、所管課よりの説明を受け、

市制六十周年記念行事等に伴う職員の時間外勤務の増加など、気になる点もありましたが、さとうきび生産者経営安定化支援緊急対策事業三千二百二十万円、また、中学校へのクーラーの設置など、喫緊の課題に対する予算が盛り込まれ、また、この時期としては丁寧に数字を拾った補正となっていることを評価し、賛成すべきものと考えます。

以上です。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七一号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第七一号、平成三十

年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○**予算特別委員長（小倉初男君）** 本委員会が付託を受けました議案第七一号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千九十一万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億七千七百五十九万二千円とするものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明します。

県補助金の保険給付費等交付金の追加は、歳出の保険給付費の増額に伴い、普通交付金を増額するものです。

他会計繰入金の一般会計繰入金の追加は、決算見込額の確定によるものです。

基金繰入金の国民健康保険基金繰入金は、資金不足になった際に備え、あらかじめ予算化するものです。

次に、歳出について説明いたします。

療養諸費の退職被保険者等療養給付費及び高額療養費の退職被保険者等療養給付費の追加は、八月診療分までの実績に基づく医療費推計により、決算見込額の変更に伴うものです。

基金積立金の追加は、前年度決算余剰金の二分の一を基金に積み

立てるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○**議長（永田 章君）** これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永田 章君）** 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（永田 章君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△**議案第七二号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計**

補正予算（第一号）

○**議長（永田 章君）** 次は、日程第八、議案第七二号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七二号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三万五千円とするものです。

まず、歳入から説明します。

繰越金の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について説明します。

総務管理費の一般管理費については、平成二十九年繰越金の確定に伴い、積立金及び一般会計繰出金を増額しています。

以上の補正により、平成三十年度末の基金残高は、三百三十五万六千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七三号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第四号）

○議長（永田 章君） ここで、議長よりお願いを申し上げます。

まもなく午後四時となりますが、議事の都合上、このまま議案審議を続行いたします。

次は、日程第九、議案第七三号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七三号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千百十五万一

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億五千六百十五万八千円とするものです。

予算の主なものについて、歳入から説明します。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金の追加は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に伴い、再算定したことです。

繰入金の基金繰入金の追加は、財源調整によるものです。

雑入の追加は、種子島地区広域事務組合負担金精算返納金で、前年度精算返納金確定に伴うものです。

次に、歳出について説明します。

介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費、また高額介護サービス等費の追加は、上半期の給付実績から、年間給付費の増額が見込まれることによるものです。

包括的支援事業・任意事業費の追加は、新元号に対応するための包括支援システムの改修費用です。

基金積立金の減額は、財源調整によるものです。

繰出金の一般会計繰出金の追加は、平成二十九年種子島地区広域事務組合負担金の精算返納額確定によるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七四号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第七四号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七四号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百三十八万一千円とするものです。

まず、歳入から説明いたします。

一般会計繰入金の事務費繰入金の追加は、歳出の共済費の補正に伴うものです。

次に、歳出について説明いたします。

総務管理費の一般管理費の追加は共済費で、標準報酬月額改正に伴うものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七五号 平成三十九年度西之表市水道事業会計補正予算

（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、議案第七五号、平成三十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七五号、平成三十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条は、収益的支出の補正で、支出の事業費を百十万九千円増額し、四億四千四百五十四万四千円に改めるもので、増額の内訳は、時間外勤務手当と企業債利息です。

第三条は、資本的収入及び支出の補正です。

まず、資本的収入を二千七百五十五万九千円増額し、一億六千六百二十万八千円とするもので、増額の内訳は、県営事業に伴う配水管布設替工事三件の負担金確定と生活基盤施設耐震化等整備の武部、深川地区の事業費変更に伴うものです。

次に、資本的支出は、二十四万九千円増額し、三億三千六百二十

八万一千円とするもので、増額の内訳は、能野地区の接合槽用地取得に係る土地購入費です。

不足する額一億七千七万三千円は、過年度分損益勘定留保資金一億六千二百二十九万四千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七百七十七万九千円で補填することとしています。

第四条は、企業債の補正で、簡易水道統合整備の変更一件です。

審査の過程において、時間外勤務手当の増については、職員一名減による負担増加や沖ヶ浜田の漏水への対応等によるもの、また、企業債利息の積算根拠については、平成二十九年度に武部地区の一部が完成したため、完成部分の企業債前借分の利息であるとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第一二号 議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議

論を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審査を行います。

日程第一二、請願第一二号、「議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求める請願書」を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） 本委員会が付託を受けました請願第一二号、議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、和田香穂里議員を紹介議員として、西之表市西之表二七四五の三、馬場信一氏、西之表市安城七六三の二、榎元一巳氏、ほか十八名より提出をされたものです。

請願の趣旨は、議員定数削減ありきの議論をせず、今議会における議員定数削減の方向性を撤回し、出発点に戻り、徹底した議論を求めてほしいとの内容であります。

まず、議員定数に関することについて、これまでの経緯を述べて

みたいと思います。

平成二十八年五月十日に、議員定数を十二名に削減すべきとする西之表市議会議員定数削減に関する陳情書を受け、八月に所管事務調査を行い、議員アンケートも実施するなど議員定数のあり方について慎重に議論をしてまいりました。

その結果、平成二十五年に制定した議会基本条例で、議員定数については行財政改革の視点だけでなく、議会の機能、市政の状況と課題、将来予測と展望を十分に考慮し、市民意見なども聞き取りしつつ改正すると定めていること、また、二元代表制の一つである議会の役割を果たすためには、本会議だけではなく活発な委員会活動が重要であり、議会の民主的な運営や多様性を確保するために必要な議員数の確保も重要であることなどの意見から、議会運営委員会では議員定数を十六名と定めることとし、全会一致で不採択と決し、審査の過程において、議員定数問題については議員自らが議論すべきことであり、今後、議会運営委員会でも積極的に協議すべきであるとの申し送りを確認して、平成二十八年第三回定例会において、賛成少数で不採択と決しております。

以上のようなことから、改選後の平成二十九年三月三日の議会運営委員会において、五月中に所管事務調査を行い、平成二十九年第四回定例会、十二月議会を別途に結論を出したいとの提案について異論はなく、平成二十九年四月十八日の全員協議会で報告を行っております。

その後、議員定数と報酬についてをテーマに、平成二十九年八月に、市区長会との意見交換会、十月には各校区において意見交換会を行いました。

しかしながら、平成二十九年第四回定例会十二月議会で結論を出すまでには至らず、その後、一年をかけて議会運営委員会で議論をし、その都度、全員協議会で報告してきたところであります。

平成三十年十月二十二日、議会運営委員会を開催し、委員個々の意見を確認し、議会運営委員会として、議員定数を現行十六名から十四名に削減することを、今定例会にて上程することを決し、このことを十一月九日開催予定の全員協議会で報告をし、全議員の意見を伺うこととなりました。

平成三十年十一月九日の全員協議会において、議会運営委員会での決定事項を報告し、全議員の意思を聴取したところであります。

議会運営委員会では、定数削減ありきでの議論ではなく、所管事務調査等を参考にしながら徹底した議論を重ね、その都度、全員協議会でも報告を行っているものと考えます。

審査の過程において、十分に議論が深まっているという意見に反し、議論不十分で議員定数削減が多くの住民の意見を反映できていないとの意見もありましたが、議員定数は議員自らが判断するものであり、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「七番 和田香穂里さん」

○七番（和田香穂里さん） まず、この請願書の中にあります議論すべきこととして挙げられている十四の項目について、請願に対する審議の過程で審議をされたのか。されたのであれば、その内容、されなかったのであれば、その理由をお答えください。

○議会運営委員長（下川和博君） 請願書の表題であります「議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求める請願書」について、各議員の意見を述べていただきまして、意見を集約の上、採決をとっております。

また、十四の項目については、議員個々の考えにより判断すべきものが多く、十四の項目については審議はされておられません。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○七番（和田香穂里さん） それでは、表題の「議員定数削減の方向性の撤回について」と「徹底した議論を求める」というところは、分けて審議をされたのか、一つのものとして議論をされたのかを御説明ください。

○議会運営委員長（下川和博君） 本来であれば、議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求めるといふ点では分けて議論すべきと思われませんが、各議員の発言・意見は一体となったものも多くて、一つのものとして議論を行い、審議・採決をしております。以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、表決は、採択すべきが三名、不採択三名の同数により、委員長が決したものと伺っていますが、委員長が不採択と決した理由を伺いたいと思います。

○議会運営委員長（下川和博君） 確かに三対三でありました。私が最終的に不採択と決したところでありますけれども、議会運営委員会としては、平成二十九年の二月二十三日の発足当時から、この議員定数等の問題については主たるテーマとして取り組んできております。ですから、この請願書の趣旨は該当しないものと思います。判断をしました。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

本件に対する委員会での採決結果は不採択でありますので、初めに、原案に賛成する討論を行います。

原案に賛成する討論。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 請願第一二号、議員定数削減の方向性を撤回し、徹底した議論を求める請願書について、採択すべきとの立場から討論をいたします。

この請願は、定数削減そのものに反対してはおりません。このたび定数を削減する条例が提案されると知った方々、この請願の請願者は計二十名ですが、そのほかにも多くの市民の方々から、

今議会で定数削減の方向性が条例の改正案、つまり決定すべきものとして出されることに對する数々の疑問の声の一つの形として、この請願は提出されたものです。

例えば、「定数だけ減らすのか、報酬についてはどうするのか」という声がありました。「報酬を下げて、定数は現状維持ではどうか」という意見も聞きました。定数と切っても切り離せない報酬との関連はどのように議論されてきたでしょうか。

また、「なぜ今回提案されるのか。まだ選挙まで二年ある」という声もありました。この十二月議会で提案されること、今でなければいけないことの明確な根拠が示されたでしょうか。

あるいは、「減らせばいいというものではない。肝心なのは中身だ。どういう議会にしていくなのか。議員がどうやってその働き方を見せしていくのかを示していない」という趣旨の声も多く聞きました。

議会改革と議員定数は決して別に論じられるべきものではないと考えている市民は少なくありません。変えるべきは数ではなく、議会及び議員のあり方ではないかという議論はあったのでしょうか。

そして、特に気になったのは、「えっ、そんなこと全然知らなかった。議会は今まで何も説明してきてないでしょう」という声です。先ほどの議運委員長の報告には、議会が自ら決めるべきという報告がありました。そこについては間違いないと思いますが、それまでの過程において、どれだけ市民に明確に、この議員定数に関する調査研究の報告や、議論の経緯、あるいは結果として出された今回の

方向性のあり方を、いつ示してきたでしょうか。示していれば、こういう声は上がらないのではないのでしょうか。

請願では、十四の項目にわたり議論すべき点が述べられています。それについては審議の際には取り上げられなかったということですが、結論として不採択ということは、今回の定数削減について、この十四の項目全てにおいて、既に十分な議論が行われたと自信を持って言えるからなのか。それとも、議論に値しない、議論する必要のないものであるとの判断なのか。その点もぜひお示しいただきたかったと考えます。

そもそも、議員定数に関してこれまで十分な議論が行われ、それがきちんと市民に伝わってきたというのであれば、なぜ今回このような請願が出されるのか。

今回の請願者二十名は、日ごろから市政に非常に深く関心を持ち、市議会の活動についても自らの考えを示すことのできる方々ばかりです。議員経験者、あるいは区長、集落長経験者もいらつしやいます。また、市街地の方も、大字の地域の方もいらつしやいます。定数についての考え方もさまざまで、決して削減に反対する方ばかりではありません。経験も、住んでいる地域も、考え方も違う方々がそろって求めているのは、拙速に削減の方向性を示すことではなく、徹底した議論であり、そのための定数削減の方向性の撤回です。

議会運営委員会や全員協議会において、定数については議員一人一人が見識を持ち判断すべきことだという意見も聞かれましたが、

どのような案件であれ、議員それぞれが意見を持ち、それに従って最終的に表決において自身の方向性を示すのは、余りにも当然のことです。ここにいる全ての議員がその自覚を持って議事に臨んでい、ることを疑うものではありません。しかし、十分な議論を経ずして、議員個人の見識や判断をよりどころに事案に当たるのであれば、議会の役割とは一体何なのでしょう。

議会運営委員会では、定数の問題は明確な議論ができる問題ではない、正解はないから議論を重ねても結論は出ない、議会改革とは別にしないと前に進まないという趣旨の意見もあつたようです。

確かに、定数に限らず、これが正解だという形を示せる課題はま、ずないと言つていいでしょう。だからこそ、よりよい答えを導くた、めに、ベストはなくとも、よりベストに近いベターを求めて議論を、重ねるのが議会が果たす重要な役割の一つであることを議会、自らが放棄してはならないと思います。

市民がこの請願をもって議会に求めているのは、議員一人一人が、表決に至るまでに重ねられるべき議論の徹底です。それを私たち議、会が本当に行ってきたのでしょうか。誰に聞かれても、一人一人の議、員がその経過を胸張つて市民に伝えることができるのでしょうか。こ、の議場を出たときに、傍聴されている請願者に何を聞かれても、今、回の定数削減の方向性が出された論拠がどのように形成されたかを、自信をもって説明できるのでしょうか。

議会の役割、議員の責任を自覚する全ての議員の皆様の見識と良

識を信じ、この請願の趣旨を御理解いただき、採択の賛成を求め、
討論いたします。

○議長（永田 章君） 原案に反対する討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 請願第一二号、議員定数削減の方向性を、撤回し、徹底した議論を求める請願書について、委員長報告に賛成、の立場で討論いたします。

本請願書は、西之表市西之表二七四五の三、馬場信一氏及び西之、表市安城七六三の二、榎元一巳氏ほか十八名の連名で提出されたも、のであり、請願内容は、現在、市議会において議員定数問題が取り、上げられているが、傍聴していても、まず削減ありきで十分な議論、がなされているとは思えない、定数削減は直ちに議会運営に影響を、与えるので、この十二月議会における定数削減の方向性を撤回する、よう求める請願書であります。

請願者の方々には、削減ありきで、しかも議論不足に映っている、ようで残念です。私は、十二分に討議、議論され、意見も出尽くし、それらを集約した結果、多数の議員の意見の一致を見た二名削減、定数十四名の改定での提案となつていてと理解をしています。十分、議論を尽くしての提案だと認識する一人です。どうぞ御理解をいた、だきたいと存じます。

御案内のように、議論が不足し、未成熟だと主張する議員もいる、ことも事実であります。その方たちは、多分、自分の意に沿わない

決議内容のために単に駄々をこねているだけなのか、それとも討議、議論、意見の集約、採決などの流れの中で、時間やタイミングも含め若干の見解の相違のどちらかではないかと思われます。

いずれにいたしましても、議員定数問題と議員報酬問題は、二元代表民主制誕生以来のメインテーマであり、永遠の課題であるべきだと考えます。よって、常に研究し、常に議論し、常に理念を持ち合わせていることは、議会制民主政治の議会議員としての基本中の基本姿勢として位置づけておくべきではないでしょうか。今回、この問題が急にどこからか降って湧いてきたような表現は、どうか慎んでいただきたいと思う一人です。

御存じのように、全国の議会でも常に議論されているのと同じく、私ども西之表市議会においても、これまで議会の構成メンバーは入れかわりながらも、長年にわたり継続して、議員定数、報酬問題を初め、議会改革のためには何が必要かの議論を重ねながら、今日に至っておりますことをぜひとも御理解をいただきたいと存じます。

それら長年にわたる議論の積み上げの集大成として、西之表市議会基本条例が誕生し、平成二十五年から施行されている事実が、これまでの取組み状況をつぶさに裏づける確固たる事象だと言えます。先ほど委員長報告もありましたとおり、施行されて既に六年を経過する西之表市議会基本条例第十七条において、議員定数、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、議会の機能、市政の現状と課題、将来予測と将来展望を十分考慮し、市民意

見なども聴取しつつ改正することもうたっております。

新人議員も含め、改選後既に二年近くもたつ今日に至っては、全ての議員がこの議会基本条例を熟読し、理解した上で、基本条例を実践することにより、議員としての責任を果たし、市民の負託に応えるべく、日ごろから議員活動を展開しているべきです。よって、決して拙速でもなく、議論不足でもないと断言できます。

議員定数問題は、いかに市民の意向を反映した議案審議と行政に対するチェック機能が果たせるかという点に配慮しなければなりません。小学校区十二校区を中心に、東西に八・二キロ、南北に二五・二キロ、総面積で二〇五・六六平方キロメートルと広い市域を抱える本市においては、より多くの議員がいたほうが、より多数の民意の反映につながると思うことはごく自然な考えでしょうが、我々は日ごろから市民意向調査、議会報告会の開催、専門家・学識経験者などからの意見を聞くこと、さらには議員自身が民意を把握することに尽くすことで、十分その目的を補える、いや、補うべきと考えます。

むしろ、議員定数が多いと、どうしても限定的な地域代表という性格から開放されない一面も考えられます。目指すべき議会像と基本的な考え方を、今こそ地域代表制の考え方から市民の代表という概念に切り替え、立ち向かう時期に来ていると考えます。

同時に、議員の政務である行政監視と行政評価を適正に行い、市民の意向を的確に捉え、政策提言していくためには、議員として常

に自己研鑽を積むことが求められます。我々は、このことを誠実に希求する中で、より効果的な議会となることもあわせて求めていくべきだと考えます。

地方分権、地方主権の大きな流れの中で、議会にも迅速な意思決定が求められる場面が随時増えております。その意味でも、議員の資質の向上をもって少数精鋭を目指すべきだと考えます。

あわせて、平成十九年四月一日の地方自治法一部改正により、議員の常任委員会の複数所属が可能になったことにより、現在の常任委員会を維持したまま、定数削減下の議会であっても、従来どおりの審議をすることができません。我々はむしろ、この際に、複数所属できることを最大限利用して、委員会定数を増やし、審議の充実を図るべきと考えます。

結びに、議員定数を削減することは、今後より一層の行財政改革を進めるに当たり、自らその範を示すことにもなります。現に、市民の間にも、民間事業者の置かれている厳しい状況を踏まえ、かなり厳しい指摘もあります。むしろ、少数だからこそ精鋭が求められ、議会としての価値が向上するものと考えます。

以上のような基本的な考えに基づき、既に人口が一万五千人を切ることも目前となっている状況とあわせて、議会費については地方交付税措置もない現況の中にあつては、議会が自ら率先して、今こそ議員定数を減らすべきと主張し、委員長報告に賛成の討論いたします。

○議長（永田 章君） 原案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 原案に反対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより採決をいたします。本件に対する議会運営委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よつて、請願第一二号、議員定数削減の方向性は撤回し、徹底した議論を求める請願書は不採択と決しました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定による議会運営委員会から議案第七七号、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案一件が提出されました。

この際、議案第七七号の議案一件を追加上程し、直ちに議題したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第七七号 西之表市議会議員定数条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第一三、議案第七七号、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 下川和博君登壇〕

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第七七号、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

平成三十年十二月十四日。提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

西之表市議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「十六人」を「十四人」に改める。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） 先ほどの議運委員長報告、あるいは同僚議員の討論の中にも出ました西之表市議会基本条例第十七条、ここには、その二項に「議員定数、議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求があつた場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする」とされていますが、今の提案理由説明では、その明確な改正理由というのがわかりませんでしたので、ここに基準等の明確な改正の理由をお示しいただきたいと思ひます。

○議会運営委員長（下川和博君） 明確な改正理由と言われますけれども、これまでしっかり議会運営委員会で議論をしてきまして、全員協議会でも議員皆さん方の意見を拝聴しました。その結果と言いますか、本日こういうふうな形になりましたけれども。

議員定数については、やはり議員自ら改革をしていく、変えていくというのは、私は当然のことだと思っております。今回、この定数をどうしても出したいというふうなところ、昨年からは、議会運営委員会を開催をしてきておりまして、またその都度、皆さん方にも説明を全協の中でできてきている経緯もあります。今回、出したところは、昨年十二月には結論が出せなかつたものですから、今年一年間、先伸ばししたこともありますけれども、やはり今の議運のメンバーで取りかかつた懸案でありましたので、どうしてもこ

のメンバーの中で結論を出していきたいと。

そのために、これまで議会報告会もしてきましたし、区長会ともいろいろ議論してきました。また、議会報告会については、区長会もそうですけども、定数についてと報酬についてというテーマを設けて議論をいただきました。一年間、一回目、昨年でしたけれども、約二百名近くの市民の方に参加をしていただきました。その中でいろいろ御意見をいただいて、あくまでもその御意見を参考にさせていただいて、最終的には私も議員自らがこのことについては判断をするものと考えております。

特に、市民の皆さんから陳情等上がる前に、私も議員自らがこの場で判断をすることと思いましたが、それが提出の根拠になろうかなと思います。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 議長、休憩をお願いします。今の委員長の回答、すいません、もう一回確認させてください。

○議長（永田 章君） 休憩します。しばらくお待ちください。

午後四時三十五分休憩

午後四時三十九分開議

○議長（永田 章君） それでは会議を再開いたします。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま、離席しないで、若干、五分くらい時間をいただきたいと思えます。

午後四時三十九分休憩

午後四時五十三分開議

○議長（永田 章君） 会議を開きます。先ほどの和田議員の質疑に対して、議会運営委員長の補足説明をもう一度お願いいたします。

○議会運営委員長（下川和博君） 大変申しわけございません。提案理由については、理事者からの提案については提案理由がちゃんとついてきますけれども、これまで、議員自ら提案するものについては提案理由等については出していないという経緯がございます。また、提案理由については、私の、請願書での委員長報告のとおりであります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○七番（和田香穂里さん） 条例十七条の二項から考えると、ちょっと今の御説明は不十分なようにも感じるんですが、そこはいいとしてですね、定数、このたび二名を削減し、十四名ということですが、この二名削減で十四名とする算出根拠をお示しくください。

○議会運営委員長（下川和博君） 十四名という根拠と言われてもあれですけども、一番は類似団体等の議員定数等を参考にはしております。あくまでも議員定数については議員個々の判断でありますので、現状維持を望む議員も当然おられました。ただ、議会運営

委員会の総意としては、二名減の十四名となっているところであり
ます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○七番（和田香穂里さん） それでは、さきに報告のあった中に、
議会運営委員会の所管事務調査を行ったとありました。その報告で
は、「削減した場合のメリット、デメリットをしっかりと議論し、市
民や各種団体等の意見もしっかり聞き、その結果を十分に説明し理
解してもらわなければならない」とありました。議運委員長自らが報告書
をつくったと思いますが、このメリット、デメリットを当然議論さ
れてきていると思いますので、議会運営、チェック機能、政策立案
の各面からお示しただけですしょうか。

○議長（永田 章君） ちょっと和田議員、そこはですね、政務調
査のあり方ですから。

「「討論で言うべきじゃないですか」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ですよ。それは討論で行うべきだと思いま
すけども。

「「質疑でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） それはちよつとですね、難しいと思います
が。

○七番（和田香穂里さん） では、結構です。

○議長（永田 章君） あと、あれば討論をお願いします。
ほかに質疑はありますか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 十六名から十四名にするということで、
二名減ということに提案があるということは、これは二名の議員の
役割というのは本当に重要だと思ふんですが、民意が削られるとい
うことについて議論がなされたか。そしてまた、質の向上をどう担
保するかということについて、十六名から十四名にするということ
に当たっての議論があつたかどうかをお伺いしたいと思います。な
かつたらなかつたでいいですけど。

○議会運営委員長（下川和博君） 特に議論はなかつたのではない
かなと思うところです。答えようがない。

○議長（永田 章君） ちょっと、しばらく休憩します。
午後四時五十八分休憩

午後五時開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。議案審議を続行いたしま
す。

先ほどの橋口議員の質疑に対して、下川委員長、再度答弁を求め
ます。

○議会運営委員長（下川和博君） 議会運営委員会でも皆さんの意
見を出していただいて、聞いて判断をしたところでありまして、ま
た、全員協議会の中でも、皆さん全員の意見を聞いて判断をしたと
ころ、十四名が一番多かったということでありましたんで、その中

ではいろいろ、各人いろんな思いは出しておったと思います。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第七七号、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

議員定数について、その方向性を考えるとき、そもそも議会制民主主義とは何か、二元代表制とはいかなるものか、そこにおける議会の機能と議会を構成する議員の役割とは一体どういうものなのかが基点にされなければなりません。議会制民主主義と二元代表制のもとで、西之表市議会はどのような議会を目指すのか、そのためには議員が何人必要なのかをこれまでも多面的に検証し、考察する中

で、現在の十六という定数になっているはずですが。

つまり、今、この十六人が、西之表市議会に必要な人数としてここにいるということをお今回の定数削減案によって自ら否定している自己矛盾をまずは指摘したいと思います。

では、その上でなぜ、身を切ると称してその数を減らさなければならぬのか。今回の改正理由、議員自らが示すというこの改正理由、先ほど、私、質疑もしましたが、どうもひとつ納得のいかないところもあります。

そして、議論されてこなかったことがあるというお答えもありました。議論が不十分だったために、あるいは議論されてこなかったために置き去りにされる、あるいは先送りされる課題が幾つもあることを反対の理由として挙げ、それらを議員の皆様お一人一人に、いま一度お考えいただきたいと思えます。

まずその一つは、西之表市議会が目指す議会の具体的な形はいかなるものなのか、その目指す具体的な形で、議会の機能を果たすために必要な議員の数はどれくらいなのかという原点の課題です。

今、十六を二名減らして十四にするという根拠についても、それぞれの意見とありましたが、そもそもは、このどういう議会の形を目指すのかということから定数というのが考えられなければいけないと思えます。

例えば、三月に総務省の研究会報告書が示した多数参加型議会のように、夜間や休日を中心とした議会運営で、働きながら議員活動

ができるような形で報酬を抑え、多数の議員による討議制を重視する形も考えられます。こういったことは取り上げられたでしょうか。

また、同報告で示された集中専門型議会のように、少数の議員が高い報酬を得て集中的な活動をする専門性重視という形も考えられます。こういった形も検討されたでしょうか。

行政監視を重視するのか、政策評価を重視するのか、政策立案を重視するのか、こういった機能に重きを置くかによっても、議会の形とそれを形成する議員の活動内容は多少なりとも違いが生じ、当然、必要とされる定数も変わってくる可能性があります。

西之表市議会基本条例前文には、「議事機関として立法権限、行政意思決定権限、行政監視権限を積極的に行使するとともに、情報公開の徹底に努め、西之表市議会基本条例を実践することにより、議会の責務を果たし、市民の負託に応える議会を目指す」と理念を定めています。定数削減の方向が出されたこのときに、私たち西之表市議会が目指す具体的な議会の形を市民に対して示せるところまで議論はされたのでしょうか。

次に述べたいのは、議会改革という課題です。

さきに述べた、目指す議会の具体化こそが、いわゆる議会改革だと思えます。今まで取り組んできた議会報告会及び意見交換会や、今年度設置された予算委員会による予算審議、また、議会の動画配信等を含む広報の充実など、今後取り組まれるべきさまざまな改革の一環に議員定数や議員報酬も位置づけられるべきものであり、基

本条例第十七条、先ほどから取り沙汰されておりますが、議員定数、議員報酬の改定に当たっては、行政改革の視点だけでなく、議会の機能も十分考慮すべきとされています。

今回、議会改革と議員定数は切り離して考えるという方向性が全員協議会でも述べられ、議運でもそのように扱われたようですが、この二つは一つの輪の中に位置づけられていて、相互に影響し合うことから、そもそも切り離して考えることができないものであるということが、今回の条例提案には置き去りにされているということを描いたします。

また、報酬との関連、これも切っても切り離せないことです。定数を減らして報酬を上げるんじゃないのかと、今回の条例が出されるという情報を聞いて、そういうふうなところに声を届けた市民もいらつしゃいます。また、報酬を下げて定数はそのままでもよいとか、あるいは報酬をぐっと下げて定数を増やすことを考えられないのかという声もありました。

さきに述べた議会改革の中で、定数と報酬は特に密接に関連していることから同時に論じられなければならないというところを、今回、定数のみを取り上げられたことで、市民の理解や納得は得られるでしょうか。

さらに、先ほど、議運委員長長の報告にも触れられていた、昨年の議運所管事務調査報告に、私が質疑をいたしました定数削減のメリット、デメリットについて、これは全く今まで私は示されていない

と感じております。

デメリットとして、例えば、九月の共同通信による全国議長アンケートの結果が、「定数削減止まらず苦境」との見出しで報道されました。そこでは、議員が少数になり多様な意見が出にくくなっていく、あるいは、定数削減で監視機能の低下を招いたなどの地方議会の議長の声が紹介されていきました。ほかにも、活発な委員会活動ができなくなるおそれや、議員だけでなく議会事務局の負担が増加する懸念等もデメリットとして挙がる部分でしょう。

人口減少を理由とした定数削減は、歯どめがかからなくなる可能性も指摘されています。このようなデメリットを認識した上で、さなるメリットを示し、デメリットへの対策も論じられなければ、定数削減の方向性は非常に危ういものだと言えます。

そして、今回の定数削減の方向性がこのように条例案として提出されるまで、市民にその形も根拠も示されず、市民からの意見の聴取も十分に行われなかったことは、特に問題だと考えます。

議運委員長報告では、議会報告会や区長会との意見交換会で意見を聞いたとされていますが、昨年、議会側からは、議会報告会において定数を考える参考のために皆様の意見を伺いたいという形で投げかけられたと私は記憶しております。そのときに、いつその方向性を明らかにするとか、条例を出す予定があるということなどは伝えず、漠然と「定数についてどう思いますか」と問いかけたただけだと、私は記憶しております。

その結果、市民の方々からは「そんなこと聞かれてもよくわからないよ。あんたたちが考えることでしょう」という声や、「比較対象が近隣の自治体の数値だけでは何とも言えないですよ」という意見も多く聞かれ、削減の声もあつた反面、削減は困る、あるいは離島という事情を考えれば多くてもよいのではという意見も、事実ありました。しかし、結果としては、一部の市民の定数削減の声だけが反映される形で条例案が提出されたとは考えております。市民は置き去りにされたと感じている方がいることは、今回、請願が出されたことでも明らかです。

そして、削減を望む市民の声を無視できないことが一方にあることは理解します。けれど、本当に向き合うべきは、なぜ市民から削減の声が上がるのかということだと思います。人口減少を理由に削減を望む声の本音は、働いていない議員は要らない、必要ない議員に高い給料をやるぐらいなら、その分をもっと有効に使えということではないでしょうか。

つまり、私たち議員一人一人も、この議会そのものも、存在価値を疑われているということだと思います。そこに向き合うことこそが、身を切る改革ではないでしょうか。そこに向き合わずして、人数だけ減らすことは、本当に取り組まなければならない課題を先送りするのではないのでしょうか。

十分に議論を尽くされていないという点は、請願への討論で行いましたので繰り返しません、いま一度これらの課題をしっかりと

議論した上で、改めて定数についての方向性を定めるべきと考えますので、今回の条例案には反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

市議会議員定数、現在十六名を十四名に改めるとの提案でありますが、市民の負託に応える議員のあり方や議会の機能などの重要な審議が、議員には課せられております。しかし、十四名に改めた場合、その機能は十分に果たせるのか、議員の質について、議員自らが資質向上するための自覚と姿勢が再確認されているか、この不安が私は残っております。

私たち一人一人、十六名の議員は、市民に負託され、市民の声を最大限反映するため、議会の内外で奮闘するのが任務であります。そして役割であり、そのために報酬も受け取っております。

そのような重要な議員の役割を果たすための現在十六名でありませんが、特に今回の議会では、一般会計の撤回という前代未聞の事案が発生いたしました。これまでも議案書の正誤表が提出されてきましたが、今回は予算委員会の中でも、他の議員の中では、その件は撤回され説明されたからと指摘さえできない議会であります。こ

ういう本当に議会が市民の負託に応えられているのか、この疑問を大いに私は感じました。

議会の役割は二元代表制が重要な役割であります。市民の立場で行政をチェックする、これが私たちの重要な役割であるにもかかわらず、それが本当に果たされているのか。これは市民の気持ちと、どのようなことなのか。それが本当に、私は今回の議会で痛感をいたしました。

こういう市民の負託に応える議会のあり方、質を確保し、確認する議論のほうが必要なのではないのでしょうか。

市は、人口が今、減っているのだから、市が財政難だから、そういうことの議論に加えまして、議員の質をもっと深く議論する立場、時間が必要ではないのでしょうか。そもそも議員を削減するということは、民意を削り、議員自らがその役割を放棄することにもつながらないのでしょうか。住民の声が届きにくくなるということについての責任について、そういう観点からの議論はされてないと思います。議員の少数精鋭というならば、議員の質的向上についてこそ議論をし、そして十四名の議員で本当に市民の負託に応えられる、そういう質的向上を持った議員であるのかどうか、そういう議論が重要視されなければいけないと私は思っております。

以上、議員削減については、自らの質的向上についての議論が不足しております。このことを指摘をいたしまして、この条例に反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第七七号、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この問題、議会運営委員会のほうでも、長い間議論させていただきました。議論を重ねて、それぞれの委員さんが意見を述べ合って今日の日を迎えたということを、議会運営委員会のメンバーの方も議員の皆様もお知りおきいただければと思います。

反対討論者の中にさまざまな御意見がございました。一見もつともかと思えます。議会の目指すべき姿はどうか。議会の改革はどうか。私もこれまでそのような問題も勉強させていただきました。そして考えてまいりました。

十六人の議員の中、人数は何名でも構わないわけですが、複数いる議員の中で、議会がどうあるべきか、議会の改革はどういうふうに進めていくべきか、また、定数や報酬についてどうしていくのか。抽象的な問題は、ある程度抽象的な言葉で結論を出すことができるかもしれません。しかしながら、議会が目指すべきものはどうか、改革はどうか、これは常に歯車のように回っていき、その状況状況で変わっていくのが現実の姿だと思っております。

このような議論を長々としても始まりませんが、私自身は、議会改革と定数削減は分離して議論可能かという問題提起をされました。

議会改革、先ほど別の討論で議員の方がおっしゃいましたが、議会改革とは、常に我々議員が常に市民と語りながら、時には議論もしながら、その中で話し合ってきたものであります。今日、定数問題について、一応の結論が出てまいります。この結論に関しても、議会が終われば、我々議員はそれぞれが市民のもとに帰り、市民と話し合い、市民の意見を聞きながら、議論をして説明をしていくわけであり、そのような意味でも、議会は市民とともに常にあるわけであり、市民の意見を聞きながら、議論をして説明をしていくわけであり、市民の意見を聞きながら、議論をして説明をしていくわけは一切あり得ない。そういうふう信じるわけであり、

また、議会改革と定数削減、一体として考えなければならぬとなれば、定数削減の問題は、議会改革はこれから未来にわたって常にあるわけであり、議会改革に結論は出さなければなりません。常にそのときの最善の議会改革を続けていかなければならないものであります。そう考えるならば、議会改革、定数削減問題、定数問題をともに考えようというのは、単なる問題の先送りとしか私には映らないわけであり、

また、これまでの二年間にわたる議運の調査、議論、そして全員協議会の中での議員各々の議論も無視するものではないか。反対討論者の討論の中に、討論者の方たちは「真面目に議論をしていない。十分な議論をされてない」とおっしゃいますが、今日、二名削減という立場で賛成討論をさせていただいております。この二年間、それ以前から、真剣にこの議論をさせていただき、また市民の声も聞

き、議論をしながら、今日の賛成討論の場におけるわけでありませぬ。

これは、各々の議員が、全ての議員が、私と同じように真剣に考えて結論を出される、そう信じるわけでありませぬ。

抽象論を申し上げて議会を空転させてはなりません。市民の生活は日々動いております。その市民の日々の生活を守りながら、きちんと未来をつくっていくのが、我々議員の職務であります。そのことを忘れてはならないと思ひます。

以上で、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△総務文教委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、総務文教委員会所管事務調査報告を行います。

鮫島総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会は、平成三十年十一月十三日から十五日かけて、熊本県山鹿市及び氷川町において、所管事務調査を実施しましたので、御報告します。

まず、山鹿市において、学力向上対策、不登校削減のための取り組み、インクルーシブ教育システムについて、調査を行いました。

山鹿市は、熊本県の北部に位置し、面積が二九九・六九平方キロ、人口は五万二千三百四十五人、二万一千八百七世帯、小学校数十二校、児童数二千五百五十八人、中学校六校、生徒数千八百十五人となっております。

初めに、学力向上対策と不登校削減のための取り組みについて報告します。

山鹿市は、「日本一の学園都市やまが」を目指して、さまざまな取り組みを行っていました。

まず、学力向上対策については、教職員の指導は校長や教頭の役目ということで、教育委員会は管理職の研修に力を入れ、リーダーとしての力をつけさせているとのことでした。

また、まとめと学び合いを大切にした授業への転換を行っており、中学校では、習熟度に応じたクラス編制を行い、最初は手探りであったようですが、子どもたちを中心に考え、教職員が自主的に動くようになっていき、それが結果につながったとのことでした。

次に、不登校削減のための取組みについてです。

学校における全ての課題を解決する方法は子どもと触れ合うこととし、登校時の様子を観察する目的や、職員が不在のときにいじめが発生しやすいことから、まず職員会議をなくしたそうです。職員朝会や会議、研修が通例となっていて、減らすことに抵抗のある職員も少なくはなかったそうですが、子どもと触れあう時間の大切さを訴え、実践したとのことでした。

また、会議がなくなることで職員の不安もあつたことから、行事の手引きや指導の手引きと呼ばれるマニュアルを作成し、行事が終るたびに、職員それぞれが改善点を書き込んでいき、それを職員全員で共有し、業務の効率化を図っていました。このように、子どもとかかわる時間を増やし、今まで以上に教職員が本務に集中できる環境づくりに入れた結果、不登校の児童生徒が激減し、平成十八年度は六十四名だったものが、平成二十九年度には十一名となったとのことでした。

次に、インクルーシブ教育システムについて報告します。

インクルーシブ教育とは、障害のある子どもとない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶ教育のことで、西之表市と同様、山鹿市においても、子どもの数は減ってきていますが、支援が必要な子どもの数は増えている現状でした。

山鹿市では、平成二十五年九月から文部科学省より指定を受け、特別支援教育に精通した校長や行政経験者等を合理的配慮協力員と

して熊本全域から招聘し、全中学校六校区に配置してスタートさせました。

主な取組みとして、ユニバーサルデザインの授業づくり、ケース会議の充実、移行支援・個別の教育支援計画等の充実を図っていました。中でも、ユニバーサルデザインの授業づくりは、どの子にもわかりやすい授業づくりということで、通常学級においても全面揭示の整理、一時間の時間の見通し、めあて・学び合い・まとめ等の掲示を充実させ、わからないと言える雰囲気づくりを行っているとのことでした。このような工夫をすることで、通常学級担任と特別支援担当者との差が小さくなっており、同じ目線で対応ができるようになっていっているそうです。

また、インクルーシブ教育を進めるには、保護者や地域の理解・協力が重要ということで、山鹿市でもその説明や協力依頼に時間をかけたそうです。その結果、現在、医療機関や福祉機関など四十七ものさまざまな外部機関とつながり、連携がとれているとのことでした。

今後も、障害のある子どもとない子どもがともに学び、過ごすことができるよりよい環境をつくっていくためにも、周囲の理解と協力の重要性を改めて感じました。

以上、山鹿市では、子どもたちのためにという熱い思いで、教育長のこれまでの経験を生かした強いリーダーシップのもと、さまざまな取組みが実践され、結果につながっていました。「どの子ども我

が子と違って接すること」、教育長のこの言葉が、全ての取組みの根底にあると感じるとともに、教育の信条として、「人間関係で学校に行きづらくなった子どもを救うには、より深い人間関係を築くことしかない。甘やかしかかりや指導のないかかわり、逃げ腰のかかわりを指摘し、本気で叱り、本気で褒めてやるというこだわりを持ったかかわりは、いつかは理解される」という言葉に、一貫した教育理念を強く感じることでした。

次に、氷川町では、ICT活用教育について調査を行いました。

氷川町は、熊本県のほぼ中央に位置し、面積は三三・三平方キロで、人口は一万一千九百五十八人、四千五百六世帯で、小学校三校、五百九十八人、中学校二校、生徒数三百十三人となっています。

氷川町は、人口が西之表市より少ない自治体であるものの、平成二十九年までの三年間をかけて、中学校全生徒、小学校は五、六年生に一人一台のタブレットを導入していました。

小学校では、タブレットや電子黒板等を実際に使った授業を見学させていただきました。体育の授業では、タブレットを活用し、後転をする様子を子ども同士で撮影し合い、それを大型テレビに写し、どこがよかったか、悪かったか、どうすればもっとよくなるかをみんなで話し合っていました。

また、デジタル教科書も導入されており、子どもたちの考えなどをタブレットに書き込むことで、協働的活動を行うことができ、伝え合うことに有効であるとのことでした。

しかし、全てをICTに頼るのではなく、板書や切ったり張ったりなどのアナログとの連携が大事であり、日々の授業の中でICTを効果的に使うことで、いかに子どもたちを伸ばしていくか、わかりやすい授業にするかが必要であるとのことでした。

ICTを活用するために当たったの教師の負担については、氷川町ではICT支援員を導入しており、わからないところは個別に教えてもらい、よりわかりやすい授業となるよう、アイデアを出し合っており、支援員がいるおかげで担任の負担が少なくなっており、本来の子どもたちのかかわりが増えているとのことでした。

今回の授業参観では、子どもたちがタブレットを当たり前のよう
に操作し、みんなで考えを出し合ったり話し合ったりする生き生きとした姿が見られました。校長先生が、教育委員会の支援や体制が整っていたからこそとおっしゃっていました。確かに、ICTの導入には大きな費用がかかることですが、ICTの活用により教育の幅を広げるといふ意味で、これからの将来、必要不可欠なことであると感じました。

以上、報告を終わります。なお、詳しくは資料を事務局に備えておりますので御観覧ください。

△航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告を行います。

「航路改善港湾整備特別委員長 田添辰郎君登壇」

○航路改善港湾整備特別委員長（田添辰郎君） 平成三十年度航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、十一月十二日から一泊二日の日程で、種子屋久高速船の曜日運行や、新船又は代替船導入について、種子屋久高速船株式会社を訪問し、所管事務調査を実施いたしましたので、その報告をいたします。

会社側からは、市丸社長、森副社長ほか三名、合計五名の方に御出席いただき、二時間にもわたり、積極的かつ丁寧に対応していただきました。まず、市丸社長に歓迎の御挨拶をいただき、委員会側からも、急な依頼に対応していただいたことへの感謝を伝え、本委員会が昨年度実施した国土交通省への要望活動の内容や、平成二十九年四月に施行された特定有人国境離島特措法の地域社会維持推進交付金を活用した運賃低廉化事業、滞在型観光促進事業などへの協力、高速船運航の持続などについて要望し、種子島航路に関する意見交換を行いました。

意見交換の主な内容にいたしましては、森副社長から高速船導入の経緯や、新船又は代替船導入の可能性について説明がありました。現在、種子島屋久島航路で運航している高速船は、過去にベトナム戦争（一九七二年終結）で活用できないか検討されたこともあるポーング社製のものであり、船体が重く、瞬発性に欠けていたため、仕様変更され、現在のスタイル、離島航路で多く使用されている旅

客用高速船となった経緯があります。

現在、運航会社が保有する高速船は、トッピー三隻、ロケット三隻、合計六隻であり、それぞれ所有会社二社から出し合い、運行時間数をもとに賃貸契約を締結しています。最も新しいもので運航期間が二十年を超えており、古いものでは四十年近くにもなることから、老朽化が激しく、メンテナンス費用もかさみ、安全運航、健全経営の両面で苦慮しているとのことでした。

そのような状況の中で、当時の生産数や需要、また二十年以上新しく造船されていないことを考えると、今後、高速船の中古船が市場に出てくる可能性は極めて少なく、中古船での代替は非常に困難であるとのことでした。

また、新船導入についても、船体の建造費用だけで五十億円以上かかるため、仮に、発注・導入をした場合、運賃を現状の二倍にしても採算性が合わず、利用者負担も倍になり、需要の減少も危惧されるため、運航会社単独での導入は極めて困難であります。

ジェットフォイルと呼ばれる従来の高速船以外にも、JR九州がオーストラリアに発注した新型高速船トリマラン（三胴船）の導入も検討されましたが、大隅海峡などの高波の海域では、就航率五〇%くらいしか見込まれず、購入額についても、従来の高速船同様五十億円以上となるため、導入は厳しいとの見解が示され、現時点では、新船・代替船どちらにおいても導入をする予定はないとのことでした。

運航会社から、種子島屋久島航路は補助金対象に該当していないため、国の現存の補助制度では、種子島屋久島航路に関するメリツトはないと考えている、そのため、ぜひとも政治家に力を入れて動いていただき、最終的には国土交通省を動かして欲しいとの意見をいただきました。例えば、五十億円くらいの建造費が予測されるならば、二十五億円くらいを造船会社に補助し、二十五億円くらいで生産できるような国の働きかけが必要ではないだろうかとの要望がありました。

続いて、高速船の曜日運航について。現在、種子島航路は、平日の利用状況が年々減少傾向にあるため、需要に合わせて運航しています。現行のダイヤでは、種子島発の始発便と鹿児島発の最終便において曜日運航を行い、便数の調整を行っていますが、これに対し、島民の通院等による利用を考慮し、宿泊費などの負担を軽減するため、昼間の便など別便での減便を含め調整することはできないか要望いたしました。

これにつきまして、島民と観光客の両方の利便性を考慮しながら運航しており、実績として、一便当たり二十人から三十人程度の乗客しかいない便もあり、運賃値上げの問題とも絡んでくること、また、別便での調整についても厳しい状況であることをぜひ御理解いただきたいと思います。

最後に、いずれの問題も、その解決の鍵は、観光産業の振興が基本であり、観光客の増加・交流人口の増加に向け、行政関係者を初

め、観光業関係者・島民を含め、三位一体の努力が今後とも重要であるとの共通認識のもとに、意見交換会、政務調査を終えました。以上で報告を終わらせていただきます。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められていきますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 平成三十年第四回定例市議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

十一月二十八日に開会いたしました十二月議会は、本日十二月十四日までの十七日間、各議案について熱心に審議を賜りました。まことにありがとうございました。

今回の議会においては、事務のミス、管理の不十分さにより、議案を撤回するという、あってはならない事態を起こしてしまいました。早急に再発防止策を講じ、気を引き締めてチェック体制の強化に努めてまいります。

この件で議会運営に多大な御迷惑をおかけしまして、まことに申しわけございませんでした。重ねましておわびを申し上げます。

また、今回の議会では、一般質問や議案審議の中で、たくさんのお意見や御提案をいただきました。一つ一つかみしめながら、今後

の市政運営に生かしていきたいと考えております。

一方、国におきましては、月末には閣議で政府予算案が示されることと思えます。市民の福祉向上のために、その動向に注視し、必要な予算の確保に努めていきたいと考えております。

さて、師走も半ばとなり、まちなかではクリスマス飾りがなされ、正月の準備も始まっております。今議会早々に先議をいただきました施策によるプレミアム付商品券も発売されたようであります。本市の経済活性化の一助となるよう願うものであります。

終わりに、議員各位、市民の皆様のみならずの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成三十年第四回定例議会が、皆様方の御協力のもと、全ての日程を終えることができましたことを、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、京都清水寺で発表された、今年の世相を表す一字に天災の「災」を選んだとのことであります。その理由として、台風・大雨による災害、また地震、大規模な地滑り等が発生、日本全国で甚大な災害が起きたことによるものというところであります。

私ども種子島においても、台風等の影響で農産物を初め、多くの被害が発生したことは御承知のとおりであります。

特に、本市の経済に大きく影響するさとうきびにおいては、ここ三年間、これまでにない被害により農家の皆様の生産意欲の低下が心配される中、今回の補正において、さとうきび等の経営安定対策支援、また、商店街の活性化の一つとして、プレミアム付商品券に対する補助等、評価すべき施策を講じていただきました。

「災いを転じて福となす」ということわざがあります。不幸な出来事にくじけずに、これをきっかけにして幸せになるように頑張るとの意味もあるようであります。人事を尽くして天命を待つという言葉もあります。八板市長におかれましては、引き続き、市民福祉の向上、さらなる産業振興等に対する施策を講じていただくよう、強いリーダーシップを望むものであります。

また、本日最終本会議において提案されました西之表市議会議員の定数について、現行の十六名から十四名とすることに決しました。今回の改選より適用することです。

これまで、下川議会運営委員長を中心に、議会運営委員会で二年間にわたり、政務調査等も含め、その方向性を議論いただきました。先ほどの討論でもおわかりのように、議員個々の思い、考えは十分御理解をいただきますが、議会自らの取組みで判断されたことは、市民の皆様にも御理解をいただけるものと思います。今後とも、議会運営等について新たな改善策を講じていかなければならないもの

と思えます。

改めてこの一年を振り返ってみますと、明治維新百五十周年ということで、鹿児島県内、「西郷どん」で大いに盛り上がりました。敬天愛人の名言を改めて考えさせられた一年でありました。

私ども西之表市においても、市制施行六十周年、記念すべき関連行事で、この一年、大いに盛り上がりました。これまで市政発展のために御尽力いただいた先人たちの功績はもとより、市民、各団体、関係機関の皆様改めて感謝を申し上げます。

行く年、来る年、実に早いものであります。皆様におかれましては、この一年間大変お疲れさまでございました。来る年がすばらしい年でありますように御祈念を申し上げます、閉会に当たり、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成三十年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後五時四十七分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

九 番 議 員

一 〇 番 議 員